

国立国語研究所学術情報リポジトリ  
日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準  
の開発：報告書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-06-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日本語教育基盤情報センター学習項目グループ メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15084/00001358">https://doi.org/10.15084/00001358</a>

日本語教育における  
学習項目一覧と段階的目標基準の開発  
—報告書—

2009（平成21）年9月

独立行政法人 国立国語研究所

国立国語研究所報告 128

日本語教育における  
学習項目一覧と段階的目標基準の開発  
— 報 告 書 —

2009（平成21）年9月

独立行政法人 国立国語研究所

## 刊行のことば

現在、日本では在住外国人の多様化が進み、特に 1990 年代以降、日系人を中心として、就労を目的に来日する外国人が急増しています。これらの人たちは、日本に長期滞在あるいは永住することを希望する場合が多く、そうするために、現代の日本社会の一員として生活する上で必要な日本語を身に付けることを余儀なくされます。では、「生活する上で必要な日本語」とはどのような日本語なのでしょうか。また、それを明らかにするには、どういった視点や調査研究が必要なのでしょうか。

当研究所は、この課題に応えるための調査研究「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発」を、平成 18 年（2006 年）から 5 か年計画で開始しました。そして、日本語教育基盤情報センター学習項目グループが、この調査研究を中心に担当し、移民等に対する自国語教育の内容等に関する国内・海外の調査、国内在住外国人の日本語使用・日本語学習ニーズに関する調査などを進めました。本報告書は、その成果をまとめたものです。

国立国語研究所は、国の独立行政法人整理合理化計画により、平成 21 年（2009 年）9 月末をもって独立行政法人としては解散します。それに伴い、本調査研究は、当初の 5 年間の計画を 3 年半に縮小することとなりました。計画半ばで本調査研究を閉じるにあたり、これまでの研究成果を広く公表し、多くの方々に活用していただくことと、今後、本調査研究の趣旨を別の形で展開していくためのよりどころを示すことを目的に、本報告書を刊行することとしました。本書が、在住外国人に対する日本語教育、外国人の受け入れ政策などを検討する際の一助となれば幸いです。

最後に、本調査研究を進めるにあたり、貴重な資料及び情報を快く御提供くださった国内各地の国際交流関係及び日本語教育関係の団体や担当者の方々、海外の言語教育関係者及び言語教育政策担当者の方々に深くお礼申し上げます。

平成 21 年 9 月

独立行政法人国立国語研究所  
所長 杉戸 清樹

# 目 次

刊行のことば

## I. 「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発」の概要

### —「生活のための日本語」開発に向けて—

金田智子 1

1. 研究の趣旨 .....	1
2. 「生活のための日本語」をどう捉えるか .....	2
3. 研究の方法 .....	3
4. 「学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）案」：	
「領域」「場面」及び「行動」一覧の作成過程 .....	5
5. 「学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）」における「知識」の扱い	
について .....	8
6. 在住外国人の日本語使用実態と学習ニーズに関する調査について .....	8
7. 本報告書の内容及び構成 .....	9

## II. 学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）案

金田智子・福永由佳・黒瀬桂子 11

## III. 日本で生活する外国人等の日本語使用実態及びニーズに関する

### 先行調査研究概観 一質問紙調査を中心に—

谷啓子・武田聰子・矢部まゆみ 25

1. はじめに .....	25
2. 先行調査研究の収集 .....	25
3. 日本で生活する外国人等の言語使用実態・ニーズに関する調査研究の流れと背景	26
4. 対象別にみた質問紙調査 .....	28
5. 先行調査研究から得られた示唆と課題 .....	44
6. おわりに .....	48

## IV. 国内外の移民等に対する自国語教育

### —日本<中国帰国者に対する日本語教育>—

黒瀬桂子 55

1. はじめに .....	55
2. 教材開発にむけての基礎的研究 .....	55
3. 教材開発 .....	58
4. 「指導項目表」作成 .....	61
5. 新たな課題 .....	64
6. カリキュラム開発 .....	66
7. おわりに .....	69

V. 国内外の移民等に対する自国語教育 一アメリカー	福永由佳	73
1. はじめに .....		73
2. アメリカにおける移民受け入れの現状 .....		73
3. 移民に対する英語教育 .....		73
4. CASAS のコンピテンシー .....		76
5. 生活のための学習項目一覧の開発に向けて .....		87
VI. 国内外の移民等に対する自国語教育 一オランダー		
.....	金田智子	93
1. なぜオランダなのか .....		93
2. 移民等外国人に対する市民統合政策の概要 .....		94
3. 移民等外国人に対するオランダ語試験 .....		94
4. オランダのシステムから学ぶこと .....		109
5. 今後に向けて .....		112
あとがき		
金田智子	117	
〔成果公表活動一覧〕 .....	118	
《資料》		
I. 日本で生活する外国人等の日本語使用実態及びニーズに関する先行調査研究一覧		
.....		123
II. 国内外のシラバス		
1. 日本のシラバス—中国帰国者のための日本語教育：目標構造表— .....		143
2. アメリカのシラバス—CASASコンピテンシー一覧— .....		155
3. オランダのシラバス		
—移民等対象の市民統合テスト出題のためのシラバス— .....		165
報告書の入手方法 .....		
		255

# I. 「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発」の概要 －「生活のための日本語」開発に向けて－<sup>1</sup>

金田 智子

## 1. 研究の趣旨

独立行政法人国立国語研究所日本語教育基盤情報センター学習項目グループは、平成18年度（2006年度）より平成21年度（2009年度）上半期まで、調査研究事業「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発」に取り組んだ。本報告書は、この3年半の研究の主な成果をまとめたものである。

今後、日本で生活する外国人はますます増えていくことが予想されることから、外国人が**社会の一員**として地域社会に根付き、職場や学校等で活躍できるよう、身に付けるべき日本語能力とは何か、在住外国人の**生活者**としての側面に注目し、彼らにとって必要な日本語とは何かを検討することは、国内における外国人の受け入れ拡大に関わる重要課題である。本調査研究は、国内外の先行事例を参考にしつつ、具体的な調査データをもとに、在住外国人が日本で生活するために必要な日本語の「学習項目一覧と段階的目標基準」を開発し、日本語学習内容の選定・カリキュラム作成、教材や試験の作成における基盤的な資料を提供しようとするプロジェクトである。

これまで、日本語教育の世界では、中国帰国人、難民、研修生、留学生、ビジネス関係者等に対しての日本語教育の内容・方法が広く検討されてきた。同時に数多くの教材が開発され、日本語の能力を測るテストも複数存在している。日本語教育が盛んになった1980年代からこれまでの間に、日本語教育の環境はかなり整備されてきたと言えるが、就労を目的として来日した外国人に対する日本語学習支援、学習の到達目標の明確化、そして、日本社会全体の日本語学習者や在住外国人に対する理解促進などにおいては、十分とは言えない点がある。具体的には、(1)「生活者」「社会の一員」という観点の希薄さ、(2)在住外国人及び一般日本人が参照できる学習目標・項目一覧・能力基準等の欠如、といった課題が挙げられる（金田、2008a）。

たとえば、現在、市販されている日本語教科書は幅広いニーズに応えるものとなっているが、在住外国人の「生活」の側面を中心に据えたものは少ない。また、「生活」を中心にはじめている教材であっても、買い物や交通機関の利用、医療機関の利用といった、日常生活に不可欠な場面の学習にとどまっている場合が多く、地域社会で近隣の人々と共同作業をし、子どもの学校で問題提起をするといった、積極的な社会参加のための日本語が扱われているものは管見の限りでは存在しない。

また、日本国内で実施されている教育プログラム、教材、テストなどの全体を見渡してみると、「生活者」「社会の一員」の視点を持つものが不足しているだけでなく、現存する

ものについても、相互の関連性は見えにくい。ここで言う、「相互の関連性」とは、日本語を学ぼうと思った人が、自分の能力や目的に照らし合わせて教材を選ぶことができるような情報、たとえば各教材の目指す到達目標の相互関係のことである。学習者自身、あるいは、外国人を雇用しようと考える一般の日本人が、この教材を終えた人、このテストに合格した人、というのが実際のところどのような日本語能力を有しているのか、を知るための情報や基準がないのである。これは日本語の学習者全体にとって、あるいは外国人を受け入れる日本社会にとって、不利益な状態をもたらしているのではないだろうか。

今回、本プロジェクトを立ち上げるにあたっては、すでに存在しているシラバスや教材をもう一度見直し、同時に成人日本語学習者というものを今までの枠組みにはよらず、「生活者」あるいは「生活」という側面に焦点をあてて捉え直した。そして、彼らが**日本社会の一員**として生きていくうえで必要な日本語を検討することはできないかと考えた。日本で生活するために必要な日本語というものを、新たな視点で一覧化し、段階化するという発想で作業を進め、その結果を、在住外国人に対する日本語教育のプログラムの開発や運営、教材開発、評価方法の検討等に関わる方々と共有・改良し、今後の日本語教育の内容や方法を検討する際の基盤情報としたいと考えたのである。

## 2. 「生活のための日本語」をどう捉えるか

在住外国人の滞在の長期化・家族化にともない、住居と職場の往復、生きるために最低限の言葉のやりとりをするだけでは、彼らの生活は成り立たなくなってきた。働き手としての役割だけでなく、子どもの親・家族としての役割も担うようになり、教育や医療の問題に対処していくかなくてはならないのである。職場の一員としてだけでなく、社会を構成する一員、地域に暮らす人として、その地域社会を日本人や他の外国人とともに生き、暮らしやすい社会を作っていく役割も求められる。では、そういった在住外国人にとって必要な「生活のための日本語」とは何だろうか。

「生活」に注目した教科書のさきがけである『中国からの帰国者のための生活日本語（生活日語）』の目的は、「一時的な外国人来訪者とは異なり、より深く日本の生活に入り込んで活動し、働いていく帰国者のために日本語能力を身に付けさせ」ることであり（文化庁、1983, p.4），日本の社会生活に深く関わることや働くことに関わる日本語を「生活のための日本語」として捉えていることがわかる。

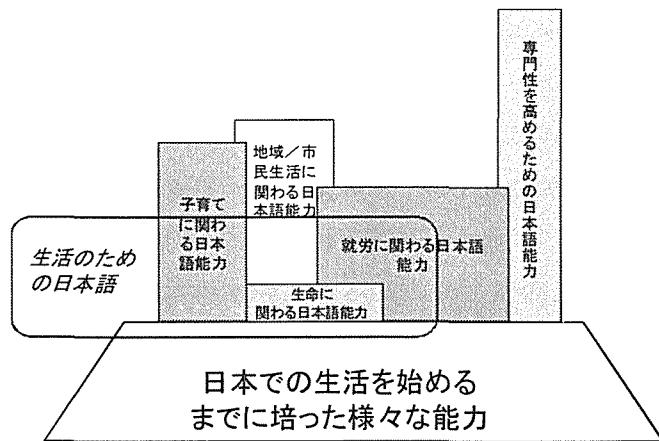
また、難民に対する日本語教育を長年にわたって担ってきた国際救援センターは、「日本語を母語としない人が日本で暮らし、日本で働き、自立した生活を営んでいくために必要な日本語」を「生活のための日本語」としている（財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部、2006, p.1）。そして、「生活のための日本語教育」を「日本語を母語としない人が、日本社会の一員として、自立した生活を営むために必要な、第二の言語としての日本語を学ぶための日本語教育」と定義している（同、p.3）。

ここまで述べた、「生活のための日本語」に関する課題や先行研究における定義を踏まえ、本調査研究では、「生活のための日本語」を以下の方向性で捉えていくこととした。

- ①在住外国人が社会の一員として地域に根づき、十全な生活を送ることを可能にするもの
- ②人間関係構築、生活場面拡大のための日本語
- ③「準備教育的内容」ではなく、「日本語使用は来日時から始まり、日本語学習は長期にわたること」を意識したもの
- ④社会参加や自身の多面的な成長の「段階（度合い）」に応じたもの
- ⑤学習意欲及び習得を促すよう、段階化されているもの
- ⑥学習者自身も学習者に関わる人も共有できる、学習過程の見取り図の元となるもの
- ⑦リソースやストラテジーの利用も能力として意識したもの

また、「生活のための日本語」とは、図1に見るように、生命や生存に関わるものから、子育て、市民生活、就労に関わるものまで、様々な日本語を含む。しかし、たとえば就労に関して言えば、仕事の分野ごとに異なる専門的な日本語と、分野や現場によらずどこでも求められる日本語とがあり、そのいずれを「生活のための日本語」と捉えるかは検討の余地がある。何をどこまで含めるのかについては、複数かつ多面的な調査研究に基づいた検討をする必要があり、容易には明らかにすることはできない。また、日本語能力は、他の能力や知識から切り離したり、それだけを伸ばしたりできるものではない。特に、成人の日本語学習の場合は、各人が日本に暮らし始める前に身に付けていた言語能力以外のものも含めた様々な能力が生かされるべきである。同時に、成人が身に付ける必要のある能力と「日本語能力」の中には不可分の要素があるとも考えられる。

本調査研究では、「生活のための日本語」の定義を一文で表わすことを保留し、先に述べた方向性を念頭に、各種作業を進めることにした。



[図1 定住型外国人の能力に関するイメージ]  
(金田(2008b)を一部修正)

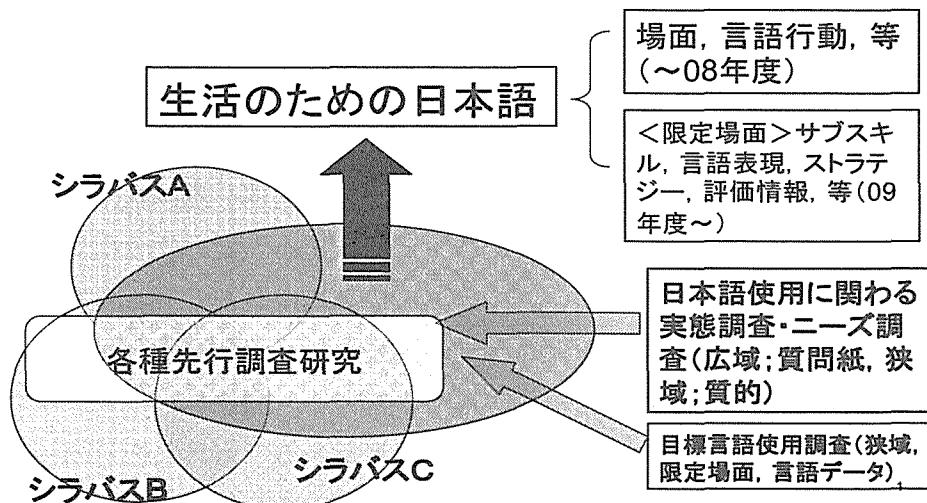
### 3. 研究の方法

この調査研究では、並行して複数の作業を進めてきた。まず、国内外の先行事例や先行研究の概観を行った。国内の日本語教育に関しては、中国帰国者、難民、研修生などに対

する教育内容比較のための情報収集を行い、同時に国内に流通している初級教科書の分析を行った。初級教科書の分析は、現在の日本語教育の世界で、日本語能力がどのように捉えられ、教えられているのかを知るためである（福永・武田・黒瀬・金田, 2008）。海外については、移民等外国人の受け入れの歴史がある国々（アメリカ、ドイツ、オランダ、韓国、カナダ、オーストラリア）を対象に、情報収集を行った。アメリカ、オランダ、ドイツ、韓国については、訪問調査も実施し、特に、アメリカとオランダにおける移民等に対する自国語（移動先の言語）教育のシラバスや到達目標について、その歴史的な背景や各種法律、理論的枠組み、作成過程、学習項目、カリキュラム、評価方法、等を調べた。

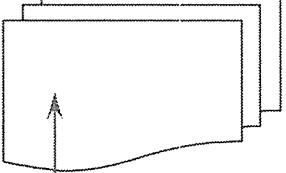
また、国内在住外国人の言語使用実態や学習ニーズに関する調査研究に関する報告書等を収集し、一覧化すると同時に、調査方法と調査結果について分析をした。そして、国内在住の外国人がどのような生活場面で日本語を使用しているのか、どのような日本語学習ニーズがあるのかについて、インタビューやダイアリー記述による調査と、全国規模の質問紙調査（科学研究費による）を実施した。並行して、「日本語能力」を再検討するために、「コミュニケーション能力」に関する研究、キー・コンピテンシーを始めとする、現代社会を生きる者にとって必要な能力に関する研究について調べた<sup>2</sup>。

以上の過程を通じて、「学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）」の枠組みを検討し、項目一覧の整備に向けて作業を進めてきた。本調査研究で行おうとした各種作業と、「生活のための日本語」の関係は図2のとおりである。



[図2:「生活のための日本語」とその策定方法との関係]

項目一覧のイメージは図3に示したとおりである。これは現段階の案であり、将来的には、「段階的目標基準」の要素を組み込んでいくことにより、全体の枠組みが変わる可能性がある。また、本報告書で紹介するのは、この一覧の左に位置する、「領域」「場面」「行動」

領域	場面	行動	要望／難易等 (使用実態調査の結果に基づく)	スキル／サブスキル	知識	語彙	<限定場面について> 言語表現等
子どもの教育	中学校	子どもの担任と進路について相談をする	(使用実態調査の結果に基づく)	読む／手紙；情報を得るために読む、指示を読む 書く／申し込み用紙；名前を記入する、希望日時の印を付ける 話す／情報を要求する、情報を提供する、明確化要求をする、助言を要求する、希望を伝える	日本の学校体系、入試制度、授業料、奨学金制度…	高校、普通高校、普通科、商業高校、商業科、工業高校、工業科、公立、私立、付属、受験、入試、内申書、筆記試験、面接…	 <p>○実際の接触場面（日本語非母語話者と母語話者、非母語話者同士のやりとりの場面）で収集したデータ。      • 音声、映像      • ストラテジー      • 非言語行動      • 評価データ 等</p>
	中学校	高校入試説明会に参加する		読む／手紙；情報を得るために読む、指示を読む 話す／情報を要求する、情報を提供する、明確化要求をする	日本の学校体系、入試制度、授業料、奨学金制度…	高校、普通高校、普通科、商業高校、商業科、工業高校、工業科…	

[図 3:「生活のための日本語」一覧のイメージ]

のみである。また、これら「領域」「場面」「行動」の各項目及び名称も暫定的なものであり、今後、項目の整理及び項目間の包含関係などの精緻化が必要である。

#### 4. 「学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）案」：「領域」「場面」及び「行動」一覧の作成過程

これまでの作業を踏まえて作成した「学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）案」のうち、「領域」「場面」及び「行動」を次章に掲載（金田・福永・黒瀬（2009）を修正したもの）するが、この一覧の作成過程及び方針は次の通りである。

この一覧は、移民政策の先進国であるアメリカとオランダにおける自国語教育の内容と、日本国内における中国帰国者向け教育の内容の比較対照結果を基礎に、生活のための日本語や地域日本語教育に関する各種調査の分析結果、「コミュニケーション能力」や「キー・コンピテンシー」の先行研究分析等、各種作業から得られた知見をもとに作成したものである。この一覧の基礎に据え、比較対照を行った資料は以下の3種である。尚、これらの資料に関しては、「IV.」～「VI.」で詳述する。

- (1) 日本：中国帰国者定着促進センターが中国帰国者向けの教育内容として開発した「目標構造表」。
- (2) アメリカ合衆国：成人教育の評価専門機関 CASAS (Comprehensive Adult Student Assessment System) が作成した、成人対象 ESL 教育及び成人教育の内容に関するコン

ピテンシーの一覧（『CASAS Competencies: Essential life skills for youth and adult』2003年版）。

(3) オランダ：移民等を対象とした市民統合テスト（Inburgerings examen）出題のためのシラバスである「統合の最終達成目標（Eindtermen inburgering）」。「オランダ語の達成目標（Eindtermen Nederlandse taal）」と「オランダ社会に関する知識の達成目標（Eindtermen kennis van de Nederlandse samenleving）」からなる。

これ以外に、自国語教育の目標基準としては、オーストラリアの CSWE (Certificate in Spoken and Written English) やカナダの CLB (Canadian Language Benchmarks) などがあるが、いずれも、言語に関する知識・能力を枠組みとしている。それに対し、今回の一覧の土台となった上記3種のシラバスは、それぞれの社会で生きていく人々が、どういった場面・状況でコミュニケーションを行うことが期待されるか、そのための知識・能力は何なのかということを明らかにしているものである。「社会の一員」として活躍できるようになるための日本語、「生活」あるいは「生活者」に焦点化した日本語教育を考える際には、個々の文脈、つまり、一人一人が生きている生活や人生の各種場面を中心に据えることが重要だと考え、これら3種を主な分析対象とすると同時に、一覧の土台とすることとした。

これら3種のシラバスに挙がっている項目について比較対照表を作った結果、以下のような共通点が見られた（福永・金田・黒瀬, 2008；金田・福永・黒瀬・武田, 2008）。

- ・ 「言語」を中心とした領域と「社会生活を営むための知識・能力」を中心とした領域が互いに切り離せないものとして存在すること
- ・ 「～できる」「～する」といった具体的な行動によって表現されており、コミュニケーション能力は何らかの行動によって表現され確認される、という考え方方が根底にあること
- ・ 基本的な挨拶、自分自身について表現するなど、「社会的なコミュニケーション」が取り上げられていること
- ・ 理解できないことを話し手に伝える、といった「ストラテジー」の利用が明示されていること

共通点がある反面、これら3種においては、「情報を選ぶ」や「リソースを用いる」といった「学ぶ力」に関わることを明示的に扱うか否かが異なっている。この扱いの違いは、シラバスの目的や教育観・学習観などの違いを反映していると考えられるが、これら「学ぶ力」を日本で生活する上で必要な能力の一部として考えるのであれば、隠れた学習内容や、副次的に身に付く能力として扱うのではなく、明示的に扱う必要があると考えた。

また、経済協力開発機構（OECD）が、複雑化していく現代社会を生きる成人にとって

必要な能力（キー・コンピテンシー）を、「相互作用的に道具（情報テクノロジーのような物理的なものと、言語のような文化的なものの両方を含む）を用いる」「異質な集団で交流する」「自律的に活動する」の枠組みでとらえている（ライチェン&サルガニク, 2006）が、これらは、現代社会で人生を全うするには、どの国で生活しようとも、外国人という立場であったとしても、持つ必要のある能力であると考えた（金田・福永・黒瀬・武田, 2008）。

以上を踏まえ、われわれが考える「生活のための日本語」は、個人の人生や生涯発達に対する視点と、社会の一員の視点を重視したものとすることとした。そして、ここまで作業から得られた知見を元に、「生活のための日本語」を「領域」「場面」「行動」「スキル」「知識」等（図3を参照のこと）から構成される枠組みで捉え、3つのシラバスに挙がっている項目を集約し、「領域」「場面」「行動」にまとめた。同時に、日本社会では不要と思われるものを削り、逆に先行研究で挙がっている項目を加え、さらに、現在の日本社会で必要と思われる項目、新たな視点から必要と思われる項目を担当者の話し合いにより加えた。また、「3.」で述べた、インタビュー及びダイアリー調査によって把握した、日本在住の外国人の日本語使用の実態についての情報も加味した。

「領域」としては、以下の7種類を設け、領域の番号が若いほど、生活の基盤・根幹に関わるものとなるよう順序付けを行った。

領域1 生命：身を守る

領域2 生活：基本的な生活を守る

領域3 市民：市民としての義務を果たし、権利行使する

領域4 交流・地域参加：他者と交流し、地域社会の一員となる

領域5 仕事：経済的に自立する

領域6 子どもの教育：子どもを育てる

領域7 自身の教育：よりよい生活を営む

各領域には複数の「場面」が設けられている。たとえば、「領域2 生活：基本的な生活を守る」には、安全、消費、金融、移動、住居、通信、情報収集がある。「行動」については、複数の行動を伴うような一連の行動を表すものを「行動」とし、それを成立させる行動を「下位行動（1）」に、さらに細分化されるものを「下位行動（2）」とした。これらは、たとえば、次のような関係となっている。

行動：近隣に引越し挨拶をする。

↳ 下位行動（1）：・退去時にあいさつをする。

・入居時にあいさつをする。

↳ 下位行動（2）：自己紹介・自國紹介

尚、この一覧は、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が発表した「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の目的・目標と内容（案）」（2009年1月19日）を検討する際の資料として活用されている。

## 5. 「学習項目一覧と段階的目標基準(生活のための日本語)」における「知識」の扱いについて

比較分析をした3種のシラバスに共通することとして、言語能力の領域と同様に、社会に関する知識の領域が重視されていることが挙げられる（福永・金田・黒瀬, 2008）。それぞれの場面で適切な行動を取ろうとすれば、社会に関する様々な知識が必要であることは言うまでもない。また、社会の中で不利益をこうむらないため、あるいは、生活を豊かにするために、その社会の制度、歴史、思考様式、情報収集の方法など、社会に関する知識を得ることは重要である。

知識には、各場面や行動に結びつくものと同時に、場面横断的なものもあり、3種のシラバスにおいて、重視はされていても扱い方は必ずしも同じではない。また、場面に密接に結びつく知識については、さらなる調査が必要である。最終的な「学習項目一覧と段階的目標基準」には、「知識」を含める必要があるが、現段階では知識を一覧に具体化することは困難であるため、枠組みに示すにとどめる。

## 6. 在住外国人の日本語使用実態と学習ニーズに関する調査について

本調査研究に関わる研究として、当研究グループは、日本語教育基盤情報センター評価基準グループ（宇佐美洋グループ長、森篤嗣研究員、吉田さち研究補佐員）とともに、科学研究費（課題番号：20320074、研究代表者：金田智子）による質問紙調査を実施している<sup>3</sup>。この質問紙調査は、在住外国人の日本語使用実態及び学習ニーズを明らかにすることを目的に、全国規模で行うものである。質問紙には、在住外国人を対象にしたものと、日本人を対象にしたものがあるが、外国人対象の質問紙では、14の生活場面（あるいは、テーマ）、105の言語行動について、接触頻度、日本語による可否、日本語学習ニーズの有無をたずねた。この14場面、105項目は、国内先行調査研究、国内外の移民等対象の自国語教育内容・到達目標等を参考に、集約・厳選したものである。14場面とは、以下の通りである。

飲食店、買い物、交通手段、金融機関等、住居、役所・公共機関、医療・福祉、緊急事態、自宅、地域交流、学習・余暇、保育園・幼稚園・小中学校、求職、職場

105項目を設定するにあたっては、次の4つの観点を重視し、具体的な言語行動に反映した（金田 2008b）。

### ① 「社会の一員」の視点

例)・自治会で意見を言う

- ・<職場場面>作業の進め方等について改善のための提案や相談をする

### ② 「生涯」の視点

- ・カルチャースクールや職業訓練校など、学習のための機会や場所を探す

- ・子どもの進路を決めるための情報を集める

### ③ 「書く」 コミュニケーション

- ・<保育園・幼稚園・小中学校>先生からの連絡ノートに返事や子どもの様子などを書く

- ・家族や友人にパソコンでメールを書く

### ④ 現代性

- ・ドライブスルーで買い物をする

- ・駅の券売機で電子マネーにチャージする

- ・ネットで部屋を探す

- ・役所福祉課にデイサービス等、介護に関するこことについて相談する

この 105 項目は、次章で紹介する一覧に含まれており、今後、105 項目の分析結果つまり、日本語による行動の可否や学習ニーズの高低を、一覧に反映する計画である。

## 7. 本報告書の内容及び構成

本報告書では、「2.」で紹介した各種作業の成果として、大きく 3 つのテーマに関わるものを紹介する。1 つ目は、「学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）」の「領域」「場面」及び「行動」の案である。2 つ目は、この研究そのものを計画し、研究方法や研究範囲等を具体化するための基礎的調査として行ってきた、日本で生活する外国人等の日本語使用実態及びニーズに関する先行調査研究の分析結果である。そして、3 つ目は、生活のための日本語の内容や、コミュニケーション能力を構成する要素について検討する上で参考にするべく比較分析を進めてきた国内外の 3 種のシラバスに関わる調査の結果である。

また、これら 3 テーマの作業過程から生まれた成果（先行調査研究一覧）、分析対象としたデータ（国内外自国語教育のシラバス／到達目標）を、「資料」として掲載した。そして、これまで行った成果公表活動については、「あとがき」にまとめた。

## 注

<sup>1</sup> 本稿は、金田（2008a）と金田（2009）を再構成し、必要な加筆修正を行ったものである。

2 調査研究を進める一方で、コミュニケーション能力の定義や内容、教育方法、評価方法について理解を深め、また、本調査研究の成果を公表し、所内外の関係者と情報交換・意見交換をする機会として「コミュニケーション能力研究会」を全15回実施した。

3 科学研究費による調査については、以下のサイトを参照のこと。

[http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo\\_syllabus/research/](http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo_syllabus/research/)

## 参考文献

CASAS (2003) *CASAS Competencies: Essential life skills for youth and adult.*

Ministry of Justice (2006) *Eindtermen inburgering.*

金田智子 (2008a) 「生活のための言葉：国内外先行事例から学ぶこと、実態調査から明らかにすること」『平成19年度国立国語研究所公開研究発表会「生活日本語」の学習をめぐって—文化・言語の違いを超えるために—』4-13, 国立国語研究所.

金田智子 (2008b) 「『生活のための日本語』を再考する」『日本語学習支援ネットワーク会議 08in AKITA 午後の部：第3分科会』1-6.

金田智子 (2009) 「『学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）』開発に向けて」『日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発－中間報告書－』1-8.

金田智子・福永由佳・黒瀬桂子・武田聰子 (2008) 「生涯発達の視点から見るコミュニケーション能力ー『生活のための日本語』探求のためにー」『日本語教育学世界大会2008《第7回日本語教育国際研究大会》予稿集1』279-282, 大韓日語日文学会（韓国）.

金田智子・福永由佳・黒瀬桂子 (2009) 「学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）案：1. 領域・場面・言語行動の一覧」, 国立国語研究所日本語教育基盤情報センター学習項目グループ『国立国語研究所内部報告書 日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発－中間報告書－』.

財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 (2006) 『平成16・17年度文化庁日本語教育研究委嘱「国際救援センターにおけるインドシナ難民等に対する日本語教育調査研究』.

文化庁編 (1983) 『中国からの帰国者のための生活日本語（生活日語）』.

福永由佳・金田智子・黒瀬桂子 (2008) 「『生活のための日本語』の学習項目一覧作成に向けて—国内外の自国語教育内容の分析をもとにー」『2008年度 日本語教育学会春季大会予稿集』183-184.

福永由佳・武田聰子・黒瀬桂子・金田智子 (2008) 「総合初級教科書から見えるコミュニケーション能力観ー『生活のための日本語』探求のためにー」『日本語教育学世界大会2008《第7回日本語教育国際研究大会》予稿集3』421, 大韓日語日文学会（韓国）.

ライチェン&サルガニク (2006) 『キー・コンピテンシー—国際標準の学力をめざしてー』明石書店.

## II. 「学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）案」

担当：金田智子・福永由佳・黒瀬桂子

### ■ 「学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）案」について

- \* 「学習項目一覧と段階的目標基準（生活のための日本語）案」のうち、領域・場面・行動の一覧である。
- \* 行動として挙げられているもののうち、( )の中に番号が示されているのは、本報告書「I. 7」で紹介した全国規模の質問紙調査の中で取り上げた 105 の言語行動である。番号は、質問紙中の項目番号を表している。

**【領域1 生命:身を守る】**

場面	行動	下位行動(1)	下位行動(2)
10.医療機関の利用	1001.初診の受付をして、問診票を記入する (48.)		
	1002.診察の時に、医師や看護師とやりとりをする (49.)	症状を説明する アレルギー等を説明する 医者の指示・説明を理解する	
	1003.医療機関へ予約を申し込む		
	1004.往診を依頼する		
	1005.症状に合わせて、適切な病院・医院を探す (47.)		
	1006.薬の飲み方を理解する	出された薬に関する説明(種類や効能、飲み方など)を聞く (50.)	
	1007.休日診療を利用する		
	1008.医療費を理解し、支払をする		
	1009.医療費補助を請求する		
11.薬の利用	1101.市販薬を選択し、購入する		
	1102.薬の飲み方を理解する	出された薬に関する説明(種類や効能、飲み方など)を聞く (50.)	
	1103.薬の説明書きから飲み方(1日3回毎食後など)や使い方を読み取る (51.)	薬のラベルを理解する	
	1104.薬局(処方箋の扱いの有無、ドラッグストア)を利用する	処方箋を理解する	
	1105.薬を適切に利用する		
12.緊急対応・防災	1201.医学的緊急事態に対処する	常備薬を利用する 血液型、既往症・持病、服用薬を説明する	
	1202.災害に対処する	火災・救急(119)や警察(110)に電話する (56.) 緊急時、保険会社に連絡して相談する (57.) 災害・事故時に他の人に助けを求める (58.) テレビやラジオから災害情報を得る (59.)	
	1203.災害や犯罪に備える	公共の防犯・防災等に関するアナウンスを聞く (46.)	
13.健康維持・病気の予防	1301.予防接種を受ける	市報・区報の、予防接種や健康診断などについてのお知らせを読む (45.) 予防接種・健康診断前の注意事項を理解する	
	1302.健康診断を受ける	市報・区報の、予防接種や健康診断などについてのお知らせを読む (45.) 乳幼児健診や無料がん検診の通知を読む(日時や持ち物など、必要事項の把握) (52.)	
	1303.薬物、タバコ、アルコール依存を正しく理解する		
14.保険	1401.保険に加入する	国民健康保険の加入手続きをする (40.) 生命保険、損害保険、各種保険へ加入する	

場面	行動	下位行動(1)	下位行動(2)
	1402.保険を請求する		
15.福祉	1501.介護サービス等を利用する	役所の福祉課にデイサービス等、介護に関することについて相談する(54.) 介護認定の申請をし、必要な手続きをとる(55.)	
	1502.その他の福祉サービスを利用する		
16.衛生管理・環境保全	1601.下水道を利用する	し尿処理のための設備(し尿浄化槽等)を利用する	
	1602.衛生的な生活をする	食品を保存する 洗剤を区別し、利用する 布巾・雑巾を区別し、利用する	

## 【領域2 生活:基本的な生活を守る】

場面	行動	下位行動(1)	下位行動(2)
20.安全	2001.施錠をする 2002.危険物のサイン、ラベルを理解する		
21.消費	2101 対面販売(スーパー、コンビニ、小売商店、ドライブスルー)で商品を購入する  2102.通信販売(電話、郵便、カタログ販売、テレビ通販、ネット販売)で商品を購入する	ほしいものの場所を探すために、店内の表示を見たり、店員にたずねたりする(8.) 商品の機能や値段を知るために、店頭の表示を読んだり、店員に質問したりする(9.) 店内アナウンスを聞いて理解する(13.) ドライブスルーで買い物をする(14.) 商品の表示(衣服の素材、食品の材料等)を読む(10.) ポイントカードや割引券を利用する(11.)  ほしい物を電話で注文する(15.)  ほしい物をFAXやネットで注文する(16.)	
	2103.レストラン・喫茶店・居酒屋で飲食をする	電話やインターネットで店を予約する(1.) 店で人數・禁煙喫煙、店内飲食か持ち帰りかなどの希望を伝える(2.) メニューを読んで注文する(4.) 店員に料理の材料について質問したり、希望を伝えたりする(5.) 食券を買う(3.)	
	2104.出前(デリバリー)を利用する	出前用のメニューを見て電話注文する(6.)	
	2105.自動販売機を利用する		
	2106.修理を依頼する、返品をする	品物の返品や交換をする(12.) 通信販売で買った品物の返品や交換をする(17.)	
	2107.購買のための広告(新聞、折込)を利用する	折り込み広告を見て、値段を比べる(7.)	
	2108.支払いをする	簡単な計算をする 税率、割引率を理解する 請求書を理解する レシート、領収書を理解する クレジットカードを利用する プリペイドカードを利用する 電子マネーを利用する	利用明細、請求書 購入、チャージ、ギフト 購入、チャージ
	2109.各種サービス(クリーニング、現像、修理、美容院)を利用する		
22.金融	2201.銀行を利用する	口座開設(窓口で新しく口座を開設する)(29.) ATMの利用(現金自動支払機(ATM)で現金の引出、振込、公共料金の支払いなどをする)(28.)	通帳  キャッシュカード

場面	行動	下位行動(1)	下位行動(2)
		預金(銀行や郵便局の窓口で定期預金や各種ローンを申し込む)(32.) ローン(銀行や郵便局の窓口で定期預金や各種ローンを申し込む)(32.) 送金、振り替え(銀行や郵便局の窓口で海外送金をする)(31.) 両替をする 銀行や郵便局の窓口で現金引出、振込、公共料金の支払いなどをする(30.)	
23.移動	2301.交通機関を選択する 2302.公共交通機関を利用する	駅やバス停で路線図や時刻表を読む(21.)	
		行き先・停留所を確認する(電車やバスの乗務員や他の乗客に、停車駅や乗り換えを確認する)(23.) 駅の構内やバスの車内アナウンスを理解する(22.) 運賃を支払う 駅の窓口で乗車券を買う(18.) 駅の券売機で乗車券を買う(19.) プリペイドカードを利用する 駅の券売機で電子マネーにチャージする(20.)	
	2303.交通標識を理解する 2304.交通規則を遵守する 2305.危険行為をしない 2306.車・オートバイ等を使用する	運転免許を取得する、切り替えをする 車・オートバイを購入する 自動車保険に加入する ガソリンを購入する 駐車場を確保する、契約する 地図を理解する 車・オートバイの定期点検を受ける 事故・故障時に対処する 高速道路を利用する 自転車を購入する 駐輪場を利用する 道を尋ねる(道聞き) 目的地までの行き方を人に説明する(27.) 迷ったときに対処する、交番を利用する 家の表札、近隣の地名や番地、交差点名、街の案内地図などを読む(26.)	住所・番地 地図の理解
	2307.自転車を使用する 2308.徒歩で移動する		
	2309.タクシーを利用する	タクシーを電話で呼ぶ(24.) タクシー運転手と、行き先や行き方などについてやりとりをする(25.)	
24.住居	2401.家を探す	ネットで部屋を探す(35.) 不動産屋に相談する(36.)	

場面	行動	下位行動(1)	下位行動(2)
		間取り図を読む(37.) 賃貸契約をする(契約書に記入する)(38.) 購入契約をする(契約書に記入する)(38.) 住宅ローンを組む 諸手続き(住民登録など)をする 引っ越し業者に依頼をする 不用品の処分をする 退去時にあいさつをする 入居時にあいさつをする	
	2402.引越の手続きをする		
	2403.近隣に引越し挨拶をする(68.)		自己紹介・自國紹介
	2404.住環境を整える	引越しの手続きをする(電気・ガス・水道・インターネット、電話・各種住所変更)(39.) ガス・水道等の使用明細を理解する	口座振り替え手続き
25.通信	2501.手紙・小包などを出す	送り先、表書きを書く 記入シートに必要事項を書き込み、書留や小包、宅配便などを送る(33.)	日本郵便 宅配便 各種郵便物
		宅配便、書留を受け取る 不在配達通知を見て、自動音声案内に従って再配達依頼の電話をする(34.)	
	2502.インターネット通信を利用する		
	2503.電話を利用する	電話番号を調べる 電話料金の明細を理解する 公衆電話を利用する 留守番電話を利用する ファックスを利用する	電話帳
		契約を結ぶ 統計情報を理解する	
26.情報収集	2504.携帯電話・PHS・固定電話を契約する		
	2601.新聞を読む(66.)		
	2602.ニュースを見聞きする(65.)	テレビやラジオでニュースを見聞きする(65.) インターネットでニュースを見聞きする	
	2603.電話サービスで天気予報や時間を知る		
	2604.ニュース、天気予報を読む	インターネット通信	
	2605.インターネットで検索する		
	2606.図書館を利用する(75.)	図書館利用カードを作成する	
	2607.フリーペーパー、情報誌を活用する		広報 駅等設置のフリーペーパー 雑誌

【領域3 市民:市民としての責務を果たし、権利行使する】

場面	行動	下位行動(1)	下位行動(2)
30.公的機関への登録	3001.各種の手続き(外国人登録、住民登録、出生届け、国保加入、転入・転出届け)をする	国民健康保険の加入手続きをする(40.) 役所で子どもの小学校や中学校への編入学を相談し、申し込む(41.) 役所で保育園・学童保育の申請手続きをする(42.) 年金の申し込みや問い合わせをする(53.)	
31.支援	3101.支援を受ける  3102.各種補助金を申請し、受給を受ける 3103.支援する	福祉サービス、ネットワーク、相談窓口などを利用する 外国人相談窓口を利用する(44.) 各種手当(育児手当、扶養手当等)を受給する	国際交流協会
32.義務	3201.税金を納める  3202.軽犯罪・犯罪に対応する	各種税金(所得税、市民税、消費税等)を理解する 確定申告・還付申告をする 交通違反切符に対処する 犯罪報告手続きをとる	
33.権利	3301.政治に参加する 3302.人権を尊重する	地方参政権行使する 法的権利行使する	選挙

【領域4 交流・地域参加:他者と交流し、地域社会の一員となる】

場面	行動	下位行動(1)	下位行動(2)
40.人との交わり	4001.基本的な挨拶をする 4002.家族や友人と会話をする(60.) 4003.自宅にかかってきた電話に対応する(61.) 4004.留守番電話のメッセージを聞いたり、留守番電話にメッセージを入れたりする(62.) 4005.メールのやりとりをする 4006.接客する、訪問する	家族や友人と携帯でメールのやりとりをする(63.) 家族や友人にパソコンでメールを書く(64.) 訪問者に対応する(67.)	訪問のマナー 接客のマナー 食べ物・飲み物の勧め方・断り方
41.近隣交際	4101.近隣の人に対して、自己紹介(国、家族の紹介)をする 4102.近隣の人と家の周辺で挨拶や世間話をする(69.) 4103.近隣の人と物(土産、おすそ分け)をやりとりする 4104.招待する、招待に応じる 4105.近隣の人の慶弔事に対応する 4106.近所の人に苦情を言ったり、言われた苦情に対処したりする(73.)	好き嫌い、趣味を話す 迷惑・損害に関して謝罪する 迷惑軽減のための話し合いをする 迷惑をかけることを予告する	
42.地域参加	4201.適切にゴミ出しをする 4202.地域行事・自治会に参加する、協力する 4203.回覧板・掲示板を読む(70.) 4204.緊急時の連絡をする	ゴミ収集スケジュールを理解する 粗大ゴミ回収の予約をする 地域の清掃、防災訓練、お祭りなどに参加する(71.) 自治会などの集会で意見交換する(72.) 自治会などの委員・役員をする 日本語教室や国際交流のイベントに参加する(74.)	
43.異文化理解			

## 【領域5 仕事：経済的に自立する】

場面	行動	下位行動(1)	下位行動(2)
50.求職	5001.求職申込書や人材登録用紙に必要事項を記入し、求職相談をする(90.)	求職者登録(ハローワーク、人材派遣会社)、エントリーシートに記入する	
	5002.求人広告・求人情報を理解する	求人広告を読み、条件を検討する(84.) ハローワーク等でパソコンを使って、適当な職があるか検索する(89.)	
	5003.求人に応募する	職務内容、就業要件、雇用条件を理解する 履歴書を書く(85.)	
	5004.面接の予約を申し込む	人事担当者に電話で問い合わせをする(86.)	
	5005.面接通知を理解する		
	5006.面接の準備をする(自己紹介、動機の確認、適切な振る舞い、態度)		
	5007.就職面接を受ける(87.)	自分の能力、職歴を伝える 職務等について自分から質問する 職務内容、就業要件、雇用条件を理解する	
51.就業 (労働条件の理解)	5101.雇用契約を理解する	労働契約書を読んで確認する(88.)	
	5102.雇用形態を理解する	労働契約書を読んで確認する(88.)	
	5103.雇用に関わる保険を理解する	労働契約書を読んで確認する(88.)	
	5104.給与明細を理解する	給与明細を見て不明な点について尋ねる(93.)	
	5105.出退勤など時間管理に関わる書類を理解し、記入する		
	5106.労働者団体(組合等)についての情報を得る		
	5107.労働者団体(組合等)に加入する		
	5108.就業規則を理解する	就業規則を読み、わからないことを質問する(91.)	
	5109.労働条件についての質問を口頭あるいは書面で行う	労働契約書を読んで確認する(88.)	
52.就業 (職場の安全確保)	5201.職場の表示や注意書きを読む(104.)	安全上の標示を理解する	
	5202.労働安全用マニュアルを理解する	書類を読む(99.)	
	5203.危険・事故・怪我・損傷に関わることを報告する	日報や報告書を書く(100.)	
53.就業 (職務の遂行)	5301.仕事のマニュアルを理解する	書類を読む(99.)	
	5302.就業上必要なスキルを理解する		
	5303.日報や報告書を書く(100.)		
	5304.遅刻・欠勤を連絡する、申請する	欠勤・遅刻・早退の連絡をする(92.) 休暇を口頭で願い出る、休暇届を出す(94.)	

場面	行動	下位行動(1)	下位行動(2)
	5305.指示を理解する、確認する。 業務の進め方を理解する、確認する 5306.各種通信(メモ、メッセージ、電子メール)をやりとりする 5307.書類を読む(99.) 5308.進捗状況、問題などを報告する 5309.打ち合わせ・会議を行なう	指示を理解して、適切な行動をとる(96.) 電話に対応する(98.) 文書(発表、通知)  会議議事録・議事項目リストを読む  議事項目リストから会議内容を予測する 発言の準備をする プレゼンテーションをする(101.) 会議に出席し、意見交換する(102.)  自分用に会議の内容を記録する	文化的多様性を意識したコミュニケーション 私用電話  同僚等への説明 自身が関係する業務に関する情報提供 自身が関係する業務に関する質問・意見  職務分担に関する話し合い
	5310.顧客とコミュニケーションをする 5311.人事考課面談を受ける	取引先や顧客と仕事上のコミュニケーションをする(103.) 人事考課面談の準備をする  人事考課面談で業務及び成果について意見交換する 契約更新について話し合う	面談での話題に関する理解 自己評価・職務記録
54.事務機器の利用	5401.一般的なツール、装置、機材を利用する 5402.ファイリングシステム(コード番号)などを理解する、応用する 5403.事務機器を活用する 5404.コンピュータを利用する 5405.機材等のメンテナンスをする		
55.職場でのコミュニケーション	5501.職場の人と仕事を進めるためにコミュニケーションする(97.) 5502.休憩時間中に職場の人と会話をする 5503.職場の行事(歓送迎会、運動会等)に参加し、親睦を深める(95.)	同僚・上司・部下とやりとりをする	
56.キャリア計画	5601.就業上必要なスキルを理解する 5602.自己評価を行なう 5603.スキル向上のための方法・学習機会・職業訓練に関する情報を入手する 5604.講座や訓練に申込みをする 5605.講座や訓練に参加する		

【領域6 子どもの教育：子どもを育てる】

場面	行動	下位行動(1)	下位行動(2)
60.出産	6001.出産前健診を受ける 6002.母親学級・父親学級に参加する		
61.子どもの健康	6101.乳幼児健診を受ける  6102.予防接種を受ける  6103.託児施設、保育施設、公園を利用する 6104.育児相談を利用する	乳幼児健診や無料がん検診の通知を読む(日時や持ち物など、必要事項の把握)(52.) 身長・体重・身体発達を理解する 各種教育パンフレットを理解する 医者・保健所担当者とやりとりをする  市報・区報の、予防接種や健康診断などについてのお知らせを読む(45.) 医者・保健所担当者とやりとりをする	
62.しつけ	6201.時間の管理をする 6202.健康の管理(食事、歯磨き、睡眠)をする	医者・保健所担当者とやりとりをする	
63.幼・保育・小中学校	6301.役所で保育園・学童保育の申請手続きをする(42.)  6302.先生からの連絡ノートに返事や子どもの様子などを書く(78.) 6303.先生に口頭で子どもについて相談をする(79.) 6304.行事へ参加する 6305.給食へ対応する(献立の理解、食事制限の伝達) 6306.お弁当を作る 6307.欠席・遅刻・早退を連絡する 6308.各種通知を理解する 6309.諸経費を理解し、納入する 6310.連絡網に沿って、他の保護者に電話連絡をする(81.) 6311.他の保護者と交流する、情報交換する、約束する 6312.差別・いじめ・トラブルなどへ対処する 6313.保護者面談に参加する 6314.就学通知を理解する 6315.<役所で>子どもの小学校や中学校への編入学を相談し、申し込む(41.) 6316.学童クラブを利用する 6317.成績通知を理解する 6318.義務教育を理解する	通知を理解した上で、持参物の用意をする  学校や園からの配布物や連絡ノートを読み、必要に応じて持ち物を準備する(77.)	<役所で>保育園・学童保育の申請手続きをする(42.)

場面	行動	下位行動(1)	下位行動(2)
	6319.子どもの進路を決めるための情報を集める(83.) 6320.進路相談を利用する 6321.PTA活動へ参加する	先生に口頭で子どもについて相談をする(79.) 保護者会(PTA等)に参加し、先生の話を聞いたり、他の保護者と意見交換をする(80.)	
	6322.子どもの宿題を手伝う(82.) 6323.校則を理解する		
64.特別支援	6401.障害を持つ児童・生徒のための教育施設を利用する		
65.家族計画	6502.家族計画を理解する		

【領域7 自身の教育:よりよい生活を営む】

場面	行動	下位行動(1)	下位行動(2)
70.人生設計	7001.将来の希望・夢を実現する	キャリアデザインを理解する 目標設定を理解する 目標達成のための作業・スケジュールを検討する 継続教育機関に関する情報を収集し、理解する	カルチャースクールや職業訓練校など、学習のための機会や場所を探す(76.)
71.学習方法の学習	7101.一般的な学習管理を学ぶ	目標設定を理解する 作業リスト・スケジュールを作成する ファイル、ノート、カレンダー、などの効果的に利用する 学習のための機器を操作する	
	7102.日本語の学習方法を学ぶ	日本語教室等の情報を収集する  日常生活で日本語を学習する  記憶の助けになる方法を身につける 辞書や教材を利用する	役所や国際交流協会に、日本語教室や交流イベント等について問い合わせをする(43.)  日本語教室や国際交流のイベントに参加する(74.)
72.生活の充実	7201.外出や余暇の計画を立てる		
	7202.余暇を楽しむために情報を収集する	天気、電話番号、教育機関・学習機会、イベント参加、図書館、娯楽施設、地域のサークル活動、等について調べる	インターネット  市区町村の広報 フリーペーパー 新聞
	7203.地域の公共施設(図書館、スポーツセンター等)を利用する(75.)	開館日、開館時間を見る  利用者登録をする 利用申請・登録・予約をする	

### Ⅲ. 日本で生活する外国人等の日本語使用実態及びニーズに関する 先行調査研究概観 一質問紙調査を中心に一

谷 啓子・武田 聰子・矢部 まゆみ

#### 1. はじめに

日本で生活する外国人等の言語使用実態やニーズについて、これまでどのような調査研究が行われてきたか。日本語教育関係機関そして地方自治体等でそれぞれの目的・必要性に基づいて調査研究が行われ、個々に報告・発表されてきたが、それらを包括的に整理したものはなかった。当プロジェクトでは、先行調査研究についての報告書等を可能な限り収集し、包括的に概観できる資料を作成することを試みてきた。本稿では、それらの調査研究の全体的な流れを概観した上で、特に質問紙調査について代表的なものを取り上げ、その特徴を紹介し、それらから得られる示唆と課題を検討する。

#### 2. 先行調査研究の収集

当プロジェクトでは、日本語を母語としない人々の生活者としての側面における日本語使用実態調査及びニーズに関する先行調査研究を収集し、それらの概要を「日本で生活する外国人等の日本語使用実態及びニーズに関する先行調査研究一覧表」(以下「先行調査研究一覧表」としてまとめた(巻末資料I参照)。

##### 〈収集方法〉

「先行調査研究一覧表」に掲載されている資料には、以下の(1)~(3)のものが含まれる<sup>1</sup>。

- (1) 2008年12月までに国立国語研究所が収集、所蔵してきたもの
- (2) 日本語教育関係機関の紀要、報告書などから新たに検索、収集したもの
- (3) 全国の都道府県と政令指定都市へ依頼状を送付し、提供してもらったもの

##### 〈機関別の内訳と調査対象〉

「先行調査研究一覧表」に掲載されているのは計70件で、内訳は日本語教育関係機関によるもの21件、自治体によるもの48件、その他機関によるもの1件である。調査には大きく分けて、対象を「中国帰国者」「インドシナ難民」「外国人配偶者」「日系人」のように、来日・滞日の理由と関係が深い属性によって特定して行っているものと、「○○地域在住外国人」というように、地域ごとに、在住する外国人全体を対象として行っているものがある。日本語を母語とせず、第二言語として日本語を使用しながら日本で生活する人々には、日本国籍を持つ中国帰国者や日系の人々も含まれる。一方、日本国籍を持たなくとも、日本語を第一言語として使用する在日韓国・朝鮮の人々は、第二言語としての日本語使用実

態・使用ニーズ調査の対象とされないことが多いが、自治体による調査の回答者の中には「外国籍住民」として含まれている場合がある。また、調査によっては同時に日本人に対しても調査を行っているものもあり、その場合はその旨を備考欄に記した。

なお、「先行調査研究一覧表」掲載の70件には、次のものは含まれていない。

- (1)児童生徒のみを対象としたもの
- (2)学業・ビジネス・技術研修の現場でのニーズに特化したもの

(1)の児童生徒を除外したのは、「成人」に焦点を当てているためである。また、(2)については、当プロジェクトが来日目的に応じて異なる側面ではなく、「生活」として共通する部分に焦点を当てているため、学業、ビジネス、技術研修等の場面のみに特化したニーズ調査は除外した。しかし、留学生、ビジネスマン、技術研修生等も、生活者としての場面も当然もつので、「留学生」「ビジネスマン」「技術研修生」を対象とした調査であっても生活場面での使用実態についての調査が含まれているものがあれば、取り上げるようにした。

#### 〈調査形式〉

「先行調査研究一覧表」に掲載されている調査の形式には、以下の3種類がある。

- (1)場面調査
- (2)面接調査
- (3)質問紙調査 ((2)と併用の場合もあり)

(1)(2)は、質的な様相の把握・分析、(3)は量的な傾向の把握・分析のために用いられるが、本稿では、まず、(1)(2)(3)全てを含んだ調査の流れを概観した後、特に(3)について、これまでどのような方法によって調査研究が行われ、量的な傾向の把握・分析によりこれまで何が明らかになってきたかを検討していきたい。

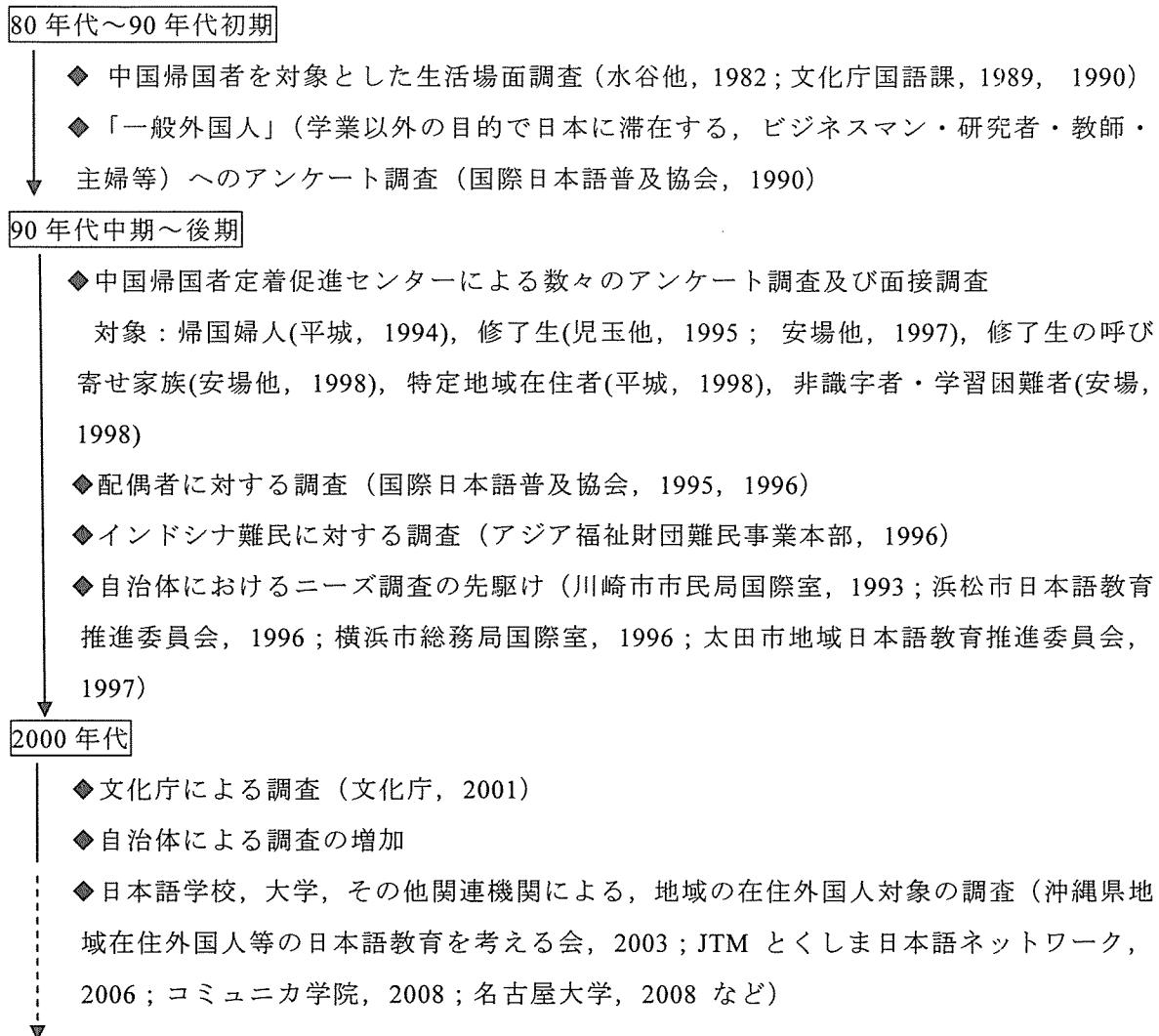
### 3. 日本で生活する外国人等の言語使用実態・ニーズに関する調査研究の流れと背景

収集された調査研究の資料（報告書等）に基づいて、調査研究の大まかな流れを年代順に見ると、表1のようになる。

最も古い資料は、1981年に行われた中国帰国者を対象とした生活場面調査についてのもので、『初心者用日本語教材の開発に関する実際的研究（昭和56年度文化庁日本語教育研究委嘱）』（水谷他、1982）として発行されている。この詳細については、本報告書「IV. 国内外の移民等に対する自国語教育について—日本<中国帰国者に対する日本語教育>—」に述べられているが、1972年の日中国交正常化により日本人残留孤児とその家族の国費による帰国が始まり、1984年に中国孤児定着促進センター（現「中国帰国者定着促進センター」）において国費帰国者と同伴家族に対し日本語教育および日本社会適応指導が開始され

た中で、この 1981 年の言語使用実態調査が、中国帰国者用日本語教材『中国からの帰国者のための生活日本語 I』の開発の基礎資料として用いられた。これに続いて、中国帰国者についての職場場面調査（録音調査、面接調査）及び対人接触場面調査（質問紙調査、録音調査）も行われた（文化庁国語課、1989, 1990）。

【表1：生活者としての外国人等の言語使用実態ニーズに関する調査研究の流れ】



一方で、この調査とほぼ同じ 80 年代末から 90 年代初めにかけての時期に、『一般外国人に対する日本語教育の実態に関する調査研究』が国際日本語普及協会 (AJALT) によって行われている（国際日本語普及協会, 1990）。これは、学業以外の目的で日本に在住している外国人（ビジネスマン、宣教師、教師、主婦など）を対象に、文化庁日本語教育委嘱事業として実施されたものであった。学習形態の実態と希望について尋ねることを中心とした質問紙調査であったが、仕事や生活の中で日本語が必要になる場面についての質問が設定され、それまで日本語教育の主たる対象となっていた留学生・就学生等、学業を目的として日本語を学習する人たちとは異なるシラバスや日本語指導法の検討に役立てられた。

1990 年代中期から後期にかけては、中国帰国者、インドシナ難民、配偶者に対して、質問紙法や面接法によるニーズ調査が次々とおこなわれた。中国帰国者については、中国帰国者定着促進センターにおいて、「帰国婦人」「センターでの研修修了生」「修了生の呼び寄せ家族」「特定地域在住者」「学習困難者（非識字者を含む）」のように、さらに細かい属性ごとに、それぞれの対象者に合わせた日本語教育カリキュラムを開発するためにニーズ調査が実施され、当センターの紀要に次々と報告されている。

インドシナ難民については、日本国内への受け入れは 79 年に開始され、アジア福祉財団の難民事業本部が運営する定住促進センターで日本語教育や社会適応教育がおこなわれていたが、95 年～96 年に『日本定住インドシナ難民の日本語に関する調査研究』（アジア福祉財団難民事業本部、1996）が実施され、この中に、日本語使用実態についての調査も含まれる形となった。

外国人配偶者については、特に日本人男性と国際結婚し日本で生活する外国人女性の数が、85 年に始まる自治体の行政主導型の国際結婚、それに続く業者による外国人花嫁の斡旋の広がりなどを背景に、80 年代後半から急増していた。このような外国人配偶者の生活支援を含んだ日本語教育が、主に地域の日本語教室においてボランティアによって支えられてきた。その中で、地域の日本語指導者養成に取り組んでいた国際日本語普及協会が、文化庁の委嘱（「一般外国人に対する日本語教育研究委嘱」）を受けて、94～95 年に『海外から嫁いだ外国人配偶者の日本語指導に関する調査研究』（国際日本語普及協会、1995）及び『海外から嫁いだ外国人配偶者の日本語指導の実態調査および日本語学習ニーズ分析』（国際日本語普及協会、1996）を実施した。

一方、自治体も 1990 年代中期から後期にかけて、都道府県や市区町のレベルでそれぞれの地域に在住する外国籍住民に対する調査を始めるようになり、2000 年代に入って調査を行う自治体が増加した。このように全国の都道府県や政令指定都市が 80 年代末～90 年代を通して次々に国際化施策の指針を策定したのは、自治省からの国際交流と国際協力推進に関する大綱策定の要請を受けたものである。各自治体の実態に則した施策・実施のために、まずは在住外国人の生活実態を把握する必要があり、それが「在住外国人の生活実態調査」の設計・実施となった。また、2000 年代中期以降、「地域の生活者」への意識の高まりとともに、大学、日本語学校等が、留学生・就学生の日本語教育に留まらず、つながりのある地域の在住外国人に対する調査を行うようになってきた。

#### 4. 対象別にみた質問紙調査

##### 4.1 中国帰国者を対象とした質問紙調査

3. で述べたように、中国帰国者の日本語使用ニーズについては、1980 年代中期から「帰国者」の中でもさらに属性を特定して数々の調査がされているが、質問紙調査の形式で、帰国者自身（同伴家族・呼び寄せ家族を含む）に対して行われたものとしては、「『定住し

ている中国帰国者の日本語学習ニーズ等』についての調査」(安場他, 1997; 安場他, 1998)と、「特定地域に暮らす中国帰国者へのニーズ調査—鹿児島県 N 市の場合」(平城, 1998)がある。いずれも、質問紙調査と同時に半構成的面接調査を併せて行っている<sup>3</sup>。

安場他 (1997/1998) は、日本に定住を一応果たした中国帰国者やその呼び寄せ家族の、「主に日本語についての学習ニーズ」「学習ニーズに関わる生活と学習の実態」「日本社会に対する要求」の傾向を把握し、将来的な学習支援システム作りの基礎資料とすることを目的とし、中国帰国者定着促進センターの修了生及びその呼び寄せ家族に対して行った。識字力に問題がないとみなされた修了生に対して調査票(中国語)を送付し、その呼び寄せ家族にも協力を依頼した。回収件数は 494 件(修了生 416 件、呼び寄せ家族 78 件)と報告されている<sup>3</sup>。

質問紙には以下の調査内容が含まれていた。

(1) 生活の状況

- a.社会生活…外出の頻度(5段階尺度), 外出しての行動, 職業／身分
- b.生活全般への満足度…満足度, 不満に感じている領域
- c.情報の入手状況…情報提供元, 入手困難な領域
- d.日本人との交際状況…家庭外での言語の使用頻度(5段階尺度)と相手, 「親しい日本人の有無」についての習慣的評定
- e.家庭の状況…家族との同居状況, 使用言語, 家庭内での行動

(2) 学習ニーズに関する項目

- a.日本語レディネス…ニーズと重複するが「日本語の会話と読み書きに対して困難に感じる度合(5段階尺度)」, 日本語能力の自己評定(レベル順に 15 項目から選択)
- b.日本語学習ニーズ…技能／場面／要素別
- c.日本語以外の知識に関する学習ニーズ…職業上の専門知識, 日本の生活習慣, 母語の保持など
- d.学習条件…希望する学習形態
- e.学習環境…現在学習を阻害している要因, ファックスやパソコンなどの通信機器の所有状況(今後の通信教育の可能性を探るため)
- f.日本での学習歴…公的私的な日本語学習歴, 学歴, 職訓校での学習歴と分野

(3) 日本社会に対する要望

(安場他, 1997 : 37-38)

これらの調査内容のうち、特に日本語使用ニーズに関するものとして参考になるのが、(2)-b.の「日本語学習ニーズ」(技能別／場面別)についての質問項目とその結果である。技能別、場面別、それぞれに以下のような項目があった(回答の多い順)<sup>4</sup>。

[技能別にみた日本語学習ニーズ…修了生の場合]

1. よりスマーズに会話する(54.6%)
2. 文法の知識を増やす(34.6%)
3. 発音をもう少し日本人に聞き取りやすくする(31.5%)

4. 使える語彙や文型を増やす(28.4%)
5. 相手によって丁寧さの程度(敬語等)を使い分ける(26.9%)
6. 手紙や作文を書く(25.7%)
7. 車内放送やテレビ番組を聞き取る(12.7%)
8. 方言(12.0%)
9. お知らせ(回覧板、子弟の学校からの通知等)や新聞/雑誌を読む(10.3%)
10. 漢字や片仮名を書いたり、読んだりする(9.1%)

[場面別ニーズ…修了生の場合]

1. カイク:仕事(例:指示を受ける、電話を受ける、失敗等の処理)(22.9%)
2. カイク:職場・近隣・学校で、意思の疎通上の問題が生じた時の解決の仕方(18.6%)
2. ヨミガキ:仕事に必要な書類の読みとりや記入・作成(18.6%)
4. カイク:病院や保健所で医師と(16.9%)
5. カイク:近所の人や職場の人等との雑談やつきあい(14.2%)
6. カイク:知人との複雑な会話(悩み相談や将来の夢等)(11.1%)
6. ヨミガキ:進路に関する情報の読みとりや入試の小論文の作成(11.1%)
8. カイク:役場や入管で(10.8%)
8. カイク:緊急時(例:火事、事故、急病等)(10.8%)
10. カイク:電話で(10.6%)
10. ヨミガキ:挨拶の手紙やハガキなどの読み書き(10.6%)
12. ヨミガキ:役場や病院、銀行等の書類の読みとりと記入(9.4%)
13. カイク:職安や就職面接(8.0%)
14. カイク:進路(進学就職)に関する問い合わせや相談(7.2%)
15. ヨミガキ:回覧板、子供の学校や保育園のお知らせ、いろいろな広告等の読みとり(5.3%)
16. カイク:商店や郵便局などで買い物する時(5.1%)
17. カイク:子供の学校、幼稚園、保育園での先生と(4.8%)
18. ヨミガキ:職訓校や夜間中学等の授業の聞き取りや教科書の読み取り(3.9%)
19. カイク:銀行や郵便局での貯金や送金などについて(2.7%)
20. ヨミガキ:特に学びたいことはない(2.4%)
21. カイク:電車やバス等を利用する時(1.7%)
21. カイク:子供や配偶者との複雑な会話(説教、相談等)(1.7%)
23. カイク:特に学びたいことはない(1.2%)
24. カイク:不動産屋で(例:アパートを借りる時等の会話)(1.1%)

(前掲書: 52, 54)

この結果について、安場他(1997)では以下のような分析がされている。

- ・技能別ニーズでは、1位と2位、6位と7位の項目の選択件数の差が非常に大きく、「スムーズに会話する」ことへのニーズが圧倒的に高いことがうかがえる（実は2位～5位の項目も、広くはスムーズな会話のために必要となる項目であると言える）
- ・場面別ニーズでは、1位の「職場での会話」ニーズを選択した97人は有職者300名の32.3%。ただし、優先順位に関係なく、「職場での会話」を選択した人は157人 lênるので、有職者の過半数が、職場でのよりスムーズなコミュニケーションを求めていえるといえる。滞日年数でみると、年数の短いグループの方がニーズが高い。
- ・2位の「仕事上の書類の読み書き」も優先順位なし回答でみると138人と、有職者の半数近くに求められている。年数では、滞日年数の長いグループの方がニーズが高い。就いている職種とも関係があるだろうが、やはり滞日年数が短い期間は会話の習得で精一杯なのかもしれない。他の場面での会話のニーズも滞日年数2-4年のグループが高い（4. 病院や保健所、5. 近所や職場の人との雑談、8 役場や入管、緊急時、10. 電話）。

(前掲書：52-53)

また、呼び寄せ家族の調査結果（安場他、1998）でも、技能別では「よりスムーズな会話」へのニーズが圧倒的に強いなど、修了生の調査結果と同様な傾向もある一方で、場面別では、病院や保健所での医師との会話、買い物や電車バスの利用、緊急時などサバイバルレベルでの会話ニーズが、修了生と比べて上位にあがっている。これは滞日年数が短い回答者が占める割合が高いことも要因であるが、センターでの初期研修のようなサバイバルレベルの日本語の習得の機会がないまま日本社会に入っていかなければならない呼び寄せ家族の状況が映し出されているといえる。

平城（1998）は、①鹿児島県N市在住中国帰国者（成人）の日本語を主とする学習ニーズを知ること、②学習ニーズに関わる生活と学習の事態を知ること、③日中友好協会及び市民グループが中国帰国者の学習環境改善に向けた方策を模索するまでの基礎資料すること、を目的としたものであった。N市在住の全中国帰国者82名を対象に質問紙を郵送し、52名より回答を得ている。

調査項目は、前述の安場他（1997, 1998）の項目から取捨選択されており、日本語使用ニーズに関しては、安場他（1997, 1998）同様に「学習ニーズ」の項目における「技能別ニーズ」と「場面別ニーズ」の結果が参考になる<sup>5</sup>。技能面での日本語ニーズを見ると、「子供の学校・保育園のお知らせ、回観板・広告の読みとり」と「新聞・雑誌の読みとり」が上位にあがっている。その他「漢字カタカナの読み書き」「手紙や作文を書く」も加えると、読み書き力へのニーズが比較的高い。一方、生活場面別に日本語ニーズを見ると、「病院や保健所での会話 46.2%」「電話会話 42.3%」「近所や職場の人との雑談 40.4%」「緊急時の会話 38.5%」「子供の学校や幼稚園・保育園の先生との会話 36.5%」等が上位にあがっている。

このN市での調査では 回答者52名のうち、男性19名、女性33名で、女性が全体の

63. 5%を占めている。回答者の有職率は 30. 8%と低い。育児や家事に従事する女性が多いことが、回答の傾向にも反映されたのではないかと分析されている（平城, 1998 : 60）。

#### 4.2 インドシナ難民を対象とした質問紙調査

『日本定住インドシナ難民の日本語に関する調査研究』（アジア福祉教育財団難民本部, 1996）は、定住難民の日本語力の状況と日本語学習の現状、学習環境等の実態を把握することにより、定住後の日本語を中心とするアフターケアを考える上の資料とすることを目的としている<sup>6</sup>。

調査対象者は、姫路定住促進センター、大和定住促進センター、国際救援センターの日本語教育受講者である。各センター退所後 6か月以上を経過した者のうち、各センターで 200 家族程度が対象となっている。調査総数は 356 名中、男性 191 名（53.7%）女性 165 名（46.3%）で、滞日期間、国籍、年齢、性別、日本語の成績等にできるだけ偏りがないよう配慮がされている。

調査地域は、調査機関の制約上、関東、関西地区である定住するインドシナ難民が対象となっている。調査票は、日本語、ベトナム語、カンボジア語、ラオス語、中国語が用意されている。

この調査は、成人だけでなく児童生徒に対しても行なわれているが、ここでは、成人向け調査における、日本語使用実態・ニーズに関する質問項目の結果についてのみ言及する。

日本語学習において、約 8割の人が日本語がわからなくて困ったという経験があると回答している。特に「仕事・職場」、「役所の手続き」、「学校・公共のお知らせ」、「病気になったとき」など、生活をする上で必要不可欠な場面に多い。また年齢や滞日年数が増すごとに「日常生活」「日本人との付き合い」など毎日の暮らしに密着した場面で、困難を感じているようだ。

しかし、現在日本語を学習していない人の割合が回答者の半数以上を占めている。学習していると答えた人の大半は「独学」である。学習していない人の中で最も多い理由は「時間がない」とのことである。また「身近に学習できる場がない」ことも次に大きな理由となっている。

難民事業本部が日本語教室を開催した場合に、受講する意志があると答えてている人は全体の約 8割と高い。その受講理由としては「日常会話」「仕事」「情報を得るために」「進学」などで、さらに理由を掘り下げる「病院、役所、近所付き合いでの日本語力不足を補いたい」または「職場の指示や書類の読み書きができるようになりたい」「免許を取りたい」など「聞く・話す」技能のほかに「読む・書く」技能を伸ばしたいと考えているようである。

以上のことから、インドシナ難民の多くが、自分たちの日本語力が低いと感じており、さらに日本語を学ぶ機会が必要だと考えていることが、この調査結果に現れているといえ

よう。

質問紙による調査の他に、調査員（各センターの日本語講師）が調査対象者（日本語教育を修了した対象者）の家庭を訪問して、調査事項を聞き取る方式でインタビューを行なっている。姫路 87 名、大和 130 名、国際救援センター 139 名、合計 356 名が対象になっている。聞き取り内容は（1）日本語や言葉に関する問題、（2）仕事や日常の生活上の問題、（3）学校生活や将来の希望、（4）その他の問題、の 4 項目である。使用された言語は日本語で、通訳を使わずに彼らが理解できる日本語で行なわれている。

結果としては、（1）の「日本語や言葉に関する問題」からは、漢字の読み・書きが大きなハードルになっていることが示されている。また職場、公的機関、教育機関での日本語の問題も、漢字の読み・書きができるようになれば、かなり解消するという言及が多い。センター退所後に夜間中学や地域の日本語教室で学習を続けた人が多く、早い段階でのアフターケアが必要とされていることが分かったとしている。（2）の「仕事や日常の生活上の問題」についてのコメントでは、生活の不安、経済面での苦しさ、人間関係の悩み、住宅や健康の問題の訴えは 109 件に及んでいる。しかし、生活上格別問題はない、満足しているなどの言及も 74 件あり、意外に多い。（3）の「学校生活や将来の希望」では、自分自身や家族の教育についての言及が多い（124 件）。生活の向上と安定した生活を求め、そのためにより良い仕事に就きたい（105 件）などが多い一方、帰化・永住・呼び寄せについての言及も多く見られ（54 件）、日本での安定した生活を望むと同時に、母国や母語についての思いも深いようである。（4）「その他の問題」のところでは、定住者が様々な問題を抱えながらも、安定して暮らしている様子が 138 件も記述されていたとある。しかしながら、学校でのいじめ、公的機関での不親切な対応について、少数ではあるが記述があり、各センター閉鎖後の定住者の拠り所となる機関の設置が望まれるとある。

この調査では、各国の調査対象人数にはばらつきはあるものの（ベトナム人 223 名、カンボジア 99 名、ラオス 34 名）、調査対象人数は合計 356 名にのぼり、男女の比率もほぼ同数である。また、調査結果の分析も、性別、国籍、年齢、在日年数、入国経路別に分析がきめ細かくなされている。

#### 4.3 配偶者を対象とした質問紙調査

外国人配偶者については、1995 年に国際日本語普及協会が文化庁の「一般外国人に対する日本語教育研究」委嘱を受け、調査を行っている。これについては、『海外から嫁いだ外国人配偶者の日本語指導に関する調査研究』（国際日本語普及協会、1995）、『海外から嫁いだ外国人配偶者の日本語教育指導の実態調査および日本語学習のニーズ分析』（国際日本語普及協会、1996）にまとめられている。この調査の背景には、インドシナ難民や中国帰国者に対する支援体制に比べ、外国人配偶者に対する支援が確立されていないという状況があった。

この調査の目的は、外国人配偶者の生活環境を把握し、周りの日本人とコミュニケーションをする上でどのような問題があるかを探り、外国人配偶者が日本社会で日本語に困ることがないような日本語の授業の内容、シラバス、教材、教授法などの開発と教師養成等の基礎資料にすることにある。調査地域は、新潟県上越市およびその周辺地域を農村型ケースとして、千葉県市川市を都市型ケースとして選んでいる。調査の対象は、外国人配偶者とその夫と両親、行政機関、保健所を中心とした母子医療機関、保育園、ボランティア団体や支援機関に及んでいる。

調査は、自計式による集合調査と郵送調査および面接調査法で行われている。ここでは、夫と妻、妻と夫の両親の関係に触れることが多いため、回答してもらいやすいように、すでによい関係を保っている日本語教師やボランティア・グループに協力を依頼し、調査を実施している。外国人配偶者本人に関するアンケート調査は2回、2種類行っている。第1回目は1994年秋から行われた外国からの配偶者のための日本語教室のカリキュラムを立案するに当たって、1994年夏に当協会がアンケート（ふりがな付き日本語）を作成し、上越保健所の協力のもとに日本語教室開催のお知らせとともに同封し、郵送している。

上越市及びその周辺地域の外国人配偶者に対する調査では、郵送により47名の回答があった。千葉県市川市の外国人配偶者に対する調査は市川市教育委員会生涯学習課が実施している日本語教室で、日本語を学習している外国人配偶者（妻）8人の協力を得て行っている。調査を受けた8人は全員が「恋愛」結婚であり、経済的には恵まれているようであると記述されている。

調査は、外国人配偶者に対しては、外国人配偶者自身の個人的背景（国籍・母語・宗教等）および来日前と来日後の住環境の変化、来日後の家族構成について聞いている。日本語学習歴と日本語力については来日前と来日後に分けて尋ね、日本語習得における問題点、さらに家族、地域社会、行政に望むことがあれば記入してもらっている。

上越市及びその周辺地域の外国人配偶者に対する調査結果で、「せめてどのようなことができるようにならぬか」という項目に対する最も数の多い回答は「身の回りで目に見る漢字が読める」（19名）、次に「身の回りで目に見る漢字が書ける」（16名）、3位は「学校や保育園からのお知らせに返事が書ける」と「不自由のない日常会話」（各13名）となっている。項目数は10項目あり、この中から3項目選ぶことになっていたが、多くの人が4項目以上選んでおり、全部の項目を選んでいる人も複数いたという。以下が5位以下の項目である。

「電話での応対」（11名）

「学校や保育園からのお知らせが読める」（6名）

「テレビが楽しめる」（6名）

「平仮名・片仮名が読める」（6名）

「平仮名・片仮名が書ける」（6名）

#### 「ひとりで役所や病院や保健所に行ける」(4名)

以上の項目はすべて、生活していく上で、必要不可欠な能力だと回答者が考えていると思われる。

千葉県市川市の外国人配偶者に対する調査結果で、「日本語力不足で困ったこと」として一番多かったのは、病院での対応であった。病状を聞かれたり、説明したりすることができなくて困ったとあり、ほとんどの場合、夫が同伴しているようである。

「せめて何ができるようになりたいか」ということで、今後の目標を3つ挙げてもらったところ、「電話での対応」を挙げた人が5名、「学校や保育園のお知らせの返事が書ける」が4名、「身の回りで見る漢字が書ける」が4名、「不自由のない日常会話」が3名、「身の回りで見る漢字が読める」が3名、「学校や保育園のお知らせが読める」が3名、「一人で病院や役所や保健所へ行ける」が2名であった。

今回の調査対象となった人達には子供がいても年齢が低いため、学校や保育園との関係がまだない。現在その関係にあり、困った経験を持つというのは1件しかなかったが、今後、子供が保育園や学校に行く年齢になっていくため、将来「学校や保育園からのお知らせを読みたい、書きたい」という希望が上位に上がってきたようである。

夫および両親には、彼らからみた外国人配偶者とのコミュニケーション上の問題点、日本語習得に対する意見および希望を回答してもらっている。行政機関には、その地域に在住する外国人配偶者の実態、地域の受入れ状況、支援状況、および今後の展望について担当者に聞き取り調査を行っている。母子医療関係機関には、治療や相談を行うために各機関の対応策、特にコミュニケーションを円滑に進めていくうえでの問題点、また外国人配偶者に期待している日本語力について調査している。ボランティア・グループおよび支援団体には、外国人配偶者から求められる支援、それに対する対応策、および日本語学習にどのような支援を行っているかを回答してもらっている。

この調査は地域・対象者ともに限られた範囲での調査ではあるが、個々の事例調査や、面接法を取り入れた結果、細部にわたって外国人配偶者の置かれている環境と支援の実態、ことばに関する問題点が浮き彫りにされているといえるだろう。

#### 4.4 日系人を対象とした質問紙調査

1980年代後半、日本社会の人手不足と中南米諸国の経済状況の悪化という要因が重なり、日系人社会からの来日・就労が始まった。来日当初、数年のデカセギを目的とした単身の来日が主だった日系人は、次第に本国から家族を呼び寄せて滞在が家族単位で長期化する傾向にある。そのため、日本語学習者としての対象は、就労している大人、その配偶者（非日系を含む）や高齢化する親世代、幼児からティーンエイジャーにいたる子どもたち、とライフステージの多岐にわたっている<sup>7</sup>。転職・転居に伴う国内の移動、本国との行き来など移動の多さも特徴であろう。また、近年の経済不況の最前線で生活の急変を余儀なく

され、不安定な立場に置かれていることも忘れてはならない点である。

日系人については、当事者が外国人相談員や国際交流協会のスタッフ等として各地域のキーパーソンになっている例や、社会学、教育学等の各分野で輩出されている日系人研究者が中南米出身者の多い地域の調査委員会にもメンバーとして参加している例があり、調査において当事者の視点が期待できる（浜松市企画部国際、2007；静岡県県民部多文化共生、2008他）。

日系人を対象とした調査は、前述の4.1～4.3のように特定の日本語教育機関が調査を行っているわけではなく、1990年の出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）改正以降、中南米からの日系人およびその家族が急増し<sup>8</sup>、対応をせまられた集住地域の自治体を中心と調査が行われてきた。彼らが就労を主な目的として来日・滞在していることから、調査も自治体と企業が連携して行ったものや、外国人側・企業側（あるいは派遣側）の両側からアプローチがなされたものなどがある。

これら自治体主導による調査では、就労状況を中心とした生活実態把握が主で、場面による日本語使用ニーズについてはあまり詳しく調査されていない。代表的な質問項目としては、属性（国籍・中南米での出身地域・日系の何世か、在留資格などを含む）の他に、「雇用・労働の現状」「居住」「医療・保険」「社会的ネットワーク・地域生活」「アイデンティティ」「子どもの教育」「日本語学習」などが挙げられる。以下の浜松市（浜松市企画部国際課、2007）の調査項目は、就労のために来日・滞在し、滞在の長期化に伴い様々な問題を抱える南米系外国人の現状を把握することを目的としている。

#### <調査項目数>

- ① 基本属性[20項目]
- ② 雇用・労働[13項目]
- ③ 居住[3項目]
- ④ 医療・保険[7項目]
- ⑤ ストレス[3項目]
- ⑥ 社会的ネットワーク[7項目]
- ⑦ 地域生活[4項目]
- ⑧ アイデンティティ[4項目]
- ⑨ 日本語学習[8項目]
- ⑩ 行政サービス[1項目]
- ⑪ 教育[7項目]
- ⑫ 母国との関係[3項目]

（浜松市企画部国際課、2007：37）

自治体によるもので集住地域の調査としては、文化庁の日本語教育推進地域指定を受け

た群馬県太田市（1994年指定）や静岡県浜松市（1995年指定）によるもの等がある。これらのプロジェクトでは、教育委員会や地域の主幹産業である企業からも委員会のメンバーが出ており、質問紙調査の他、学校や工場などの現場でも参与観察・聞き取り調査の協力が得られている。

浜松市は、南米系出身者を対象とした調査が継続的に行われている地域として注目すべきであろう。市が主体となって1992年より2006年までに5回の質問紙調査が行われている。2006年調査（浜松市国際企画部国際課、2007）では、新たにストレスや社会的ネットワークなどの新規項目が追加されている<sup>9</sup>。その中で「この1カ月に日常生活で不満・不安・悩みなどのストレスを感じたか」という質問について、「おおいにあった（21%）」と「多少あった（46.3%）」という回答も合計すると3分の2の回答者がストレスを感じている、としている。ストレスの具体的な内容としては「収入・家計・仕事」が50%と高く、ネットワークでは「悩みを相談する相手」は「同国人」で64%であった。日本語学習希望については「学習したい」または「機会があれば学習したい」と答えた人の割合が1999年の86%から2006年の69%に減少しており、これは「十分な日本語能力を身につけた人が増えたから」というよりも、日本語を使わなくても生活できる環境ができあがっているため」と分析している（前掲書：41）<sup>10</sup>。また、近年の経済不況に対応すべく2009年には「がんばれ！ブラジル人会議」<sup>11</sup>が主体となって緊急アンケート『浜松市経済状況の悪化におけるブラジル人実態調査』を行い、その現状把握に努めている。なお、静岡県県民部多文化共生室（2008）は「漢字の含まれた日本語の文章は、ブラジル人向けのコミュニケーションの手段としてほとんど機能しないことが推測される」としている（前掲書：38）。

自治体をまたがる調査としては、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県の北関東圏を対象とした国土交通省国土計画局（2007）がある。これは製造業の多い北関東圏で重要な労働力となっている外国人の実態を把握するために行われた。質問紙調査は世帯単位で行われ（738世帯）、回答者の国籍はブラジル49.2%，ペルー14.4%と中南米出身者が全体の約6割を占めている。世代別にみた言語使用、教育状況が詳しく分析されており、滞在意向別にみた家庭内の言語使用が、「今後も日本に住み続けたい」世帯では、帰国予定のある世帯や「（住み続けたいかどうか）わからない」世帯よりも「日本語」「日本語と母語が半々」と回答した割合が高くなっている。また、家庭内では親より子どもの方が4技能すべてにおいて日本語能力が高い傾向にある。北関東圏における外国人世帯の住まい方の特徴から、「日本語習得をはじめとした、日本での生活に最低限必要な力を在住外国人が身につけるといった‘自立’を支援する取組をすすめること」を今後の方向性として示している<sup>12</sup>。

近年の自治体以外の機関の調査としては、平成19年度文化庁委嘱事業として行われた『生活者としての外国人のためのモジュール型カリキュラム開発と学習ツールの作成』（コミュニケーション学院、2008）プロジェクトの一部として行われたアンケート調査がある。これは在日ブラジル人たちが日本語の何が必要で、何が学習可能であると考えているかについて、

30 項目の行動リストに基づいて 126 名にアンケートを行ったものである。この行動リストは、日本語を使用する必要のある特定の社会的場面において、日本語で何ができるか (Can-do 記述) の詳細を示した一覧で、European Language Portfolio (Little&Perclova, 2001) を参考に作成された「日本語ポートフォリオ」(青木, 2006) をもとに、9 名の在日ブラジル人の協力者のフォーカス・グループ・インタビューを行い、言語コミュニケーションの問題を選び出し、「〇〇をする」という行動記述文を 145 項目作成し、さらにそれを 30 項目に絞ったものである。この 30 の項目について、以下のような質問がなされている。

Q: 日本に来たブラジルの人が以下のことをできるようになる必要があると思いますか。また、日本語を全く知らない人が、働きながら、休みの日などに勉強して、3年ぐらいでこれらのことできるようになるだろうと思いますか。「はい」「いいえ」に○をつけてください

1. 値段を聞いてわかる
2. 物や人の数を聞いてわかる(一つ、一人、一本、一枚など)
3. 職場などでかんたんな指示がわかる(だめ、あぶないなど)
4. 駅や車内のアナウンスを聞いて、自分に関係ある情報がわかる(乗り換えや、この電車がどこの駅に止まるなど)
5. ラジオやテレビのニュースなどを聞いて、基本的な情報がわかる(天気予報、地震・台風などの災害についてなど)
6. 医者や看護師、保健士がゆっくり話したら、何を質問しているかわかる
7. 「はい」「いいえ」「すみません(人を呼ぶ)」「すみません(謝る)」「ありがとう」「お願いします」と言う
8. 基本的なあいさつをする(人に会った時、別れる時、ごはんの前、ごはんの後など)
9. 自分の住所を言う
10. 相手の話す日本語が分からぬ時、「もう一度言ってください」「かんたんに言ってください」「ゆっくり言ってください」などと言う
11. 時間を言う
12. 電話をかけて、話したい人を呼んでもらう
13. 店でほしいものがどこにあるか店員に聞く
14. 電話でピザなどの宅配を頼む
15. 新しい職場で自己紹介をして、あいさつする
16. 職場や、子どもの学校などで、よく知っている話題なら、会話に参加できる
17. 仕事の面接で、質問に答える(どのくらい日本にいるか、ビザの種類、家族、どんな仕事をしたことがあるなど)
18. 店などでトラブルを解決する(おつりが間違っている、品物を返品・交換したいなど)

19. 店や公共の場所などで、基本的な標示を見て意味がわかる(危険、立ち入り禁止、非常口など)
20. 品物の袋などに書いてあることを見て、ほしいものかどうかわかる(例えば、塩と砂糖など)
21. ゴミ捨て場の標示を見て、いつどんなゴミを捨てていいかわかる
22. ひらがなとカタカナだけで書いてあれば、短いかんたんなメールや手紙を読んで、書いてある情報や質問がわかる
23. 広告やチラシを見て、割引など自分に関係ある情報を得る
24. 漢字にフリガナがふってあれば、役所や学校などから来たお知らせの紙を読んで、大切な情報が何かわかる
25. 自分の名前をカタカナで書く
26. 自分の住所を書く(ひらがなを使ってもいい)
27. 覚えたい日本語の単語や文を聞いて、ひらがなかカタカナかローマ字でメモする
28. 履歴書を書く
29. 職場で、上司や同僚にかんたんなメモや伝言を書く
30. 保育園、幼稚園、学校の先生に知らせることを書く

(コミュニケーション学院, 2008:286-287)

上記 30 項目のうち、28 項目を回答者の 8 割以上が「必要だ」としているという結果が出ている。比較的「必要性」が低いとされたもの（8 割を切ったもの）は、「電話でピザなどの宅配を頼む」と「広告やチラシを見て、割引など自分に関係ある情報を得る」であった。これらについては、食べ物の宅配使用の習慣の有無や宅配ピザの値段の高さの影響や、広告やチラシの入手 자체が限られている可能性がその理由として考察されている。（前掲書：123）。

#### 4.5 地域在住の外国籍住民等を対象とした質問紙調査：自治体等によるもの

今回収集した先行研究資料のうち、自治体等によるものは 48 件と多数であった。本節では、これらの調査の全体像をまとめて示す。

##### 4.5.1 調査設計

3. で述べた経緯によって、今回収集した自治体による調査報告書の目的の多くが「多文化共生推進施策の基礎資料とするため」となっている。文化庁の日本語教育推進モデル地域等で先駆けとなったところ以外は、自治体主体の初調査は概ね 1990 年代～2000 年代に入つてからである<sup>13</sup>。今後、当該地域の外国人住民の生活実態や意識がどのように変化したか、その継続調査と施策による取り組みの成果検証が望まれる<sup>14</sup>。

自治体の中で「在住外国人の生活実態調査」の調査の中心となったのは国際関係の部署がほとんどであるが、その調査体制は多様で、完全に自治体内部で調査設計・実施したもの

のもあれば、自治体の該当部署は事務局として機能し、外国人問題に詳しい研究者や地域の外国人支援 NPOなどをメンバーに迎えて調査委員会を立ち上げたものや、社会調査会社や地域の大学等外部機関に業務委託したもの、等がある。調査規模もサンプル数 90 から 2000 を超す大規模なものまであった<sup>15</sup>。

調査方法は郵送による質問紙調査が中心だが、平行して（または前年度に事前調査・次年度にフォローアップの形で）一部のインフォーマントに対し、質問紙に近い内容で対面のインタビュー調査を行ったものもある。

4.1～4.4 で述べた対象者別の調査とは異なり、自治体が住民に対して行う調査ということで、外国人登録者名簿からの無作為抽出による大量サンプリングが可能となっている。より実情に近い調査を、という趣旨で、サンプリングの段階で、母集団の分布を反映するよう居住行政区別に比例割当しているところもある。

無作為抽出の他に、外国人相談窓口や国際交流協会に訪れた人に質問紙を手渡し、地域の日本語教室に通っている人にその場で回答してもらう、などの形式が見られたが、これらの場合、既に何らかのネットワークを日本社会に持っている、または日本語力が高めの人が調査対象となってくる可能性が高いことに注意が必要であろう。

対象者には「在住外国人登録者」や「外国籍住民」等の表現が使われており、対象年齢は自治体によって 16 歳以上、18 歳以上、20 歳以上と異なる。なお、浜松市のように地域性を反映して南米系外国人市民対象の調査を継続して行っている自治体もある（浜松市企画部国際課、2003, 2007）。

#### 4.5.2 質問紙調査の内容

質問紙の一般的な構成は「(日本語の自己評価を含む) 属性」と「生活上の問題・要望等についての質問項目」となっており、その結果は属性とクロス集計の上、分析されている（例：「情報の入手経路」と「日本語能力」「国籍」）。質問紙の言語は日本語のみの 1ヶ国語～11ヶ国語での対応まで様々であった<sup>16</sup>。住民の属性傾向によって、予めオールドカマ一向けとニューカマー向けで質問紙を別々に作成し、送付している地域もある<sup>17</sup>。

##### (1) 属性にみる日本語能力

「属性」項目としては、性別・国籍・年齢（○歳代）・在留資格・滞日歴（当該自治体での居住歴）・（自治体内の）居住地域・職業（業種、職種、雇用形態、勤め先の規模）・最終学歴・配偶者の有無や家族構成・住居形態、母語、日本語能力・日本語学習歴などがあげられる。

その中の「日本語能力」について見ると、4 技能それぞれについて「不自由なくできる」「だいたいできる」「あまりできない」「ほとんどできない」のようなスケールから自己評価を選択するもの、技能別に具体的なレベル例を設定して選択するもの（例：「読む」な

ら「新聞や雑誌が読める」「簡単な漢字・ひらがな・カタカナが読める」「ひらがな・カタカナが読める」「漢字だけ読める」「できない」などがある（かながわ自治体の国際政策研究会、2001）。

また、4技能ではなく、「会話」と「読み書き」2種類について「不自由しない」「まあまあできる」「できない」から選択するもの（川崎市市民局国際室、1993）や、埼玉県総合政策部国際課（2007）のように会話力のみ問うものもあった（例：「あなたの日本語力（日本語を話す力）はどのくらいありますか」…「自分の考えを発表することができる」「簡単な日常会話ならできる」「あいさつならできる」「ほとんど話すことができない」から選択）。

日本語能力の傾向としては、オールドカマーは全般に不自由しない傾向が強く、特に会話についてはいずれの調査でも9割が「不自由しない」と回答している。しかし、読み書きについては、高齢化する在日韓国・朝鮮人の一世、性別でみると女性の方が不自由している度合いが高い。一方、ニューカマーである中南米出身者は滞在年数が上がっても読み書きに困難を感じている割合が高い<sup>18</sup>。

これらの日本語能力はあくまで現状の自己評価であり、実際の日本語能力については客観的指標はないが、4技能の能力の偏りについては、本人が同じ基準で判断していることから参考になるといえるだろう。

## (2) 質問項目の特徴と日本語ニーズ

質問項目の特徴としては、行政サービス別の項目立てになっているのも特徴的である。主なものとしては、就労、住宅、医療・保険・福祉、日常生活（地域活動への参加や人的ネットワーク含む）、子どもの教育、文化・アイデンティティ、地震・火事・怪我など緊急時の対応、行政サービス、自治体や国への要望（行政サービス、参政権など）等である。これらトピック・場面別に質問が立てられ、現状や困っていること、要望を問う形になっている。また、自治体によっては、各地域のそれまでの外国人住民に対する取り組みや、歴史的経緯といった地域性が反映された内容となっている（例えば、オールドカマーが多い地域では参政権や通名使用といった人権に配慮した質問項目が比較的多い）。

日本語使用実態・ニーズに関しては、主に以下の3タイプとして散在して表れている。以下、例として質問文と選択肢、その調査での回答率（%）を挙げる。なお、地域によって対象者の属性や母数には偏りがある。

### ① 「日常生活全般の悩み」の選択肢として「言葉の問題」が入っているもの

・「生活のことをお聞きします。困っていることは何ですか？（複数回答）」－「日本語がよく分からぬ 33%」「子育てや教育のこと 12%」「老後の生活のこと 9%」「健康に関するこ 4%」（秋田県学術国際部学術政策課、2007 下線は筆者）

・「日常生活での悩みや心配事は何ですか（複数回答）」－「言葉が通じないこと 32.3%」「文化や習

慣の違い 20.2%」「母国語で書かれた情報が少ないと 19.5%」「病気やケガをしたときの対応 18.4%」「悩みや心配事はない 17.7%」「地震等の大災害が起きた場合の対応 15.6%」(石川県国際交流課, 2007 下線は筆者)

## ② トピック・場面別の質問の回答の選択肢の一部として入っているもの

**医療** 「あなたやあなたの家族が日本で病院へ行ったことのある方にお尋ねします。病院に行ったとき、困ったことは何ですか?」 - 「特に困ったことはない 37.8%」「日本語が分からず、うまく症状を伝えられなかった 31.0%」「費用が高かった 28.4%」「医師や看護師が説明する言葉が分からなかつた 27.9%」「治療方法が自分の国のもと異なり不安だった 14.4%」(茨城県生活環境部国際課, 2006 下線は筆者)

**住居** 「住む家を探すのに困ったことがありますか(複数回答)」 - 「特に困ったことはない 47.6%」「わたしが外国人なので断られた 19.7%」「保証人を見つけるのが難しかつた 17.2%」「借りる手続きをするときに説明や契約書が日本語なのでよく分からなかつた 11.5%」(埼玉県総合政策部国際課, 2007 下線は筆者)

**仕事** 「現在の仕事(職場)で不満に思うことがある」と答えた人(38.4%)へ追加質問として「あなたが現在の仕事(職場)で不満に思うことは何ですか(複数回答)」 - 「賃金が安い 44.0%」「いつ解雇されるか不安である 29.7%」「雇用保険に未加入である 29.7%」「仕事をする上で日本人でないことを理由に差別的な扱いを受けている 26.4%」「会社の健康保険に未加入である 20.9%」「賃金や残業代がきちんと支払われない 15.4%」「休日・休暇が少ない 15.4%」「仕事をする上でうまく会話ができない 14.3%」(栃木県生活環境部国際交流課, 2005 下線は筆者)

**教育** 「あなたの子どもの教育について心配することはありますか(複数回答)」 - 「学校からの連絡を親が理解できない 24.1%」「日本語が十分にできない 22.3%」「心配ごとはない 20.2%」「高校・大学に進学できるか不安 19.5%」「学費が高い 16.7%」「学校の授業が難しい 16.0%」「母国語が話せなくなる 14.5%」(富山県知事政策室国際・日本海政策課, 2006 下線は筆者)

**災害** 「地震が起こったら、あなたは何が心配ですか(複数回答)」 - 「家族の無事 47.9%」「地震を体験したことがないので恐怖心がある 32.3%」「何をしなければならないかわからない 22.5%」「避難場所がわからない 22.3%」「言葉が通じないので自分の要求を伝えられるか不安 15.3%」「得意な言語で情報が得られるか不安 13.3%」(新宿文化・国際交流財団, 2004 下線は筆者)

## ③ 日本語学習歴や今後の学習希望を問うもの

**日本語の必要性** 「日本語の必要性についてどのように考えますか」 - 「日本での生活に必要 88%」「条件のいい仕事を見つけるために必要 71%」「現在の仕事に必要 67.8%」「日本での永住に必要 62.8%」「日本人との関係形成のために必要 52.9%」「ポルトガル語で暮らせるので不必要 0.5%」「じきに帰国するので不必要 0.5%」(静岡県県民部多文化共生室, 2008)

**学習希望** 「あなたは今後日本語を学習したいと思いますか」 - 「ぜひ学習したい 27.6%」「機会があ

れば学習したい 49.8%」「時間の余裕や機会がないので学習は無理 7.7%」(前掲書, 2008)

自治体のニーズ調査はあくまで「生活実態を把握し, 行政に反映する」ことを目的としているため, 全てのトピック・場面について必ず日本語に関する悩みが選択肢として用意されているわけではない。また, 同じトピック・場面でも選択肢の項目は自治体によってばらつきがある。

聞き取り調査も様々なものがあるが, かながわ自治体の国際政策研究会(2001)のインタビュー調査では団地グループ, 日系人グループ, 在日コリアングループ, 若者グループ, オーバーステイグループ, 女性グループ, と調査重点課題および地域ごとに 6 つのインタビューチームが組まれている。高齢化, 子どもの教育など定住化する生活者としての悩みが詳細に綴られており, 量的調査では得られにくい心理的背景を裏付ける声として参考になる。

#### 4.6 地域の外国籍住民等を対象とした質問紙調査: 自治体以外の機関によるもの

近年, 自治体以外の機関が地域と協力して調査する動きもみられる。これらの中で特に日本語使用実態やニーズについての質問が具体的に立てられているものについて, その要点を以下に述べる。

「沖縄県在住の日本語学習者の要望調査」(沖縄県地域在住外国人等の日本語教育を考える会, 2003)は, 沖縄国際大学・沖縄キリスト教大学・琉球大学の研究者のチームにより, 地域に根ざした日本語教材の開発のために, 県内在住の外国人, 日系人等, 日本語学習を必要とする人に対して行われたものである。「日本語で困った場面」に関して, 15 場面<sup>19</sup>について, 「どんなときに困りますか／困りましたか」という質問に該当する項目を上位 3 つ選択する形式をとっている。結果から高頻度の項目(回答者の割合が 50%以上のもの)<sup>20</sup>と, 低頻度の項目(回答者の割合が 14%以下のもの)<sup>21</sup>を抽出し, 「個人的な生活に関すること」「地域住民としての生活に関すること」「社会人としての生活に関すること」の 3 分類, 及び, 「文化習慣的知識が要求されるもの」「制度・形式的知識が要求されるもの」「日本語力が要求されるもの」の 3 つに分けて分析している。また, 回答言語別, 市町村別, 滞在期間別, 年代別の分析も行っている。

「徳島県在住外国人の意識調査」(JTMとくしま日本語ネットワーク, 2006)は, 日本語学習支援と国際交流活動を行っている日本語教師と日本語教師を目指す人から構成される市民グループが, 会の取り組みや, 他団体とのネットワーク作り, 行政への提言に生かしていくために, 徳島県在住外国人の現状やニーズを把握すべく行った調査である。「自分のことについて」「言葉について」「日常生活について」「行政からの情報及びサービスについて」の 4 部から成り, 「言葉について」の部に「なぜ日本語を勉強していますか(問 12 B)」「日本語の必要性を感じるときはいつですか(問 13)」の質問項目があり, 日本語の

必要性を感じるときについては、「まわりの人とつきあうとき」(79.1%)、「買い物のとき」(28.0%),「病気やけがのとき」(20.9%)の順で回答があった。また、「日常生活について」の部に自由記述形式で「日本に来て最初に困ったことは何ですか（問 21）」という項目があり、回答の中で最も多かったのがコミュニケーションの問題についてのもの（言葉がわからない・通じない・コミュニケーションがとれない）だった（前掲書：38）。

「外国籍住民の日本語学習における実態等予備調査」(名古屋大学留学生センター, 2008)は、豊田市の委託により名古屋大学留学生センターが「とよた日本語学習支援システム開発プロジェクト」の一部として行ったもので、日本語使用状況と日本語学習環境について外国人集住コミュニティに在住する外国人住民に対するアンケート調査が含まれている<sup>22</sup>。日本語使用実態については、合計 43 項目の Can-do 記述を見て、そのようなやり取りを日本語でした経験があるか、日本語ができるか、できるようになりたいかについて回答してもらう形となっている。43 項目は「一般領域」「保護者としての教育領域」「地域コミュニティに関する私的領域」「就業者にかかわる職業領域」の 4 領域に分かれている。回答結果は、「一般領域」については、ほぼ全ての項目に 8 割以上的人が「日本語ができるようになりたいと思う」と答えており、特に「薬の袋を見て飲み方がわかる」や「住所をひらがなか漢字で書く」など読み書きについて希望する人の割合が多い。「保護者としての教育領域」については、9 割近い保護者は日本語ができるようになりたいと望んでいる、「子どもの友達の親と日本語で交流する」は、経験の頻度でも能力でも最も低い項目であったが、希望としては 5 番目に高い（親同士のコミュニケーションがはかれれば、そこから多くの情報がもらえ、子どもの親としての安心感が得られる可能性は高いのではないか、と分析されている）。「地域コミュニティに関する私的領域」では、「119 に電話して救急車を呼ぶ」ができるようになりたいと希望することのトップになっている。一般領域の「薬局で処方された薬の袋をみて飲み方がわかる」にもあったように、医療・健康関係、特に生命にかかわる問題に関しては、日本語ができるようになりたいという希望が切実である。「就業者にかかわる職業領域」では、ほとんど全ての項目で、ほとんどの人が日本語ができるようになりたいと望んでいる。使用頻度ではあまり高くなかった「作業上改善するといいと思う点について意見を言う」などが、特にできるようになりたいことの上位にきている（前掲書：46-50）。

## 5. 先行調査研究から得られた示唆と課題

以上、日本語使用実態/ニーズについての質問紙による先行的な調査について、「帰国者」「インドシナ難民」「配偶者」「日系人」「地域在住の外国籍住民等」といった対象別に代表的なものの特徴をみてきた。これらから得られた主な示唆と課題を、「調査設計」「調査結果・分析」に分けて以下にまとめる。

## 5.1 調査設計

### 5.1.1 質問紙の内容(質問項目)と形態

日本語使用実態/ニーズを問う質問は、特に日本語教育のカリキュラムや教材開発を目的とした調査では、技能や場面別に質問や選択肢を設けているものが多くみられるが、最近は、ある場面で目標遂行のためにどのような行動ができるかという Can-do 記述の形式を取り入れる動きがある。Can-do 記述により、具体的な行動レベルでの言語使用の実態が把握しやすくなっている（沖縄県地域在住外国人等の日本語教育を考える会、2003；名古屋大学、2008；コミュニケーション学院、2008 など）。しかし、質問項目が多いと回答者への負担が多くなることもあり、項目は生活場面全体を網羅するものではなく、また、項目の選定・記述の仕方は調査によってそれぞれに異なっている。このため、複数の調査の結果を同じ指標で比較分析することが困難になっている。

### 5.1.2 インタビューとの併用

調査は、質問紙のみのものと、質問紙とインタビューを併用しているものがある。インタビューにより、質問紙の回答の背景にある具体的な状況や、質問紙には拾いきれない要因などが明らかになっている。インタビューにおいては、協力者（回答者）への支援に普段から関わっているなど既にラポールが形成されている人が聞き手になる（またはインタビューに同席する）と深い聞き取りが期待できることが、かながわ自治体の国際政策研究会（2001）、アジア福祉教育財団（1996）、国際日本語普及協会（1995）などから示唆される。

### 5.1.3 サンプリング

一覧表に掲載の調査におけるサンプル数（有効回答数）は、日本語教育機関による調査では 52～581 件、自治体による調査では 69～2,063 件とばらつきがある。全体でサンプル数が 1,000 件を越えるものは、70 件中 12 件にとどまっている。

また、質問紙の配布については、日本語教育関係機関では研修の修了生に配布をしたり、日本語教室の協力者ネットワークを通じて配布を行ったりする形をとっているが、自治体による調査では、住民台帳等からの無作為抽出が可能になっている。

調査は成人個人を対象としたものが多いが、国土交通省国土計画局（2007）では、世帯単位で調査することで家庭内言語使用の実態が明らかになっている。長期滞在、永住希望の家庭の問題を把握することは将来の施策の参考になると思われる。

### 5.1.4 調査地域

調査地域の設定についてみると、都道府県の枠を超えて近隣数県を‘～圏’（例：北関東圏）とした大規模調査があった（前掲書、2007）。特に就労目的で来た外国籍住民が就労先

の変更や同国人ネットワークによって移動することを考えると、このように近県を1つの地域としてとらえる調査は示唆的である。

また県内をいくつかの地域に区切ってニーズを把握している調査もあった（埼玉県総合政策部国際課、2008他）。同一県内でも地域によって交通手段や地形的特徴、住んでいる外国籍住民の属性の違いがあることを考えると意義があろう。

## 5.2 調査結果・分析

### 5.2.1 滞日長期化によるニーズの変化

日本語使用ニーズについては、滞日期間にによって傾向が異なることが複数の調査から示唆されている。例えば「中国帰国者センター修了及び呼び寄せ家族に対する調査」（安場他1997, 1998）では、滞日年数が短いグループは、「病院や保健所での医師との会話」「役場や入管」「緊急時」などにおけるサバイバルのための言語行動のニーズが高いが、滞日年数が長くなるとそれらの緊急性度は低くなる一方で、「職場での会話」「仕事上の書類の読み書き」などは依然として「できるようになりたい」という希望が強く続いている結果が出ている。

サバイバルのために必要でかつ困難度が比較的低い日本語の使用場面が、滞在長期化により無くなるというわけではなく、それが「できなくて困る」と認識されなくなっていると解釈され、サバイバルのための必要最小限の言語行動についてはある程度自然習得が可能であるということでもあるかもしれない。帰国者センターでの初期研修を受けた修了生と、研修を受ける機会のなかった呼び寄せ家族を比べると、呼び寄せ家族にはサバイバルのための言語行動も困難度が高いことから、初期研修の役割の大きさが示唆される。それに加えて、定住して社会に参加し自己実現していくには、社会の中で役割を持ち、それを全うしていくための、より複雑なやりとりを含む日本語が必要になっていくことも示唆される。

インドシナ難民に対する調査（アジア福祉教育財団、1996）においても、全体では「仕事・職場」での日本語の困難度が最も高く、長期的に続く。また滞日年数が長くなるに従って、「親子間のコミュニケーション」が困難になることも回答にあらわれている。

沖縄県地域在住外国人等の日本語教育を考える会（2003）では、回答者の滞日年数別に「日本語で困った場面」の傾向を示している。上位にあがったものをみてみると、滞日1年未満の回答者では「メニューを読む（90%）」「引っ越しの挨拶をする（80%）」「電話番号を聞く・調べる（80%）」、滞日1年以上～5年未満の回答者では「不在連絡票を読み、荷物を受け取る（83%）」「お祝い・お悔やみを言う（76%）」「沖縄方言がわからないとき（69%）」、滞日10年以上の回答者では「お祝い・お悔やみを言う（82%）」「自治会・町内会などの組織について聞く」（76%）「不在連絡表を読み、荷物を受け取る（75%）」となっている。

外国籍住民の滞在の長期化につれ、住民のライフステージも変化し、日本社会の経済・社会情勢も変わり、抱える生活上の悩みも変化する。南米系出身者を対象に継続調査を行ってきた浜松市では、5回目の2007年調査で、「ストレス」や「社会的ネットワーク」といった新規調査項目を追加している。現在各調査で「将来の悩み」として挙げられているいくつかの項目は、5年後、10年後の具体的な調査項目になろう。項目を修正しながら同じ地域での継続調査をすることはもちろん、一部の同じ被験者に継続して調査に協力してもらい、個々のケースでニーズの変遷を追うことも必要であろう。

### 5.2.2 育児・教育に関するニーズの特徴

日本に定住し、子どもを育てていくことにかかわる領域としては、「学校・保育園のお知らせを読む」「学校や幼稚園の先生と話す」「病院や保健所で医師等と話す」などが必要性・困難度の高いものとして異なる調査に共通して現われている（国際日本語普及協会、1995；平城、1998；沖縄県地域在住外国人等の日本語教育を考える会、2003など）。

育児や子どもの教育にかかわる領域のニーズを把握するにあたっては、育児等にかかわる層を正確に抽出するための工夫が必要であろう。たとえば、N市在住の帰国者の調査（平城、1998）では、回答者の中で女性の比率が高いことと、有職率が低いことから回答者は「家事・育児」に専念している層が多いと想定されるが、属性の職業の質問項目において「家事・育児」を選ぶ項目がないと特定することが難しい。山形県国際交流協会（2008）では「仕事の種類」に「家事（主婦）」という選択肢を設定した結果、180人中半数以上の56人が該当していた。同じ無職でも、「求職中」の層と、「家事育児に専念している」層ではニーズが異なる。特に「育児」に関わる層であれば、「教育」「（子どもの）医療」といった別分野でもより関心が高いと想定される。今後は「育児」をより正確に抽出する必要性があろう。

### 5.2.3 インタビュー調査の結果処理

質問紙と並行（または前後）して行われたインタビュー調査からは、地域独自の傾向や外国人住民の具体的なニーズが現出されている（例「車がないとどこにも行けない」「県内が広いので同国人の友人に会うのが難しい」（秋田県学術国際部学術国際政策課、2007）、「入管がないので仙台に行かなければならない」（山形県国際交流協会、2008））。これらは量的な質問紙調査からは得難い質的なデータであるが、個別性が強い内容であることから、その結果が施策に反映されにくく、報告書においてもその結果が文字起こしをしたテキストの羅列に終わっている例が少なくない。今後は質的調査から得られた貴重なデータを、キーワードで分かりやすく示す、属性別に分析する、量的な質問調査の結果と照らし合わせて分析するなどの工夫が求められよう。

#### 5.2.4 調査結果の還元

特定の機関が行った調査や、自治体が行った調査は報告書の発行部数が限られており、入手が難しい。調査結果がインターネット上で公開されているものは今回収集した70件中18件のみと調査結果にアクセスしにくい状況である。今後は結果の公表は紙媒体に限らず、ホームページ上でダウンロードが可能な形式が望まれる。なお、自治体によってはダイジェスト版にしている例もある(新潟県国際交流協会, 2004; 京都市総務局国際課推進室 2007, 他)。調査結果を分かりやすい形で広い層に伝えるひとつ的方法といえよう。

また、調査結果を当事者である外国籍住民にも還元する目的で、報告書を総ルビ付きにしているものもあり、調査の姿勢として参考になる(かながわ自治体の国際政策局, 2001)。前述のダイジェスト版を多言語対応にする方法など、当事者への調査結果の還元方法も今後の課題であろう。

### 6. おわりに

以上に見てきたように、これまで各機関や自治体により、それぞれの目的・必要性に基づいて調査が行われてきた。それらは当該の対象者に応じたカリキュラムを作成したり、地域の特性に応じた行政施策を検討したりするために有意義な資料を提供してきた。しかしながら、それが別々の枠組みで行われた調査で、質問項目等も異なるため、複数の調査の結果を統合して全国的な傾向を把握したり、対象者の属性や地域ごとの傾向を同一の指標で比較分析をしたりすることが困難な状況にある。これを可能にするためには、広範囲・多様な回答者を対象とした、同一の質問項目による調査が求められよう。

また、日本社会の一員として地域社会に根付き、職場や学校等で活躍できるようになるまでに外国人等が身に付けるべき日本語能力を明らかにするためには、外国人等の「社会参加」「社会参画」の視点についても改めて検討する必要があるかも知れない。それまで日本の外に生活の基盤を持っていた人々が、限られた日本語力で生活をするとき、社会とのかかわりの第一歩は、まずは「無事に生き延びる」(サバイバル)ための行動とことばから始まると考えて自然であろう。その点でも、まずは最小限の生活を確保するための日本語のニーズを明らかにすることが必要であるのは違いない。しかしその先に、社会の中で役割を持ち、それを全うしていくための行動(社会参加)、そしてさらには、既存の枠組みの中で円滑に機能するにとどまらず、自ら社会のシステム自体に働きかけ、他のメンバーと共に社会をつくりあげていく行動(社会参画)がある。

先行調査研究の中には、川崎市市民局国際室(1993)の「外国籍市民意識実態調査」のように、「市内に住む外国人の生活実態、意見、市や国への要望などをできるだけ正確に知ることを目指す中で、質問項目に「市政参加(選挙権、条例制定請願権、市職員になれる権利)」への要望等が含まれているものや、埼玉県総合政策部国際課(2008)のように、「外国籍県民県政モニター」の制度を設置して、モニターとして登録している外国籍住民

に県政への意見や要望を尋ねているものもある。

ところが、日本語使用実態・ニーズの観点からは、調査項目に自分をとりまく社会に働きかけ、変革にもつなげていくような行動（例：「自治会等で意見を言う」「子どもの学校のPTAの活動をする」「市政・県政について要望・意見を言う」）について尋ねているものはほとんど見られない。しかし、何を目指して日本語使用実態を明らかにしようとするのか、という前提に立ち戻ってみると、もし、そこに「多文化共生社会の実現」といった理念があるのであれば、前述のような「社会参画」を望む人にはそれが実現できる可能性も視野に入れて、日本語のニーズを捉え検討していくことも求められるのではないだろうか。

## 注

- 1 国立国語研究所日本語教育基盤情報センター主催・第12回コミュニケーション能力研究会において、このリストの暫定版を公開し、関連機関の方々からフィードバックを得て修正を加えた。
- 2 この2つの調査は、1996年度より3年間にわたって文化庁の委嘱により、中国帰国者定着促進センターが「中国帰国者に対する日本語通信教育（試行）調査研究部会」を設けておこなった調査研究の一環として実施された。地域ごとのニーズ調査としてはN市でのもののほかに、長野県飯田市、福島県郡山市、千葉県千葉市でも聞き取りによる調査が行われている。
- 3 送付数、送付方法、その他の詳細については、資料のリストを参照。調査票を送付する対象者の決定にあたっては、居住地域、滞日年数、年齢、識字力について層化し、センターの全修了生（母集団）の各属性の比率に従って調査票送付者が決定されている。
- 4 ニーズの選択肢として挙げられている項目は、「網羅的な完全なものではなく、イメージのわきやすく、ニーズの掘り起こしやすいものを、と考えた結果のもの」「潜在／顕在ニーズの差別化のために、まず無制限にニーズを感じる項目すべてを選択してもらい、その後、その選択された項目群の中から、より優先度の高いものを2つないし3つ選んでもらう方法をとった」と説明がある（1998：38）。
- 5 項目の選択肢はほぼ同じであるが、次の点が変更になっている：「車内放送やテレビの番組を聴き取る」→「テレビの番組を聴き取る」、追加「漢字・片仮名の読み書き」、追加「新聞・雑誌の興味ある記事の読み取り」。
- 6 1996年3月31日までに、姫路、大和、品川の3センターで日本語教育を受けた人数は7,431人にのぼっていた。また、1996年4月末の内閣統計では、インドシナ難民の本邦への定住状況はベトナム7,433人、ラオス人1,306人、カンボジア人1,254人、合計9,993人となっていた。
- 7 今回の一覧からは除外したが、日系人の子どもたちの日本語教育や母語教育、コミュニケーションの問題や文化的アイデンティティ等に関する研究も多方面から数多くな

されている。

- 8 日系人については日本国籍を有している者も多く、外国人登録者数では正確な数の把握が難しい。
- 9 5回の調査の報告書は全て浜松市国際課（国際交流室 1992, 1996；国際室, 1999）から出されているが、調査実施者はそれぞれに異なる（「浜松市がこれまでに実施した南米系外国人市民を対象としたアンケート調査の比較」『浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査報告書』浜松市企画部国際課, 2007）。2006年調査とはこの浜松市企画部国際課（2007）を指す。
- 10 浜松市（2007）では、来日時の日本語会話能力は「まったくできない」51.8%「あまりできない」20.4%と、十分な日本語能力がない今まで来日した人が7割以上、となっている。
- 11 「がんばれ！ブラジル人会議」は、浜松市国際交流協会、浜松ブラジル協会、ありがとう日本、ブラジルふれあい会、Grupo Esperanca、ブラジル銀行浜松支店、CAIXA 連邦貯蓄銀行日本駐在事務所、浜松市の8団体から構成される。経済危機で打撃を受けている外国人を支援する目的で平成21年1月14日に発足、平成21年3月31日を期限に活動を行う。
- 12 南米出身者の多い浜松市企画部国際課（2007）によると、今後の日本語学習の希望について、約7割の人が「学習したい」「機会があれば学習したい」と答えており、日本語学習に前向きの意向を示している。しかし、「約3割は日本で生活しながら日本語の学習について積極的姿勢を示していないとも言える。外国人が日本語能力を身につけ、日本社会で自活し社会参加できるようになってもらうためには、積極的学習意欲を持つ人への的確な学習機会の提供と同時に、消極的姿勢の人たちに対してどうやって学習の必要性を認識してもらうかが課題となろう」と分析している（浜松市企画部国際課, 2007: 44）。
- 13 1990年代に文化庁の日本語教育推進地域の指定を受けたモデル地域では、これに先駆けて在住外国人の日本語ニーズ調査を行っている。文化庁では、1994年～2000年にかけて地域社会での外国人の増加に対応し、地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、モデル地域を指定して地域における日本語教室の開催や日本語指導者養成のための講習会開催などの事業を委嘱した。これまでに、群馬県太田市、神奈川県川崎市、静岡県浜松市、山形県山形市、大阪府大阪市、東京都武蔵野市、福岡県福岡市、沖縄県西原町において事業を実施している（文部科学省HPより）。
- 14 自治体によっては初回調査から5年、10年が経過し、第2回目の調査を行っているところもある。例として島根県環境政策部文化国際課は2001年と5年後の2006年、京都市総務局国際課推進室は1997年と10年後の2007年、浜松市企画部国際課（本稿p.37）など。

- 15 有効回答数が 1,000 を超す調査としては、「がんばれ！ ブラジル人会議」（2009）2,773 件、仙台市企画局国際交流課（2001）2,063 件、静岡県県民部多文化共生室（2008）1,922 件、浜松市企画部国際課（2007）1,253 件、大阪市外国籍住民施策有識者会議（2002）1,190 件、川崎市市民局国際室（1993）1,146 件、横浜市海外交流協会（1998）1,101 件、新宿文化・国際交流財団（2004）1,049 件、長野県企画部人権・男女共同参画課（2008）1,041 件、広島市（2003）1,031 件、かながわ自治体の国際政策研究会（2001）1,007 件、北九州経済文化局国際交流課（2005）1,000 件。
- 16 「神奈川県外国籍住民生活実態調査報告書」（2001）の場合：日本語、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、カンボジア語、ラオス語の計 11 カ国語。
- 17 今回の一覧では京都市総務局国際課推進室（2007）、横浜市総務局国際室（1996）、川崎市市民局国際室（1993）などがオールドカマーとニューカマーに分けて調査していた。京都市総務局国際課推進室（2007）の場合、「1952 年以前から日本にお住まいの方、あるいは日本で生まれたすべての方」用と「外国で生まれて、1953 年以降日本にお住まいの方」用の両方を作成、どちらか一方を選んで回答してもらう形式である。集計・分析を行う際、便宜上前者を「オールドカマー」、後者を「ニューカマー」と読む場合がある、としている。「オールドカマー」と「ニューカマー」で質問紙を分けた場合、質問項目の一部が異なる。例えば「本名の使用」についてはオールドカマーにのみ質問、「病気になって病院に行くときに困ったことはありますか」についてはニューカマーにのみ質問する等である。
- 18 京都総務局国際課推進室（2007）によると、留学生を除いたニューカマーの日本語能力について分析し、「あまりできない」「ほとんどできない」を合わせた値が高い順に「書く（53.3%）」「読む（41.8%）」「話す（31.0%）」「聞く（25.3%）」となっている。中でも「読む能力」について見ると、「あまり読めない」「ほとんど読めない」を合わせた数値は在住年数に反比例するが、一定の割合の人は滞在年数が 5 年以上たっても日本語読解能力の伸長は見られず、「どんなに長く在住しても、約 3 割の人々は、情報入手に必要な日本語読解能力に不自由を抱えたまま、日々の生活を送っているということになる」と分析している（前掲書：39）。
- 19 役所で、近所づきあい、買い物、電話、学校に関する事、仕事を探す時、職場で、郵便局で、銀行で、病院で、乗り物に乗るとき、飲食店で、知人を訪ねるとき、冠婚葬祭に関する事、その他困る時
- 20 「お祝い・お悔やみをいう」（76%）、「不在連絡票を読み、荷物を受け取る」（75%）、「自治会・町内会などの組織について聞く」（68%）、「引っ越しのあいさつをする」（68%）など 23 項目）
- 21 「レジで支払いをする」（5%）、「会計で支払いをする」（7%）、「お金を払う」（9%）、「ガ

ソリンスタンドを利用する」(9%), 「教室名を読む」(9%) 等, 12 項目

22 同時に, 集住コミュニティで外国人住民と接触のある地域住民に対する調査, 外国人が就業している企業関係者に対する調査, 外国人と接触の機会がある公的機関・組織関係者に対する調査も行われている。

## 参考文献

- 青木直子(2006)『日本語ポートフォリオ改訂版』  
<http://www.let.osaka-u.ac.jp/~naoko/jlp/jlpjp.html> (2009年8月26日アクセス)
- 秋田県学術国際部学術国際政策課 (2007)『在住外国人に関するアンケート調査』
- アジア福祉財団難民事業本部(1996)『日本定住インドシナ難民の日本語に関する調査研究』
- 石川県国際交流課 (2007)『石川県在住外国人アンケート調査 調査結果報告書』
- 茨城県生活環境部国際課 (2006)『茨城県外国人実態調査報告書』
- 大阪市外国籍住民施策有識者会議・大阪市 (2002)『外国籍住民施策検討に係る生活意識等調査報告書 概要版』
- 太田市地域日本語教育推進委員会 (1997)『文化庁委嘱地域日本語教育推進事業 共生のまちづくりを目指して—太田市地域日本語教育推進委員会報告書—』
- かながわ自治体の国際政策研究会 (2001)『神奈川県外国籍住民生活実態調査報告書』
- 川崎市市民局国際室 (1993)『川崎市外国籍市民意識実態調査 報告書』
- がんばれ！ブラジル人会議 (2009)『浜松市経済状況の悪化におけるブラジル人実態調査集計結果』
- 北九州市経済文化局国際交流課 (2005)『外国籍市民アンケート調査報告書』
- 京都市総務局国際化推進室 (2007)『京都市外国籍市民意識・実態調査 報告書』
- 国際日本語普及協会 (1990)『平成元年度文化庁日本語教育研究委嘱 一般外国人に対する日本語教育の実態に関する調査研究報告書』
- 国際日本語普及協会 (1995)『平成6年度文化庁一般外国人に対する日本語教育研究委嘱 海外から嫁いだ外国人配偶者の日本語指導に関する調査研究』
- 国際日本語普及協会 (1996)『平成7年度文化庁一般外国人に対する日本語教育研究委嘱 海外から嫁いだ外国人配偶者の日本語教育指導の実態調査および日本語学習のニーズ分析』
- 国際日本語普及協会 (2006)『平成17年度文化庁委嘱事業報告書 外国籍住民の日本語学習環境及び学習支援ニーズ等に関する調査研究』
- 国際日本語普及協会 (2009)『平成20年度文化庁日本語教育研究委嘱「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発報告書 学習者参加型カリキュラムの開発—リソース型生活日本語の発展的活用を目指して—』

国際日本語普及協会(2009)「特集ライフステージに応じた生活者のための日本語教育一当事者の声と提言」『AJALT(アジャルト)』第32号

国立国語研究所(2008)『日本語教育年鑑 2008年版』くろしお出版

国土交通省国土計画局(2007)『平成18年度国土施策創発調査 北関東圏の産業維持に向けた企業・自治体連携による多文化共生地域づくり調査報告書：北関東圏における多文化共生の地域づくりに向けて』

国立大学法人名古屋大学留学生センター(2008)『平成19年度豊田市委託業務 外国籍住民の日本語学習における実態等予備調査委託調査報告書』

コミュニケーション学院(2008)『平成19年度文化庁委嘱事業 生活者としての外国人のためのモジュール型カリキュラムの開発と学習ツールの作成』

児玉周子・内藤臨(1995)「非識字者を含むセンター修了生家庭への訪問調査報告」『中国帰国者定住促進センター紀要』3号

埼玉県総合政策部国際課(2007)『多文化共生社会づくりのための調査報告書』

静岡県県民部多文化共生室(2008)『静岡県外国人労働実態調査（外国人調査）報告書』

島根県環境生活部文化国際課(2006)『平成17年度 島根県在住外国人実態調査報告書』

JTMとくしま日本語ネットワーク(2006)『徳島県在住外国人の意識調査』

新宿文化・国際交流財団(2004)『平成15年度 新宿区における外国籍住民との共生に関する調査 報告書』

仙台市企画局国際交流課(2001)『「外国籍市民の生活と意識に関する調査」アンケート調査報告書（平成13年度）』

栃木県生活環境部国際交流課(2005)『在県外国人実態調査報告書』

富山県知事政策室国際・日本海政策課(2006)『とやまの在住外国人の状況（在住外国人に対するアンケート調査結果から）』

長野県企画部人権・男女共同参画課(2008)『長野県県民意識調査及び外国籍県民実態調査』

新潟県・新潟県国際交流協会(2004)『新潟県在住外国人生活アンケート調査報告書』

浜松市地域日本語教育推進委員会(1996)『文化庁地域日本語教育事業 日本語教育ニーズ調査結果報告書』

浜松市企画部国際課(2003)『浜松市におけるブラジル人市民の生活・就労実態調査』

浜松市企画部国際課(2007)『浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査 報告書』

広島市(2003)「広島市外国人意識実態調査報告書要旨」  
<http://www.city.hiroshima.jp/www/contents/000000000000/1111148435746/index.html>  
(2009年8月27日アクセス)

福岡市地域日本語教育推進委員会(2001)『在住外国人の日本語習得支援活動からみた生活支援のあり方－福岡市地域日本語教育推進事業報告書』

文化庁(2001)『地域の日本語教室に通っている在住外国人の日本語に対する意識等について』

て』

文化庁国語課(1989)『中国帰国者用日本語教育指導の手引き（仮称）職場・対人接觸場面調査報告書』

文化庁国語課(1990)『平成元年度中国帰国者用日本語教育指導の手引（仮称）作成のための調査研究、職場・労働観及び職場のコミュニケーション場面にする調査研究報告書』

平城真規子(1994)「カリキュラム開発のための状況分析調査一『帰国婦人コース』解説に向けて一」『中国帰国者定住促進センター紀要』2号

平城真規子(1998)「『特定地域に暮らす中国帰国者へのニーズ調査』—鹿児島県N市の場合」

『中国帰国者定住促進センター紀要』6号

水谷修他(1982)『初心者用日本語教材の開発に関する実際的研究』昭和56年度文化庁日本語教育研究委嘱

水谷修監修 野山広・石井恵理子編(2009)『日本語教育の過去・現在・未来 第1巻 社会』  
凡人社。

文部科学省 HP「我が国の文教施策 第2編 第9章 第4節3-6) 地域における日本語教育の推進 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpad199901/hpad199901\\_2\\_237.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199901/hpad199901_2_237.html)  
(2009年7月30日アクセス)

安場淳・馬場尚子・平城真規子(1997)「『定住している中国帰国者に日本語学習ニーズ等』についての調査報告一その1』『中国帰国者定住促進センター紀要』5号

安場淳・馬場尚子・平城真規子(1998)「『定住している中国帰国者に日本語学習ニーズ等』についての調査報告一その2：呼び寄せ家族の場合』『中国帰国者定住促進センター紀要』6号

山形県国際交流協会 (2008)『山形県在住外国人アンケート調査結果』

山脇啓造(2003)「地方自治体の外国人施策に関する批判的考察」明治大学社会科学研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ NO.J-2003-10.  
<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~yamawaki/etc/jichitai.pdf#search=> (2009年8月29日アクセス)

横浜市海外交流協会 (1998)『外国人日本語学習ニーズ調査報告書』

横浜市総務局国際室 (1996)『外国人市民生活実態調査報告書』

Little,D.and Perclova,R.(n.d.) "European Language Portfolio: A Guide for Teachers and Trainers".  
Council of Europe.  
[http://www.coe.int/T/DG4/Portfolio/?L=E&M=/main\\_pages/documents.html](http://www.coe.int/T/DG4/Portfolio/?L=E&M=/main_pages/documents.html)  
(2009年8月26日アクセス)

## IV. 国内外の移民等に対する自国語教育 —日本〈中国帰国者に対する日本語教育〉—

黒瀬 桂子

### 1. はじめに

1972 年の日中国交正常化以降、祖国日本に帰って来ることになった中国帰国者（以下、帰国者）とその同伴家族の数は、第 1 次帰国ラッシュ（1985-1990）・第 2 次帰国ラッシュ（1993-1996）を経て 20,000 人を超える（2009 年 1 月末）<sup>1</sup>。

帰国者に対する支援については、1982 年及び 1985 年に中国残留日本人孤児問題懇談会の提言において援護施策の方向性が示され、一時帰国、定着、永住の目的に於いてそれぞれの自立ために各種施策が講じられてきた。そのひとつに「日本語や日本の生活習慣の指導」がある。

1984 年には公的な研修体制が敷かれ、中国帰国孤児定着促進センター（現中国帰国者定着促進センター；以下、所沢センター）が開所された。所沢センターでは、来日直後に行われる予備的集中研修の役割を担っており、帰国直後から 4 ヶ月間（2004 年以降は 6 ヶ月間）、日本語教育や生活指導が行われている。のちに全国 5ヶ所に同様の機能をもつセンターが開設されるが、所沢センターが中心となって、そのカリキュラム開発が進められてきた。

また、1988 年には所沢センター修了後の定住地における 8 ヶ月間の研修機関として、「中国帰国者自立研修センター」が全国 15ヶ所に開所された。これにより、2 段階の研修体制をとることが可能になった。さらに 2001 年には「中国帰国者支援交流センター」が首都圏・近畿に開所され、必要なときに通信教育や通学で学ぶことができる長期的な支援が可能になっている。このように、帰国者に対する日本語教育の研修支援体制は、帰国者を取り巻く環境や時代の要求に沿って機能の充実・改善が施されてきた。そして各機関における教育内容についてもまた、不断の模索と調査研究が繰り返されてきた。

本稿では、日本での定住型外国人に対する日本語教育の内容を検討するうえで参考にすべく、その先駆的な機関である所沢センターに焦点を当て、帰国直後に行われる定着や適応を目的とした日本語教育の内容がどのように変遷してきたのかについて報告する。

### 2. 教材開発にむけての基礎的研究

#### 2.1 背景

1980 年代まで日本語教育で使用されていた教材は、日本に基盤を置こうとする外国人が来日後、直ちに生活に直結させて利用できるものが見られなかった。そのため、外国人が円滑に適応するため、真に役立つ実際的な教材開発を強く望む声があげられていた。

このような流れの中で、文化庁から委嘱を受けた教材開発検討委員会・教材開発実施部会が中心となり、外国人が置かれるであろう言語生活の実態をつかみ、何を必要としてい

るかを明らかにした上で教材を作成することを最終目的として「初心者用日本語教材の開発に関する実践的研究」(水谷他, 1982) が行われた。この研究の調査対象者として帰国者が選ばれ、これが帰国者の教育に対する最初の公的な取り組みとなった。

当時の日本語教育の分野では、目標言語調査が十分に行われたことはまれ (水谷他, 1982) であり、当該調査はその点において先駆的な研究であったといえるであろう。

## 2. 2 調査概要

1981年12月から1982年3月にかけて、以下の内容で調査研究が行われた。

### (1) 外国人の生活場面調査

帰国後約3か月の間に直面する場面を聴取してまとめた「外国人の行動表」が作成された。

そして、これらの場面の中から、特に外国人の生活に欠かせず、一般日本人の日常生活からみても必要だと思われる30の場面が取り上げられた<sup>2</sup>。その後、30場面のうち24場面<sup>3</sup>について調査者が各現場におもむき、会話をテープレコーダーに録音後、文字化作業が行われた。

#### [外国人に必要な30の場面]

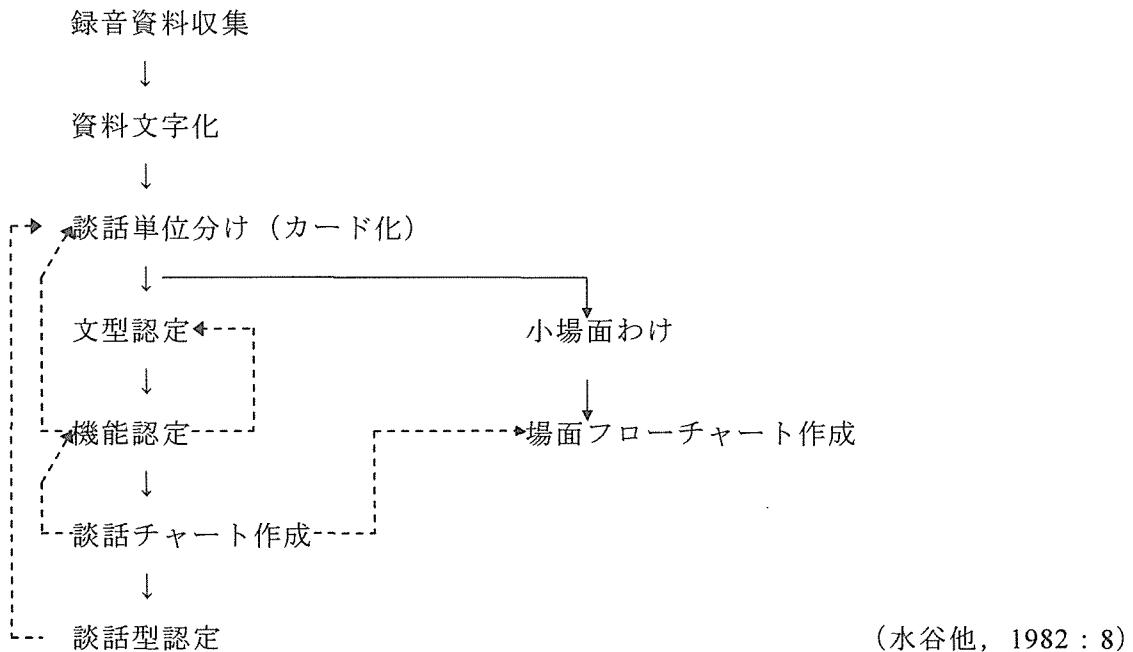
デパート、スーパー、八百屋、薬屋、電機屋、床屋、郵便局、町内会、近所付き合い、保育園、学校、保健所、役所、福祉事務所、電話、職安、訓練校、病院、町医者、銀行、日本語学習、不動産屋、電話局、道聞き、訪問、セールス、アパート（大家）、食堂、国電、バス  
(水谷他, 1982: 2)

### (2) 一般日本人の言語行動調査

1日の言語行動（職場・家族間の会話を除く）を事細かにカードに記述し、記述した中から近所づきあいに必要な場面にどのようなものがあるかを取り出した。

## 2. 3 分析の方法と結果

帰国者の生活場面調査において24場面で収集された文字化資料は、談話型についての研究はほとんどない（水谷他, 1982）と言われた時代に、国内外の先行研究を参考にしながら談話単位分けが行われ、談話型が抽出された。談話型にいたるまでの過程は図1のとおりである。



【図 1:「談話型」認定にいたるまでの手順】

談話単位分けされた文字化資料をカード化して分類し、ひとつの場面をいくつかの小場面に分けた。その小場面を並べ、各々を線で結ぶことによって場面全体の会話の流れを把握することができる「場面フローチャート」を作成した。例えば、「小児科医院場面フローチャート」では6つの小場面（診察の申込、保護者の病状説明、診察及び処置、医者の症状判断と説明、今後の対策、支払い）を示し、それを時系列に沿って並べることで、全体の流れが把握できるようになっている。

また、最終的に談話型を抽出するために、ある文型がその談話においてどのような機能（役割）をはたしているのかを確定し、機能名を付与した。例えば、保護者の症状説明の場面における、医者「のどはどうですか？」、親「はい。のどがだいぶらくになりました。」というやりとりの場合、機能名は医者「説明要求・症状」、親「説明・症状」と付与する。このような機能名を連続させ、チャート化したものが「談話チャート」である。そして、談話ごとに作成された談話チャートを小場面ごとに整理すると、いくつものパターンに分類可能となった（例 保護者の病状説明の基本パターンは3つ。パターンA.医者：説明要求－親：説明、パターンB.医者：確認要求－親：認め、パターンC.医者：確認要求－親：説明）。このパターンを談話型と呼んだ。談話型の抽出にいたる過程では、各段階で、先行の段階で設定された「談話単位」「場面フローチャート」「文型」「機能」などが再検討され、修正されることもあった。（図1の--->は修正過程を表す）

このように、談話単位で分析がなされたのは、「生きるための日本語」の教育では構文上の型の教育、文の形の練習を中心とした教育より、その文がコミュニケーションの中で表現上の意図を実現するためにどう使われるかの教育、文の使い方の練習を中心とした教育が望ましい（水谷他, 1982）という考えに基づいているためである。

### 3. 教材開発

調査の結果、抽出された談話型や語彙をもとにシラバスを作成し、学習項目の順位づけを行うという手順を踏みながら作成されたのが、帰国者用教材『中国からの帰国者のための生活日本語』（文化庁 1983；以下、『生活日本語』）である。

#### 3.1 『生活日本語』の特色

習得したものがすぐにも生活の場で使え、それを利用してすぐに何かができるような教科書でなければならぬ（田中・藤田、1983）という基本姿勢のもと、従来の文型積み上げ式の方法をとらず、学習者の生活場面とその場面で行なわれる言語行動で教授内容を構成する場面シラバスになっている。この点で、当時の日本語教育において「画期的な意味をもった教材であった」（小林、2006）といえる。

また、一時的な外国人滞在者とは異なり、定住することを目的とした人々に、より深く日本社会に根付くための活動として必要な日本語能力を身に付けさせようとしていることは、それまでの教材には見られない特色として挙げられる。

#### 3.2 『生活日本語』、『生活日本語Ⅱ』の構成内容

『生活日本語』では、教材でカバーすべき期間を帰国後3ヶ月と仮定し、学習者にとって最も必要な日本語が何であるかを示すこと、少ない表現力で生き抜いていくための戦略的な技術を身につけさせることが目標として掲げられた。

その目標に沿って、調査により明らかになった日常生活で最も頻繁にかかわりあいのある24の場面が挙げられ、そのひとつひとつが課として構成された。

各課の構成と扱われている会話文の内容は表1の通りである。前半12課では、日常的なあいさつや応答表現など、最低限の言語活動が充足できるような内容を取りあげ、対話行動のための表現・表情や動作・イントネーションの定着を目標にしている。そして後半12課では、近所・学校・職場など、生活の行動範囲を広げていく中で、事実説明や描写表現などを論理的に行うための能力を身につけることを目標にしている。

[表1:『生活日本語』の構成内容]

課	場面	会話文の内容
1	あいさつ	初対面のあいさつ、毎日のあいさつ、別れのあいさつ
2	家庭で	朝の食事、外出、帰宅、たばこを勧める、就寝
3	依頼と質問	助けを求める、質問
4	市（区）役所	外国人登録
5	郵便局	切手とはがきを買う、航空便を中国へ出す、福岡に小包を出す、公共料金の振り込み
6	買物（その1）	スーパー・マーケットで、八百屋で、肉屋で
7	買物（その2）	テレビを買う、テレビの配達を頼む、テレビの据え付け、受領印を押す

8	中華料理店へ行く	待ち合わせ, 地図, 道を聞く, 料理の注文
9	美容院と理髪店	美容院で, 理髪店で
10	修理	自転車の修理, テープレコーダーの修理
11	交通機関 (その 1)	バスターミナルで, バスの中で, 整理券のあるバスに乗る
12	交通機関 (その 2)	自動券売機の前で, 乗り場を尋ねる, 忘れ物
13	病気 (その 1)	緊急連絡, 礼を述べる, 小さな病院で, 診察室で
14	病気 (その 2)	薬を買う, 服用法を尋ねる, 診察を受ける, 診察後受付で
15	住まいと衛生	水洗トイレの使い方, ごみの始末, 台所で, 戸締り
16	引っ越し	不動産屋の前で, 契約, 運送屋の手配, 引越しのあいさつ
17	近所付き合い (その 1)	ごみの出し方を教わる, 町内会の入会, 回覧板, 断水
18	近所付き合い (その 2)	世間話, 立ち話, 草取り, 苑掘り
19	近所付き合い (その 3)	役員の就任を断る, 新聞の勧誘, 路上で, あやまる
20	銀行	口座を作る, キャッシュカード, 送金
21	学校連絡	家庭訪問の知らせ, 水泳指導の知らせ
22	電話	電話をかける, 電話を受ける, 間違い電話, 救急車を呼ぶ
23	仕事探し	仕事を探す, 履歴書を書く, 面接に行く
24	職場で	電話の取り次ぎ, 早退願い, 本採用

どのような会話文が扱われているのか具体例を見る。

### [会話 1] 緊急連絡

突然, 病気になったり, けがをしたときは, 119番に  
電話します。自分のうちに電話がない, あるいはかけ  
られない場合, 隣の家に頼みます。

林 : こんばんは。こんばんは。

隣人 : はい, 何か。

林 : すみません。子供が 大変なんです。

救急車を 呼んでいただけませんか。

隣人 : どうしたんですか。

林 : 子供が やけどを しました。

隣人 : 分かりました, すぐ 電話を しますから。

林 : 申し訳ありません。お願いします。 (『生活日本語』13課 病気)

日本語教育の教材で扱われる「病気」に関する項目では, 診察時の医者と患者(学習者)の会話例を取り挙げる教科書は少なくない。しかし, 帰国者の場合, 自宅に電話を置いていないケースや, 電話があっても言葉が障害となってかけられないという実態を反映させ, 病院へ行く前の段階として, 近隣住民との会話例が盛り込まれている。

続いて 2 年後に発行された『生活日本語Ⅱ』(1985) では, 『生活日本語』(1983) に収録できなかった家庭生活の場面を中心に 9 課から成り, 掃除・洗濯など最低限の言語生活が充足できるような内容から, 料理の作り方を教える・通訳を頼まれるといったやや複雑な表現を必要とするものまで含まれている。

[表 2:『生活日本語Ⅱ』の構成内容]

課	場面	会話文の内容
1	届出	欠席の届出、早退の許可を求める、外出時に声をかける
2	指示と依頼	コピーを頼む、健康診断、レントゲン、通訳を頼まれる
3	掃除	家の掃除、教室の掃除
4	洗濯	コインランドリー、家での洗濯、泥はね
5	料理（1）	みそ汁を作る、配膳、食事、作り方を教わる
6	料理（2）	カレーライスを作る、作り方を教える、調理用語一覧
7	服装	服装の点検、服を買う
8	器具	ガス湯沸器の使い方、カメラを買う
9	日曜大工	カーテン…寸法を測る、棚…部品を買う、けが…診察を受ける

### 3.3 課題

1984年に所沢センターが開所して以降、主要教材として、場面シラバスを基軸に置いていた『生活日本語』『生活日本語Ⅱ』が使用されていた。この教材に採用された練習方法については、構造シラバスの教材と同様、主に文型練習で構成されており、場面シラバスで作られた教材でどのような能力をつけさせるのか、何をクリアさせるのかという部分がはつきりしていない、という問題点が浮かび上がった<sup>4</sup>。

また、生活場面の会話に直結させて、すぐに利用できる日本語の習得に特化されるあまり、文字や発音が学習できないことも課題になった。

さらに、場面シラバスに沿ってカリキュラムを組み、帰国者という多様な背景・年齢層・学歴・生活歴などももつ学習者を実際に指導していくにつれて、言語活動を最小限にし、あまりそれを重視させないように指導した方が、むしろ目標行動が達成できる場合が多いということもわかってきた（小林、1990）。つまり、その多様性に合った教授法・指導内容・到達目標を再考し、新たに作成することが急務となった。

1988年に文化庁から出された『中国帰国者用日本語教育指導の手引』では、コミュニケーション能力を以下のように定義している。

コミュニケーションのための日本語能力といったとき、その範囲はかなり広いものとなります。日本人とコミュニケーションするためには、日本語の構造の知識があるだけでは不十分で、そもそもコミュニケーションを成り立たせ、持続し、切り上げるために必要なあらゆる能力が要求されるのです。このような能力をコミュニケーション能力と言うことにします。  
(文化庁、1988：30)

以上からもわかるように、ある場面における言語項目のみを指導するのではなく、コミュニケーションを成り立たせるという視点に基づいた指導が求められていたのである。

#### 4. 「指導項目表」作成

このような流れの中、教室活動での試行錯誤が進められていった結果、言語項目を必要最小限に減らし、行動達成目標が定められた『中国帰国孤児定着促進センター大人・青年コース指導項目表』(1987)と『中国帰国孤児定着促進センター子供コース指導項目表』(1988)（以下、二つ合わせて「指導項目表」）が作成された。

##### 4.1 基本理念－異文化適応

「指導項目表」では、実質的な母国である中国から日本に移住して自立する過程を、異文化適応の過程と捉え、それを基本理念とした。つまり、問題は単に言葉だけにとどまらず、生活様式・生活習慣等の面での指導が不可欠であり、「生活指導と日本語指導は密接な連携を保ち、そのトータルが適応教育にふさわしい内容にならなければならない」(中国帰国者定着促進センター、1987)と考えられた。そして、生活のための日本語運用力や生活知識を得ることによって、実生活に対する不安を和らげ、積極的に社会に参加させることが目標とされた。

##### 4.2 指導のためのコース設定

「指導項目表」に基づいた指導を行うにあたり、学習者は大人・青年・子供など年代を基準としたタイプ分けされ、さらに学歴や日本語の既習度等の学習適性によって細分化された。そして、そのタイプ毎に指導内容と指導順を対応させた次の8コースが準備された。

- ・ 大人Ⅰコース 　・ 大人Ⅱコース
- ・ 青年Ⅰコース 　・ 青年Ⅱコース
- ・ 中学Ⅰコース 　・ 中学Ⅱコース 　・ 小学生コース
- ・ 特別コース

一般的にコースを設定する際、各コース分けの基準になるのは目標言語の習得レベルによるところが多い。しかし帰国者の場合、習得レベルではなく年代を第一の基準としたのはなぜであろうか。それは、指導を進めるなかで、年代により生活領域、その領域での活動内容や方法、人間関係や役割、記憶力や学習方法等が異なり、それに伴って指導すべき内容も方法も異なってくる（中国帰国者定着促進センター、1987）ということが分かつてきからである。多様な背景を持った者の自立に繋がる指導を行う場合、どのようなコース設定が適切であるかということが問われた結果なのである。

##### 4.3 指導内容と時間数

指導内容は、日本語指導（N）と生活指導（S、中国語で教える）に分けられており、

両方を合わせてシラバス化された。日本語の指導内容については、以下4つの単元から成る多元的なシラバスであった。

- (N1) 場面別行動達成 … 重要場面について、場面クリアの力を養成する
- (N2) 職場等での表現 … 言葉の機能等から各種の表現を再編成して学び、職場等でのコミュニケーションを行う基礎力を養う
- (N3) 話題 … 帰国者と周囲の日本人との間でよく話題に上る事柄について会話できる力を養う。主に自分自身・中国について語る
- (N4) その他 … 「発音・文字」「文法構造の理解<sup>5</sup>」「基礎語彙・基本活用」「手紙・作文」「辞書」から成る

時間配分はコースによって異なる。つまり、適性の低いコースほど上記(N1)の比重は高くなり、(N2)の比重は低くなる。また、適性の低い学習者には「きれいな日本語」「正しい日本語」は要求せず、「わかる言い方」「簡単で、なんとか意志の通じる日本語」を積極的に使用する指導が行なわれ、既習度の高い学習者には「より自然な言い方」「より流暢な受け答え」を要求し、指導の個別化が図られた。

また、指導時間数は合計16週、528時間(1時間=50分、1週=33時間)であった。  
「大人・青年コース」の場合、528時間のうち、429時間<sup>6</sup>が日本語指導であり、残り99時間が生活指導にあてられた。

これらの指導内容と時間数を表したものとして、「16週表」(クラス毎の指導項目、指導順、指導時間数をまとめたもの)と「指導細目表」(各単元・指導項目毎の細目)がある。表3からわかるように、「指導細目表」には指導項目、小項目、細目、表現／文型・語彙が示されている。特に、表現／文型・語彙については個々に使用(◇)と理解(◆)が付記され、発話できるレベルまで求めるのか、聞き取れればよしとするかの目安がわかるようになっている。

[表 3:「指導細目表」例 (N1) 場面別行動達成 病気]

## N105—病気

／=または ()=内容説明 [ ]=できれば付け加える表現または高いレベルの表現

小項目	細目	表現（◇使用・◆理解）	語彙（◇使用・◆理解）
01 急病・事故	①近所の人に助けを求める ②急を要することを告げる  ③事態を説明する  ④同行を依頼する ⑤救急車を呼んでもらう	◇すみません、(名)です、お願ひします ◇～が大変なんです  ◇[～が～んです]  ◇ちょっと来てください／ちょっとお願ひします ◇救急車お願いします／[救急車呼んでください]	◇主人 家内 子供 父母 祖父 祖母 (子供の名前) ◇倒れた 発作・ひきつけを起こした やけど・けがをした 交通事故 川に落ちた 二階・ランプから落ちた… ◇救急車 警察 110番 119番
02 人に病院への同行を頼む	①人に病状を訴える  ②病院を聞く ③人に同行を依頼する	◇(頭….)が痛いんです／(胸….)が苦しいんです ◇風邪…です／～なんですか ◇せき…がひどいんです ◇(吐き気….)がするんです  ◇～んですが、～はどこがいいのでしょうか ◇病院へ一緒に行ってください [～でくれませんか／～てもらえませんか／～ていただけませんか／～てくださいませんか]	◇頭 齧 歯 腹 胸 おなか … ここ ◇頭痛 下痢 風邪 … ◇せき めまい [貧血…] ◇吐き気 めまい 寒気… ◇病気 ケガ 気持ちが悪い 熱がある ◇病院 医者 [歯医者 内科 外科 小児科 耳鼻科 眼科…]
03 受付で	①受付に医療券を出す  ②受付で主訴を言う  ③受付で熱について聞かれる／検査を受けるように指示される	◇これお願ひします(医療券・保険証を出す) ◆御本人ですか (※医療券についてN10-01参照) ◇診療券お持ちですか／初診ですか／初めてですか [◇初めてです  ◆どうしたんですか ◇～が～んです (02①参照)  ◆熱がありますか／計りましたか [◇ありません／今朝は～度でした ◆熱計ってください ◆あちらでお待ちください ◆尿をとってきてください  ◆尿 おしっこ	◇医療券 保険証 健康保険 ◆診療券 初診 ◇初めて ～回目  ◇熱 平熱 ◇昨日 今日 朝 今朝 晩 ～度～分  ◆尿 おしっこ
04 診察室で	①診察室に入る  ②医者に病状を説明する	◆～さん、どうぞ ◇はい  ◆どうしました? ◇～が～んです (02①参照) ◆いつからですか／ひどく痛むんですか ◇(昨日….)からですか／(ひどい….)です ◆他には?	◇今朝 昨日 一昨日 先週 先月 ◇ひどい すごい ときどき すこし ～回

(中国帰国孤児定着促進センター, 1987)

## 4. 4 「指導項目表」に基づいた指導 ー『日本の生活ことば』を使用して

「指導項目表」に基づいた教室活動を行なうにあたっては、同センターが開発した『日本の生活ことば』シリーズ（全 15 卷；1985-1992）が主教材として使用された。当該教材は、自然に近い会話から成り立っている『生活日本語』の内容を、目標達成を目的とした言語項目に絞った結果、完成したものである。

このシリーズは、目標行動の達成及び学習動機には場面知識が極めて重要な役割を果たす、という考えに基づき、教科書に対応する「情報編」が別巻で作成されている。この「情報編」には、日本人には常識であっても外国人には欠けている場面知識について、中国語文とその対訳の日本語文が記載され、日本語指導と生活指導を両輪とするシラバス・カリキュラムが可能になっている。

< (巻号) 卷タイトル >

- (1) あいさつ, (2) 郵便局・商店, (3) 郵便局・商店 情報編, (4) 交通,
- (5) 交通 情報編, (6) 病気, (7) 病気 情報編, (8) 銀行 情報編,
- (9) 電話, (10) 電話 情報編, (11) 面接, (12) 学校 保護者編,
- (13) わたしの学校, (14) わたしの学校 情報編, (15) 仕事

具体例を見る。以下、表4に6巻「病気」(教科書)と7巻「病気 情報編」で扱われる項目を示した。教科書ではまず、社会保険事務所の場面が挙げられ、病院への提出が必要となる生活保護証明を受け取るための会話例が示されている。そして病院(時間内・夜間・休日)、薬屋等の各場面で必要になる語彙や表現、問診表記入例、会話例へと続く。

情報編では、教科書で扱われる場面に必要な、日本人には常識であっても帰国者には欠けている背景知識、ここでは保険・医療制度、薬の入手法、入院の手続き方法などについて中国語文とその対訳の日本語文で詳しく説明されている。

このように、教科書での学びをより深化させるものとして、背景知識となる「情報」を与えることが重要な要素であることがわかる。

[表4: 「教科書」「情報編」における項目例]

巻号	巻タイトル	課	項目
6	病気	1. 病院へ行く	—
		2. 病院で	①受付で ②診察室で ③薬をもらう
		3. 薬屋	—
		4. 夜間、休日の病気	①家族が夜間急病になりました。どうしたらいいでしょう。 ②休日の病気
		5. 応用会話	①保険証で診察を受ける ②歯医者で次回の予約をする
		6. 資料	症状と病気
		7. その他	—
7	病気 【情報編】	1. 保険制度と医療費	—
		2. 病気の程度と医療体制	—
		3. 家庭常備薬	—
		4. 通院	—
		5. 薬の飲み方	—
		6. 入院	—
		7. その他	—

## 5. 新たな課題

「指導項目表」の基本理念である、異文化適応を目標とする教育について、主に以下の3点が課題となった。

## 5.1 課題 1：計画作りのプロセス

これまで見てきた「指導項目表」は、次のようなコースデザインのプロセスを追ってまとめられたものであった。

[表 5:「指導項目表」作成におけるコースデザインのプロセス]

段階	詳細
ニーズ分析の段階	帰国者のニーズ領域の調査によりターゲットとなる場面の抽出
シラバス・デザインの段階	それぞれの場面で使用される言語表現と達成行動および必要となる背景知識についてのシラバス作成 (日本語指導と生活指導の 2 領域に分け、さらに細かく領域わけした後、教授細目を列挙)
カリキュラム・デザインの段階	・指導項目の 4 ヶ月間の配置 (学習者の年代や学習適性によるコースごとに、教授細目を取捨選択) ・各指導項目についての指導方法・教材の開発
コンサルティング、コース評価の段階	実施を通して、修正・改良

(中国帰国者定着促進センター (1995) の内容を、筆者が表にまとめた)

しかし、ニーズ分析を起点とするコースデザインの手法は、来日時点ではニーズ領域が漠然としか定められておらず、むしろ日本に来て学習し、仕事をし、生活していくなかで個別・具体的に自分のニーズを作っていく帰国者に対する「異文化適応教育の計画作りにおいて、根本的なところで問題」(中国帰国者定着促進センター, 1995) であることがわかった。言い換えるならば、これから日本で自分の将来を見いだしていく帰国者を前に、カリキュラムを作成する側が「生活のための日本語」という広範囲の目標を掲げることは、その守備範囲が広すぎるため、指導・学習の両面において難しいことがわかった。

## 5.2 課題 2：教育理念

「異文化適応」のとらえ方がきわめて一面的だったため、教育全般の発想が「同化」教育の域をでることができなかった。つまり、日本人として生活するための欠落を補充するという発想によってニーズ領域が確定された後、シラバス、カリキュラムがデザインされ、「日本」だけが学ばれるべきものとして挙げられていた(中国帰国者定着促進センター, 1995)。

### 5.3 課題3：指導法

カリキュラムデザイン（どう指導するか）で、学習者自らの主体的な学習になるような指導法をとっていなかった（小林、1990）。

これらの課題をクリアするためには何が必要であるかについて、小林（1996）は、カリキュラムを構成する各要素（目標、内容、方法、評価）の開発が、たがいにフィードバック、フィードフォワードしながら一つの有機的関連をもつまとまりとして開発され、最終的に教育活動の計画と実施が一体化していくプロセスが必要だと述べている。

## 6. カリキュラム開発

### 6.1 コースデザインからカリキュラム開発へ

カリキュラムが「指導項目表」としてまとめられてまもなく、教育理念と具体的な指導法の見直しに重点を置いたカリキュラム開発がはじめられた。カリキュラム開発のプロセスは、以下の通りである。

状況分析→目標設定→プログラムの開発→プログラムの実施→評価→フィードバック

まず状況を調査・分析した後、どのようにになってもらいたいかという理念的な「目標」を明文化し、その事項を具体化した上で、一つ一つをさらに達成可能な目標群に分析していく。そして、その目標と絡めながら、厳密に研修期間でその全体をクリアできるプログラムをたてるプロセスになっている。

### 6.2 教育理念・目標の見直し – 「指導項目表」から「目標構造表」へ

教育理念は「異文化環境下で新しい環境との相互作用を通じた自己実現の過程（「異文化での適応」）」（中国帰国者定着促進センター、1995）として、最終的に帰国者一人ひとり自らが、実際の生活を通して異文化適応を達成すべきものとして捉え直された。

これに伴い、それまでの「指導項目表」を見直し、教育目標の設定がカリキュラム開発の要と位置づけられ、学習者タイプ<sup>7</sup>毎に構成された約10種類の「目標構造表」（1995）が作成された（詳細は、資料Ⅱ「1.日本－中国帰国者のための日本語教育：目標構造表－」を参照）。この「目標構造表」が作成される過程では、「（帰国者にとって）研修期間はほんの一段階であり、大部分は自分で生活を通して自分で見つける。何でも教え込むことがおかしい<sup>8</sup>」ということを意識しながら作業が進められたと同時に、「日本（式）の押し付け」の見直しにも注意が向けられた。

「目標構造表」の特徴としては2点挙げられる。まず、「指導項目表」の中で示された指導細目表では、表現・語彙のレベルまで細かく明記されていたが、「目標構造表」は敢えてそのようにされていない点である。次に、学習者のタイプが異なっていても、共通した

大・中・小目標が設定されているが、小目標の下位分類において、求められる達成目標がタイプ別に異なっている点である。この達成目標とは、「目標が達成されているかどうかを、複数の教師あるいは学習者が同様に判断できるような行動主義的な具体性で記述された目標」（佐藤・小林、1994）を指す。そして、その記述方法は、学習者の変化に焦点をおきながら、「～できる」「～を身に付ける」「知る」など、最終的に達成できたか否かがはっきりと判定できるような書き方になっている。目標の分類を次に示す。

・ **大目標** (自信と意欲、知識・基礎技能<sup>9)</sup>) **1項目**

日本の生活、日本人とのコミュニケーションに対する「自信と意欲」

それを裏打ちするような「基礎知識・基礎技能」の獲得を目指す

・ **中目標** (基礎的な生活行動、背景知識、定着地へ行ってからのコミュニケーション)

**3項目**

- 中目標 1. 身近な生活行動場面の基礎知識・基礎技能
- 中目標 2. 将来の生活に有用な基礎知識・基礎技能
- 中目標 3. 身近な生活や将来の生活の基礎となるコミュニケーションの力

・ **小目標** (目標の項目は同じでも、その目標内容がレベルによって異なる)

・ 中目標 1 の下位分類として **10項目**

交通、消費生活、センター、住居・近隣対応、職場・自分学校、  
健康、通信、社会福祉・手続き、子弟教育、生活技能

・ 中目標 2 の下位分類として **3項目**

一般教養、異文化、日語自学

・ 中目標 3 の下位分類として **2項目**

話題コミュニケーション、日語知識

・ **達成目標**

各小目標に対して複数の達成目標が設定されている。あるプログラムが実施された結果として達成されるよう目指される目標レベル。

表 6 は「目標構造表」をタイプ別に比較するため、3つのタイプから小項目「健康」を抜粋したものである。達成目標③について、N タイプでは「1, 2 度自立指導員等の付き添いがあれば、次からは自力でその医療機関が利用でき、家族の付き添いもできる」とあるが、F タイプでは「家族の付き添いもできる」という文言が消え、A タイプになると、まず知識を身につけた後「2, 3 度付き添いがあれば次から自力で行ける」となっており、段階的に達成度が示されていることがわかる。

[表 6:「目標構造表」における小目標「健康」のタイプ別比較]

中目標1: 身近な生活行動場面の基礎知識・基礎技能

Nタイプ

小目標	達成目標	リスト
6) 健康 日本の医療事情についての知識を身に付け、医療機関が利用できる	①日本の医療制度について知る ②健康衛生を保つための知識を身に付ける ③1、2度自立指導員等の付き添いがあれば、次からは <u>自力でその医療機関が利用できる</u> 、家族の付き添いもできる	◇医療券、健康保険の種類、健康保険の仕組み、病院の種類、緊急医療体制 ◇気候と衛生、薬局、健康診断、常備薬、保健衛生※ ※専門家による ◇付き添いの依頼、医療機関利用の流れ、受診の流れ(含:再診)、症状の説明、既往症・持病・アレルギーの有無、医者の指示の理解、薬の飲み方の理解

Fタイプ

小目標	達成目標	リスト
6) 健康 日本の医療事情についての知識を身に付け、医療機関が利用できる	①日本の医療制度について知る ②健康衛生を保つための知識を身に付ける ③1、2度自立指導員等の付き添いがあれば、次からは <u>自力でその医療機関が利用できる</u>	◇医療券、健康保険の種類、健康保険の仕組み、病院の種類、緊急医療体制 ◇保健衛生※、薬局、健康診断、常備薬、気候と衛生 ※専門家による ◇付き添いの依頼、医療機関利用の流れ、受診の流れ(含:再診)、症状の説明、既往症・持病・アレルギーの有無、医者の指示の理解、薬の飲み方の理解

Aタイプ

小目標	達成目標	リスト
6) 健康 日本の医療事情についての知識を身に付けるとともに、医療機関の利用法を知る	①日本の医療制度に関する最低限の知識を身につける ②健康・衛生を保つ習慣を身に付ける ③医療機関利用に関する知識を身につけ、2、3度自立指導員等の付き添いがあれば次からは <u>自力でその医療機関が利用できる</u>	◇医療券、健康保険の種類、健康保険の仕組み、緊急医療体制 ◇歯磨き、爪、入浴・洗髪、下着・靴下、体温の計測 ◇付き添いの依頼、医療機関利用の流れ、受診の流れ、症状の説明、既往症・持病・アレルギーの有無、医者の指示や薬の飲み方を正しく理解することの重要性

### 6.3 指導法の見直し

指導内容については、「生活指導（中国語による）」と「日本語指導」の分離をやめ、日本語と中国語を使ってやりとりをする中で「気づき」を見出す過程を重視する「日本語日本事情教育」に一本化された。

そして、それを指導する方法は、日本人との相互学習を目指すボランティア参加型学習活動や、教室と教室外での体験を時空間的に連続したものとして捉え、実際の体験－内省－再体験という内省を重視した学習プロセスをふむ「体験学習法」が開発され、退所後につながるコミュニケーションの能力を高めることが意識された。1991年に文化庁から出された『中国帰国者用日本語教育指導の手引』には、言語運用能力とコミュニケーション能力について以下のように述べられている。（カッコ内、下線は筆者補記）

これら（言語の運用とそれ以外の諸能力・諸知識）の個々の要素は、独立に存在するのではなく、一つの意味のあるコミュニケーション活動の中で相互に有機的に関連しているものであり、コミュニケーション能力とは、行動・思考のための総合能力と言うことができるのです。

コミュニケーションの総合能力を養成するためには、まとまりのあるコミュニケーション場面を体験することが必要不可欠と考えられます。その最も理想的なものは、学習者にとってそれを行うことが必要な実際のコミュニケーション場面でしょう。

（文化庁、1991：18）

## 7. おわりに

二世三世を含めた帰国者全体の年齢構成は、幼児から高齢者までと幅広い。その世代差だけではなく、帰国以前の職歴、学歴（小学校を卒業していない者から高等教育を修了したものまで多様）、育ってきた環境（都市部か農村部か等）は多岐にわたり、「学習ニーズやレディネスの面からは、単に「中国帰国者」という一言ではくくれない」（小林、2009）という日本語学習者の側面を持っている。そのような多様な背景をもつ帰国者への日本語教育は、指導内容や方法について、場面シラバスを中心にするのか／多元的なシラバスにするのか、日本語指導と生活指導を分けて行うのか／一元化するのか、指導項目を細部まで明記するのか／目標を提示するにとどめ、細部はあえて決めないのかなど、約25年にわたり模索が続けられてきた。

これまで、帰国者の定着・自立に繋がる教育を目指して所沢センターが行ってきた指導内容とその方法や、シラバス・カリキュラムの改善プロセスから得られた具体的な事項や課題は、今後さらに増加が見込まれる在住外国人にとって、真に必要な「ことば」は何であるかを考える際に、多くの示唆を与える。

そのひとつに、指導項目として生活に関わる全ての分野を網羅した項目を挙げるのではなく、生活する者が最も必要とする事項を自ら習得・活用できるようになるために、必要不可欠な要素は何であるかを精査すること、つまり、その要素を核として他の必要に可能性が及ぶべく、日常生活での応用に結びつく要素を抽出することが重要になるということである。また、指導内容を考える際に、何を教えるのかということのみに着目するのではなく、それについて自ら学習をすすめていくための気づきを促すにはどうしたらいいのか、という「学び方」も同時に考慮しなければならないということであろう。

## 注

- 1 2009 年 1 月 31 日現在（厚生労働省社会・援護局中国孤児等対策室）。帰国者とは、残留孤児（終戦時 13 歳未満）と残留婦人（終戦時 13 歳以上）をさす。数字には同伴家族は含まれているが、引揚援護において公的学習支援を受けることができない二世、三世とその家族（=呼び寄せ家族）の数は含まれていない。呼び寄せ家族の数は、帰国者及びその同伴家族の数の数倍から 10 倍以上とも言われているが、その実態は明らかになっていない。
- 2 1984 から 1985 年にかけて修了者 114 名の追跡調査（面接調査）が行われ、1982 年の調査結果に加え、新たに「かなり高い」または「高い」利用頻度である場面などが明らかになっている。利用頻度「かなり高い」：デパート、魚屋、交通手段（JR）、電話（友人・知人）。利用頻度「高い」：たばこ屋、酒屋、米屋、薬局、化粧品店、靴屋、洋品店、文房具店、電機屋、本屋、タクシー（流し、乗り場）、私鉄、路上で（道聞き）、電話（親戚）等。
- 3 残りの 6 場面については面接調査。6 場面とは、区・市役所、福祉事務所、銀行、電話局、夜間学校、日語学校である。
4. 8 2006 年 7 月に実施された「コミュニケーション能力研究会」における小林悦夫氏の発言より。
- 5 「文法構造の理解」は日本語のしくみについて大体の理解を得ることを目的としているもので、運用力を養成するものではない。
- 6 ただし、日本語指導 429 時間には「実習」60-70 時間と「課題を与えた自習」50-65 時間が含まれていた。
- 7 （学習適性 + 日本語の既習度等プレイスメントテストの数値）÷4 という計算式を用いて算出されるクラス編成指数によって、クラスタイプを定義付ける。学習適性と日本語既習度等プレイスメントテストの点数の割合は 3 : 2 で適性を重視している。
- 9 「自信と意欲」とは、適応が可能であり、努力の結果が報われるという実感からくる前向きな姿勢を指し、それを裏打ちするものとしての「基礎知識・基礎技能」、つまり、所沢センター退所後の日常生活の中に学習の機会が豊富にあることを見出し、その学習機会を有効に活用できるような知識と技能が必要だという考え方に基づいて、大目標が掲げられている。

## 参考文献

- 小林悦夫（1990）「中国帰国者に対する日本語教育の目標と試み」『AJALT』13 号、14-18、  
国際日本語普及協会。
- 小林悦夫（1996）「中国帰国者教育の特性と研修カリキュラムおよび教育システムの現状」  
江畑敬介・曾文星・箕口雅博編著『移住と適応 中国帰国者の適応過程と援助体制に關

- する研究』, 379-404, 日本評論社.
- 小林悦夫 (2006) 「第 2 章 所沢センター日本語教育の取り組み」『中国残留日本人孤児の過去, 現在, 未来—「残留孤児問題」の総括と展望—』平成 16 年度-18 年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)2004 シンポジウム報告書 科学研究費補助金中間報告書, 9-17.
- 小林悦夫 (2009) 「中国帰国者等に対する日本語教育の展開」『日本語教育の過去・現在・未来第 1 卷「社会」』水谷修監, 野山広・石井恵理子編, 129-165, 凡人社.
- 佐藤惠美子・小林悦夫 (1994) 「カリキュラム開発および理念的目標の構造化について」『中国帰国孤児定着促進センター紀要』2 号, 中国帰国孤児定着促進センター.
- 田中望・藤田正春 (1983) 「中国帰国者用日本語教材の開発」『日本語学』Vol.2 No.3, 68-82, 明治書院.
- 中国帰国孤児定着促進センター (1985) 『中国帰国者の自立促進のための生活指導等に関する調査研究』.
- 中国帰国孤児定着促進センター (1987) 『中国帰国孤児定着促進センター 大人・青年コース指導項目表』.
- 中国帰国孤児定着促進センター (1988) 『中国帰国孤児定着促進センター 子供コース指導項目表』.
- 中国帰国孤児定着促進センター (1985-1992) 『日本の生活とことば 1-15』(全 15 冊).
- 中国帰国者定着促進センター (1995) 『平成 4・5・6 年文化庁日本語教育研究委嘱 中国帰国者に対する日本語教育のカリキュラム開発に関する調査研究』.
- 文化庁編 (1983) 『中国からの帰国者のための生活日本語 (生活日語)』.
- 文化庁編 (1985) 『中国からの帰国者のための生活日本語 (生活日語) II』.
- 文化庁文化部国語課 (1988) 『中国帰国者用日本語教育指導の手引』.
- 文化庁文化部国語課 (1991) 『中国帰国者用日本語教育指導の手引「異文化適応をめざした日本語教育」』.
- 水谷修・林祐一・江尻健二・八木巖・大田知恵子・川瀬生郎・高田誠 (1982) 『昭和 56 年度 文化庁日本語教育研究委嘱 初心者用日本語教材の開発に関する実際的研究』.
- 宮地裕・田中望 (1988) 「8 日本語教育の多様性—中国からの帰国者に対する日本語教育と海外の日本語教育—」『日本語教授法』, 100-111, 放送大学教育振興会.
- 安場淳・池上摩季子・佐藤惠美子 (1991) 『異文化適応教育と日本語教育 1 体験学習法の試み』凡人社.
- 山内摩耶子 (1994) 「帰国者の日本語教育, その 2 次教育機関におけるシラバスについて」『中国帰国者定着促進センター紀要』第 2 号, 207-232, 中国帰国者定着促進センター.

## V. 国内外の移民等に対する自国語教育 —アメリカー

福永 由佳

### 1. はじめに

学習項目グループが取り組む「日本語教育における学習項目一覧と段階別目標基準の開発」プロジェクトでは、成人が社会で生活する上で必要な言語能力と知識を明らかにするために、移民受け入れの歴史が長いアメリカで実施されている、移民対象の英語教育の内容と方法に関する情報収集を行ってきた。本稿では、アメリカの代表的な成人教育専門機関「包括的成人学習者評価システム(Comprehensive Adult Student Assessment System)」によるコンピテンシーの特徴から、アメリカ社会が外国人に求める言語能力と知識を明らかにする。また、基準としてのコンピテンシーの成立の背景や課題について触れ、我々が取り組む「生活のための日本語」への示唆について述べる。

### 2. アメリカにおける移民受け入れの現状

アメリカ国勢調査局の資料によると、2003年現在、アメリカにおける外国出生者（出生時にアメリカ市民ではなかった者）は、総人口の約11.7%（3千350万人）を占める（U.S. Census bureau, 2004）。子ども人口の約20%は移民の子どもであり、さらにアメリカの労働人口の約15%を移民労働者が担っているという事実は、アメリカの社会的・経済的側面において移民が果たす役割がいかに大きいかを物語る（National Immigration Law Center, 2007; Urban Institute 2004）。

移民はこれまでカリフォルニア等の沿岸部に集住していたが、90年代に入ると、アメリカ全土に拡大するようになった。そのため、内陸部には移民数が倍以上に増加した“新移民”州が誕生し、移民に関する問題はいまやアメリカ国民の日常的な関心事である。

### 3. 移民に対する英語教育

#### 3.1 成人教育としての位置づけ

2000年の国勢調査（U.S. Census bureau, 2003）によると、英語が流暢ではない人<sup>1</sup>は5歳以上の総人口の約8%，約2千万人に上り、この数字は平成18年度の人口上位1位の東京都と2位の神奈川県の合計に匹敵する。1964年に制定された公民権法第6編（Title VI of the Civil Right Acts）には、人種、皮膚の色、国籍、宗教、性、または出身国を理由とする差別を禁止することが明記されており、英語ができないという理由による福祉や雇用面で差別はあってはならないこととされている。この法規則に準拠し、現言語サービスに関する多くの法律や規則<sup>2</sup>が公布されている（Mexican American Legal Defense & Educational Fund & Asian American Justice Center, 2007）。

しかし、英語以外の言語を母語とする成人移民にとって、よりよい仕事を得るために、近

隣の住民や子供の学校の教師とコミュニケーションをとるため、そして市民権を得るためにには、英語は不可欠である。そのため、第二外国語としての英語教育 (English as a second language, 以下成人 ESL) は、成人基礎教育（高校修了資格の取得を目指す）, 成人中等後教育（高校修了以上の中等後教育資格の取得を目指す）と並び、成人教育における 3 大カテゴリの一つとして重視されている。

アメリカでは、教育は州の専管事項であり、州政府とその下の学校区がそれぞれの教育環境のもとに、教育目標、教育内容を決定する権利を有する。それに対し、連邦政府は国策としての教育政策を策定し、必要な調査研究の企画や財政支援を行なうという、役割の分担がある。成人 ESL を含む成人教育に関しては、1964 年の経済機会法 (Economic Opportunity Act), 1966 年の成人教育法 (Adult Education Act) において、マイノリティの教育機会の拡充を目指した連邦法の整備がなされた (ニューマン, 1998)。さらに、成人教育の充実を求める社会情勢に後押しされ、1991 年の成人教育法 (Adult Education Act) が制定されるが、成人教育法は 1998 年に成人教育及び家族識字法 (Adult Education and Family Literacy Act) に改正され、労働力投資法 (Work Force Investment Act) の 25 条(a)(1)に組み込まれた。成人教育に関する法律が労働力投資法に組み込まれたことは、当時のクリントン大統領による福祉改革の流れの中で、職業訓練によって福祉からの自立を促し、さらに労働生産性を向上させ、国際競争力を高めようとする職業訓練政策の一環として、成人教育の強化が位置づけられたことを意味している。

### 3.2 成人向け ESL 教育

成人教育プログラムのなかでは、特に成人 ESL の需要は経常的に高いことが指摘されている。2004-2005 年度の州政府による成人教育の学習者内訳をみると、成人 ESL の割合は全体の 44% (約 110 万人) と最も高く、成人基礎教育の 39%，成人中等後教育の 16% を上回る (U.S. Department of Education, 2007)。

成人 ESL の第一の特徴は、学習者の背景、学習内容、プログラムの管理運営者等において、多様性に富むことである。例えば、学習者は 16 歳以上の成人という条件はあるものの、市民権保有者、難民、亡命者も対象に含まれており、さらに学習者の教育経験も母国で高等教育を修了した者から就学経験が全くない者までさまざまである。

プログラムについても、州政府によって運営されているコミュニティーカレッジやアダルトスクールだけではなく、大小さまざまな規模の識字関連 NPO、図書館や博物館、教会、民間の語学学校等、多彩な団体や組織によって運営されている。コミュニティーカレッジやアダルトスクールでは ESL の専門教師による教室型の学習が一般的であるが、識字 NPO のプログラムでは、日本の地域日本語教室で見られるような、ボランティアと学習者の 1 対 1 による学習<sup>3</sup> も実施されている。また、成人 ESL プログラムで扱う内容は、生活のための英語、家族のための識字、識字、市民権テストの準備、就職や資格取得と、非常に幅

広い。

次に、成人向け ESL プログラムの一端をアダルトスクールを例に紹介する。アダルトスクールとは、地域の教育委員会によって運営されている成人学校で、キャリア教育に関するクラス、陶芸等の趣味のクラス等、各種の講座が無料もしくは低料金で開講されている。



[図1:ヴィスタ・アダルトスクール メインキャンパス概観]

筆者が訪問したヴィスタ・アダルトスクール(Vista adult school)は、カリフォルニア州の北部に位置するヴィスタ市にある学校で、2つのキャンパスが市内にあり、受講者の大多数はヒスパニック系の住民である。

同校の成人 ESL クラスは 10 ドルの登録料以外は無料で、受講者がライフスタイルに合わせて授業を選択できるように、午前、午後、夜間の 3 つの時間帯に分かれている。ESL クラスの受講者数は年間約 6 千人、18 歳から 80 歳までの幅広い年齢層が学んでいる。クラスのレベルは、事前オリエンテーションによって識字レベルから上級レベルに分けられ、さらにその上にアカデミック・キャリア教育クラス、市民権取得を目指すクラス、高校卒業資格の取得を目指すクラスが開講されている。なお、ヒスパニック系の住民に配慮し、ESL コース案内を含む全ての情報は英語とスペイン語の両方で提供されている。

筆者が見学した中級 ESL クラスでは、20~30 代のヒスパニック系の男女 16 名（女性 15 名、男性 1 名）が学んでいた。このクラスを担当する教師によると、受講者の大半は子供を小学校に迎えに行く時間に合わせて、この時間帯のクラスを選んでいるとのことであった。そのため、授業のほとんどの時間では市販の教科書を使った、音読やペアワーク等の教室活動が進められていたが、最後の 30 分はコンピュータを使った個別学習に充てられ、受講者がコンピュータの読み解教材を自分のペースで取り組むことで、迎えの時間に遅れることのないような配慮がなされていた。

### 3.3 学習内容の標準化

このように多様な成人 ESL に対し、1980 年代後半から学習内容の標準化（スタンダード）が進められるようになった。学校教育の教科の学習目標として学習基準を設定する動きと連動して、教育省成人職業教育局（The Department of Education, Office of Adult and Vocational Education, 以下 OAVE）は、成人教育の学習内容の基準作成を積極的に支援している。州レベルの基準策定に至る過程の第一段階として、州へのモデルないしはマスター

ープランにあたる、成人教育の専門機関によって基準開発が行われた。専門機関によるモデルとしては、国立識字研究所（The National Institute for Literacy）による「将来に備える者」プロジェクト（The Equipped for the Future）及び、本稿で取り上げる包括的成人学習者評価システム(Comprehensive Adult Student Assessment System)のコンピテンシーが代表的である。これらの専門機関のモデルや学校教育の基準等を参考に、各州政府は独自に基準を策定している。OAVE による支援事業の一環である、州の基準と関連情報を集めたウェブサイト<sup>4</sup>では、現在 13 州の学習基準が公開されている。

#### 4. CASAS のコンピテンシー

##### 4.1 包括的成人学習者評価システム

###### (1)歴史

包括的成人学習者評価システム(Comprehensive Adult Student Assessment System, 以下 CASAS)は、成人教育を専門とする非営利機関で、本部はカリフォルニア州サンディエゴに置かれている。その設立は 1980 年に遡り、成人教育法の補助金によって成人教育を実施する、カリフォルニア州地元教育機関のコンソーシアム「カリフォルニア成人学習者評価システム (California Adult Student Assessment System)」として出発した。当時カリフォルニア州教育省はコンピテンシー重視の成人教育教授法 (competency-based adult education, 以下 CBAE) の普及に力を入れており、CASAS は CBAE を州内の教育機関に普及させるための支援並びに CBAE を反映した評価システムの開発を目的に設立された。

CASAS はコンピテンシー及び評価の基礎的なシステムを 1982 年にかけて開発し、1985 年に名称を「カリフォルニア成人学習者評価システム (California Adult Student Assessment System)」から現在の「包括的成人学習者評価システム(Comprehensive Adult Student Assessment System)」に変更している (California Department of Education, 2005)。現在は独立した民間非営利組織として活動を続けており、設立同時はカリフォルニア州内に限定されていたコンソーシアムのメンバーはアラバマ、コロラド、グアム等、カリフォルニア以外の 25 州及び 1 準州に拡大している (CASAS, 2004)。また、1984 年には評価システムが連邦教育省による認証を得、幅広い分野において活用されている。

###### (2)業務内容

CASAS は成人教育の教育現場への支援と評価システムの運営を業務とし、その範囲は成人基礎教育、ESL、就労支援、識字、市民権取得、矯正教育等の幅広い分野に及ぶ。具体的には、次のようなサービスを提供している。

- ① コンピテンシー
- ② コンピテンシーに基づく標準化テスト（多肢選択式、パフォーマンステスト）

- ③ カリキュラムのためのリソース（スタンダード等）
- ④ 教室内の継続的評価に関するガイドライン
- ⑤ 研修のためのリソース
- ⑥ 説明責任のためのデータ報告

(CASAS, 2005)

## 4.2 コンピテンシー

### (1)概要

CASAS では「学習者中心」「コンピテンシー」「成果重視」が教育理念として謳われている。学習者中心と成果重視とは、そもそもコンピテンシーそのものの特徴であり（リチャーズ＆ロジャーズ, 2007），その意味ではコンピテンシーが CASAS のシステムの基盤だと言うことができるだろう。

コンピテンシーという概念は、ハーバード大学の D.C.マクレランド教授が米国国務省の外務情報職員に求められるスキルを調査した研究に端を発し、現在は企業の人材管理の分野において活用されている考え方で、「ある職務または状況に対して高い業績を上げている個人の特性」と定義されている（スペンサー＆スペンサー, 2007）。

CASAS のコンピテンシーとは、上記の職務コンピテンシーとは若干異なり、「CASAS コンピテンシー：青年及び成人に不可欠なライフスキル」という名称が表すように、成人が家族、地域社会、職場において仕事や活動を効果的に遂行するために不可欠なスキル、知識、態度、行動を意味する。CASAS コンピテンシーの原型は 1980 年から 1982 年にかけて開発され、当時のモデルでは領域は消費者経済、地域のリソース、健康、職業的知識、政府と法律の 5 領域に限定されていた。現在 8 領域約 300 のスキルをコンピテンシーとして認定している。コンピテンシーは固定されるのではなく、現在も定期的に見直しが行われ、適宜修正が加えられている。

CASAS のコンピテンシーは、次に示すように、まず大きく 9 領域に分類され、各々の領域にさらに細かく下位項目が設定されている（詳細は資料「アメリカのシラバス—CASAS コンピテンシー一覧—」参照）。

#### 【コンピテンシーの 9 領域】

- |                  |            |           |
|------------------|------------|-----------|
| 0. 基礎的なコミュニケーション | 4. 雇用      | 8. 自立した生活 |
| 1. 消費者経済         | 5. 政府と法    |           |
| 2. 地域のリソース       | 6. 計算      |           |
| 3. 健康            | 7. 学ぶことを学ぶ |           |

この領域をみると、コンピテンシー、すなわち青年及び成人に不可欠なライフスキルは①機能的な識字、②職業技能、③責任ある市民、④自立した生活、⑤継続的な学習、という観点から捉えられていることがわかる。そこには、1994 年に成立した教育改革法の「すべての成人は機能的な識字能力とグローバル経済の中で競争相手に立ち向かうことができ

る職業技能を備えるとともに、市民としての権利を主張し、責任を果たす労働者でなければならない」という規定やそれを受けた労働力投資法の方針が如実に反映されていると言えるだろう。

この考えは、成人教育におけるカテゴリーの一つである、成人 ESL にも共通する。つまり、成人 ESLにおいては、外国語を母語とする移民かどうかよりも、「アメリカの現代社会において十全な生活を送る成人」を養成するための教育という理念が先にあるのである。

### ■健康の領域（3）で示されているコンピテンシー

#### 3.1 医療制度へのアクセス方法と利用方法を理解する

3.1.1 身体の部分を特定する等、病気の症状を説明し、医者の指示を解釈する

3.1.2 医療機関や歯医者を予約したり、予約を守るために必要な情報を特定する

3.1.3 （略）

#### 3.2 医療や歯科用の記入用紙と関連する情報を理解する

3.2.1 病歴用の記入用紙に記入する

3.2.2 予防接種の要件を解釈する

3.2.3～3.2.4 （略）

#### 3.3 薬の選択と使用法を理解する

3.3.1 必要な薬を特定し、使用する

3.3.2 薬のラベルを解釈する

3.3.3 （略）

#### 3.4 基本的な健康と安全の手順を理解する

3.4.1 製品ラベルの指示と安全のための警告を解釈する

3.4.2 事故や怪我を防ぐ安全対策を特定する

3.4.3～3.4.5 （略）

#### 3.5 健康維持の基本原則を理解する

3.5.1 食品ラベルに掲載されている栄養と関連情報を解釈する

3.5.2 バランスの取れた食事を選択する

3.5.3～3.5.9 （略）

（CASAS 2003 を元に作成）

上記の健康領域のコンピテンシーが示す通り、コンピテンシーはテーマの知識ではなく、言語で何かできるかということに焦点が置かれ、各項目はタスクとして記述されている。したがって、コンピテンシーのリストは何ができるかを行動として示す、内容に関する基準であって、「どのくらい、どのレベルでできるのか」を示す能力基準ではないことに注意する必要がある。

また、タスクとしてのコンピテンシーを達成するためには、言語に関する領域と社会に関する領域の両方が必要になる。例えば、上記の健康領域のコンピテンシーは、その場面

で表現する言語的な能力だけではなく、その場面の背後にある社会的な知識（例 医療制度）がうまくかみ合わなければ達成できない。

もう一つの特徴は必要な情報への能動的な態度の重視である。コンピテンシーには「8.3.1 目標を達成するうえで支援を提供できる家の中にいる人（例：家族、友人、介護人）を特定し・・・」、「3.1.3 ・・・適切な医療サービスや施設を特定し・・・」（いずれも下線は筆者）のように、「特定し、行動する」という記述が数多く見られる。このことは、①目的を達成するために必要な情報を受け身ではなく、自らが収集すること、さらに、②集めた情報を必要に応じて判断する、という能動的な行動が成人には必要であるという認識を反映していると言えるだろう。

## （2）理論的枠組みとコンピテンシーの検証

### 1) コンピテンシーの理論的枠組み—APL プロジェクト—

APL プロジェクトは、「現代社会における経済的、教育的成功のために機能するコンピテンシーを特定し、さらに米国の成人の持つコンピテンシーを評価する」（Adult Performance Level Project, 1975 : 4）ことを目的とした研究で、連邦教育局の受託研究として、1970 年から 1975 年にかけてテキサス大学オースティン校で実施された。APL プロジェクトでは、失業中や教育の経験のない成人対象の半構造化インタビュー等の調査を広範囲に実施した結果、コンピテンシーを成人にとって重要な主要な知識領域において使用されるスキルとして定義し、「技能領域」と「一般知識領域」の 2 次元で捉えることを提唱した。技能領域は、①読む、②書く、③話す・聞く、④計算、⑤問題解決に分類される。一般知識領域は成人が必要とする内容を指し、①消費者経済、②職業的知識、③健康、④地域のリソース、⑤政治と法律の 5 領域から構成される。表 1 は、タスクとしてのコンピテンシーの基本的枠組みで、技能領域と一般知識領域を組み合わせたマトリックスとして構成されている（Adult Performance Level Project, 1975 ; 赤木, 1990）。

[表1: APL プロジェクト コンピテンシーの枠組み]

【一般 知識 領 域】							
【技 能 領 域】			消費者経済	職業的知識	健康	地域のリソース	政治と法律
	コミュニケーション	読む	新聞の食料品店の広告を読む	新聞の求人高広告を読む	健康保険証書を読み、解釈する	映画のスケジュールを読む	逮捕後の人権に関するパンフレットを読む
		書く	買い物メモを書く				
		聞く 話す	ラジオの広告を聞く				
	計算		食料品の単価を計算する				
	問題解決		買い物に一番いい店を決める				

現在のコンピテンシーと表1を比較すると、現在のコンピテンシーの9領域のうち6領域（消費者経済、地域のリソース、健康、雇用、政府と法律）がAPLプロジェクトから継承されていることがわかる。さらに、現在のコンピテンシーリストでは、APLプロジェクトの「問題解決」は領域の柱にはなっていないものの、「問題解決能力を使えることを示す」（「学ぶことを学ぶ」領域）や「薬物、タバコ、アルコールに関する問題を認識し、どこで治療を受けられるかを特定する」（「健康」領域）のように、問題解決に関連する項目は複数の領域にわたって見られる。文脈化されて他の領域に組み込まれているものの、「問題解決」を重視する姿勢に変わりがないことは明らかである。

2次元の枠組みによって、APLプロジェクトで認定したコンピテンシーは65項目である。表2は健康領域のコンピテンシーを抜き出したものであるが、このようにコンピテンシーは、「ゴール」レベルと「目標」レベルの2段階で記述されている。「ゴール」がコンピテンシー全体の概要を示すのに対し、「目標」では文脈化されたタスクが示されている。この形式は、現在のコンピテンシーリストの上位項目と下位項目の関係に継承されていると言えるだろう。コンピテンシーの数は、最も多いのが「消費者経済」の20項目で、最も少ない領域は6項目の「政府と法律」で、領域によって数には幅がある。

[表2: APLプロジェクト 健康領域のコンピテンシー]

<b>ゴール：</b> 個人とその家族に良好な精神的、身体的健康を保証する
<b>1.目標：</b> 症状を正確に報告したり、医師の指示に従うために、健康に関する使用語彙（特に、医療と身体に関する基礎的な語彙）を習得する。
<b>2.目標：</b> どのような基本的な安全対策が事故やけがを予防するのかを理解し、潜在的危険（特に家庭内や職場での安全にかかる危険性）を理解する。
<b>3.目標：</b> 地域にある医療や健康に関するサービスを理解する
<b>4.～13.</b> (略)

(Adult Performance Level Project 1975 を元に作成)

コンピテンシーをタスクとして記述するという点は、現在のCASASのコンピテンシーと共通しているが、現在のコンピテンシーの記述はより具体化かつ詳細化しており、APLの約5倍の数に上る。

## 2) コンピテンシーの検証

コンピテンシーは定期的な見直しだけではなく、コンピテンシーが今日の成人の状況やニーズに適応しているか否かを検証する調査も実施されている(CASAS, 1995)。そのひとつが、アイオワ州教育省によって企画された調査(The Iowa Adult Basic Skill Survey)である。この調査は、州内の成人教育プログラムのスタッフ、地元機関の担当者、ビジネス、企業、就労支援、教育機関等及び、ランダムサンプリングによって抽出された、成人教育プログラムの学習者（成人ESLを含む）を対象に実施された。1993年に9700組の質問紙

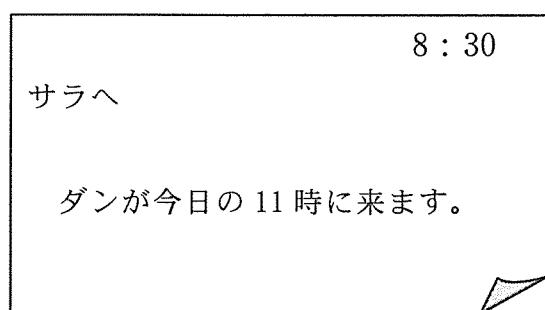
が配布され、最終的な有効回答数は 3483 であった。

この調査では、回答者に対し、55 のコンピテンシー項目の重要度を 4 段階に評価することが求められた。その結果、全体として最も高い評価を得たコンピテンシーの領域は「基礎的なコミュニケーション」で、「学ぶことを学ぶ」「雇用」が続き、コンピテンシーでは「個人間の交流においてコミュニケーションする個人間の交流としてコミュニケーションをする」が最上位に評価された。また、「基礎的なコミュニケーション」は回答者グループを問わず高く評価されているのに対して、「健康」は学習者に高く評価されているものの、ビジネス・企業関係者からはあまり高い評価を得られなかった。このことから、評価者グループによって、領域やコンピテンシー項目の評価が分かれることも明らかになった。同様の調査は、インディアナ州、コネティカット州、カリフォルニア州でも実施されており、コンピテンシーの妥当性は各地で検証されている。

#### 4.3 コンピテンシーと評価（テスト）

CASAS のテストはコンピテンシーを機能的な文脈で評価することを目的としている。その原則に従って、各テスト項目は対応するコンピテンシー及びタスク、難易度の記述を表わす 4 ケタの数字で管理されている。

例えば、下の図は 4.6.2.3 という番号の問題である。4.6.2.3 は、この問題がコンピテンシーの領域 4 「雇用」を扱い、この領域の「4.6 職場で効果的にコミュニケーションする」の下位項目である「4.6.2 ノート、メモ、手紙、電子メールを含む、仕事関係の通信を解釈し、書く」というコンピテンシーを対象にし、「3 記事、パラグラム、センテンス、指示文、手引書における情報に基づく質問に答える」というタスクの種類で問題が作成されていることを表している。



[問題] 今日、誰が来ますか？

- A. 今日
- B. サラ
- C. ダン
- D. エイミー

(CASAS 2004 より作成)

[図 2: 成人 ESL 用テスト問題(4.6.2.3)の例]

CASAS では多くの種類のテストが開発されているが、内容や用途別には 5 種類に分類することができる。

[表 3:テストのカテゴリー]

カテゴリー	内 容	該当するテスト・シリーズ名
① <u>市民権</u>	市民権テストに必要な口頭能力や米国の歴史や社会に関する知識	シチズンシップ (Citizenship)
② <u>就労</u>	労働者に求められる知識やスキル	<求職を目的とする> 雇用を可能にするコンピテンシーに関するシステム (Employable Competency System) <職場訓練を目的とする> ・労働力学習システム (Workforce Learning Systems) ・労働力スキル証明システム (Workforce Skills Certification System)
③ <u>生活</u>	生活に必要な知識やスキル	・生活のスキル (Life Skills) ・生活と仕事 (Life and Work)
④ 教育	成人基礎教育、成人中等教育	・成人中等教育に関するアセスメント (Secondary Assessment) 等
⑤ <u>その他</u>	障害者訓練や矯正訓練等	<略>

(カテゴリーの二重線部分は成人 ESL プログラムで利用可能なテストを示す)

(福永・金田, 2008 : 8)

テスト科目は、①リーディング、②数学、③リスニング、④ライティング、⑤スピーキング、⑥批判的な思考と問題解決の 6 種類である。例えば、生活カテゴリーのテストである「生活のスキル」は数学とリスニングテストで構成されるが、同じカテゴリーの「生活と仕事」ではリーディングだけが課される。このことから、生活に特化したテストでは産出よりも受容のスキル (リスニング、リーディング) に限定する一方で、就労に関するテストでは批判的な思考や問題解決も含む、より高度な能力が問われていることがわかる (福永・金田, 2008)。

テストの結果はスコアだけではなく、日常的なコミュニケーションに関する能力とどのような仕事ができるか (雇用可能性) という 2 つの指標からなるレベルとしても示される<sup>5</sup>。例えば、成人 ESL で最も低いレベル (180 点以下) は、コミュニケーションに関しては「ジェスチャーと限定された単語だけでコミュニケーションをする」、雇用可能性については、「話したり書いたりすることが必要ない初歩的な仕事はできるが、雇用の範囲は非常に限られる」と定義される。同じ初級でも一つ上のレベル (180 点~190 点) では、コミュニケーションが「直接的なニーズに関連した状況において、非常に限定的な方法でなら話すことができる。文字や数字は読んだり書いたりできる。自分の名前や住所は書ける」、雇用可能性が「英語での口頭や書面でのコミュニケーションが求められないエントリーレベルの繰り返しの多い仕事ならできる」と表され、レベルによる能力の違いが教育の専門家以外の人にもわかるように表現されている。社会でどのような仕事に就いて生活していくのか、そのためにはどの基準を達成しなければならないのかを学習者だけでなく、支援者

や雇用者も具体的に理解することは、人生設計の指針としてテストが利用される可能性につながるだろう（福永・金田、2008）。

#### 4.4 成人 ESL 教育現場におけるコンピテンシーの利用

##### (1) コンピテンシー準拠の市販教材

CASAS のテストは全米の多くの州で導入されており、CASAS のコンピテンシーはテストを通じて成人教育機関に広く浸透していると言えるだろう。その一端をスタンダードに準拠した、成人 ESL 教材の普及に見ることができる。近年アメリカでは教育におけるスタンダード開発が推進されており、成人 ESL 教育分野でもスタンダードに準拠した市販教材が販売されている。その数を正確に把握することは難しいが、筆者が成人 ESL 教育の市販教材カタログやオンライン専門書店で調べたところ、少なくとも 10 種類の教科書がタイトル（例 *Stand Out Basic: Standard-based English* (Thomson Heilen 刊), *Topics and Language Competencies* (Prentice Hall Regents 刊)) あるいは前書きや目次にスタンダード準拠を謳っていることがわかった。アメリカ国内外で人気の高い *Side by Side* (Pearson Longman 刊) も、国内版の目次にトピックや語彙、文法等の学習項目に並んで、CASAS のコンピテンシーの該当項目を記載している。

##### (2) CASAS からの教育現場への支援策

コンピテンシーはあくまで学習者が達成すべき行動目標を示すに過ぎないため、実際の授業では学習者のレベルや状況に合わせた教材や活動の選択が求められる。CASAS では、コンピテンシーの習得を目的とした授業計画のために、いくつかの支援策を提供している。

その一つがスタンダード<sup>6</sup>である。表 4 の聞く技能のスタンダードを見てみると、このスタンダードは「R1 識字能力」から「R8 学術目的の技能」は 8 つの分野に分かれ、それぞれの分野には 6~39 の下位項目が設けられている。また、表中の●印は各レベルで習得すべき項目を示している。

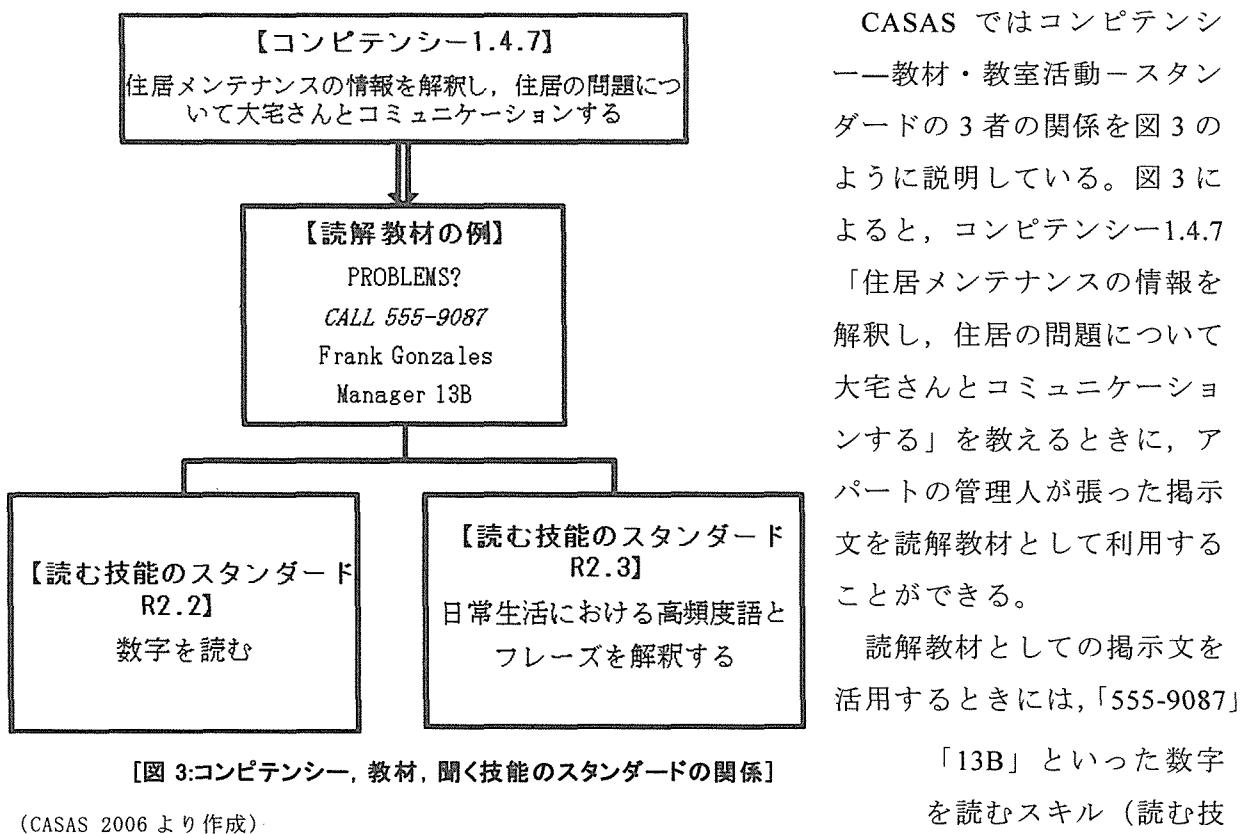
[表 4: CASAS 聞く技能の内容スタンダード(一部)]

	CASAS ESL レベル ⇒	A	A	A	B	B
R1	識字能力／フォニックス初級					
R1.1	英語のアルファベット（大文字と小文字）を特定する	●	●			
R1.2	文字が単語になり単語が文になることを認識する	●				
R1.3	左から右、上から下、前から後ろに読む	●				
R1.4	文字を音と関連付ける	●	●			
R1.5	一般的な同音異義語を認識する等、文字と考えられるさまざまな発音と関連付ける	●	●	●		
R1.6	一般的な音韻パターンに活用して、よく知らない単語を発音する（例：「man (マン)」／「van (ヴァン)」）	●	●	●		

(CASAS 2006 より作成)

スタンダードもコンピテンシーと同じように「～する」という行動として記述されているが、スタンダードの記述を見て気づくのは、具体的にどのような生活上の文脈でどのようなタスクが遂行可能かという記述がないことである。その代わりに、①項目間に学習上の順序がある（例 学ぶ時は R1 「識字」からスタートし、R2 「語彙」へと進む）、②レベル指標が示されている（例 ESL の A レベルでは R1 の項目を学ぶ）という、コンピテンシーとは異なる観点からの情報が提供されている。

根岸（2007）は、コミュニケーション能力の解釈として、「拡大解釈」と「限定的解釈」という2つの異なるアプローチが世界的に広まりを見せていることを指摘している。現実生活における具体的なタスクとしてコミュニケーションをとらえようとする「拡大的解釈」は学習者ができることをイメージしやすいのに対して、「限定的解釈」は具体性に欠けるが普遍性が確保されている。CASAS の場合は、コンピテンシーが拡大解釈に、スタンダードが限定的解釈のアプローチに基づくと考えられる。コンピテンシーを補完するために、限定的解釈のスタンダードを導入するという CASAS のシステムは非常に興味深い。CASAS はスタンダードの役割について、「成人教育に携わる教師がよりよい指導を行うために、コンピテンシーに埋め込まれている基礎的なスキルを特定することを支援する」と述べており、コンピテンシーを教えるためには、どのような言語的スキルや知識が必要なのか、そしてレベルとの関係がどうなのかを検討するための情報が必要である、という教授上の配慮が推察される。



[図 3:コンピテンシー、教材、聞く技能のスタンダードの関係]

(CASAS 2006 より作成)

能のスタンダード R2.2) だけではなく、日常生活でよく見かける単語やフレーズ（「Problem?」「CALL」等）を理解するスキル（読む技能のスタンダード R2.3）を学習者に要求することになる。読む技能のスタンダード表を見ると、この R2.1 と R2.3 のスキルは英語力が低いレベルの学習者が対象の授業でも扱えることがわかる。

さらに、CASAS では QuickSearch Online と呼ばれる教材データベースを開発している。この教材データベースには、約 2300 タイトルの情報が収録され、CASAS のシステムを導入している機関の教師は、コンピテンシーを教えるときに、どのような種類の教材が使えるのか、自分の教科書がどのようにコンピテンシーに対応しているか等の情報をオンラインで検索し、教案を作成するときに必要な具体的な情報を得ることができる。

これに加え、CASAS ではインターネットでの情報提供、研修会の開催、教育現場へのアドバイザーの派遣等も行い、教育現場に対して手厚い支援策を講じている。

#### 4.5 コンピテンシーに対する評価と批判

##### (1) 説明責任のツールとしての CASAS

2009 年現在、CASAS のシステムが州全域で導入されている州は 34 州とワシントン・コロンビア特別区、州内の地元教育機関で限定的に導入されている州は 13 州で、両者を合わせると全米（50 州+ワシントン・コロンビア特別区）の約 94% を占めるに至っている。このことは成人教育分野において CASAS が深く浸透していることを示しているが、その背景の一つには労働力投資法が求める「説明責任の原理」がある。

説明責任（Accountability）とは「本来、行政・企業などの社会に影響を及ぼす組織が、株主や就労者といった直截的関係を持つものだけではなく、消費者、取引業者、地域住民など、間接的関わりを持つ全ての利害関係者（ステークホルダー：stakeholder）にその活動を報告する必要があるという考え方をいう」（野津、2007：189）。労働力投資法によって資金を調達している州政府は、州内の成人教育プログラム教育の成果（outcome）を連邦政府に報告するという厳しい説明責任が求められる。教育成果は National Reporting System と呼ばれる、評価・評定システムの数量的指標によって評定される<sup>8</sup>。National Reporting System の業績評価の指標には“公的な卒業証明書や資格証明書の取得”，“学習の継続”，“進学”，“就職”等の項目があるが、CASAS に関係するのは「学習者のレベルの向上」（Educational gain）に関する指標である。

この「学習者のレベルの向上」に関する指標は、プログラム参加時のレベル<sup>9</sup>と、州政府が定めた学習時間数を修了した時点でのレベルを標準テストの得点に準拠して算定し、1 つ以上レベルが高くなつていれば、その学習者は“向上した”と記録される。標準テストは州独自に開発することもできるが、多くの州では連邦教育省の認証を得ている CASAS のテストを評価ツールとして採用している。

成人教育は、児童生徒を対象とした学校教育とは異なり、多様なプログラムが提供され

ており、同一の指標による把握や評価が難しいとされている。しかしながら、CASASはコンピテンシーとして教育内容を明確化し、さらに標準化テストによって評価を数値化するシステムを採用することによって、教育投資に説明責任を求める行政や企業関係者に多大な支持を集めている。

## (2) 教育現場からの批判

### 1) テストに関する批判

全米で広く普及している CASAS であるが、教育現場からは批判の声も聞かれる。そのひとつは、CASAS のテストを巡る批判である。行政に受け入れられている CASAS のテストであるが、教育現場の ESL 教師からはテストがカリキュラムに対応せず、教師と学習者に疲弊をもたらしているという声が聞かれる。

#### ■セーラへのインタビューから（コミュニティーカレッジの成人 ESL 教師）

セーラ（仮名）は、ワシントン州のコミュニティーカレッジの成人 ESL コースで教鞭をとる 20 代の英語教師である。ワシントン州は上述の国立識字研究所（The National Institute for Literacy）による「将来に備える者」プロジェクト（The Equipped for the Future）のスタンダードに準拠した ESL スタンダードを 2006 年に策定し、教育現場への普及を図っている。セーラはこの学校の代表として「将来に備える者」プロジェクトの教師研修を受講し、研修内容を同僚教師に広げるために、校内で様々な活動を展開している。

「学校（及び州政府）の方針で、学習者に（CASAS の標準化）テストを受けさせなければならない。でも、（仕事や生活に追われて）クラスに来るのが精一杯の学習者に（評定テスト、プレテスト、ポストテストと）何度もテストを強いるのは申し訳なく感じる。……自分のクラスの学習者が何をどのくらい学んだかは、（CASAS のテストではわからないので、）CASAS のテストとは別の方で把握するようにしている。」（2007 年 11 月 14 日）

成人学習者は仕事や生活上等の理由から授業を継続して受けることが難しいため、アメリカの成人教育では、学習者が都合に合わせてプログラムの履修と終了を決めることができる「出入り自由の方針（Open Entry/Open Exit Programs）」を採用する機関も少なくない。このような状況では、CASAS の採用するテスト（評定テスト、プレテスト、ポストテストの 3 回）を CASAS の推奨どおりに受験することは、成人学習者にとって容易なことではない。CASAS テストのような、市販の標準化テストはそもそも目標言語がほとんどできない低いレベルの学習者には不向きであり、テストの結果から学習者が授業から何をどのくらい何を学んだかを把握するのは困難であるという指摘もある（Burt & Keenan, 1995）。

そもそも教育内容としては「将来に備える者」プロジェクトの教育理念が導入される一

方、教育成果を測定するツールとしては CASAS が一つの教育現場で採用されていることは、全く異なる 2 つの教育理念が一つの教育現場に混在している現状を表している。このこと教育としての理念と教育における説明責任の責務との連携の難しさを示していると言えよう。

## 2) コンピテンシーへの批判

もう一つの批判は、コンピテンシーという概念に対する批判である。『被抑圧者の教育学』の著者として世界的に知られるパオロ・フレイレは従来の教育形態を教師が一方的に学習者に対して知識という預金を与える「銀行型教育 (banking education)」であると批判しているが、Auerbach & Burgess (1985) はコンピテンシーを重視した教育 (CBAE) が「銀行型教育」の特徴を備えていると指摘している。前述の成人 ESL 教師セーラも筆者のインタビューの中で、「CASAS のコンピテンシーはまるで（学習項目の）チェックリストのようだ」と述べている。

批判の中でも、移動先の社会で社会人として十全な参加するために英語を学ぶ成人学習者にとって大きな問題なのは、コンピテンシーの目的は学習者の効果的な社会参加であり、現状を批判するのではなく、受け入れる従順な市民としての態度や価値観を教え込むことであるという批判であろう (リチャーズ&ロジャーズ, 2007)。

しかし、難民対象の ESL カリキュラム向けのコンピテンシーをフレイレの思想と方法に基づき選定し、銀行型教育に対する「課題提起型」アプローチによるシラバスに取り組んだという報告 (Spener , 1990a ; 1990b) もあることから、フレイレ的教育アプローチからの非難に関しては見解が分かれると言えるだろう。しかし、コンピテンシーには上記のような厳しい批判があることを踏まえ、コンピテンシーを導入するうえでは、その限界と実践における留意点を教育関係者に周知する必要があるだろう。

## 5. 生活のための学習項目一覧の開発に向けて

アメリカは「移民の国」と呼ばれるように、移民政策の先進国であり、日本とは制度上の違いは大きい。しかしながら、本稿で取り上げたアメリカの成人 ESL の動向(法的整備、基準策定の推進)並びに CASAS のコンピテンシーに関する情報は、日本語を母語としない外国人が日本社会の一員として地域社会に根づき、職場や学校等で活躍できるために身につけるべき第二言語としての日本語(「生活のための日本語」)を検討し、「学習項目一覧と段階的目標基準」を策定する上で、貴重な知見を提供していると言えるだろう。その中で、特に重要な点を以下の 5 項目に集約して述べる。

### ① 法的根拠の必要性

アメリカの成人 ESL 政策は、労働力投資法 (Work Force Investment Act) を中心に、省庁

横断的な法的整備がなされている。つまり、州及び民間によるプログラムの運営や学習内容の整備等は法的な裏付けのある政府の予算によって支えられている。その根幹には、英語ができない移民が増えたから何とかする、という対処療法的な考えではなく、移民を含めた成人対象の教育を国家戦略として重視する強い姿勢がある。

## ② 応用言語学研究の重視

CASAS コンピテンシーは、APL プロジェクトという調査研究の土台があり、また現在もコンピテンシーの検証調査をはじめとする各種の調査研究が取り組まれている。本稿では詳しく取り上げなかつたが、国立識字研究所による学習基準プロジェクト（「将来に備える者」プロジェクト（The Equipped for the Future））においても、数年にわたる大規模な調査が実施されており、これらの事例は応用言語学分野の基礎的な調査研究の成果がアメリカの教育現場に直結していることを表している。これらの調査研究は、州政府及び連邦政府からの資金調達によって実施されているが、単なる資金供給ではなく、政府機関は長期的な展望に立って、応用言語学の基礎研究を積極的に複数の専門機関に委託し、教育政策の実現を目指すという構図が確立している。

## ③ 「自立した社会人」の育成する視点

CASAS のコンピテンシーリストは、成人が家族、地域社会、職場において仕事や活動を効果的に遂行するために不可欠なスキル、知識、態度、行動の総体である。換言すると、自立した社会人として生活を営み続けるための“見取り図”と言えるだろう。“見取り図”的構成や要素については批判もあるものの、自分の将来設計や生活状況に応じて、“見取り図”を参照しながら学習を進めていくことができる。これに対して、成人対象の日本語教育では、仕事や子育てのように、個別場面のニーズに応える教育実践は積み重ねられてきたものの、日本版の“見取り図”を持つには至ってはいない。CASAS のコンピテンシーが示す「自立した社会人」を育成するという視点から、我々が学ぶことは多い。

## ④ 教育現場への支援

CASAS ではコンピテンシーに基づく教育を行うために、スタンダード、教材データベース、研修会の開催等、教師に対して手厚い支援策を講じている。基準を活かした学習を実現するためには、基準のリストだけを提示しただけでは不十分であり、カリキュラムや授業計画に必要な情報を教育現場に提供し、教育に従事する人たちが安心できるような多様な支援策を長期間にわたって提供する体制の構築が不可欠である。

## ⑤ 評価との関連性

日本では、政府が長期滞在を希望する外国人に対し、一定の日本語能力を求める方向で

検討に入り、日本語能力試験等を活用するという考えを示している。また、文化庁が所管する文化審議会国語分科会日本語教育委員会（第17回 平成21年1月19日開催）において、生活者としての外国人に対する日本語教育の体制整備として、国が標準的な内容・方法及び日本語能力の測定方法について一定の指針を示す必要性について言及している（文化庁、2009）。このように、日本語教育においても、学習内容だけではなく、評価方法が求められている状況においては、我々がCASASのテストをめぐる状況から学ぶことは少なくない。

CASASではコンピテンシーに基づくテストが作成されているが、テストの結果によって学習者がどのような職に就けるかがわかるような工夫がなされたり、行政側にとって必要な情報を提供するという利点がある一方で、テストが教育現場のカリキュラムとかい離し、学習者と教師に負担を強いているという問題点も露呈している。このことは学習内容と評価の連携がいかに困難であるかを示している。「学習項目一覧と段階的目標基準」の策定にあたっては、評価とどのように関連づけるのかを慎重に検討する必要があるだろう。

## 注

- 1 2000年に実施された国勢調査では、自分の英語力を「とてもよくできる」「できる」「あまりできない」「まったくできない」の4段階で自己評価する質問が出された。国勢調査局（U.S. Census bureau）では「英語が流暢ではない人」を、4段階評価の「できる」「あまりできない」「まったくできない」の合計と定義しており、本稿ではそれに従う。
- 2 連邦裁判所通訳人法(Court Interpreters Act)、投票権法(Voting Rights Act)、米国公衆衛生法(Public Health Service Act)、食料配給券法(Food Stamp Act of 1977)等の法律には、英語ができない人に通訳等の言語的な支援を用意する責務が明記されている。
- 3 Schlusberg & Mueller(1995)は、ボランティアベースのESLではボランティアと学習者の1対1による学習がよく行われているものの、小人数のグループでの学習が主流になりつつあると述べている。その理由として、1対1の学習にはボランティアが学習者のニーズに集中しやすいという長所がある一方で、問題解決や協働学習といった、複数の人数が関与する活動ができないという短所を指摘している。
- 4 Adult Education Content Standards Warehouse  
(<http://www.adultedcontentstandards.ed.gov/default.asp> 2009年7月24日)
- 5 ESL レベル指標は、CASASのホームページで公開されている。  
(<https://www.casas.org/home/index.cfm?fuseaction=home.showContent&MapID=562>  
2009年7月24日)
- 6 現在公開されているスタンダードは、聞く技能、読む技能及び数学である。
- 7 CASASのホームページ上でのスタンダードに関する説明による。

(<https://www.casas.org/home/index.cfm?fuseaction=home.showContent&MapID=1720>  
2009年7月24日)

- 8 National Reporting Systemについては、金田・福永（2007）を参照されたい。
- 9 「学習者のレベルの向上」（Educational gain）を測定するために、National Reporting Systemでは Educational Functioning Level と呼ばれる、独自のレベルを設定している。ESLの Educational Functioning Level は 6 段階で、各レベルには test benchmark として標準化テストのスコアが明記されている。

## 参考文献

- 赤木恒雄（1990）「アメリカ成人基礎教育に関する研究—APLプロジェクトを中心に—」『岡山理科大学紀要』26号、193-203.
- 金田智子・福永由佳（2007）「移民等に対する自国語教育の学習内容に関する比較—ドイツ・アメリカを中心に—」『日本言語文化研究会論集』3号、67-84.
- L. M. スペンサー & S. M. スペンサー（2007）『コンピテンシー・マネジメントの展開—導入・構築・活用』梅津祐良・成田攻・横山哲夫訳、生産性出版.
- 根岸雅史（2007）「英語テストにおける Proficiency」『第6回 OPI 国際シンポジウム：プロフィシェンシーと第2言語教育』予稿集、20-25.
- A. ニューマン（1998）『読み書きの学び—成人基礎教育入門—』解放出版社.
- 野津隆志（2007）『アメリカの教育支援ネットワーク—ベトナム系ニューカマーと学校・NPOボランティア』東信堂.
- 福永由佳・金田智子（2008）「定住型外国人対象の自国語能力テストの社会的役割—オランダ、アメリカの事例から—」『日本言語文化研究会論集』第4号、1-17.
- フレイレ、パウロ（1979）『被抑圧者の教育学』小沢友作他訳、亜紀書房.
- 文化庁（2009）「国語分科会日本語教育委員会における審議について（案）[日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討]」([http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/nihongo\\_17/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/nihongo_17/index.html) 2009年7月24日).
- J. C. リチャーズ & T. S. ロジャーズ（2007）『アプローチ&メソッド 世界の言語 教授・指導法』アントニー・アジュジェイミー&高見澤孟監訳、東京書籍.
- Auerbach, E.R., and Burgess, D. (1985) The hidden curriculum of survival ESL. *TESOL Quarterly*, 10, 475-495.
- Adult Performance Level Project (1975) *Adult functional competency: A summary*. Austin, TX: University of Texas, Division of Extension. (ERIC Document Reproduction Service No. ED114 609)

Burt, M. and Keenan,F.(1995) Adult ESL Learner Assessment: Purpose and Tools.

(ERIC No. EDO-LE-95-08)

California Department of Education (2005) *A history of adult education in California: From the beginnings to the twenty-first century.*

(<http://www.caadultedhistory.org/index.cfm> 2009年7月24日)

CASAS (1995) *The Iowa Adult basic Skills Survey: Executive summary.*

CASAS (2003) *CASAS Comp entices: Essential life skills for youth and adult.*

(*CASAS Comp entices: Essential life skills for youth and adult* 2008年度版が公開されたため、現在この文書の公開は中止されている。2008年度版の詳細については、2003年度版と2008年度版の比較に関する文書 (CASAS, 2008) を参照されたい。)

CASAS (2004) *Technical manual third edition.*

CASAS (2005) *ESL Appraisal.*

CASAS (2006) *Aligning CASAS competencies and assessments to basic skill content standards.*

(<https://www.casas.org/home/index.cfm?fuseaction=home.showContent&MapID=1720>  
2009年7月24日)

CASAS (2008) *Correlation of CASAS competencies - version 2003 to version 2008.*

(<https://www.casas.org/home/index.cfm?fuseaction=home.showContent&MapID=2439>  
2009年7月24日)

Mexican American Legal Defense & Educational Fund & Asian American Justice Center(2007)

*Language rights: An Integration Agenda for immigrant Communities- A proactive agenda to assist newcomers and English language learners -Briefing book.*

(<http://maldef.org/resources/publications/> 2009年7月24日)

National Immigration Law Center (2007) *Facts about immigrant workers.*

([http://www.nilc.org/immsemplymnt/resrch\\_emplymnt](http://www.nilc.org/immsemplymnt/resrch_emplymnt) 2009年7月24日)

Schlusberg, P. and Mueller,T.(1995) *English as a second language in volunteer-based programs.*

ERIC Digest. Washington, DC: National Center for ESL Literacy Education.

Spener,D.(1990a) *Setting an agenda for study in home-based ESL classes with native speakers of Spanish.* (ERIC Document Reproduction Service No. ED318 301)

Spener,D.(1990b) *Suggested structure for meetings of homo-based ESL classes for native speakers of Spanish.* (ERIC Document Reproduction Service No. ED318 300)

Urban Institute(2004) *The health and well-being of young children of immigrants.*

(<http://www.urban.org/publications/311139.html> 2009年7月24日)

U.S. Census bureau(2003) *Language use and English-speaking ability:2000.*

(<http://www.census.gov/population/www/cen2000/briefs/phc-t20/index.html> 2009年7月24日)

U.S. Census bureau (2004) *The foreign-born population in the United States: 2003.*

U.S. Department of Education (2007) *Adult Education Annual Report to Congress Year 2004–05.*

(<http://www.census.gov/population/www/cen2000/briefs/> 2009 年 7 月 24 日)

## 教科書

Jenkins,R.and Johnson,S.(2008) *Stand Out Basic : Standards-based English.* Boston, MA:  
Thomson Heinle.

Kerwin, M. (1996) *Topics and Language Competencies.* New York: Prentice Hall Regents.

Molinsky,S.J.and Bliss,B.(2003) *Side by Side Third Edition.* New York: Pearson Longman.

## IV. 国内外の移民等に対する自国語教育－オランダ－

金田 智子

### 1. なぜオランダなのか

諸外国の移民等に対する自国語教育の内容を吟味することは日本における定住型外国人に対する日本語教育の内容、特に「生活のための日本語」を検討する上で、有効な手段の一つである。人が国境を越え、異なる言語・文化を有する社会に加わり、その社会の一員として十全な生活を送るための知識や能力が各国においてどう捉えられているのかについては、言語や文化に関わらず、共通のものがあるはずである。その一方で、その国の移民等外国人の受け入れに関する社会的背景、言語能力に関する考え方等によって、国の特性もあるだろう。

近年、諸外国において、長期滞在のためのビザ、永住権あるいは市民権取得のための要件として、その国の言葉の能力や、社会に関する知識を身に付けていることを求める国、そのための教育プログラムを無償あるいは低料金で設けている国が少なくない。その中で、オランダは、早くから移民に対する言語教育問題に取り組み、1998年には、市民統合のプログラムの義務化を開始し、現在は、入国や永住権申請のための言語能力テストを実施している。

入国や永住権取得、在留資格更新の要件に言語能力テスト等が組み込まれることに対しては慎重になる必要がある（青木、2008；Schneidhofer, 2008）。また、オランダと日本では、周辺国との地理的関係、歴史、社会的・文化的背景などが大きく異なる。しかしながら、今後、外国人の受け入れがこれまで以上に進み、同時にその受け入れ方法や雇用条件・就労資格などが見直され整備されていくことを想定し、彼らを単なる労働力としてではなく、日本社会の一員として受け入れていくためには、日本語教育をどう位置付け、その内容・方法をどう策定していくべきかを検討する必要がある（金田・福永、2007）。長い時間を経て形作られてきたオランダの市民統合のためのシステムについて知ることにより、今後の日本における定住型外国人に対する日本語教育システムや、日本語学習機会の提供方法について考える上での示唆が得られるのではないかと考える。

本稿では、日本での定住型外国人に対する日本語教育の内容を考える上での参考資料とするべく、オランダ社会において、外国人がどういった知識・能力を持つことにより、オランダ社会の一員となることが可能になると考えられているのか、主に「市民統合テスト」の内容と方法を分析することによって明らかにする。そして「市民統合テスト」の延長線上にある、オランダ語国家試験についても触れ、オランダにおいて移民等外国人のオランダ語能力の向上と社会参加の関係にテストがどう関連付けられているかについても考察する。その上で、オランダの市民統合システムの特徴や課題から、我々が学べる事柄について述べる。

## 2. 移民等外国人に対する市民統合政策の概要

オランダは、人口約 1,640 万 5 千人のうち 68 万 8 千人（総人口の約 4%）が外国籍である（2008 年 1 月 1 日現在<sup>1)</sup>）。また、親のいずれかが外国生まれという人が約 321 万 5 千人おり、これは総人口の 19.6% にあたる。このうち、自分自身が外国からオランダにやってきた者である 1 世は 161 万 9 千人、親の代にやってきた者である 2 世は、159 万 6 千人いる（2009 年 5 月末現在）。

この数字からもわかるように、オランダは、移民等外国人受け入れの歴史が長く、様々な社会問題を経験しながら、移民等外国人の権利を保障する方向で、移民政策を修正してきた。しかし、1980 年代後半に景気の回復とともにオランダ人全体の失業率が改善される中、トルコ人らの失業率がかえって悪化したことなどから、彼らの学歴が低く労働市場での競争力が弱いことが注目されるようになる（下平、1991）。そして、1990 年代からは、移民全体の社会的・経済的地位向上が期待されるようになり、そのためには、オランダ社会における権利を保障するだけでなく、統合<sup>2)</sup>に対する義務を移民に求めるべきであると考えられるようになった。同時に、オランダ語<sup>3)</sup>能力を有することが、オランダ社会から孤立することなく、オランダ人と交流をし、仕事を得て、生活をしていく上で欠かせないものであるという認識も高まり、1998 年のニューカマー市民統合法<sup>4)</sup>（Wet inburgering nieuwkomers<sup>5)</sup> の制定以降、新たに入国する移民等に対し、市民統合プログラム（Inburgerings programma）の受講が義務付けられ、オランダ語コース及びオランダ社会に対する理解を深めるためのオリエンテーション授業が設けられるようになった。

2006 年以降は海外版市民統合基礎テストが実施されるようになり、さらに、2007 年以降は、新たな市民統合法の施行（2007 年 1 月 1 日）によって、「市民統合手続き」が義務化された。その手続きの中で、外国人は「市民統合テスト」の合格などにより、一定のオランダ語能力とオランダ社会に関する知識を有することの証明が求められる。

## 3. 移民等外国人に対するオランダ語試験

### 3. 1 入国する前に受けるテスト：海外版市民統合基礎テスト

2006 年から、「海外版市民統合基礎テスト（Basisexamen inburgering, Basic civic integration examination abroad）」の実施が始まった。この試験の対象者は、オランダに 3 か月以上滞在する予定の外国人のうち、仮居住許可を得る必要がある者<sup>6)</sup>である。オランダに入国する前に、最寄りのオランダ大使館、あるいは領事館で受験する。受験の際は、コンピューターとコンピューター接続の電話が用いられ、アイテムバンク（出題候補項目の集積）からその都度無作為に問題が選ばれて出題される。

試験そのものは全てオランダ語で実施されるが、映像と音声によるものであり、オランダ語の読み書き能力は不要である。出題数は全 50 問、内容はオランダ語と「社会オリエンテーション」つまり、「オランダ社会についての知識」である。オランダ語に関しては、

CEFR 基準の A1<sup>-</sup>の能力が求められる（CEFR 基準については、資料 1 を参照のこと）。

オランダ語の試験では、質問が 20 問出されるが、全てノーマル・スピードで実施される。以下の 4 種類の質問である。

- (1) 文を聞き、それをそのままリピートする
- (2) 簡単な質問に 1 語、あるいは短い文で答える
- (3) 単語を聞いて、反対語をその場で言う
- (4) 短い話を聞き、その話を再現する

社会オリエンテーションの試験は、全 30 問あり、少しゆっくりとしたスピードで出題される。テーマは、オランダの生活・政治・仕事・教育・保健などである。“Coming to the Netherlands”というビデオがあり、これによってオランダ社会についての理解を深めることができが可能となっている。このビデオは多言語対応をしているため、移民となることを希望する人のほとんどは自身の国の言葉でビデオを視聴することができる。同時に、どういった質問が出るのか、それに対する最適な回答は何かがわかる想定問題集を事前に入手することが可能であり、それによって十分に受験準備をすることができる。出題自体はオランダ語でなされる。

2006 年 3 月の実施開始後、すでにこの試験そのものについての評価が行われている。2006 年 3 月 15 日から 9 月 30 日までの半年間にわたる実施結果についての報告によれば、1,436 件の受験があり、受験者数が多いのは、トルコ人（受験件数全体の約 20%）、モロシコ人（19%）、中国人（10%）である。受験者の中で平均的な学歴を持つ者のうち、90%が 1 回目の受験で合格しているという結果が出ており、専門家グループから、その結果に対する問題提起がなされた。合格に必要な点数が、目標の A1<sup>-</sup>より下となっているという分析結果が TNO (Nederlandse Organisatie toegepast-natuurwetenschappelijk、オランダ応用科学研究所) によって報告され、その結果、2007 年 12 月以降は採点方法の変更、つまり合格に必要な得点率の引き上げを行うことが決まった<sup>7</sup>。

### 3. 2 永住を目指す人が受けるテスト：市民統合テスト

#### 3. 2. 1 市民統合テストの概要

2007 年 1 月 1 日より、新たな統合法が施行され、市民統合プログラム受講の代わりに、「統合手続き」を踏むことが義務化された。「統合手続き」とは、オランダ語やオランダ社会に関する知識を身に付け、オランダ社会に統合・定着していることを証明する過程を指す。統合・定着したとみなされるには、市民統合テスト (Inburgeringsexamen, Civic integration examination) の合格が求められ、それが永住権取得申請の要件ともなるが、市民統合プログラムの受講そのものは必須ではなくなった。受講を奨励はされるが、受けるかどうかは本人の自由である。とはいえ、一定のオランダ語能力及びオランダ社会に関する知識を有する者は、受講することで永住権取得申請の要件を満たすことができる。

る知識を有すること、それを証明することが、オランダに永住を望む人には求められており、オランダ語やオランダ社会に関する学習が必要なのである。

この市民統合手続きに要する費用については、地方自治体が政府からの資金を元に、授業料等（3,500～4,000 ヨーロ）を負担することになっており、自己負担はテストの受験料 270 ヨーロのみである。また、市民統合プログラムは地域教育訓練センター（ROC、成人教育・職業訓練を行う機関）と、指定を受けた民間教育機関が自治体からの委託を受け、実施している。学習の期間や時間数は個人及び自治体により異なるが、自治体は最長 18 か月のコースを提供する。

そして、テストには合格年限が定められており、海外版市民統合基礎テストに合格している場合は、入国後 3 年半以内、その他の場合は 5 年以内に合格しなくてはならない。期限内に合格しなければ、自治体からある程度の期間、居住許可が下りないなどの罰則が課せられることとされている。しかしながら、この統合法が施行されてから現在（2009 年 7 月）までにこれらの年限を越えてはいないため、罰則が実際に適用されるのか、どのように適用されるかは不明である。

また、以下の人々は統合手続きが義務付けられていない。

- ・ 16 歳以下、65 歳以上の者
- ・ 学齢期にオランダに 8 年以上住んでいた者
- ・ ベルギーやスリナム等のオランダ語による教育機関の修学証明書を持つ者
- ・ EU やヨーロッパ経済地域（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）、イスの国民 等

尚、精神的・身体的な理由等が自治体に認められれば、統合手続きが免除される場合もある。

### 3. 2. 2 「統合の最終達成目標」の開発過程<sup>8</sup>

市民統合テストは、「オランダ語」と「オランダ社会に関する知識」で構成されている。それぞれの試験内容は「統合の最終達成目標（Eindtermen inburgering）<sup>9</sup>」に基づいており、その中に示された「必要不可欠な生活場面」で必要なオランダ語や知識がテストされる。

この「統合の最終達成目標」は、法務省が結成した委員会によって開発されたものである。たとえば「オランダ語」については、市民統合に必要な言語能力レベルの設定と、試験内容の選定を行うために、移民等外国人に必要な学習内容としてすでに設定されていた「市民生活」「就労」「育児・健康・教育」の 3 領域について、各 30～40 名の委員が選ばれた。

委員は、3 領域における様々なグループ、たとえば「就労」の領域であれば、移民も含め、被雇用者、雇用主、管理職、職業安定所職員、被雇用者組合、雇用主団体といった集まりから代表として選ばれ、担当領域のどんな場面で移民はコミュニケーションが必要と

なるのかを議論し、「不可欠な生活場面」を明らかにしていった。また、委員会の下部組織として、Cito（国立教育測定研究所）、Bureau ICE（Bureau Interculturele Evaluatie、異文化評価部局）、ITTA（外国人言語教育・言語研究協会）が作業部会を結成し、一つの部会は、言語使用場面や使用実態等に関する各種調査結果を踏まえ、委員会が示した「不可欠な生活場面」における言語行動等（どんな言葉を移民は使う必要があるのか、どんな活動が各場面で発生するのか）を記述した。もう一つの作業部会は、市民統合にCEFRのどのレベルが求められるかを検討し、A2が妥当であるという結論を導き出したのである。

また、「オランダ社会に関する知識」については、その達成目標一覧の序文によれば、Euro RSCG Bikker社による調査を始めとする複数の調査結果、そして、オランダ国外で実施されている海外版市民統合基礎テスト等を元に、Bureau ICEとCitoが開発し、法務省の設けた諮問会議からの助言・提案を受けた修正を経て、完成したことである。

このように開発された「統合の最終達成目標」の中で、「オランダ語」と「オランダ社会に関する知識」がどう規定されているかを、以下、述べていく。

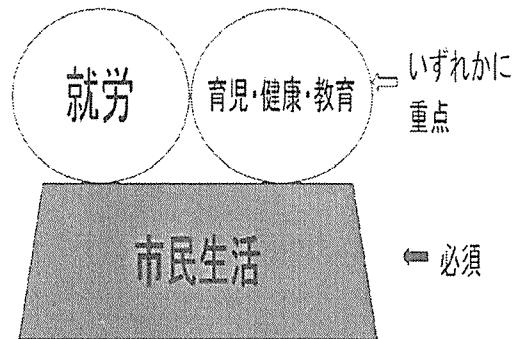
### 3.2.3 市民統合テストにおける「オランダ語」

先述したように、オランダ語のレベル設定は、CEFR基準のA2である。しかし、旧移民（1998年以前の入国者）の場合、年齢や学歴などにより「書く」ことに対する負担が大きいため、「書く」能力のみ、A1が目標となっている。

オランダ語の試験では、「必要不可欠な生活場面におけるオランダ語能力」が試される。

これは、「オランダ社会に定着しようとする外国人が実生活の場面において、適切に対応できる語学力」（Ministry of Justice, 2006）である。試験には「市民生活」、「育児・健康・教育」、「就労」の3つの領域が設けられている。「市民生活」は必須であるが、「育児・健康・教育」と「就労」については、試験を受ける際、あるいは教育を受ける際に、どちらに重点を置きたいかを自分で申告できることになっている（図1）。

表1に示したように、「市民生活」という領域には、市役所、支払い、保険、住居など全部で10場面ある。「育児・健康・教育」に関しては11場面、そして「就労」分野については一般的なものに加えて職種別のものが設定されており、一般的なものに関しては9場面、職種別のものに関しては3種類の業種に関し、それぞれ5場面設定されている。この5場面は、業種が異なってもほぼ同じものとなっている。



[図1:市民統合テスト(オランダ語)の3領域]

[表 1:必要不可欠な生活場面におけるオランダ語]の領域・場面]

領域・場面数	場 面
<u>市民生活</u> 全 10 場面	市役所等 3 場面（個人情報変更の届け出、書類申請や各種手続き、警察への届け出）、支払い 1 場面（銀行）、保険、住居 3 場面（住居を借りる、公共料金・電話、ゴミ・環境）、教育、隣人関係
<u>育児、健康、教育</u> 全 11 場面	乳幼児健診センター、プレイルーム、小学校へ、小学校との連絡、安全、読書と遊び、自由時間、中等教育へ、将来についての話、家庭医、歯科医
<u>就労分野（一般）</u> 全 9 場面	職探し 3 場面（仕事を探す、求人応募、労働契約についての会話）、職場 6 場面（労働条件についての会話、人事考課面談、病欠及び復帰の連絡、仕事の打ち合わせ／チームミーティング、同僚との話し合い、同僚との会話）
<u>就労分野（職種別）</u> 3 種、各 5 場面	技術系（顧客とのコンタクト、報告する、労働安全衛生規則への対処、苦情への対応、作業指示の理解）、商業及びサービス業系（顧客とのコンタクト、報告する、労働安全衛生規則への対処、苦情への対応、作業指示の理解）、保健医療及び福祉系（利用者との接触、報告する、労働安全衛生規則への対処、苦情への対応、作業指示の理解）

各領域には複数の場面が設定されており、各場面には、オランダ社会に属し、地域で生活し、子どもを育て、仕事を探し、働く上で必要不可欠な行動（CH）と目標、そこで果たされる言語技能や言語活動が列挙されている（表 2）。

表 2 は、「統合の最終到達目標」の一部であるが、例えば歯科医に関して、どういうテーマが必要で、どんな目標が設定されるか、どういった状況でどんな行動が繰り広げられるのかといったことが具体的に書かれている。「全体的目標」も、「不可欠な行動」の「目標」も、すべて「～できる」という表現で表わされており、下位項目には、二次技能（サブスキル）や言語活動までが示されており、言葉の機能的な側面を重視していることがわかる。それに対して、たとえば文法や文型など、言葉の構造に関わるような事柄は示されていない。カナールとスウェイン（Canale & Swain, 1980）が「コミュニケーション能力」を構成するものとして挙げる「文法能力」のようなものは、明示されてはいないのである。

[表 2:必要不可欠な生活場面「歯科医」において求められる行動例]

<b>テーマ :</b>
○適切な食事
○新しい予約を入れる
○歯磨き
○甘いものを賢く食べる
○子どもの歯のケア
<b>一般的目標 :</b>
受験者は歯の手入れについて歯科医とあらためた会話をすることができます。

## 不可欠な行動

### CH1：歯医者に行く準備をする

#### ○目標：

1. 受験者は歯科医からの呼出状を読むことができる。
2. 受験者は予約カードを読むことができる。
3. 受験者は待合室の掲示板にある簡単な情報を読むことができる。
4. 受験者は歯の手入れに関する（視覚的素材を含む）パンフレットを読み、理解することができる。
5. 受験者は歯磨きに関する指示書を読み、理解することができる。
6. 受験者は予約を入れるために歯医者の電話番号を調べることができる。
7. 受験者は新規の予約を入れることができる。

#### ○場所：自宅、歯科医の待合室

#### ○ロールプレイ参加者：受験者、歯科助手及び歯科医

#### ○技能：読解

- ・二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む；指示を読む

#### ○技能：会話

- ・二次技能：情報交換をする

- ・言語活動：情報を求める・提供する、質問をする

### CH2：歯医者と話をする

#### ○目標：

1. 受験者は歯の手入れについての会話をすることができる。
2. 受験者は健康な歯の重要性について会話をすることができる。

#### ○場所：歯科医の診察室

#### ○ロールプレイ参加者：受験者、歯科助手及び歯科医

#### ○技能：会話

- ・二次技能：情報交換をする

- ・言語活動：情報を求める、情報を与える、質問をする

(Ministry of Justice, 2006 原文はオランダ語)

そして、「必要不可欠な生活場面」の特徴は、日常生活や仕事の場において、経験する頻度の高い場面が取り上げられているということである。ただし、オランダで暮らす上で非常に基礎的な場面、たとえば、買い物をしたり、交通手段を利用したりするような場面は取り上げられていない。これは、オランダに入国後、すでにそういった行動は日常的に行われていることが想定されること、このテストでは、オランダ社会で外国人がオランダ語を用いて他の人々と交流することが目指されているため、日常的かつ定型的なやりとりについては、市民統合テストでの目標とする必要がないと判断されていると考えられる。

また、このテストでは、移民等外国人が働くことと同程度に「親」としての役割が重視されている。「育児・健康・教育」の領域には、小さな子どもの育児から十代後半の進路決定のところまで、教育に関わるどのような場面で、どういう目的で、どんなオランダ語が必要となるのか、が細かく示されている。オランダでは中等教育の半ばで行き場を失っていく子どもたちの問題、あるいは、もともと就学しない今までいる子どもの問題が、日本に先んじて非常に大きくなっている。そのため、子どもの教育や進路に親が責任を持つようになるには、親自身が子どもの教育に関する理解を深める教育を受け、教育に関

する言葉や知識を習得する必要がある、と考えられているのである。

ところで、ここまで見てきた「必要不可欠な生活場面におけるオランダ語」は果たして CEFR 基準の A2 レベルに相当するのだろうか。例えば就労に関わる場面で、人事考課など、上司と複雑なやりとりが想定され、B1 や B2 レベルの能力が必要と思われるものも含まれている。しかし、Ministry of Justice(2006)や Cito の関係者の話によれば、そういう場面でも市民統合テストでは A2 レベルであればできるタスクや質問を想定して、試験に盛り込むことになっているとのことである。例えば、求職場面で労働条件について交渉しなくてはならない際、契約の込み入った話は困難でも、年間の休日数を聞いて確認するという程度の交渉は可能である。また、パフォーマンス評価（詳細については後述）実施用のガイドラインには、試験官が A2 レベルのオランダ語を使用するための指針が示されている。そして、それぞれの場面は流ちょうなオランダ語を用い、自力で全て処理する、というようなことが求められているわけではない。他の人の力を借りるということや、互いに相手のことを思いやって、力を補い合うこと、たとえば、話す相手が早口のオランダ語を理解するのが難しそうであれば、少しゆっくり話したり、話し続けないようにしたりすることなどは、実生活では誰もが経験していることである。そこで、ポートフォリオ評価（詳細については後述）のための「証拠」を集める際に、他の人の助けをうまく借りながら課題を遂行する、という行為も決して否定的な見方はされないのである。

### 3. 2. 4 市民統合テストにおける「オランダ社会に関する知識」

市民統合テストのもうひとつの分野である「オランダ社会に関する知識」とは、「ある状況で、もっとも適切な行動は何かを判断するための知識」であり、問題解決に焦点が当てられている。ある状況において、もっとも適切な行動が何かを判断できるかどうかで判定される。行動の当否、選んだ行動が正しいかどうかによって、知識の有無がわかるという発想である。

出題の際には、なじみのある日常的な場面、複雑でない状況での明白な行為・行動が求められるもの、型どおりの標準的な手続きで進められるような行動、といったレベル設定がされている。CEFR 基準の A2 レベルの聴解力が前提となるが、視覚的素材が多用され、状況把握がしやすくなっている。とはいえ、全てオランダ語で実施されるため、オランダ社会に関する知識を問い合わせながらも、オランダ語能力も実際には測っていると見なすことができる。

「オランダ社会に関する知識」においても、やはり「必要不可欠な生活場面」が重要となる。場面を以下のように 4 区分したうえで、8 つのテーマを設け、それぞれのテーマがどの場面で重要となるかが検討されている。

「必要不可欠な生活場面」：4 区分

- ・ 労働市場で適切に対応する
- ・ 自分の生活環境で適切に対応する
- ・ 機関や政府との連絡（関係）で適切に対応する
- ・ オランダ国民として適切に対応する

「8 つのテーマ」

- ・ 仕事と収入
- ・ マナー・価値観や規範
- ・ 住まい
- ・ 健康と保険医療
- ・ 歴史と地理
- ・ 各種機関
- ・ 国家組織と法治国家
- ・ 教育と育児

例えば、「マナー・価値観や規範」は 4 つの場面のいずれでも重要となる。また、「教育と育児」は、「自分の生活環境」や「機関や政府との連絡（関係）」という場面で重要なが、「歴史と地理」が重要なのは「オランダ国民として」の場面に限られる。

そして、これらのテーマがより具体化されるのが、不可欠な行動、不可欠な知識、そしてその知識の表れとしての成功行動の指標である（表 3）。この表からもわかるように、健康管理に対する意識と行動、家庭医と専門医の区別・役割など、オランダの文化や習慣になじみのない人にとって未知の内容が数多くある。

「知識」に関してはもうひとつ別の習得目標がある。「一般的な能力」と言われるもので、「場面によらず、一定の行動について知識を持って、身に付けていること」が求められる。以下の 4 種の規範である。

- ・ 情報源を選択する
- ・ 情報源を利用する
- ・ 正式あるいは略式の援助が得られる機会を活用する
- ・ 適時かつ時間内に対応する

これらは、試験において単独では出題されず、他の能力とともに複合的に測られる。

[表 3:「オランダ社会に関する知識」の例]

テーマ4. 健康と保健医療		
オランダ社会に定着しようとする外国人は、オランダの保健医療制度の規則に従い、保健医療を利用することができます。		
不可欠な行動	不可欠な知識	成功行動の指標
4.1 自分の健康状態と生活様式を考慮して賢い選択をする	4.1.1 運動と健康的な食品が、健康に大きく貢献することを知っている。	健康を維持するためスポーツをし、体を動かし、健康的な食生活をする。
4.2 一次保健医療（家庭医）を利用する	4.2.1 家庭医の見つけ方を知っている。  4.2.2 どういった症状で家庭医を訪ねができるか、あるいは訪ねなければならないかを知っている。  4.2.3 オランダの医師の一般的な指示方法を知っている。	家庭医の選択に関して自分の保険会社に相談する。 家庭医のもとに登録を申し込む。 患者の自己紹介面談のために予約を入れる。  家庭医の任務と責務の範疇にある愁訴に関して予約を入れる。  回復促進に役立つ行動をする。 薬の処方が控えめに行われることを理解する。
4.3 二次保健医療を利用する	4.3.1 家庭医が専門医療に紹介してくれるなどを知っている。  4.3.2 患者がいつ自宅介護サービスを求める権利を持っているかを知っている。  4.3.3 家庭医に、社会心理方面的介護サービスや社会福祉事業団体に紹介してもらえることを知っている。	医療的問題がある場合には、まず家庭医のところへ行く。 専門医を訪ねるときには紹介状を携行する。 病院の規則や慣習を遵守する。  初回通院時には、まず登録カードを作成してもらう。  提供されるサービスの種類の例を挙げる。 介護審査センターに介護の予約を申し込む。  心理的問題がある場合には、まず家庭医に連絡を取る。

(Ministry of Justice, 2006 原文はオランダ語)

### 3. 2. 3 市民統合テストの実施方法とその背景にあるコミュニケーション能力観

市民統合テストは、教育機関で実施されるものと、中央試験と呼ばれるインターネット等を用いて実施されるものとで構成される（表 4）。IB-Groep (Informatie Beheer Groep, 直訳すれば「情報管理グループ」) という、オランダ語試験の運営や学位認証などを行う機関が試験管理、結果管理、財務管理など全てを行っており、個々の外国人のテスト合格状況なども一括管理している。

[表 4:市民統合テストの実施方法]

実施機関	評価手段・方法	具体的方法
教育機関	パフォーマンス評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インタビュー、読む課題、書く課題を含む、一連の課題</li> <li>・日常生活で遭遇するような課題（広義のロールプレイ）</li> </ul>
	ポートフォリオ評価	実践的能力を表す「証拠（実生活で集められた証拠資料）」を提出。日常生活を統合テストの一部とする。
中央機関	インターネット試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. オランダ社会に関する知識のテスト&lt;45分&gt;</li> <li>・視覚的情報が補われ、多肢選択式</li> <li>・A2 レベルの聴解力を要する</li> <li>b.オランダ語実践テスト&lt;60分&gt;</li> <li>・問題解決に焦点を置いた、一連の課題</li> <li>・話す能力及び書く能力を測定</li> <li>・多肢選択式</li> <li>c.“Phone Pass”（コンピュータに接続した電話によるテスト）&lt;15分&gt;</li> </ul>

(Cito 及び VROM で得た情報を元に作成)

#### (1) 教育機関で実施されるテスト

まず、教育機関で実施されるものとしては、パフォーマンス評価とポートフォリオ評価がある。パフォーマンス評価とは、インタビューや読む活動、話す活動などを含む、一連の課題を実際にこなしていく様子を評価するものである。日常生活で遭遇するような課題が扱われ、広義のロールプレイと言ってよい。たとえば、「子どもを入学させるために、学校情報を読み、電話で書類請求をし、書類に記入する」といった課題が課される。一つの課題をこなすのに 30 分程度かかることが想定されている。

そして、ポートフォリオ評価とは、学習者が自分の生活の中でオランダ語の実践的能力を発揮できたことを示す「証拠」を集め、提出するというものである。例えば、車に保険をかけるために保険会社で社員とやりとりをした場合は、その保険会社の社員に、「この人は確かにオランダ語でこれだけの会話をしました」ということを、用意した書類に記入してもらう。また、子どもの学校から配られた書類に必要事項を記入して提出するとしたら、そのコピーを取っておく。そういう証拠資料を集め、提出することによって、自身のオランダ語の実践的能力を示すのである。

この方法は、「バックウォッシュ効果をねらった試験方法」<sup>10</sup>であり、こういう方法をとることにより、この「市民統合テスト」や「市民統合手続き」の本来の目的である、移民が積極的に社会参加し、交流することが可能となり、結果的に言葉のやりとりの練習機会が増え、オランダ語の習得が促されると考えられている。

パフォーマンス評価とポートフォリオ評価は、いずれか一方のみを行うことも、組み合わせて行うことも可能であり、以下の3通りの方法が想定されている。

(方法1) パフォーマンス評価のみ

- ・30分のタスクを6種類

(方法2) ポートフォリオ評価のみ

- ・30種類の「証拠」をポートフォリオとしてまとめて提出
- ・「証拠」の信頼性を確認するため、ポートフォリオに関する面接試験（口頭、筆記、各15分程度の試験）が課される。これは、ポートフォリオ評価のみ、という方法を選んだ場合に実施されるもので、もし、方法3のように、すでにパフォーマンス評価と組み合わせている場合は不要。

(方法3) パフォーマンス評価とポートフォリオ評価の組み合わせ

- ・パフォーマンス評価で、30分のタスクを3種類、ポートフォリオ評価で、15種類の「証拠」を提出。

政府として奨励したいのは「方法3」、つまり、両者を組み合わせる方法である。「方法1」は、時間と経費がかかるだけでなく、実施可能な教育機関が少ないという現実的な理由により、この方法を選ぶ受験者はあまり多くないとのことである<sup>11</sup>。

「方法3」を選ぶ場合、教育機関は、学習者のオランダ語学習の進度に応じ、ポートフォリオの作成、つまり「証拠」の収集についての指導を行う。そして、そのポートフォリオの評価やパフォーマンス評価は、テスト実施が認められている教育機関及び試験官として認定されている教師らによって行われる。テスト実施が認められているのは、試験官資格を有する教師が2名以上在籍する機関である。尚、試験の公平性を保つため、パフォーマンス試験は有資格者2名で実施されるが、その内の1名は必ず他機関所属の者である必要がある。また、受験者の直接の指導担当者は試験官となることができない。

そして、この試験官資格を持つためには、Bureau ICE が実施する研修を受け、試験に合格する必要があり、現在、全国に約700名の有資格者がいる。また、すでに試験官の資格を持っている人たちを対象に、ポートフォリオ評価に関する追加研修を実施している。これは、ポートフォリオとして提出された文書を、「証拠」として認定する上で公平性を保つためである。また、パフォーマンス試験の公平性を保つため、実施指示書が整備されている。さらに、課される課題は、コンピュータにより無作為に選ばれることになっている。

また、各機関が試験を規定通りに実施しているかを確かめるために、政府の依頼を受けたKCE (Kwaliteits Centrum Examinering) というテストの評価をする独立機関が、試験室、書類、ポートフォリオ、試験官の資格などは定期的にチェックすることになっている。

## (2) 中央試験（中央機関によるインターネット試験）

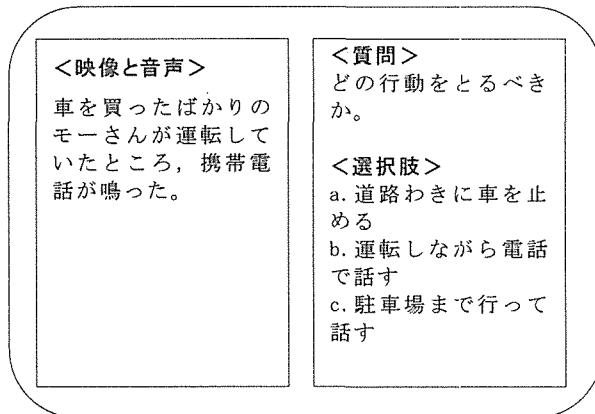
中央試験は、表4に示したように、オランダ社会に関する知識のテスト、オランダ語実践テスト、電話を用いたテストの3種から成る。3種のテストすべてが、インターネットに接続したコンピュータを用いて行われ、電話を用いて録音された回答を含め、採点もすべて自動化されている。現在、全国7か所で実施されており、平日の朝から晩まで、試験が受けられるようになっている。いつでも受験が可能となることを目指し、アムステルダムとロッテルダムでは試験的に週末と夕方にも受験可能としており、実施地域も増やす計画である。これは、オランダ内閣が、市民統合プログラムの受講者を2011年までに25万人に伸ばすことを目指している（Immigration and Naturalisation Service, 2009 b）ことと連動していると推測される。

尚、試験開発者や政府の移民政策関係者は、教育機関で学習しながら「証拠」を集め、それがそろった段階、つまり、ポートフォリオ作成をすることにより、社会参加や交流が進み、期待されるオランダ語能力が身に付いたとされる段階で、中央試験を受けるというのが合理的と考えている。

試験では、例えば次のような問題が、受験者毎にランダムに選択され、出題される。これらの出題例は、市民統合に関するサイト（<http://www.inburgeren.nl>, 2009年8月3日確認）で閲覧可能である。

### <出題例1：オランダ社会に関する知識>

コンピューター上に、右のような画面が現れ、映像と音声による状況把握が行われた後、質問が音声と文字によって示され、その回答の選択肢が同じく音声と文字で示される。



### <出題例2：オランダ語>

コンピューター画面に、以下のような読み解文が現れ、質問に答える。

モーさんは出生届についての情報を読みます。次の文を読みなさい。

#### <出生届>

子どもの誕生は、市役所に届けなくてはならない。親が届け出る。つまり、父親か母親である。もし親による届け出が難しいときは、第三者でもよい。ただし、出産時に立ち会っている必要がある。

Q. どこに出生届を出しますか。 A1. 警察 A2. 病院 A3. 市役所

この問題の選択肢にも写真がついており、単語の意味や状況が把握しやすくなっている。文字だけでなく、写真なども用いられることにより、実生活での言語理解や行動に近い状況、つまり我々は日常生活の中で、文字以外に、实物や絵文字等によって情報を得たり、必要な判断をしている、という状況が作り出されている。

この出題例からも確認できるように、市民統合テストで測ろうとしている能力はやはり、オランダで生活するうえで必要不可欠な場面における「行動」ができるかどうか、そしてそれを遂行するための「言語」と「知識」を持っているかどうかである。「言語」や「知識」を場面から切り離すことなく、それぞれの場面や状況の中で「知識」がどう現れるか、そこで必要となる「言語」は何か、という考え方に基づいて知識と言語能力を測ろうとしている。どんな知識も言語も、その場面や状況にあってこそ、測ることのできるものとして捉えられているのである。その発想を反映した結果、インターネット試験では、視聴覚素材を数多く取り入れ、状況を理解しやすくし、教育機関における試験においては、ポートフォリオ評価という実生活の中での行動そのものを評価の対象とするということを行っているのだと考えられる。これらの方は、今後、コミュニケーション能力の捉え方や評価の仕方について検討する際の参考となるものである。

尚、市民統合テストは、開始された 2007 年には 611 人が受験をし、568 人（受験者の 93%）が合格した<sup>12</sup>。翌 2008 年には、1～10 月の間に 6,281 人が受験し、4,956 人（79%）が合格している。この実績は、議会にも提出されたが、前述したように海外版市民統合基礎テストが、その合格率に関して問題が指摘されたのに対し、市民統合テストについては今のところ、特に問題になってはいない。ただし、試験の方法についての知識不足によって不利な受験者がいるということが問題として浮上し、現在は、それぞれの試験が具体的にどういった場所でどのように進められるのかがわかるよう、インターネットサイトで映像によって具体例が示されている。

### 3. 2. 6 市民統合テストの可能性と課題

オランダの市民統合テストの内容と実施方法について述べてきたが、そこから見いだされる、この市民統合テストの特質や、それを支える言語能力観の特徴は以下の 4 点である。

- a. 「できる」ことが重視される「実践志向」であると同時に「知識重視」であること。  
ただし、オランダでの社会生活を十分に営んでいくために必要な知識、実用的な知識・技能をきちんと身に付けるという意味での知識重視であり、あくまでも、必要な知識・技能を身に付けた結果、できるようになっているのかどうかが問われる。
- b. 市民統合の重要な目標である、社会参加と交流を促すため、ポートフォリオ評価を取り入れていること。

- c. ポートフォリオ評価を取り入れることにより、作られた空間だけでなく、現実世界でのオランダ語能力が評価されること。そして、その「証拠」は、教育機関の関係者ではなく、外国人の身の回りの人の観点によって証明されたものである。証拠収集時の詳細な実態はわからないまでも、言語教育の専門家ではない人の直感的な判断を信頼し使用する、という姿勢を表している。
- d. ポートフォリオ評価やパフォーマンス評価を取り入れ、その評価の際には、文法能力、談話構成能力といった、能力を構成概念に分けて考える発想ではなく、用いられた言語知識もストラテジーも含め、総合的に捉える発想であること。

テスト実施上の課題としては、VROM の担当者から以下の 3 つが挙げられていた。

- a. 願書送付時から、試験日までの期間が長く、受験者を待たせていること。この問題を解決すべく、2009 年 9 月から、インターネット申請を可能にし、期間の短縮が図られる予定。
- b. 試験方法に慣れていない受験者がいること。これについては先述したとおり、すでに試験方法理解のための映像がインターネットに公開されている。
- c. ポートフォリオ評価の基準について、現場の教師及び評価担当者の間で認識のずれがあるため、このテストの趣旨を再確認するための研修を継続的に実施する必要があること。

これ以外に、これまでの調査から、以下の課題が考えられる。

- a. パフォーマンス評価、ポートフォリオ評価などに関し、総合的な評価をするとはいえ、試験官の評価者間信頼性及び評価者内信頼性を保つための方策が必要であること。
- b. 「統合の最終達成目標」の妥当性を検証する必要があること。この目標一覧は、複数の調査結果、数多くの専門家による検討を元に作成されているものであるが、この一覧を元にした試験の合格者が果たして十分に社会に統合・定着をしているのかを調べる必要がある。また、社会の変化とともに、その社会で求められる達成目標も変わる可能性がある。その点からも、適時かつ定期的な、目標一覧の見直しが必要である。
- c. 市民統合プロセスの目的と、テストの内容や結果に食い違いが発生しないよう、結果分析を周到かつ多方面から行う必要があること。つまり、テスト実施が、移民等外国人の定着を促すのではなく、特定の民族等を選別・排除することにつながっているとすれば、本来の目的に反するからである。
- d. 市民統合プログラムの受講の機会が、経済的・物理的な事情により損なわれることなく、受講の必要のある人たちに公平に提供されているか、常に確認が求められる。

受講する上で、何らかの問題がある場合は、それを解決する手立てを講じる必要がある。

- e. 市民統合プログラムの質については、十分な情報を得てはいないため、断定することができないが、少なくとも教科書・教材の種類は非常に限られているという問題が挙げられる。授業が無料で受けられるためか、市販教材が少なく、プログラム受講者にとっては、異なる教育方法や教材に触れる機会がない。

### 3. 3 住む権利から学ぶ権利へ:オランダ語国家試験

オランダには、ここまで紹介した「海外版市民統合基礎テスト」と「市民統合テスト」以外にも、「オランダ語国家試験 (Staatsexamen Nederlands als tweede taal, 第二言語としてのオランダ語国家試験)」、「外国語としてのオランダ語検定」、「大学共通オランダ語入学試験」、「外国人医師のためのオランダ語テスト」など、オランダ語を母語としない人向けの試験が複数存在する（杉本, 2006）。移民等外国人の居住権に関わりのある試験は、「海外版市民統合基礎テスト」「市民統合テスト」の2種だが、オランダでの教育機会や就業機会を広げる可能性につながる試験として、「オランダ語国家試験」が存在する。「オランダ語国家試験」の概要を紹介し、これら3種の試験の関係と、これらが存在することの意義について述べる（表5）。

「オランダ語国家試験」とは、オランダ語を母語としない者のオランダ語能力が、職場や教育機関を含むオランダ社会を生きる上で十分なレベルに達しているかどうかを測定する国家試験である。オランダ語能力が国家に認定されることにより、労働市場に参画し社会的地位を向上させることが可能であると考えられており、1992年から実施されている。試験の内容・レベルは、獲得したい教育機会や希望する職種と関連があり、それに応じたプログラム1とプログラム2の2種類がある。

プログラム1は、中等教育の機会を得ないまま学齢期を過ぎてしまったというようなオランダ語非母語話者が、商工業分野での初步的職種への就業機会、職業訓練機関への入学資格を得たい場合に受ける試験である。CEFR (Common European Framework of Reference, ヨーロッパ言語教育共通参考枠, 資料1参照) の基準ではB1レベルに相当する。

プログラム2は専門職に就きたい場合、あるいは高等教育機関への入学資格を得たい場合に受ける試験であり、その試験の内容は、プログラム1に比べると、より理論的なことが重視され、語彙の範囲が広がると同時に、抽象度が増す (ALTE, 2008等)。CEFR基準はB2であり、プログラム1よりひとつ上のレベルとなっている。先に述べた「海外版市民統合基礎テスト」はオランダ語能力のレベルをCEFR基準のA1-、「市民統合テスト」はA2であり、これら4種の試験がその目的に応じて、求める言語能力の基準に違いを持たせていることがわかる。

[表 5: 移民等外国人を対象とするオランダ語テストの種類・受験目的・レベル]

〔国内〕	オランダ語国家試験: プログラム1 各種の教育・訓練機関への入学資格の獲得、商工業分野への参入 B1	オランダ語国家試験: プログラム2 各種高等教育機関への入学資格の獲得、各種専門職への就業 B2
	市民統合テスト 永住権の申請要件を満たす A2	
〔海外〕	海外版市民統合基礎テスト 仮居住許可を得る (仮居住許可申請が必要な国籍の者のみ) A1-	

(収集した情報を元に筆者作成)

そして、これら 4 種の試験の目的は、「入国のために」→「長期滞在を可能にするため」→「教育・就業機会を広げるため」というように、オランダ社会に対する関わりの深さとの関連付けがなされている。「海外版市民統合基礎テスト」「市民統合テスト」が、オランダに定住を希望する者にとって義務的な試験であるのに対し、「オランダ語国家試験」を目指すかどうか、そしてその試験に合格することによって、自分の権利や可能性を拡大するかどうかは外国人の自由意志に任せられている。オランダに定住し、オランダ社会で生きていこうとする外国人が、オランダ語能力の目標だけでなく、オランダ社会でどう生きていいくのか、社会の中に自分自身をどう位置付けるのかという人生設計上の指標にしうる試験が段階的に設けられているのである。これは、オランダの移民政策立案者が、移民、そしてオランダの抱える問題を中長期的な視野で解決しようとしていることの表れ、移民やこれから移民として入国してくる人々を、「生涯をオランダで過ごす人」という認識で捉えていることの表れであると思われる。

尚、「オランダ語国家試験」はプログラム 1 と 2 という 2 種類に分けられているが、これは、オランダの学校が中等教育の段階から複数のコースに分かれていることと同じ発想に基づいていると考えられる。オランダ人が将来就きたい職業や身に付けたい職能などを検討したうえで、進むべき中等教育機関を選択するのと同様に、「オランダ語国家試験」の受験者も 2 種のテストのうちのいずれかを選ぶ。両方のテストを受けることはもちろん可能だが、プログラム 1 の次に、プログラム 2 を受験するというものではなく、あくまでも将来の職業に対応したテストなのである。

#### 4. オランダのシステムから学ぶこと

「3. 移民等外国人に対するオランダ語試験」で示したように、オランダには、仮居住許可を得る、永住権を申請する、職業訓練を受ける、というように目的に応じた試験が段階的に存在している。市民統合プログラムも存在し、移民等がオランダ社会での自立した生活を希望するのであれば、それを可能にするシステムがオランダにはある。これらの試

験に合格していくことが、自分の職業選択の幅を広げること、オランダ社会に自身を認めさせていくことに確実に結びつくという制度が準備されているのである。しかし、これは別の見方をすれば、テストに合格できない人は、職業や教育機会を選べないどころか、社会から排除されてしまう冷酷な制度だと捉えることもできる。それを防ぐために、オランダ政府は就学経験のない人に対して特別な資金提供をするなどの対応をしているが、テストを含む市民統合のためのシステムを、本来の目的に合致した結果を生むように運営するためには、今後もかなりの努力が政府に求められるであろう。

対する日本は、在住外国人の中でも日系人や配偶者などに対し、日本語学習の機会を公的には保障してこなかった。そのため、日本に十数年暮らしているにもかかわらず、自己紹介程度の日本語しか身に付けていなかったり、たとえ会話はよくできても、読み書きに問題を抱えている場合があるため、就業上、不利な状況に置かれていたり、日本生まれの子どもと十分なコミュニケーションが取れない、といった、言葉に関わる問題を抱えている外国人が少なくない。これは、オランダが経験してきた課題もある。今後、外国人の受け入れを拡大するのであれば、現在の問題を早急に解決しつつ、受け入れ拡大に備える必要がある。その一つが、在住外国人に対する、日本語教育の公的保障である。

公的保障が必要なのかどうか、公的保障を行うための法律はいかにあるべきかについては議論が必要だが、ここでは、公的保障が行われることを前提に、オランダの事例から得られた知見を元に、今後、どういった点について検討していくべきかを整理しておく。

#### a. 保障内容の見極めのための多面的なデータ利用

保障するものを決定するためには、「保障対象」「教育を受ける時間・期間」「経費」「教育内容」「目標への到達」など複数の観点について検討する必要がある。オランダの場合、市民統合テストのシラバスである「統合の最終達成目標」が定められていることは先述の通りである。さらに、統合手続きを行う際の経費負担も明確である。期限内に目標に到達するための効果的な教育を受けられるか、A2 レベルのオランダ語を身に付け、テストに合格できるのか、つまり、これらの保障内容が妥当であるのかどうかは、今後の推移を見守る必要がある。しかし、オランダ政府が定めた保障内容や条件は、いずれも、それまでの教育実績、教育効果の測定結果に関する各種調査を踏まえたものであり、実効性は高いことが予想される。日本においても、これまでの教育実績について、多面的にデータを収集し、意味のある保障内容を確立する必要がある。

#### b. 複眼的視点及び根拠に基づく教育内容・到達目標の設定

オランダの「統合の最終達成目標」は、先述したように、複数の調査の分析結果、多方面にわたる専門家集団の識見に基づき、法務省の設置した委員会とテストに関する複数の研究機関によって開発されたものである。在留資格に関する試験あるいは教育プログラム

の内容というものは、個人の人生を左右するものでもあり、国や社会を作ることに関わるものである、という認識が必要である。教育内容や到達目標を設定する際には、当事者を含む、多様かつ複眼的な視点が求められる。また、それぞれの視点が説得力を持つためには、根拠となりうる調査研究の実施や、既存の調査研究結果の利用を進めるべきである。

#### c. 教育プログラムの適切な実施のためのモニターシステムの確立

すでにその国に居住し、日々の生活を営んでいる人にとっては、一斉に始まり、同一の教科書を使い、全員が同じ進度で学習をする、というような教育プログラムは現実性が低い。そのため、オランダにおける市民統合プログラムでは、個人に応じたプログラムが設けられるだけでなく、教科書、教え方、教師など、カリキュラムに関わることは各教育機関に任せられている。これは、ドイツにおける社会統合コースが移民難民庁の認めた教科書を用いることになっているのとは対照的である（金田・福永、2007）。

オランダの場合、具体的な内容や教え方が自由であるため、市民統合テストの結果と、教育プログラムの内容や方法についての報告を元に、その教育プログラムが適切であったかを評価することになっている。

仮に、教科書を標準化したとしても、教育プログラムが適當であるかどうかを知ることは、教育プログラムを提供する者の教育的責務であり、教育プログラムを設けることを可能にしている者に対する責任でもある。テストという方法を取る必要は必ずしもないが、教育の結果とそれに至る具体的方法を評価あるいはモニターする、何らかのシステムを設ける必要がある。

#### d. 指導者及び評価者の計画的育成・適時適切な研修

適切な教育プログラムを運営していくためには、それを可能にする指導者（教師）が必要である。また、教育プログラムを評価する者も求められる。オランダは、オランダ語教師の専門性の確立については、立ち遅れている面もあるが、試験官の資格を持つ教師の育成は、計画的に行っている。これは、たとえばオランダ語国家試験のテスター育成においても同様である。

現在の日本では、日系人や配偶者が日本語を学習する場は、地域のボランティア教室が中心となって提供している。しかし、それがそのまま、公的保障による日本語教育を担う場となるとは考え難く、公的保障を担う指導者が不足することが予想される。教科書や到達目標など、教育・学習内容を規定するものが示された場合に、適切にそれを扱うことのできる指導者と評価者が全国規模でかなりの数、必要となる。想定される学習者数、一人当たりの公的保障期間などを元に、指導者や評価者の必要数を算出し、計画的に育成していくべきである。同時に、公的保障を全国規模で実効性のあるものとするためには、指導や評価の質を保つための研修を、適時適切に行う必要がある。

## 5. 今後に向けて

オランダの市民統合に関するシステムには、学ぶべき点も多くあるが、その逆もある。また、社会制度や価値観の異なる日本において、教育や試験のあり方をそのまま適用することはできない。しかし、オランダ語の試験内容や方法に反映されている、「言葉」や「知識」の実践的能力、コミュニケーション能力に関する考え方は、これからの日本語教育の内容を検討する際のヒントとなるはずである。

そして、人の人生や生涯発達を意識したシステム作り、システム稼働のための計画性について学ぶことは日本における日本語学習支援システム全体を考える上で有効に働くと考える。個人と社会、個人の今と将来、社会の今と将来、というように、点と面、点と線を意識した日本語教育・学習が、これからの日本社会には求められているのではないだろうか。

### 注

- 1 オランダの人口に関する統計資料は、Statistics Netherlands (CBS、オランダ中央統計局) のサイトから入手した。<http://statline.cbs.nl/> (2009年7月24日参照)
- 2 オランダの移民政策に関する文献では、オランダ語の“integratie”“inburgering”的両方が「統合」と訳されている。また、“inburgering”的和訳には「定着」あるいは「市民化」もあるが、英訳は入手したオランダの公的英語文書の範囲内では、“integration”となっている。この「統合 (integration)」については、1979年以降、オランダ国内で「同化 (assimilation)」との意味の相違が議論された時期がある(金、2000)。また、「統合 (integration)」には様々な定義があるが、オランダのある研究者は統合とは「重要な社会セクターおよび社会制度へのマイノリティーの参加」を指し、「社会の諸制度への完全な参加」、それによる「公正な参加」を意味するとしている(Vermeulen, 1997, NIRA・シティズンシップ研究会(2001)より)。「統合 (integration)」が同化的な意味合いで用いられる場合もあるが、オランダは1994年にエスニック・マイノリティに対する「統合政策 (integratiebeleid)」を打ち出しており、「統合政策」を「マイノリティ集団と、そこに属する個人」とが、社会に「相互に受け入れられる過程である」ことを表現した言葉であるとしている(吉田、2003)。その後も、「市民権」が統合政策の中核に据えられ、「主体的な」「参加」により社会を構成することの重要性が述べられている。以上のことから、「同化」とは異なる方向で社会を作ることを目指しているように見受けられる。
- 3 オランダの公用語は、オランダ語とフリースラント州で使われているフリジア語である。
- 4 原語の“inburgering”には、文献によって「社会統合」「市民化」「市民統合」などの訳があるが、ここでは、英語文献に示されている“civic integration”的意味を生かし、「市民

統合」を用いる。

- 5 本稿のオランダ関係の情報に関する固有名詞については、なるべく原語であるオランダ語を示しておく。英語版の文書を情報源としている事柄も多いため、その状況に応じて、英語あるいは、英語とオランダ語の両方を示す場合もある。
- 6 仮居住許可を受ける必要の有無は、国籍や入国目的等によって異なる。たとえば、EU加盟国、EEA（ヨーロッパ経済地域。ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）、スイス、そしてオーストラリア、カナダ、日本、モナコ、ニュージーランド、韓国、アメリカ合衆国、バチカン市国の国籍を有する者は、仮居住許可を申請する必要はない、また、EU加盟国、EEA、スイスの国籍を有する人の家族も、仮居住許可は必要ない（IND, 2009a）。
- 7 Netherlands Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment (VROM, オランダ国土住宅計画省) のサイト <http://www.sharedspaces.nl/> (2007年8月10日) 及び、IND (2009b) 参照。
- 8 「統合の最終達成目標」の開発過程については、Kaatje Dalderop 氏 (Cito 所属研究員、2007年3月にインタビュー) から情報を得た。
- 9 「統合の最終達成目標」は、テスト作成者、カリキュラム作成者、コース開発者や教師のために作られたものであり、VROM のウェブサイトで全て公開されている。  
VROM 担当者に確認の上、日本語訳を本報告書資料編に掲載した。
- 10 Kaatje Dalderop 氏 (Cito 所属研究員、2007年3月にインタビュー) による。
- 11 Maria A. Bronkhorst 氏 (VROM 所属上級政策担当官、2009年3月にインタビュー) による。
- 12 4種のテストの全てを受験し、全てに合格した人数である。受験者数等についての情報は、VROM の担当者による。

## 参考文献

- 青木直子 (2008) 「日本語を学ぶ人たちのオートノミーを守るために」『日本語教育』138, 33-42.
- 金田智子 (2008) 「オランダにおける移民等に対する自国語教育の内容について」『国立国語研究所内部報告書 平成19年度成果普及セミナー報告書 生活者にとって必要な「ことば」を考える』  
[\(\[http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo\\\_syllabus/seika/\]\(http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo\_syllabus/seika/\)\)](http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo_syllabus/seika/) 2009年7月24日参照。
- 金田智子・福永由佳 (2007) 「移民等に対する自国語教育の学習内容に関する比較—ドイツ・アメリカを中心に—」『日本言語文化研究会論集』3, 67-84.
- 金 千佳 (2000) 「オランダにおける外国人参政権の意義と位置付け—移民たちの国籍と市民権—」『日蘭学会会誌』25, 91-103.

- 下平好博（1991）「オランダの移民労働者と社会的統合政策」、社会保障研究所編『外国人労働者と社会保障』、217-255、東京大学出版会。
- 杉本明子（2006）「第2言語としてのオランダ語検定試験の導入とその社会的影響」『世界の言語テスト』国立国語研究所。
- NIRA・シティズンシップ研究会（2001）『多文化社会の選択－「シティズンシップ」の視点から』日本経済評論社
- 福永由佳・金田智子（2008）「定住型外国人対象の自国語能力テストの社会的役割－オランダ、アメリカの事例から－」『日本言語文化研究会論集』4、1-17。
- 吉島茂・大橋理枝他訳・編（2004）『外国語教育II－外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参考枠－』朝日出版社。
- 吉田信（2003）「移民から市民へ－オランダ移民政策にいる統合パラダイムの転換」『日蘭学会会誌』28、1-17。
- 労働政策研究・研修機構編（2006）『労働政策研究報告書 No.59 欧州における外国人労働者受け入れ制度と社会統合－独・仏・英・伊・蘭5カ国比較調査－』労働政策研究・研修機構。
- ALTE(2008) *ALTE members: Cito.*  
<http://www.alte.org/members/dutch/cito/index.php> 2009年9月1日参照。
- Bureau ICE・Cito (2006) Eindtermen kennis van de Nederlandse samenleving. In Ministry of Justice (2006) *Eindtermen inburgering*.
- Bureau ICE・Cito・ITTA (2006) Eindtermen Nederlandse taal. In Ministry of Justice (2006) *Eindtermen inburgering*.
- Canale & Swain (1980) Theoretical bases of communicative approaches to second language teaching and testing. *Applied Linguistics*, 1 (1), 1-47.
- Council of Europe (2001) *Common European framework of reference for languages: Learning, teaching, assessment*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Immigration and Naturalisation Service(IND) (2009a) *Residence in the Netherlands*.
- Immigration and Naturalisation Service(IND) (2009b) *Developments in Dutch Migration and Asylum Policy: 1 January 2007-31 December 2007*.
- Ministry of Justice (2006) *Eindtermen inburgering*.
- Schneidhofer E.M. (2008) *Citizenship tests as instruments of power: the case of the Dutch integration exams.* (Unpublished Master thesis.)
- Vermeulen,H.(1997) *Introduction.* In H. Vermeulen (Ed.), *Immigrant policy for a multicultural society*, Brussels: Migration Policy Group. (NIRA・シティズンシップ研究会（2001）より)

## 資料1:CEFR(ヨーロッパ言語教育共通参照枠)のレベル基準

### 共通参照レベル:全体的な尺度

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。 いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構成できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテクストを理解することができ、含意を把握できる。 言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。 社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。 複雑な話題について明確で、しっかりととした構成の、詳細なテクストを作ることができる。その際テクストを構成する字句や接続表現、結束表現の用法をマスターしていることがうかがえる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的かつ具体的な話題の複雑なテクストの主要な内容を理解できる。 お互いに緊張しないで母語話者とやりとりができるくらい流暢かつ自然である。 かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテクストを作ることができ、さまざまな選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。
	B1	仕事、学校、娯楽で普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば主要点を理解できる。 その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。 身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈絡のあるテクストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人的情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。 簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応ずることができる。 自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。 自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。 もし、相手がゆっくり、はつきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやりとりをすることができる。

(吉島・大橋, 2004, p. 25)

## あとがき

金田 智子

本調査研究は、当初、2006（平成18）年度から2010（平成22）年度までの5か年をかけて実施する予定でした。しかし、2007年12月、国の独立行政法人整理合理化計画によって、独立行政法人としての国立国語研究所は廃止することが決まり、その後、大学共同利用機関法人人間文化研究機構へ移管すること、現国語研究所の廃止時期は2009年9月末であることなどが決まりました。その結果、進行中であった本研究についても目標の半ばで一応の終結をさせることとなりました。

計画したことのうち、本報告書「I.『日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発』の概要－『生活のための日本語』開発に向けて－」に掲げた図2の、限定場面における目標言語使用調査を行い、それをもとに、行動を達成するために用いられるサブスキル、ストラテジー、知識、言語表現などを分析する作業、同時に、その場面で実際に起こったやりとりに関する評価情報を調べるという作業は今後の課題として残されています。その結果、「生活のための日本語」を一覧化・段階化するという、本調査研究の最終目標は、当然のことながら達成できていません。

今回、研究開始時の目標をかなり縮小した形ではありますが、現在の研究グループとしてのこれまでの研究成果をまとめ、不十分ながら報告書として刊行することとしました。できるかぎり広く関係者の方々に活用していただき、内容及び研究方法に関し、忌憚のない御意見・御批判を、お寄せいただければ幸いです。

この研究テーマに取り組むことについては、いったんの区切りをつけざるを得ません。しかし、この研究自体は、今後の日本において、外国に生まれ育った人、外国を背景に持つ人たちとともに暮らす社会を作っていくための、よりよい方法を考える際に、有用な情報を提供するという社会的意義があると自負しています。

その意義を認め、本調査研究の成果を期待し、労を惜しまず調査協力をしてくれました、日本に暮らす外国籍のみなさん、あるいは外国に背景を持つみなさん、日本語教育や国際交流の関係者のみなさん、国内外の企業や省庁の関係者のみなさん、本当にありがとうございました。国立国語研究所の廃止・移管が決定されてから1年以上、日本語教育関係部署の扱いは宙に浮き、存続の可能性はほとんどなくなりかけていました。そんな中、限られた期間に結果をまとめあげられるかどうかもわからない調査に、快く応じてくださったこと、そして、請願運動を始め、陰に日向に応援をしてくださったこと、心から感謝いたします。

今後は、同様の趣旨の研究を発展的に行うために、新たな研究プロジェクトを計画し、実施に向けての努力を続ける予定です。これからも、どうぞよろしくお願ひいたします。

本調査研究に関し、これまでに行った成果公表活動は以下の通りです。

### [成果公表活動一覧]

#### [報告書]

1. 国立国語研究所日本語教育基盤情報センター学習項目グループ（2008）『国立国語研究所 内部報告書 平成19年度成果普及セミナー報告書「生活者にとって必要な『ことば』を考える』』.
2. 国立国語研究所日本語教育基盤情報センター学習項目グループ（2009）『国立国語研究所 内部報告書 日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発－中間報告書－』.

#### [論 文]

1. 金田智子、福永由佳（2007）「移民等に対する自国語教育の学習内容に関する比較－ドイツ・アメリカを中心に－」『日本言語文化研究会論集』3, 67-84.
2. 金田智子（2008）「『生活のための日本語』のとらえ方－先行事例、実態調査から考える－」『日本語教育年鑑2008年版』43-53.
3. 福永由佳・金田智子（2008）「定住型外国人対象の自国語能力テストの社会的役割－オランダ、アメリカの事例から－」，『日本言語文化研究会論集』4, 1-18.
4. 金田智子（2008）「学習者の多様性と多面性にこたえる日本語教育とは」『日本語教育研究』15, 5-14, 韓国日語教育学会.

#### [講 演]

1. 金田智子（2007）「日本学総合講座：『生活者に必要な日本語』を求めて」，北京日本学研究中心（中国）.
2. 金田智子（2007）「日本語教育の動向：『生活者に必要な日本語』」，内蒙古大学外国语学院（中国）.
3. 金田智子（2008）「学習者の多様性と多面性にこたえる日本語教育とは？」，『韓国日語教育学会第13回国際学術発表会「多様化する学習者の要求にどのように対応するのか？」』，韓国日語教育学会（韓国）.
4. 福永由佳（2008）「初級総合教科書に見るコミュニケーション能力観」，第2回華東地区日本語教育研修会（中国）.
5. 福永由佳（2008）「コミュニケーション能力重視の会話授業：理論と実践」，第2回華東地区日本語教育研修会（中国）.

### [口頭発表（予稿集のあるもの）]

1. 金田智子（2008）「生活のための言葉：国内外先行事例から学ぶこと、実態調査から明らかにすること」『平成19年度国立国語研究所公開研究発表会「生活日本語」の学習をめぐって—文化・言語の違いを超えるために—』4-13.
2. 金田智子（2008）「『生活者』に必要な日本語：目標基準の開発に向けて」『東海大学国際シンポジウム語言／人 越境時（ことば・ひと・越境）論文集』139-146, 東海大学日本語文学系（台湾）.
3. 福永由佳（2008）「米国における『生活者』のための言語教育：成人基礎教育、識字教育の観点から」『第17回小出記念日本語教育研究会予稿集』82-86.
4. 金田智子・福永由佳・黒瀬桂子・武田聰子（2008）「生涯発達の視点から見るコミュニケーション能力—『生活のための日本語』探求のためにー」『日本語教育学世界大会2008《第7回日本語教育国際研究大会》予稿集1』279-282, 大韓日語日文学会（韓国）.
5. 金田智子（2008）「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発」『平成20年度日本語学校教育研究大会予稿集』20-25, 日本語教育振興協会.
6. 金田智子（2008）「『生活のための日本語』を再考する」『日本語学習支援ネットワーク会議08in AKITA/午後の部：第3分科会』1-6, 日本語学習支援ネットワーク会議.
7. 金田智子（2009）「多言語化・複言語化の実態：『バイリンガル教師』の可能性」『平成20年度日本語ボランティアセミナー』24-27, 浜松国際交流協会.
8. 矢部まゆみ（2009）「定住型外国人に対する言語使用実態調査及び日本語学習ニーズに関する先行研究概観」『2009年度日本語教育学会春季大会予稿集』42-43, 日本語教育学会2009年度春季大会パネルセッション「『生活のための日本語』全国調査—定住型外国人の言語生活を探るー」.

### [口頭発表（予稿集のないもの）]

1. 福永由佳（2007）「アメリカにおける移民等に対する自国語教育の内容について」, 平成19年度国立国語研究所成果普及セミナー, 国立国語研究所.
2. 金田智子（2007）「オランダにおける移民等に対する自国語教育の内容について」, 平成19年度国立国語研究所成果普及セミナー, 国立国語研究所.
3. 黒瀬桂子（2007）「中国帰国者に対する日本語教育内容の変遷」, 平成19年度国立国語研究所成果普及セミナー, 国立国語研究所.
4. 武田聰子（2007）「国内における日本語教育：総合初級教科書から見える日本語」, 平成19年度国立国語研究所成果普及セミナー, 国立国語研究所.
5. 金田智子（2008）「日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準について」, スリーエーネットワーク自主研修会.
6. 金田智子（2008）「移民等に対する自国語教育—『受け入れ』先進国に学ぶー」, 海外技

術者研修協会内研修会.

- 7.金田智子（2008）「移民等に対する自国語教育－オランダー」，名古屋大学留学生センター.
- 8.金田智子（2009）「調査研究の全体像」，第12回コミュニケーション能力研究会，国立国語研究所.
- 9.谷啓子・矢部まゆみ・武田聰子（2009）「定住型外国人に対する言語使用実態調査及び日本語学習ニーズに関する先行研究の概観」，第12回コミュニケーション能力研究会，国立国語研究所.
- 10.金田智子（2009）「オランダにおける『統合』のための教育・学習プログラムと試験について」，名古屋大学留学生センター.

#### [ポスター発表]

- 1.福永由佳・金田智子・黒瀬桂子（2008）「『生活のための日本語』の学習項目一覧作成に向けて－国内外の自国語教育内容の分析をもとに－」『2008年度日本語教育学会春季大会予稿集』183-184.
- 2.福永由佳・武田聰子・黒瀬桂子・金田智子（2008）「総合初級教科書から見えるコミュニケーション能力観－『生活のための日本語』探求のために－」『日本語教育学世界大会2008《第7回日本語教育国際研究大会》予稿集3』421，大韓日語日文学会（韓国）.

#### [その他]

- 1.金田智子（2008）「地域における日本語教育の体制整備に向けて：海外の事例から学ぶ」，文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第8回）ヒアリング.
- 2.金田智子（2008）「言葉を調査する：『生活日本語』の学習をめぐって」『月刊文部科学時報』76-77，ぎょうせい.
- 3.金田智子（2009）「日本に暮らす外国人の日本語学習の環境改善をめざして－学習項目グループの取り組み－」『国語研の窓』39，2，国立国語研究所.
- 4.金田智子（2009）「『目的別』『対象別』学習内容から『人生』を意識した学習内容へ」『日本語学』第28巻11号，4-11，明治書院.

## 資 料

I. 日本で生活する外国人等の日本語使用実態及びニーズに関する先行調査研究一覧

II. 国内外のシラバス

1. 日本のシラバス—中国帰国者のための日本語教育：目標構造表—
2. アメリカのシラバス—CASAS コンピテンシー一覧—
3. オランダのシラバス—移民等対象の市民統合テスト出題のためのシラバス—

## 資料 I.

### 日本で生活する外国人等の日本語使用実態及び ニーズに関する先行調査研究一覧

1. 日本語教育機関等による調査(年代順)
2. 都道府県による調査(都道府県別)
3. その他の機関による調査

◆1. 日本語教育機関等による調査(年代順)

- \* 分類…1. 帰国者(中国帰国者およびその同伴家族)
- 2. インドシナ難民(ベトナム・ラオス・カンボジアからの難民)
- 3. 日系人(主に中南米からの日系人とその同伴家族)
- 4. 配偶者(日本人の配偶者として滞在する女性)
- 5. 全般(当該地域の外国籍住民全般)

No	分類(対象別)	発行者	執筆者	発行年	タイトル	Not入手	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数、 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考
1	1.帰国者	水谷修ほか		1982	初心者用日本語教材の開発に関する実際的研究	昭和56年度文化庁日本語教育研究委嘱	外国人が日本の生活に円滑に対応するために、真に役立つ教材「生活日本語」(仮称)を開発するために、まず、彼らの置かれるであろう言語生活の実態をつかみ、日本語に関する問題を具体的に明らかにし、彼らが何を必要としているかを知る		中国帰国者	生活場面調査	-	-	
2	1.帰国者	文化庁文化部国語課		1989	中国帰国者用日本語教育指導の手引(仮称) 職場・対人接觸場面調査報告書		人間関係を築くための日本語能力とは、いったいどのようなものか、そうした能力を育てていくためには、日本語の指導の上でどのような点に配慮しなければならないかを明らかにするために、職場場面と対人接觸場面という二つの場面について調査  職場場面については、その就業の実態を観察記録し、分析のための基礎資料を収集		中国帰国者(中国人の多い業種を中心に技術系3社、事務系1社、追跡調査として技術系3社)  *帰国者に対する日本語指導者やボランティアを対象に「対人接觸場面調査」(アンケート)も併行して実施	◆職場場面での録音調査、面接調査  *帰国者に対する日本語指導者やボランティアを対象に「対人接觸場面調査」(アンケート)も併行して実施	20((延べ人数)	-	◆日本人にも対しても実施(57)
3	1.帰国者	文化庁文化部国語課		1990	平成元年度中国帰国者用日本語教育指導の手引(仮称)作成のための調査研究 職場・労働観及び職場のコミュニケーション場面に関する調査研究報告書	可	前年度の調査資料を更に細かく分析し、職場でのコミュニケーション場面がもっている場面としての特徴とコミュニケーション様式の特徴を明らかにする		中国帰国者	アンケート	90(28期生:124送付・回収) 111(26期生:156送付・回収)	センター修了生(28期生、26期生)	
4	5.全般	(社)国際日本語普及協会		1990	一般外国人に対する日本語教育の実態に関する調査研究報告書	平成元年度文化庁日本語教育研究委嘱	「一般外国人用日本語教育指導の手引(仮称)」作成のために、一般外国人日本語学習者の実態を調査  現在日本で日本語を学習している一般外国人はどのような学習環境におかれ、どのような成果をあげているか、今後の学習にどのような要望を持ち、周囲から日本語力に関して何を要求されているのか等を多面的に調査してシラバスを作成の基盤を作る	留学生・就学生等学業を目的とする人たちの日本語学習と、インドシナ難民や中国帰国者のような第二言語としての日本語を学習する人たちへの日本語指導法の研究は実態調査とともに進められてきているが、ビジネスマン等のように学業以外の目的のために必要を感じて日本語を学習する人たちについては標準となるシラバスや指導法の研究がわざかしく行われていなかった	日本語教育機関で日本語を学習している「一般外国人」(以下の条件に当てはまる在日外国人) (1)年齢的に成人であること (2)学業以外の目的で日本に在住していること (3)来日したばかりのインドシナ難民、中国帰国者ではないこと	アンケート4ヶ国語(日本語、英語、中国語、韓国語)  346(発送数1,724、回収数633)	調査対象となった日本語教育機関に1989年10月に在籍している一般外国人学習者全員を調査対象とし、調査票を送付		

No	分類(対象別)	発行者 執筆者	発行年	タイトル	Net入手	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数、 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考	
5	1.帰国者	平城真規子(中国帰国者定住促進センター)	1994	「カリキュラム開発のための状況分析調査—「帰国夫人コース」開設に向けて—	中国帰国者定住促進センター『紀要』2号	可	「帰国婦人コース」開設に向けたカリキュラム開発のために、帰国婦人の特質を明らかにすると共に、日本に永住帰国した後の環境や日本語使用の状況、その他生活全般についての本人の問題意識などにつき可能な範囲で状況分析を行う	1993年6月、残留婦人の永住帰国が国の援護体制の下、本格的に実施される日が近いという認識から、帰国直後の受け入れ機関となる当センターでは、「帰国婦人コース」開設に向けカリキュラム開発のプロジェクトがスタートした	日本に永住帰国した中国在留婦人	半構成的面接法による訪問調査	7	永住帰国後1年未満の者の情報提供を厚生省に求めたところ、「帰国婦人名簿(14名)」が得られ、この中から長期的に継続して調査を行える範囲という点から首都圏に住む婦人5名と首都圏と比較するために地方に住む婦人2名を候補者として選定調査の目的上、帰国後1年以内のものが望ましいが、該当者が少なく1年を超える者も含まれた	
6	1.帰国者	児玉周子・内藤臨(中国帰国者定住促進センター)	1995	非識字者を含むセンター修了生家庭への訪問調査報告	中国帰国者定住促進センター『紀要』3号	可	4ヶ月という限られた研修期間で有効な指導を行うために、非識字の学習者が、センター修了後、実際日常生活の行動をどの程度自分でこなし、どの程度周囲の人の助けを借りているか、その実状を把握する	センターでは、非識字であることと学習適性とを考慮した教育目標を定め、カリキュラムを組んでいるが、センターの研修期間は4ヶ月で、非識字者の場合、スマーズな習得に特に困難があり、研修修了時には将来への不安をより多く抱えている	非識字のセンター修了生	調査票を用いた面接法(訪問面接)、中国語を媒介語に、日本語の簡単な質問も実施	8(6家族)	調査の対象を選出する際、以下のことを条件とした。 (1)調査者のいずれかが調査対象者かその家族の担任である、または授業を担当したことがある等、面識があること (2)夫婦の識字力に大きな差がないこと、日本での生活で配偶者に頼ることを期待できないこと (3)居住地の近所に親戚等助けを期待できる人がいないこと (4)センター修了後およそ3年以内であること さらに、生活の便利さに地域差がみられることが予想されるところから首都圏、地方(東北)の双方から選出	
7	4.配偶者	(社)国際日本語普及協会	1995	海外から嫁いだ外国人配偶者の日本語指導に関する調査研究	平成6年度文化庁一般外国人に対する日本語教育研究委嘱	外国人配偶者の生活環境を把握し、周囲の日本人とコミュニケーションを維持していくうえでの問題点を探り、外国人配偶者が日本人社会の中で自己を確立していくために日本語が果たせる部分を明確にすることにより、日本語授業の内容、シラバスの選定、教材・教授法の開発、教師養成等の基礎資料とする	1993年に日本人の配偶者等の登録者数は222,000人となり、総登録者数の17%を占めるようになった 外国人配偶者は、定住者であっても、インドシナ難民や中国帰国者ほど、支援体制が確立されていない	新潟県上越市在住者、および千葉県市川市在住者の外国配偶者	自記式による集合調査と郵送調査および面接調査法	上越①47、上越②30、市川8	日本語教室の教師の協力を得て調査票を配布できた人、日本語教室参加者		
8	2.インドシナ難民	アジア福祉財団難民事業本部	1996	日本定住インドシナ難民の日本語に関する調査研究		定住難民の日本語力の状況と日本語学習の現状、学習環境等の実態を把握することにより、定住後の日本語を中心とするアフターケアを考える上の資料として役立てる	1979年インドシナ難民受け入れ開始。姫路定住促進センター、大和定住促進センター、国際救援センターによって、インドシナ難民に対する日本語教育を受講した人は、1996年3月31日現在7433人、また1996年4月末の内閣統計では、インドシナ難民の本邦への定住状況はベトナム人7433人、ラオス人1306人、カンボジア人1254人、合計9993人	姫路定住促進センター、大和定住促進センター、国際救援センターの日本語教育受講者で、退所後6ヶ月以上を経過したもの	調査票に基づく面接調査(調査員が家庭を訪問)	356(425)	各センターの事務所および難民事業本部の保管する住所録、および日本語教師から得られた住所を照合し、住所・電話番号のリストを整備滞日期間、国籍、年齢、性別、日本語の成績等にできるだけ偏りがないように、200家族程度を選定。3センターの調査可能な人数を調整したのち、調査員から訪問家庭に電話や手紙で連絡をとり、訪問日時を予約し調査を実施。調査地域については、調査期間の制約上、関東、関西地区を中心に定住するインドシナ難民が対象となった		

No	分類(対象別)	発行者	執筆者	発行年	タイトル	Net 入手手数料	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数、 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考	
9	4.配偶者	(社)国際日本語普及協会		1996	海外から嫁いだ外国人配偶者の日本語教育指導の実態調査および日本語学習のニーズ分析	平成7年度文化庁一般外国人に対する日本語教育研究委嘱	外国人配偶者の来日前の環境、来日後の環境、地域での環境等を元に外国人配偶者の日本語学習のニーズを明確にし、今後の教材、教授法の開発、指導者育成の基礎資料とする	平成6年度に新潟県上越市、千葉県市川市において「海外から嫁いだ外国人配偶者の日本語指導に関する調査研究」を行い報告書を提出した。	各都道府県及び政令指定都市の国際交流財団、国際交流協会、国際交流センター等56機関	アンケート	39機関	-		
10	1.帰国者	安場淳・馬場尚子・平城真規子(中国帰国者定住促進センター)		1997	「定住している中国帰国者の日本語学習ニーズ等」についての調査報告—その1	中国帰国者定住促進センター『紀要』5号	可	日本への定住を一応果たした中国帰国者の ・日本語を主とする学習のニーズ ・学習ニーズに関わる生活と学習の実態 ・日本社会に対する要求 の傾向を把握し、将来的な生涯学習支援システム作りの基礎資料とする	すでに定住して久しい修了生も含めた、生活者のための学習支援システム作りを目標に据える必要があるが、修了生たちが今、日本語やその他の領域での学習について、どのようなニーズを持っているのか、あるいはいないのかについては、これまで断片的にしか情報を得ていなかった。また、学習ニーズは帰国者の生活ニーズの中のごく一部分にすぎない。常に生活全般を視野に入れて効果的な支援を考える必要がある	センター修了生のうち、所沢センターの基準による識字力テストの結果、識字力に問題がないとみなされた修了生	質問紙法、一部半構成的面接法	416(個人900名に8部ずつ、孤児本人300名に8部ずつ〔本人から同居・近居の家族に配布してもらうよう〕発送、孤児本人宅にはその配偶者も同居しているため、重複もある。調査書の届く見込みの修了生数1,426人)	センターの全修了生(母集団)の各属性の比率に従って調査送付者を選定	* 面接調査の対象は、①質問紙回答から、詳しく事情を把握するために面接調査が必要と認められた者、②センター修了生のうち、筆記回答が困難とみなされる、非識字・半識字者 ②の候補者については、層化したサンプリングを行うが、なるべく一箇所で複数のデータが取れる世帯を優先
11	1.帰国者	安場淳・馬場尚子・平城真規子(中国帰国者定住促進センター)		1998	「定住している中国帰国者の日本語学習ニーズ等」についての調査報告—その2:呼び寄せ家族の場合	中国帰国者定住促進センター『紀要』6号	可	日本への定住を一応果たした呼び寄せ家族の ・日本語を主とする学習のニーズ ・学習ニーズに関わる生活と学習の実態 ・日本社会に対する要求 の傾向を把握し、将来的な生涯学習支援システム作りの基礎資料とする	呼び寄せ家族は先に帰国した親や本人の負担による自費來日であり、定着促進センター入所など、国費で帰国した人が受けられる様々な援助施策の対象とならない場合が多く、自費帰国の邦人とその家族については、来日直後の住居の確保、日本語学習の機会保障など、サバイバルレベルからの困難がより多いことは從来から指摘されている	センター修了生の呼び寄せ家族	質問紙調査	78件(修了生300世帯中38世帯の呼び寄せ家族)	修了生300世帯に調査票を送付し、同居・近居の家族に配布してもらつた)	

No	分類(対象別)	発行者 執筆者	発行年	タイトル	Net 入手	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数、 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考	
12	1.帰国者	平城真規子(中国帰国者定住促進センター)	1998	「特定地域に暮らす中国帰国者へのニーズ調査」—鹿児島県N市の場合	中国帰国者定住促進センター『紀要』6号	可	①鹿児島県N市在住中国帰国者(成人)の日本語を主とする学習のニーズを知る ②学習ニーズに関わる生活と学習の実態を知る ③日中友好協会および市民グループが中国帰国者の学習環境改善に向けた方策を模索する上での基礎資料とする	◆文化庁委嘱「中国帰国者のための日本語通信教育試行調査研究」の「特定地域対象プロジェクト」の一環として行われた調査 ◆定着後の帰国者の日本語学習は学習機会や支援者の多寡などを含む地域の学習環境によって大きく左右されることが指摘されている。定着先は全国各地に広がっており、まだ多くの地域では学習環境の整備が待たれている状況である。ことに帰国者が比較的多い地域では、地域の中の有効な学習資源を把握し帰国者支援の充実化につなげることが急務の課題	鹿児島県N市在住の帰国者	質問紙法	52, 60.5%(郵送21, 面接31)	鹿児島県N市在住の帰国者総数144名中、以下の者を除く86名 ・幼児7名、児童生徒学生46名 ・その他5名(出稼ぎ者2名、病気療養中の者1名、自立指導員・支援通訳夫婦2名)	
13	1.帰国者	安場淳(中国帰国者定住促進センター)	1998	学習困難な中国帰国者の日本語をはじめとするニーズ	中国帰国者定住促進センター『紀要』6号	可	定住している帰国者の中の学習困難者が持つ学習ニーズを、できるだけ本人たちの生きる世界に即して、実際の支援につながるような具体性をもって把握する		中国帰国者定着促進センターの出身で、日本に定住して2~12年の帰国者のうちの学習困難者			学習困難者であるとの診断は、中国での学歴、所沢センターの中国語識字力テストの結果および当センターでの研修中の観察によった。実際の対象者は40~50代の世代が10人、20~30代の二世世代が4人。居住地域が偏らないように考慮し、東北、首都圏各2世帯、関東、近畿、九州各1世帯とし、年齢、滞日期間については母集団内の比率を考慮	
14	5.全般	文化庁	2001	地域の日本語教室に通っている在住外国人の日本語に対する意識等について		可	国際化の進展等に伴い、我が国に在住する外国人の増加が進む中、地域に在住する外国人の日本語に対する意識等について調査し、今後の日本語教育施策の参考とする		全国12地域の日本語教室に通っている16歳以上の男女(在住外国人)600人	対象者の自己記入式法(調査対象者が調査票の質問を自分で読み、その回答を自分で記入する方法)	581	—	
15	5.全般	沖縄県地域在住外国人等の日本語教育を考える会	2003	沖縄県在住の日本語学習者の要望調査 報告書	平成13年度公益信託宇流麻學術研究助成基金研究助成対象研究成果報告書		沖縄全域に散らばる外国人のニーズを踏まえたうえで、地域の生活を支える教材開発の必要性を課題として(平成11年度の文化庁「地域日本語教育事業」調査が西原町に焦点をあてたものであったため)		在住外国人	質問紙 6ヶ国語(ルビ付き日本語、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、スペイン語、ポルトガル語)	138(300件中)	①市町村の広報誌に同封して郵送 ②役所の窓口に置き回収箱を設置 ③機関・個人に依頼し、協力者に直接配布してもらう	

No	分類(対象別)	発行者	執筆者	発行年	タイトル	Net 入手手 数	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数、 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考
16	5.全般	市瀬智紀		2006	地域における定住外国人の主体的な日本語学習に関する総合的調査・研究	平成15年度～平成17年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書	・定住外国人の言語使用実態、日本語の学習ストラテジー・言語の使用場面について総合的調査・県内全体の定住外国人への理解促進		外国人配偶者、インドネシア漁業研修生、日系ブラジル人労働者、中国人配偶者、都市型定住外国人	質問紙 4ヶ国語(日本語、英語、中国語、韓国語) インタビュー(論文によって調査対象や調査方法が異なる)	177	県内9か所の地域日本語教室に送付	
17	5.全般	JTMとくしま日本語ネットワーク		2006	徳島県在住外国人の意識調査	可	在住外国人の現状やニーズを把握し、会(JTMとくしま日本語ネットワーク)の取り組みや他団体とのネットワークづくり、行政への提言にいかしていく		成人の在住外国人	アンケート 3ヶ国語(日本語、英語、中国語)配布	296	・会や地域の国際交流団体関係者から配布・回収 ・徳島県国際交流プラザにアンケート用紙を設置 ・徳島県が主催する日本語教室のうち、2つの会場で任意に回答してもらう	
18	5.全般	(社)国際日本語普及協会		2006	外国籍住民の日本語学習環境及び学習支援ニーズ等に関する調査研究	平成17年度文化庁委嘱事業	可	国内に在住する外国籍住民の中での日本語学習の現状を考慮すると、一部の人は日本語学校や地域の日本語教室で学ぶことができても、多くの人々は日本語の学習を希望していても学習の機会に恵まれない。また、地域の日本語教室においては、週1回、1、2時間程度開いているところが多く、その主たる目的は日本語支援ボランティアと同じ住民としての交流・相互理解であり、初期の言語学習としては日本語教室のみでは不十分といわざるを得ない	日本に在住する10歳以上の義務教育を修了している外国籍住民(ある程度長期的に日本に滞在し、国外にルーツを持つ人で、日本語を母語とせず第二言語として日本語を学習する人々。在留資格: 定住者及び日本人の配偶者等)。 ブラジル等南米出身の日系人、日本人と結婚したフィリピン人、中国人配偶者、インドシナ難民及びその家族を中心に選定)	調査票によるアンケート調査。一部フォローアップインタビュー実施。	201	AJALTのネットワークのある7地域(埼玉県2、神奈川県2、群馬県1、愛知県1、静岡県1)を選定し、地元の支援団体の協力を得て、事前に外国籍住民に向けて調査実施のお知らせを出してもらい調査実施当日に調査会場に集めてもらう	
19	3.日系人	コミュニケーション学院		2008	生活者としての外国人のためのモジュール型カリキュラムの開発と学習ツールの作成	平成19年度文化庁委嘱事業		日本に住む日系人とその家族の人たちが自らの日本語学習のイニシアティブをとって自分のニーズに合った学習をデザインしていくけるツールと、それをサポートするための母語によるアドバイジング、さらに学習者が自分で検索できるリソースや学習方法の選択肢という3つの柱が学習をサポートする、モジュール型の学習システムの構築をめざし、当事者である人々は、何が必要で、何が学習可能だと考えているのかを明らかにする	在日ブラジル人	(1) フォーカス・グループ・インタビュー ↓ (2) アンケート1(145項目アンケート) ↓ (3) アンケート2(30項目アンケート)	<アンケート2> 126(配布数147)	ブラジル人の間にネットワークを持つ日系人あるいは日本人に配布回収を依頼 …兵庫県神戸市、兵庫県篠山市、兵庫県伊丹市、大阪府豊中市、滋賀県大津市、愛知県名古屋市、愛知県西尾市、静岡県浜松市	

No	分類(対象別)	発行者 執筆者	発行年	タイトル	Not 入手	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数, 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考	
20	5.全般	(社)日本語教育学会	2008	外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発(「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業—報告書—)	平成19年度文化庁日本語教育研究委嘱	可	<外国人配偶者(女性)調査>複数(5名)の外国人配偶者に対しインタビューにより調査を行うことで、日本語学習へのニーズ(その有無、可否、可能な形態等)とそれぞれの生活実態との関係を概観	一口に「外国人配偶者(女性)といつても多様な状況にあるといわれ、中には日本社会側との対人コミュニケーションが限定的にしかなされず、孤立している者もいるといわれている	日本に5年以上在住する外国人配偶者(女性) 日本語教室経験者1名、 フォーマル、 ラーニング未経験者2名、日本語教室への参加経験はあるが、継続学習は未経験2名 (漢字圈1名、 非漢字圏4名)	聞き取り調査 (1人につき2回)	5		◆就労場面調査、就労者への面接調査も別途実施
21	5.全般	国立大学法人名古屋大学留学生センター	2008	外国籍住民の日本語学習における実態等予備調査委託調査報告書	平成19年度豊田市委託業務		地域コミュニティを維持・向上させるため、豊田市に在住する外国人及び受入機関・組織・地域における日本語使用状況、日本語学習環境における実態等予備調査を実施し、その結果に基づいて、外国人が地域社会で日常生活を営む上で最低限必要な日本語能力を習得するための日本語学習支援システムを提案する	コミュニティに在住する外国人住民、企業で就業する外国人就業者	アンケート+ インタビュー (一部)	247(176+71)	・豊田市多文化共生推進協議会・第一回日本語学習支援専門部会において、専門部会委員に対して「外国人住民の日本語学習における実態等予備調査」の概要を説明、及び、 対面調査の協力依頼 ・専門部会委員のうち「(ア)外国人と接触機会がある公的機関・組織関係者」「(イ)該当する委員に対面調査対象者の人選を依頼 ・「(イ)外国人が居住している地域コミュニティ関係者」「(ウ)外国人が就業している企業関係者」に該当する委員には、アンケート調査用紙の配布を依頼 ・配布・回収方法に関しては専門部会委員の状況に合わせて、一括配布・回収、又は個別配布、郵送による回収などを選択 ・催し物会場(豊田スタジアムでのJリーグ試合会場、新保見交流館オープニングフェスティバル会場)にて、来場者にアンケート調査への協力を直接依頼	◆受け入れ側(日本人)に対する調査も同時に実施	

## ◆2.都道府県による調査【都道府県別】

\* 2009年1月末までに、資料提供の依頼に対し回答があった都道府県について情報を記載しています

No	分類 (都道府 県別)	発行者	執筆者	発 行 年	タイト ル	Net 入手	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数, 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考
1	1.北海道	札幌市総務局国際部		2009	札幌市!外国籍市民意識調査報告書		多文化共生のまちづくり推進のため、外国籍市民の市政に対する意見や生活上の課題等を把握し、今後の施策立案や情報提供等に役立てるため、市内在住の外国籍市民に対し、広く意識調査する		札幌市内に外国人登録を行っている18歳以上の市民	調査票を郵送(往復) 5ヶ国語(日本語、英語、中国語、ハングル、ロシア語)	337／18.4% (2,000件送付 166不着・外国人登録者数 9,126人)	無作為抽出	
2	2.青森県												
2	3.岩手県	岩手県地域振興部NPO・国際課		2007	在住外国人等実態把握調査報告書		多文化共生の地域作りの参考に	外国人住民の増加	在住外国人	インターネット調査	20	外国人登録者数の多い盛岡市、在留資格別に「日本人の配偶者」が多い:一関市 県北地域で「日本人の配偶者」「永住者」の割合が高い:一戸町	◆外国籍住民への調査の他、「行政」としての市区町村(2)、市町村国際交流協会(1)、外国人を支援している民間団体(2)、外国人を雇用している企業(1)に聞き取り調査
3	4.宮城県	宮城県産業経済部国際政策課		2006	宮城県・外国籍県民へのアンケート調査報告		県内在住外国人が生活上どのような場面で困難を抱えていて、行政にどのような支援を求めているのかを把握し、今後の県の多文化共生施策に反映するとともに市町村において指針・計画を策定する際の参考としてもらう		在住外国人	質問紙 5ヶ国語(日本語、英語、中国語簡体字、ハングル、ポルトガル語)	155／28.9% (配布537)	各市町村において登録者名簿より抽出(抽出比率は、登録者数の約3%) 県内に外国人登録をしている20歳以上の外国籍住民対象	
4	4.宮城県	宮城県経済商工観光部国際政策課		2007	多文化共生社会推進計画の策定に係る実態調査報告書		多文化共生社会の形成の現状を把握し、課題と将来の方向性、多文化共生の意義を明確化し、計画策定時の基礎データとする	平成19年7月「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」制定 平成20年度に「多文化共生社会推進計画」策定	外国人県民 *関係機関に対する郵送調査+ヒアリング調査も併行して行っている	グループインターネット調査(5-10名のグループ×4)	81(4団体、5講座)	県内の日本語講座に参加する外国人県民	(1)関係機関に対する郵送調査 (2)関係機関に対するヒアリング (3)外国人県民に対するグループインターネット調査
5	4.宮城県	仙台市企画局国際交流課		2001	「外国籍市民の生活と意識に関する調査」アンケート調査報告書(平成13年度)		仙台市がテーマとしている「国籍の異なる人たちが言葉や文化の違いを超えて、共に生活できるまちづくり」を実現するために、これまでの施策を見直し、よりよい施策を検討する基礎資料を整える目的で実施		外国籍市民	アンケート調査(ルビ付き日本語) ヒヤリング調査	2,063人／26.3%(7,845人)	仙台市の外国人登録者のうち、16歳以上全員	◆平成7年度にも外国籍市民意識調査を実施している ◆ヒヤリング調査については別冊に報告と記載あり

No	分類 (都道府 県別)	発行者	執筆者	発 行 年	タイトル		Net 入手	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数、 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考
6	5.秋田県	秋田県学術国際 部学術国際政策 課		2007	在住外国人に関するアン ケート調査			在住外国人に必要とされる施策を探り、多文化共生社会を推進するうえでの参考、及び、行政・国際交流協会の今後の事業推進の参考に	県内在住外国人約4,600人	在住外国人	質問紙 7ヶ国語 (ルビ付き 日本語、英語、中國語、韓國語、ロシア語、ポルトガル語、スペイン語)を郵送配布、回収	174／27% (配布数640件 * 661件中21件が不達)	18歳以上の登録外国人 661人(内訳①県内の日本語教室受講者293人②秋田市他16市町村(協力市町村)の外国人登録者名簿から無作為抽出	◆25市町村に対する質問紙調査
7	6.山形県	(財)山形県国際 交流協会		2008	山形県在住外国人アン ケート調査結果		可	在住外国人の実態とニーズ把握、国際交流協会の中間経営計画策定の参考に	外国人登録者数2,171人(平成3年)⇒7,703人(平成17年)	在住外国人	質問紙 4ヶ国語 (ルビ付き 日本語、英語、中國語、韓國語、朝鮮語)を郵送配布、回収	180／23.8% (サンプル数 793件のうち36件が不達、配布数757件)	外国人登録台帳から一定割合を無作為抽出、一部AIRY日本語教室の受講者を含む	
7.福島県														
8	8.茨城県	茨城県生活環境 部国際課		2006	茨城県外国人実態調査報 告書			外国人の実態、生活全般に関する問題や要望の把握	生活者・労働者としての外国人の増加	在住外国人	質問紙 10ヶ国語 (日本語、英語、中國語、韓國語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、フィリピン語、インドネシア語、フランス語)郵送配布、回収	729／13.7% (16歳以上の在住外国人 5,309人[平成16年12月末の外国人登録者数の10%])	県内の外国人登録者から無作為抽出	
9	9.栃木県	栃木県生活環境 部国際交流課		2005	在県外国人実態調査報告 書			日常生活の実態や意識、行政への要望を把握、今後の施策に反映	平成12年度に実態調査をしたが、その後も外国人は増加・定住傾向	在住外国人	調査票 8ヶ国語 (日本語、英語、中國語、韓國語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語)郵送配布、回収	315／26.3% (2004年9月8日現在で満20歳以上の外国人登録者 1,200人中有効発送数 1,050件)	層化(市町村)無作為抽出法	

No	分類 (都道府 県別)	実行者	執筆者	発 行 年	タイトル	Net 入手	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数, 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考
10	10.群馬県	太田市地域日本語教育推進委員会		1997	共生のまちづくりを目指して—太田市地域日本語教育推進委員会報告書—	文化庁 委嘱地域日本語教育推進事業	日本語教育事業(日本語教室の設置や運営支援、地域日本語教育の内容と方法を検討)推進の基礎資料の収集	外国人住民の急増、日本語学習のニーズ増	外国人居住者	質問紙調査(選択肢・評定尺度・母語つき)/聞き取り調査を補完的に実施	429(1,000人中) 18歳以上の外国人住民を無作為抽出(抽出率9.3%)	(1)市町村外国人登録窓口で配布、窓口への提出または郵送による回収	◆他、児童編として日系ブラジル人父母・日本語担当教員への質問紙調査、日系ブラジル人児童の在籍学級への参与観察報告あり
11	11.埼玉県	埼玉県総合政策部国際課		2007	多文化共生社会づくりのための調査報告書	可	「多文化共生社会」実現のために県内在住の外国人の生活実態や行政への要望を把握し、今後の県・市町村の施策の基礎資料とする		在住外国人	質問紙調査 6ヶ国語(簡易な日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語)	841／22.9% (調査票配布数3,678人)	(1)市町村外国人登録窓口で配布、窓口への提出または郵送による回収	
12	11.埼玉県	埼玉県総合政策部国際課		2008	外国籍民県政モニターアンケート調査結果	可	在住外国人支援・多文化共生推進施策の参考に		外国籍民県政モニター	アンケート	69／67.0%(モニター103名中)		◆平17年度以降毎年あり
13	12.千葉県	千葉県環境生活部文化国際課		2002	千葉県国際政策基礎調査調査報告書		平成14年(2002)度「千葉県国際政策推進プラン」作成の基礎資料として		外国人住民	質問紙調査 6ヶ国語(ルビ付き日本語・英語・ハングル語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)を郵送	785／31.4% (回収数795、回収率31.8%、2,500人(20歳以上の登録在住外国人))	市町村単位の国籍別登録者数を基に抽出し、市町村別・国籍別の標本数を決定	◆I部に県民への調査、III部に留学生調査あり ◆Webは概略版のみ
14	12.千葉県	鎌ヶ谷市市長公室企画政策課		2008	鎌ヶ谷市国際化推進のためのアンケート調査報告書		外国籍住民の実態や生活上の需要を把握し、鎌ヶ谷市特有の課題を見定める		外国人住民	質問紙調査 2ヶ国語(ルビ付日本語・英語)を郵送	170／16.1% (18歳以上の外国人登録者数1,055人中、有効発送数872名)		
15	12.千葉県	船橋市秘書課国際交流室		2008	2008日本語教室学習者アンケート結果		(前半)「日本語教室学習者アンケート」・船橋市国際交流協会による日本語学習や日本語教室に関する調査25問(後半)「外国籍県民生活アンケート」調査・千葉県総合企画部国際室による多文化共生施策の基礎資料となる16問		日本語教室の学習者	アンケート調査	207	船橋市国際交流協会が実施するボランティア日本語教室の外国人学習者に配布・回収	
16	13.東京都	財団法人 新宿文化・国際交流財団		2004	平成15年度 新宿区における外国籍住民との共生に関する調査 報告書		日本人住民と外国籍住民の共生を円滑に進行させる施策展開のため、日本人住民の外国籍住民への意識、外国籍住民の地域との関わり方の実態や行政への要望を調査		外国人住民、日本人住民	アンケート調査・インタビュー調査	1,049／21.0% (標本数5,000)	外国人登録原票から単純無作為抽出	◆日本人住民への質問紙調査・インタビュー調査、行政窓口や関係団体へのインタビュー調査あり

No	分類 (都道府 県別)	発行者	執筆者	発 行 年	タイトル		Net 入手	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数、 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考
17	13.東京都	東京都生活文化 局文化振興部事 業推進課		2005	東京在住外国人リポート： エスニック・メディア及び外 国人支援団体等への調査		可	都内在住の外国人がどこでどのようなネットワークを築いているか、どのような問題を抱えているかを把握	在住外国人増加にともない、地域住民との間に生活ルールや規則をめぐるトラブルの増加／外国人に有用な情報が伝わりにくい	エスニック・メ ディア担当者	質問紙とイ ンタビュー 調査	35／42.7%	都内および近県に拠点を置くエスニック・メディア 149誌のうち82誌	
18	14.神奈川 県	川崎市市民局国 際室		1993	川崎市外国籍市民意識実 態調査 報告書			市内に住む外国人の生活実態、意見、市や国への要望などをできるだけ正確に知るため、及び、外国籍市民への施策を今後より充実させるための基礎資料として	1992年現在、総人口の1.61%が外国籍住民であり、定住外国人といつてよい居住年数を重ねた韓国・朝鮮籍の人々と、最近来日したニューカマーの人々が半々の割合で居住している	満18歳以上 の外国人登 録者	調査票5ヶ 国語(日本 語と併記し たハング ル版、中 國語、英 語、ポルト ガル語)	1,146／ 38.2%(標本数 3,000標本、回 収数1,187標 本)	満16歳以上の外国人登 録原票から無作為に 3,200標本を抽出し、さら に満18歳以上3,000標本 を抽出した	
19	14.神奈川 県	川崎市外国籍市 民意識実態調査 研究委員会		1995	川崎市外国籍市民意識実 態調査 報告書〔草前面接 調査編〕			前回(1993)質問紙調査の定量的 データをさらに掘り下げる理解する とともに、同調査ではほとんど触れ られなかつた事柄(例:外国籍市民 の家族生活など)について詳しく知 るために	18カ国	面接調査	68(18カ国／ うち1名は日 本国籍)	①前回(1993)質問紙調 査で興味深い回答を寄せ ていた人25名、②川崎市 の修学援助を受給してい る留学生中6名、③紹介 による新規35名	『川崎市外国籍 市民意識実態 調査 報告書』 (1993)の事例 調査(ケースス タディ)	
	14.神奈川 県	横浜市総務局国 際室		1996	外国人市民生活実態調査 報告書			1)外国人市民の労働・住居・教育 などの面からの生活実態の把握 2)既存の外国人市民施策の周知度・利用度の把握		外国人市民	・アンケート調 査 ・ヒヤリン グ調査	アンケート調 査: 922／32.9% (うち、1952年 以前来日又は 日本生まれ 353標本、 1953年以降來 日635標本、 横浜市全域・ 横浜市内に居 住する外国人 登録者のう ち、満16歳以 上の男女個人 3,000標本に 対し郵送にて 実施) ヒヤリング調 査: 標本数20人に 対して、個人 面談による聞 き取り	・コンピューターによる無 作為抽出 ・ヒヤリング調査対象者は アンケート調査票の返送 者	

No	分類 (都道府 県別)	発行者	執筆者	発行 年	タイトル	Net 入手	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数、 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考
20	14.神奈川 県	(財)横浜市海外 交流協会		1998	外国人日本語学習ニーズ 調査報告書		横浜に住む外国人日本語学習者がどのような生活の場面で日本語を使うのか、また学習者の日本語学習への動機や日本語ボランティア教室への期待など、日本語学習に関するニーズを調査する		市内全域の日本語ボランティア教室で学んでいる外国人学習者(現在学習している人だけでなく、これから学習しようとしている人も対象とした)	アンケート 9ヶ国語(日本語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語、ベトナム語、カンボジア語、英語) *インターネット調査(8名)も併行して行っている	1,101／45.6% (配布数2,416部)	市内のボランティア教室や留学生会館、外国人団体、外国人支援団体等の協力を得てアンケート用紙を配布・回收	
21	14.神奈川 県	かながわ自治体 の国際政策研究 会		2001	神奈川県外国籍住民生活 実態調査報告書		外国籍市民が、職業、地域社会との関わり、情報の入手、家族、教育、医療・福祉、行政機関、公共施設の利用についていかなる状況におかれているかを明らかにし、今後の施策展開の基礎資料とする		外国籍市民	アンケート 調査 11ヶ国語(日本語、英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、カンボジア語、ラオス語) インターネット調査	1,007／37.2% (標本数 3,024)	外国人登録原票から等間隔抽出	
22	14.神奈川 県	相模原市		2008	平成19年度聞き取り調査結果 報告書		市内在住の外国人市民が、地域社会との関わり、情報の入手、家族、教育、医療・福祉、行政機関・公共施設の利用などについて、どのような状況になっているのかを直接聞くことにより、「さがみはら国際プラン」改定の際に実施した「文化芸術等に関する調査(市民アンケート調査)」を補完		外国人市民	調査票に基づく聞き取り調査	90(概ね16歳以上、日本語教室43、戸籍住民課窓口47)	・市内で「日本語教室」を開催している団体の協力により、「日本語教室」に出向いて聞き取り ・戸籍住民課窓口に来た外国人市民に協力依頼	
23	15.新潟県	新潟県総務部広 報広聴課		2005	県民アンケート調査報告書 外国人との共生社会について		外国人の定住に対する認識や課題について県民の意識を調査、施策に反映する		県民アンケート調査協力員		183／91.5% (協力員200人中)		



No	分類 (都道府 県別)	発行者 執筆者	発行 年	タイトル	Net 入手	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考
29	20.長野県	長野県企画部人 権・男女共同参画 課	2008	長野県県民意識調査及び 外国籍県民実態調査	可	教育、労働、医療などの分野において、様々な課題について個別的具体的に検討する多文化共生研究会への基礎資料とする	近年、国際化の進展に伴い外国人籍県民が増加	20歳以上の 外国籍県民 *県民(日本人)への調査 も同時に実施	調査票 7ヶ国語 (日本語、 ポルトガル語、 中国語、タガログ語、韓國語、朝鮮語、タイ語、英語)	1,041／18% (調査配布人 数5,947人)	(ア)市町村の外国人登録窓口で調査票を配布、(イ)日本語教室へ調査票を配布、(ウ)母語語教室へ通う児童生徒の保護者へ調査票を配布、(エ)入国管理局長野出張所受付窓口で調査票配布  対象年齢20歳以上	
21.	岐阜県											
30	22.静岡県	浜松市地域日本 語教育推進委員 会	1996	日本語教育ニーズ調査結 果報告書	文化庁 地域日本語教 育事業	入管法改正以来の日系人の急増 にともない、浜松における日本語学 習者のニーズの確認、日本語教育 の在り方を再検討する		在住外国人	アンケート	288／96.0% (配布数300)	市役所・国際交流協会來 訪者、日本語教室受講 生、ことばの教室の保護 者	
31	22.静岡県	浜松市企画部国 際課	2003	浜松市におけるブラジル人 市民の生活・就労実態調査		不況下における南米出身者の生活 や意識、就業や経済状況の実態を 把握し、今後の外国人市民のため の施策に反映	全外国人登録者数に占める16 歳未満のブラジル出身登録者の割合が10.9%(1992)から 20.1%(2001)になるなど、単身 の出稼ぎ一家族滞在への急速な 移行、永住ビザの申請数も急 激な増加	17歳以上の ブラジル人、 ペルー人、そ の他南米出 身者	調査票(ボ ルトガル語)	253／46.0% (配布回収数 550)		
32	22.静岡県	浜松市企画部国 際課	2007	浜松市における南米系外 国人の生活・就労実態調査 報告書		これまでの南米系外国人対象とし た調査の継続調査、「浜松市世界 都市化ビジョン」の改定に役立てる ための基礎資料として		17歳以上の 南米系外國人(ブラジル人、ペルー 人)	調査票 2ヶ国語 (ボルトガ ル語、スペ イン語)	1,253／48.5% (配布数2,582)	①外国人登録分(無作為 抽出)②企業経由分③外 国人学校経由分④公立 学校経由分	
33a	22.静岡県	静岡県県民部多 文化共生室	2008	静岡県外国人労働実態調 査(企業調査)報告書		県内の外国人労働者とその家族が 県内で生活するにあたり、どのような労働環境を基盤としているのか、 企業側、労働者側双方の実態を把握することで県等の行なう多文化 共生施策の基礎資料を得るために	県内の外国人登録者数はブラ ジルなど日系南米人を中心に増 加	①派遣元・請 負事業所 ② 派遣先・注文 事業所	調査票	①83／27.7% (配布290) ②1,032／ 38.2%(配布 2,675)	①県労働局より入手した 厚生労働大臣の許可事 業所ないし届出事業所の 名簿と、これまでの調査 活動で入手していた業務 請負事業所の名簿をもと に、外国人労働者の派 遣・請負業と思われる300 社を抽出(その意味で嚴 格な無作為抽出ではない) ②商工会議所、商工 会の協力のもと、製造業8 割、建築業1割、その他1 割の比率になるよう会員 企業を無作為抽出	
33b	22.静岡県	静岡県県民部多 文化共生室	2008	静岡県外国人労働実態調 査(外国人調査)報告書		県内の外国人労働者とその家族が 県内で生活するにあたり、どのような労働環境を基盤としているのか、 企業側、労働者側双方の実態を把握することで県等の行なう多文化 共生施策の基礎資料を得るために	県内の外国人登録者数はブラ ジルなど日系南米人を中心に増 加	16歳以上の ブラジル人 (ブラジル出 身の日本國 籍取得者も 含む)	調査票(ボ ルトガル 語)郵送法 と配布法 の併用	1,922／35.3% (配布数 5,246)	①外国人登録原簿から無 作為抽出、郵送配布回収 (浜松市、磐田市、掛川 市などブラジル人が1,000 人を超える市を調査対象 に選定)②小中学校経由 で保護者に配布③高等 学校経由で保護者に配 布	







No	分類 (都道府 県別)	発行者	執筆者	発 行 年	タイトル		Net 入手	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数, 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考
	45.宮崎県													
	46.鹿児島 県													
	47.沖縄県													

◆3.その他の機関による調査

No	分類	発行者 執筆者	執筆者 発行年	タイトル	Net 入手	調査の目的	調査の背景	調査対象	調査形式	サンプル数 有効回答数、 回収率 (備考)	サンプル抽出方法	備考	
1	北関東	国土交通省 国土 計画局	2007	北関東圏の産業維持に向 けた企業・自治体連携によ る多文化共生地域づくり調 査報告書：北関東圏にお ける多文化共生の地域づく りに向けて	平成18 年度国 土施策 創発調 査	可	北関東圏(茨城県・栃木県・群馬 県・埼玉県)の多文化共生の地域 づくりの在り方を検討	製造業が多い北関東圏では外 国人が地域の産業の重要な労 働力だが、外国人・日本人間の 生活トラブルが生じている	外国人世帯	調査票	738(想定世帯 1,900世帯中)	平成12年の国勢調査 より外国人世帯1,900 世帯を想定、調査員の 訪問による外国人世 帯の確認とアンケート 依頼・その場で回収	◆「調査結果のあ らまし」のパンフも あり ◆アンケートは対 外国人のほか、在 住日本人・企業・ 自治体)ヒアリン グ(教育委員会・ 地域活動団体)

## 資料 II.1

### 日本のシラバス

#### ＜中国帰国者のための日本語教育：目標構造表＞

資料 II.1 の表は、中国帰国孤児定着促進センター（現 中国帰国者定着促進センター）が 1995 年に発表した、学習者別の「目標構造表」のうち、成人対象の『目標構造表（大人ⅠⅡⅢタイプ）』（簡略版）である。

\* 小林悦夫氏（中国帰国者定着促進センター）よりご提供いただいた。

## 目標構造表(大人ⅠⅡⅢタイプ 簡略版)

大目標:「日本での生活、日本人とのコミュニケーションに対する自信と意欲、それを裏打ちする基礎知識、基礎技能」

中目標1:(行動)身近な生活行動場面の基礎知識・基礎技能

小目標	達成目標		リスト
(交通) 交通機関を利用して目的地に行くことができる(ⅠⅡⅢ)	交通規則	① 徒歩や自転車での通行に関する <u>交通ルール</u> や注意事項を守って通行できる(ⅠⅡⅢ)	◇車は左人は右、信号、道路・踏切の横断、自動車の内輪差、危険行為(ⅠⅡⅢ)
	道聞き	② よく知られている場所を指定されれば、通行人に道を尋ねて目的地(の駅)に行ける(ⅠⅡ)／地図を見たり、通行人に道を尋ねたりして、目的地に行ける(Ⅲ)	
	電車	③ 前もって行き方を尋ねて、経路図を書いてもらって、目的の駅まで電車を利用して行ける(Ⅰ)／…尋ねて、目的の駅まで電車を利用して行ける(Ⅱ)／前もって行き方を調べて、目的の駅まで電車を利用して行ける(Ⅲ)	◇駅の構造、路線図、時刻表の見方、人に尋ねる方法等(Ⅲ)
	バス	④ 2、3回乗ったことのある区間なら、停留所までバスを利用して行ける／前もって行き方を尋ねて、目的の停留所までバスを利用して行ける(Ⅱ)／前もって行き方を調べて、…(Ⅲ)	◇路線図、時刻表の見方、人に尋ねる方法等(Ⅲ)
	緊急時	⑤ 道に迷ったときや事故に遭遇したときに通行人に助けを求めたりセンターに電話連絡を取ったりすることができる(Ⅰ)／道に迷ったときや事故に遭遇したときの <u>対応ができる</u> (ⅡⅢ)	◇周りの人へ助けを求める方法、警察・交番の役割(Ⅰ) ◇周囲の人や交番(含:交番の役割)に助けを求める、センターに連絡をとる(ⅡⅢ)

(消費生活) 消費生活についての知識を身に付け、日常必要な物が買え、サービスが利用できる（I II III）	商店知識	① 商店の形態の違いや価格の仕組みの概略を知る（I II III）	◇デパート、スーパー、コンビニ、個人商店、ディスカウント店（I II III） ◇消費税、流通機構（生産者から消費者まで）（I II III）
	売り場	② 買いたい物のある場所を探して、選んで買える（I II III）	◇表示（店内）を見て場所を探す、人に尋ねて場所を探す（I II III） ◇表示（サイズ、製造年月日、値引き）を見て物を選ぶ、人に尋ねて物を選ぶ、試着して選ぶ、見分けにくい日用品に関する商品（シャンプー、リンス、化粧品、洗剤）知識（I）／表示（サイズ、製造年月日、品質）・広告（値引き、期間等）を見て物を選ぶ、…、買い物の際のマナーや注意事項（II III）
	サービス	③ 身近なサービスの利用法を知る（I）／…利用できる（II III）	◇写真の現像・焼き増し、機器の修理、クリーニング、理髪店・美容院、レストラン、喫茶店（I II III）
	返品等	④ 釣り銭の間違いに対処でき、品物の返品交換ができる（I II III）	
	契約	⑤ 契約上のトラブルを回避するための知識を身に付ける（I II III）	◇印鑑の重要性、訪問販売の危険性（I II III）
(センター) センターでの学習生活に必要な知識を身に付け、必要な行動ができる（I II III）	金融機関	⑥ 金融機関の種類や利用法を知る（I II III）	◇銀行と郵便局、ノンバンク利用で気をつけること（I II III） ◇口座の開き方・使い方、預貯金の出し入れ、キャッシュカードの使い方、クレジットカードの使い方（I）／口座を持つことの利点（預貯金、自動振替、クレジットカード）、…開き方、預貯金の出し入れの仕方、キャッシュカードの使い方、公共料金等の振込み方（II III）
	早退遅刻	① 欠席、早退、遅刻の届けができる（I II III）	
	日直	② 当番（日直等）の仕事が果たせる（I II III）	◇教室内外の整備（チョーク、その他の備品、掃除）、教師との連絡（含宿題）、昼食関係（食券、配膳、後片づけ）の処理（I II III）
	センター規則	③ その他、センターの規則を守って行動できる（I II III）	◇喫煙、飲食、内ばき・外ばき、時間、身分証携帯（I）／…、団体行動（II III）

(住居・近隣対応) 居住環境についての知識を身につけ、近隣の人や援助してくれる人と良好な関係を保つことができる(I II III)	住居安全	① 住居内の安全と衛生に関する知識を身につける(I II III)	◇ガス、電気、施錠、住居用洗剤等の薬品、布巾と雑巾の区別、災害への備え(I II III)
	住宅事情	② 日本の住宅事情と住宅の種類について最低限の知識を身につける(I) / … <u>住宅の種類や入居方法を知る</u> (II III)	◇家賃の高低の要因、移転の自由(I II III) ◇公営住宅の種類・競争率、帰国者への優遇処置、民間住宅の種類(I II III) ◇不動産屋の利用の仕方(含:住宅広告の見方)(II III)
	近隣交際	③ 日本の <u>近所付き合い</u> について知り、近隣の人とよい関係を保てる(I II III)	◇引っ越しの挨拶、回覧板処理、町内会制度、ゴミの分類と出し方、緊急時の連絡(急病、火災、盗難)、苦情(言う、言われる)、物のやりとり(おすそわけ、みやげ)、慶弔の知識・日常の挨拶(I II III)
	引受人等	④ 身元引受人や自立指導員の役割を知り、これらの人々に適切な援助が求められる(I) / …これらの人々とよい関係が保てる(II III)	◇役割の知識(I II III) ◇依頼・相談の際のマナーについての知識、付き合い方の色々、招く、招かれる、時候の挨拶、贈答、事例(I II III)
	接客訪問	⑤ 接客・訪問の基本的なマナーを身に付ける(I II III)	◇訪問のマナー(服装、靴の揃え方・脱ぎ方、座布団の座り方、足の崩し方・組み方、お茶・コーヒー・紅茶の飲み方、食べ物を勧められたときの断り方)、食器類の知識、接客のマナー(服装、靴の揃え方、座布団のだし方、お茶・コーヒー・紅茶の出し方、食器類の知識、食べ物の勧め方)、食べ物の勧め方断り方(I II) / 和室でのマナー(立ち居振る舞い、お茶の出し方、飲み方)、食器類の知識、飲食のマナー(洋食、コーヒー、紅茶)、食べ物の勧め方、断り方(III)

(職場・自分学校) 求職の方法や職場の習慣についての知識を身に付け、簡単な面接試験に対応できる (I II III)	求職	① <u>求職について知る (I II III)</u>	◇求職の必要性（国家の振り分けはない、競争社会の原理）、雇用条件（勤務時間、社会保険、給料の仕組み等）、雇用形態（正社員と他との違い）、求職の方法と流れ（職安、履歴書の必要性、知人の紹介）今からでも可能な技術の習得 (I) / …雇用条件（勤務日、勤務時間、休暇制度、保険制度、給料の仕組み）、…、求職の方法と流れ（職安、求人雑誌等）、今からでも可能な技術の習得 (II III)
	職場習慣	② <u>職場の習慣について知る (I II III)</u>	◇欠勤、早退、遅刻の正当な理由（病気、交通事故、慶弔）と処理の仕方、長期休暇のとり方、職場の電話や事務用品は私用に使えないこと、退社後の交際、他人の給料の額は聞かないこと、お茶汲み等の男女差、日常的な挨拶 (I) / …、行事、日中の職場の習慣の違い（職場の電話・事務用品は私用に使えないこと） (II III)
	面接試験	③ <u>簡単な面接試験に対応できる (I II III)</u>	◇履歴書の記入、面接試験のマナーと受け答え (I) / 求人広告の読み取り、… (II III)
(健康) 日本の医療事情についての知識を身に付、医療機関が利用できる (I II III)	医療制度	① <u>日本の医療制度に関する最低限の知識を身につける (I) / …について知る (II III)</u>	◇医療券、健康保険の種類、健康保険の仕組み、病院の種類、緊急医療体制 (I II III)
	健康衛生	② <u>健康・衛生を保つための知識を身に付ける (I II III)</u>	◇気候と衛生、薬局、健康診断、常備薬、保健衛生※ (I II III) ※専門家による
	病院利用	③ <u>1、2度自立指導員等の付き添いがあれば、次からは自力でその医療機関が利用できる (I II III)</u>	◇付き添いの依頼、医療機関利用の流れ、受診の流れ（含：再診）、症状の説明、既往症・持病・アレルギーの有無、医者の指示の理解、薬の飲み方の理解 (I II III)

(通信) 郵便や電話についての知識を身に付け、利用できる (I II III)	電話	① 電話利用に必要な知識を身に付け、電話の利用ができる (I II III)	◇電話普及の実態、電話設置の方法、料金の仕組み（含割引時間帯）、電話の役割（約束、約束変更、緊急ダイヤル等）、国際電話（中国）のかけ方電話会社の種類、電話サービス（104）（I II）／…、電話帳の見方（III） ◇電話機の種類と使い方（含留守電）電話のマナー（合：間違い電話）、家に来た電話の取り継ぎ、知人から電話の場合のその知人の名前の記録、学校や職場への欠勤・遅刻の連絡と呼び出し、指導員等への来訪依頼、センターでの実習における現在地の報告・緊急時の連絡（119、110）（I）／…、相手の名前や電話番号の記録、…（II III）
	郵便	② 郵便局の通信業務について知り、国内及び中国に手紙や小包が出来る（I II III）	◇郵便局の通信業務（郵便の種類※、郵便番号、料金、中国に送れない物、不在時の受け取り）、宅急便 ※書留も含む（合：中国への送金）（I II III） ◇表書き、郵便局でのやり取り（テキスト参照）、季節の挨拶状、簡単な近況報告の手紙（I II III）
(社会福祉・手続き) 帰国者が受けられる公的援助と必要な手続きがあることを知る (I)／…手続きについて知る（II III）	帰国者援護	① 帰国者受け入れに関する種々の公的援護策について知る（I II III）	◇生活保護制度、自立指導員、日本語学習の機会、公営住宅の優先入居（I II III）
	手続き	② 自分に必要な諸手続きとその方法を知る（I II III） ※	◇生活保護、年金、役所の窓口、書類の記入、外国人登録、国籍取得、（I）／…、家族の呼び寄せ、出入国（II III）
(子弟教育) 日本の教育事情を知り、保護者の役割について知る (I)／…役割が果たせる（II III）	教育事情	① 日本の学校制度や教育事情、帰国者二世の進学事情を知る（I II III）	◇学齢と学制、進学率（小中高大）、教育費（I）／…、義務教育制度（II III） ◇中学編入学年決定の要因、高校入試（一般入試と特別入試、昼間部と夜間部）その他の教育機関（夜間中学、職訓校、専門学校）奨学金制度（I）／…、全日制と定時制職業高校、大学入試（一般入試と特別入試、昼間部と夜間部）、…（II III）
	学校事情	② 小中学生の生活について知り、学校との連絡や必要な物の準備ができる（I II III）	◇学校の一日（学科、クラブ活動）、学校の一年（学期、学校行事、長期休暇）、校則（服装、飲酒喫煙禁止、欠席の届け）（I II III） ◇お知らせや成績表の処理、お弁当作りの工夫（I II III）
	学校適応	③ 子供が学校適応上直面する問題とその対策について知る（I II III）	◇差別やいじめの原因（受け入れ側の経験不足、生活習慣の違い、年齢の違い、トラブル事例）（I II）

目標構造表(大人ⅠⅡⅢタイプ 簡略版)

大目標:「日本での生活、日本人とのコミュニケーションに対する自信と意欲、それを裏打ちする基礎知識、基礎技能」

中目標2:(知識)将来の生活に有用な基礎知識・基礎技能

小目標	達成目標		リスト
(一般教養)帰国者に必要な一般常識を身に付ける(I)／…一般教養を身に付ける(II) III)	政治	① 日本と中国の政治体制の違いについて知る(I II III)	◇憲法(國民主権、平和主義、基本的人権の尊重)、市民の権利と義務、日本の年号と天皇制(I)／…、政治の仕組み(行政機構・三権)、…(II)
	戦後史	② 日本の簡単な戦後史について知る(I II III)	◇敗戦から日本の民主化と復興へ(I II III)
	地理	③ 日本の簡単な地理について知る(I II III)	◇地方区分・行政区画、日本の主な県名・都市名、地勢と気候、日本の人口と国土の広さ(I II III)
	生活様式	④ 日本人の生活様式や価値観についてごく簡単に知る(I)／…について知る(II III)	◇冠婚葬祭・年中行事、余暇娯楽、身だしなみ、食生活、経済生活(貯蓄、家計)職業観(転職、目的・意義等)、教育事情(学校制度、学歴社会)、ライフコース、免許資格社会、交際事情(対対人、親戚等)、家族事情(親子関係、同居別居等)、女性の地位(家庭、職場等)(I II III)
	帰国者問題	⑤ 中国帰国者問題について知る(I II III)	◇残留孤児の日本社会定着にまつわる社会的問題(住宅、就職、生活保護、異文化間のトラブル)、国籍と権利(国籍取得の選択)(I II III)
	機器操作	⑥ 簡単な機器の操作をしてみる(I II III)	◇電卓、コピー機、カメラ、ビデオデッキ、ビデオカメラ(I II)／…、パソコン(III)

(異文化) 異文化社会での適応に伴う問題、及び日本での人間関係において生ずる問題を知り、自分の問題として対処法を考えてみる(I II III)	異文化適応	① 一般的な異文化適応過程について知る(I II III)	
	異文化事例	② 異文化事例等を通じて、文化の異同を把握し、その背景について考えてみる(I II III)	◇『入郷隋俗』等のトラブル事例、先輩の事例等個別のケース(I II III)
	サポート利用	③ サポートの入手法や精神の安定を保つための楽しみを見いだす方法について知る(I II III)	◇中国帰国者のネットワーク、在日中国人のネットワーク、職場や地域社会でのネットワーク、支援センターや援護基金の相談窓口、個別のケース(先輩の事例)(I II III)
	人生設計	④ 今後の人生設計について考えてみる(I II III)	
(日語自学) 日本語の自学自習能力を身につける(I) / …自学自習能力の基礎を身につける(II) / …自学自習能力を高める	学習意識	① 生活の中で日本語を学べることを意識する(I II) / 自分の学習観や学習方法について考えてみる(III)	◇日常の教師とのやりとり(日直、指示出し等)(I) / …、学校外の生活場面(含:職場)(II) / ※辞書を引く力については要確認のこと(III)
	学習技能	② 日本語学習の記憶の助けになるいろいろな方法を身に付け、辞書やテキストの見方を知る(I) / 日本語学習に必要な <u>基本的技能</u> を身に付ける(II III)	◇単語カードづくり、振り仮名ふり、メモを取って語彙を増やす(I II) / ◇日漢辞書(名詞のみ)、教材(ファイル、テキスト)の活用方法(索引・目次等)(I) / 辞書(日漢、漢字)引き(名詞や活用形の辞書形)、…(II III)
	学習評価	③ 教師が設定した学習課題を実施し、評価してみる(I) /自分で学習課題を設定し、実施し、評価してみる(II) /自分で学習計画を立て、実施し、評価する能力を高める(III)	◇自己課題の選択、学習ペースの決定(II)
(情報収集) 情報メディアについて知り、自分に必要な情報を収集してみる(I II III)	情報メディア	① 一般的な、また帰国者にとって便利な情報メディアや情報機関について知る(I II III)	◇新聞(写真と見出し)、折り込みチラシ等広告、テレビ(天気予報)、電話サービス(中国語ニュース、104等)、中国書籍を扱う書店(I) / 新聞(紙面構成、天気予報、テレビ番組欄等)、…、自治体の情報サービス(広報、中国語版生活情報)、情報誌、テレビ、ラジオ、図書館、…(II) / 新聞(含:文末・略語等見出しの読解)、…(III)
	情報収集	② ①を利用して必要な情報を収集してみる(III)	◇電話を用いた資料請求や問い合わせや申し込み(学校案内の取り寄せ、娯楽施設や地域のサークル活動についての問い合わせを通して)※、必要とする情報について詳しい人へのインタビュー※104の利用も含む(III)

目標構造表(大人ⅠⅡⅢタイプ 簡略版)

大目標:「日本での生活、日本人とのコミュニケーションに対する自信と意欲、それを裏打ちする基礎知識、基礎技能」

中目標3:(コミ)身近な生活や将来の生活の基礎となるコミュニケーションの力

小目標	達成目標		リスト
(話題コミ)日本人と接することを通して、コミュニケーションに対する柔軟な姿勢を築くとともに、身近な話題でコミュニケーションできる(ⅠⅡⅢ)	コミ手段	① 様々な手段を用いてコミュニケーションできることを意識し、相手の発話を理解できないとき、自分の発話が伝わらないときの対処ができる(ⅠⅡ)／相手の発話を理解できないとき、自分の発話が伝わらないときの対処ができる(Ⅲ)	◇筆談、動作、絵、類推、具体物、言い換え、聞き返し、等(ⅠⅡ) ◇有効な筆談の方法、聞き返し、意思表示の仕方等(Ⅲ)
	話題	② 自分に <u>身近な話題</u> でコミュニケーションできる(ⅠⅡⅢ)	◇簡単な自己紹介 家族、故郷、仕事、中国での生活、好きなこと、したいこと、食べ物、行事(ⅠⅡ)／…、趣味、将来の希望、日中の生活様式(衣食住、生活習慣、行事等)(Ⅲ)
	会話継続	③ 時や場所、相手を考えて、前もって準備された話題や適切な表現を使って会話を継続させることができる(Ⅱ)／時や場所、相手を考えて、話題を準備したり、展開したり、適切な言い方を選んだりすることができます(Ⅲ)	◇コミュニケーションを切り出すための話題、共有できる話題、避けた方がいい話題(ⅡⅢ) ◇相づち、ですます体と普通体(Ⅱ)／…、待遇表現等(Ⅲ) ◇身近な話題についての一つの題材をめぐる簡単な質問、身近な話題の範囲内で相手の反応に応じた簡単な展開(Ⅱ)

(日語知識) 日本語の基礎的な知識を身に付ける(ⅠⅡ) / …を補足整理する(Ⅲ)	文字	① 日本の文字の概要について知るとともに平仮名の読み書きができる、片仮名語彙のうち身近なものが読め、日常よく使われる漢字を見てわかる(Ⅰ) / …平仮名、片仮名及び日常よく使われる漢字が読み書きできる(ⅡⅢ)	◇ 50音図のしくみ、平仮名、片仮名、漢字(ⅠⅡ) / …、文字の種類と使い分け、ローマ字表記の仕組み、日中の漢字字体の異同、漢字の音訓の別(Ⅲ) ◇ 平仮名50音図完成、平仮名で表記された語の音読(Ⅰ) / …、身近な片仮名語彙が読める(Ⅱ) ◇ 『身のまわりの漢字』の漢字を見てわかる(漢字字体の異同について知る)(ⅠⅡⅢ)
	語彙表現	② 基本的な語彙や表現の意味を知り、使える(ⅠⅡⅢ) ※	◇ 『基本単語表』、『基本文型・表現表』(Cレベル)(Ⅰ) / 同(Fレベル)(Ⅱ) / 同(Mレベル)(Ⅲ) ◇ 口答による簡単なやりとり、単文・短文の読解、単文・短文の作文(Cレベル)(Ⅰ)
	発音	③ 日本語の音声上の特徴に注意して発音できる(ⅡⅢ)	◇ 单音、特殊音、拍、(アクセント、イントネーション)(Ⅱ) / …プロミネンス(Ⅲ)
	文法文型	④ 日本語の文法についての基本的な知識を身に付ける(Ⅱ) / …基本的知識を補足整理する(Ⅲ)	◇ 『ことばと表現』(Fレベル)(Ⅱ) / 同(Mレベル)(Ⅲ)
	読解	⑤ ①②④レベルの文章が精読できる(Ⅱ) / ①②④レベルの文章が精読でき、読解ストラテジーを使って、事実関係が明確で、かつ、身近なテーマの文章の大意がとれる(Ⅲ)	◇ センター開発教材(Fレベル)(Ⅱ) / 同(Mレベル) ◇ 漢字の拾い読み、既習の日本語知識からの類推、前後関係からの類推、文章レイアウト・図表・写真の利用、5W1H、段落と段落の関係等(Ⅲ) ◇ 中国関係・事件・話題のニュース等の新聞・雑誌記事(Ⅲ)
	作文	⑥ ①②④レベルの文章が書ける(Ⅱ) / …文章や手紙が書ける(Ⅲ)	◇ 日記文、実習報告文、自己紹介文、感想文(Ⅲ)

注) この目標構造表中の「大人Iタイプ」は、Iタイプの中でも比較的学习適性が高い場合を想定している。高齢帰国者、非識字者等の場合は、さらに目標を絞り込むことになる。

## 資料 II.2

### アメリカのシラバス

### <CASAS コンピテンシー 一覧>

資料 II.2 は、成人教育の評価専門機関 CASAS (Comprehensive Adult Student Assessment System) が作成した、成人対象 ESL 教育及び成人教育の内容に関するコンピテンシーの一覧 ( CASAS Competencies: Essential life skills for youth and adult 2003 年版) の日本語訳の一部である。

なお、現在 2008 年版が公開されているため、2003 年版の公開は中止されている。2003 年度版の詳細については、下記の 2008 年度版との比較資料を参照されたい。

*Correlation of CASAS competencies-version 2003 to version 2008.*  
(<https://www.casas.org/home/index.cfm?fuseaction=home.showContent&MapID=2439>)

#### 【著作権に関して】

1. CASAS のコンピテンシー一覧に関しては、CASAS の許諾を得ない限り、いかなる無断転用も禁止される。  
(From CASAS Competencies © 2003 by CASAS; excerpt used by permission.  
Unauthorized reproduction of this material in ANY FORM is illegal without  
the expressed written consent of the owner.)
2. この日本語版は CASAS の掲載許諾を得ているが、翻訳に関する責任は国立国語研究所に帰属する。

## 【0. 基本的なコミュニケーション】

0.1 個人間の交流においてコミュニケーションする

0.1.1 いろいろな状況下で適切な非言語行動を特定あるいは使用する（例：握手）

0.1.2 情報を提供／取得する目的のために適切な言語を特定あるいは使用する（例：情報を探して／記入する／求める、ニーズを述べる、命令する、同意する、あるいは不同意しない、許可を得る）

以下 0.1.6 まで

0.2 個人情報に関してコミュニケーションする

0.2.1 一般的な個人情報の質問に対して適切に応答する

0.2.2 個人情報の記入用紙にすべて記入する

以下 0.2.4 まで

## 【1. 消費者経済】

1.1 重量、大きさ、測定尺度、お金を使う

1.1.1 レシピを解釈する

1.1.2 メートル法を使う（1.1.4, 6.6.1, 6.6.2, 6.6.3, 6.6.4 参照）

以下 1.1.9 まで

1.2 商品やサービスの選択において比較購買の原則を適用する

1.2.1 商品やサービスを選択するうえで、広告、ラベル、表、値札を解釈する

1.2.2 一番得な商品やサービスを判断するために、価格や品質を比較する

以下 1.2.5 まで

1.3 商品やサービスを購入するための手段や手順を理解する

1.3.1 商品やサービスを購入するために使ういろいろな手段を比較する

1.3.2 クレジットの申込書を解釈し、クレジットの使い方と管理の仕方を認識する

以下 1.3.9 まで

1.4 住居や関連サービスを取得するための手段や手順を理解する

1.4.1 いろいろな住居の種類、家の地域、一般的な家財道具を特定する

1.4.2 案内広告、表示、その他の情報を解釈することで適切な住居を選択する

以下 1.4.8 まで

1.5 お金の管理において予算作成の原則を適用する

1.5.1 個人の生活費と家計に関する情報を解釈する

1.5.2 大きな買い物の計画を立てる（1.5.1 参照）

1.5.3 請求書を解釈する（2.1.4 参照）

1.6 消費者保護の手段を理解する

1.6.1 食品包装のラベルを解釈する（1.2.1, 3.5.1 参照）

- 1.6.2 詐欺行為に直面した際に利用できる消費者保護の手段を特定する  
以下 1.6.4 まで
- 1.7 個人財産の手入れ、管理、使用のための手段を理解する
- 1.7.1 製品保証を解釈する
  - 1.7.2 衣料の取扱表示レベルを解釈する
- 以下 1.7.5 まで
- 1.8 地域社会の中で銀行・金融サービスを利用する
- 1.8.1 A T M の使用など、普通預金口座と当座預金口座が利用できることを示す
  - 1.8.2 小切手を書くことを含む銀行サービスに関連する手続きや記入用紙を解釈する
- 以下 1.8.5 まで
- 1.9 自動車の購入と管理のための手段や手続きを理解し、交通ルールを解釈する
- 1.9.1 ハイウェイと道路標識を解釈する（2.2.2 参照）
  - 1.9.2 運転免許を得るために交通ルールと手続きを特定する（2.5.7 参照）
- 以下 1.9.8 まで

## 【2. 地域社会の資源】

- 2.1 電話と電話帳を利用する
- 2.1.1 情報を見つけるために電話帳と関連する出版物を利用する
  - 2.1.2 緊急電話番号を特定し、緊急電話をかける（2.5.1 参照）
- 以下 2.1.8 まで
- 2.2 いろいろな種類の交通機関を見つけて利用する方法を理解し、関連する交通情報を解釈する
- 2.2.1 道順を求める、教える、明確にする、またはそれに従う（1.1.3、1.9.4、2.2.5 参照）
  - 2.2.2 交通機関に関する標識を認識し、利用する（1.9.1 参照）
- 以下 2.2.5 まで
- 2.3 時間と天気の概念を理解する
- 2.3.1 時刻を解釈する（2.1.3、6.6.6 参照）
  - 2.3.2 一年の月と週の曜日を特定する
  - 2.3.3 天気の状態に関する情報を解釈する
- 2.4 郵便サービスを利用する
- 2.4.1 手紙や封筒に宛名を書く
  - 2.4.2 郵便料金と郵便の種類を解釈する
- 以下 2.4.6 まで
- 2.5 地域社会の機関やサービスを利用する

- 2.5.1 緊急支援を提供する機関のサービスを見つけて活用する
- 2.5.2 社会奉仕や行政機関のサービス（例：低所得者向け住宅、社会保障、メディケア）をいつ、どのように受けられるのか、またサービス提供者とのやりとりの仕方を特定する

以下 2.5.9 まで

## 2.6 余暇時間過ごす手段と施設を利用する

- 2.6.1 レクリエーションと娯楽用の施設や活動に関する情報を解釈する
- 2.6.2 テレビ、映画、その他のレクリエーションのリストから情報を見つける

以下 2.6.4 まで

## 2.7 社会や文化の側面を理解する

- 2.7.1 休日に関する情報を解釈する
- 2.7.2 民族、文化的集団、言語集団についての情報を解釈する

以下 2.7.6 まで

## 【3. 健康】

### 3.1 医療制度へのアクセス方法と利用方法を理解する

- 3.1.1 身体の部分を特定するなど、病気の症状を説明し、医者の指示を解釈する
- 3.1.2 医療機関や歯医者の予約をする、あるいは予約を守るために必要な情報を特定する
- 3.1.3 サービス提供者とのやりとりを含む、適切な医療サービスや施設を特定し、活用する（2.5.3 参照）

### 3.2 医療や歯科用の記入用紙と関連する情報を理解する

- 3.2.1 病歴用の記入用紙に記入する
- 3.2.2 予防接種の要件を解釈する

以下 3.2.4 まで

### 3.3 薬の選択と使用法を理解する

- 3.3.1 必要な薬を特定し、使用する（3.3.2、3.3.3 参照）
- 3.3.2 薬のラベルを解釈する（3.3.1、3.4.1 参照）
- 3.3.3 処方薬、市販薬、ジェネリック薬品の違いを特定する（3.3.1 参照）

### 3.4 基本的な健康と安全の手順を理解する

- 3.4.1 製品ラベルの指示と安全のための警告を解釈する（1.7.3、3.3.2 参照）
- 3.4.2 事故や怪我を防ぐ安全対策を特定する

以下 3.4.5 まで

### 3.5 健康維持の基本原則を理解する

- 3.5.1 食品ラベルに掲載されている栄養と関連情報を解釈する（1.6.1 参照）

3.5.2 バランスの取れた食事を選択する

以下 3.5.9 まで

#### 【4. 雇用】

4.1 就職の基本原則を理解する

4.1.1 社会保障用の申請書のような、職探しに関連する行政機関の記入用紙を解釈する  
(2.5.2 参照)

4.1.2 就職申込書や、履歴書や、申込の手紙を解釈したり記入したりすることを含む、  
仕事に応募するための手順に従う

以下 4.1.9 まで

4.2 賃金、手当、労働者団体の概念を理解する

4.2.1 賃金、賃金控除、手当、時間管理の記入用紙を解釈する

4.2.2 労働者団体についての情報を解釈する

以下 4.2.4 まで

4.3 仕事関連の安全基準と手順を理解する

4.3.1 職場にある安全上の標示を解釈する (3.4.1 参照)

4.3.2 労働安全用マニュアルと関連する情報を解釈する

以下 4.3.4 まで

4.4 業績と訓練に関連する概念と題材を理解する

4.4.1 適切な振舞い、服装、態度、社会的交流、また仕事への定着と昇進に影響を与える  
その他の要素を特定する

4.4.2 仕事を続け昇進するための適切なスキルと教育を特定する

以下 4.4.8 まで

4.5 一般的な職場のテクノロジーとシステムを効果的に活用する

4.5.1 仕事に必要な一般的なツール、装置、機械、機材を特定する

4.5.2 キーボードを扱う簡単なスキルを示す

以下 4.5.7 まで

4.6 職場で効果的にコミュニケーションする

4.6.1 指示に従う、指示を明確にする、指示を与える、あるいは指示にフィードバック  
を与える、また批判を与えたり、批判に対して適切に応答したりする

4.6.2 ノート、メモ、手紙、電子メールを含む、仕事関係の通信を解釈し、書く (4.4.3  
参照)

以下 4.6.5 まで

4.7 職場の資源を効果的に管理する

4.7.1 費用を見積る、詳細な記録をつける、また支出と収入状況を追跡するなど、仕事

関連の予算を解釈する、あるいは作成する

4.7.2 取得、保管、分配を含む、物的資源の効果的な管理を特定する、あるいは示す  
以下 4.7.4 まで

#### 4.8 他の人たちと作業する中で有効性を示す

4.8.1 チームの努力に貢献し、チーム・メンバーの力を最大限にし、効果的なグループ  
作業を促進し、目標達成に個人的な責任を負いながら、チームの一員として他の人たちと協力して働く能力を示す

4.8.2 仕事関連の概念やスキルを他の人たちから学び、またそれらを他の人たちが学ぶ  
のを手助けする方法を特定する

以下 4.8.7 まで

#### 4.9 社会的、組織的、技術的システムがどのように機能するか、そしてどのようにその中 で効果的に働くかを理解する

4.9.1 自分の作業環境の正式な組織構造を特定する

4.9.2 システムの構造がどのように目標に関係しているかを示す

以下 4.9.4 まで

### 【5. 政府と法律】

#### 5.1 投票と政治的プロセスを理解する

5.1.1 有権者の資格を特定する

5.1.2 有権者登録用紙を解釈する

以下 5.1.6 まで

#### 5.2 歴史的または地理的情報を理解する

5.2.1 アメリカ史についての情報を解釈する

5.2.2 アメリカの歴史的文書を特定する、あるいは解釈する

以下 5.2.5 まで

#### 5.3 個人の法的権利と責任、また法的アドバイスを得るための手続きを理解する

5.3.1 普通法と条例、また法令諸様式と法的文書を解釈する

5.3.2 個人の法的権利と法的アドバイスを得るための手続きを特定する（5.3.1 参照）

以下 5.3.8 まで

#### 5.4 税金についての情報を理解する

5.4.1 所得税申告書を解釈する

5.4.2 売上税を計算する、あるいは明確にする

以下 5.4.4 まで

#### 5.5 政府の活動を理解する

5.5.1 國際情勢についての情報を解釈する

5.5.2 立法活動についての情報を解釈する

以下 5.5.8 まで

#### 5.6 市民の責任と活動を理解する

5.6.1 近隣あるいは地域社会の問題と、その解決策についての情報を解釈する

5.6.2 市民組織と公共事業グループについての情報を解釈する

5.6.3 投票、陪審義務、税金といった市民の責任を解釈する

#### 5.7 環境や科学関係の問題を理解する

5.7.1 環境問題についての情報を解釈する

5.7.2 エネルギーを含む物理に関する情報を解釈する

以下 5.7.4 まで

#### 5.8 経済学の概念を理解する

5.8.1 経済情報と統計を解釈する

5.8.2 経済問題と傾向に関する情報を解釈する

5.8.3 世界の経済システムに関する情報を解釈する

### 【6. 計算】

#### 6.0 計算以前のスキルを示す

6.0.1 数字記号を特定し、区別する

6.0.2 正確に数順を認識するなど、数を数え、数字を数量と結び付ける

以下 6.0.5 まで

#### 6.1 整数を使った計算をする

6.1.1 整数の足し算をする

6.1.2 整数の引き算をする

以下 6.1.5 まで

#### 6.2 小数を使った計算をする

6.2.1 小数の足し算をする

6.2.2 小数の引き算をする

以下 6.2.6 まで

#### 6.3 分数を使った計算をする

6.3.1 分数か帯分数の足し算をする

6.3.2 分数か帯分数の引き算をする

以下 6.3.7 まで

#### 6.4 パーセント、率、割合、比率を使って計算する

6.4.1 割引高を決めるためにパーセントを適用する（1.2.3 参照）

6.4.2 金銭と無関係の状況下でパーセントを適用する

以下 6.4.6まで

#### 6.5 式、方程式、公式を使う

6.5.1 簡単な消費者用の公式を認識し、数値を求める

6.5.2 簡単な幾何学の公式を認識し、適用する

以下 6.5.4まで

#### 6.6 測定能力を示す（1.1 参照）

6.6.1 アメリカの計量法の単位をメートル法に置き換える（1.1.2、1.1.4 参照）

6.6.2 線寸法、幾何学的図形、角度を認識し、使用し、測定する（1.1.2、1.1.4 参照）

以下 6.6.9まで

#### 6.7 グラフのデータを解釈し、平均を計算する

6.7.1 線グラフのデータを解釈する（1.1.3 参照）

6.7.2 棒グラフのデータを解釈する（1.1.3 参照）

以下 6.7.5まで

#### 6.8 統計と確率を利用する

6.8.1 ニュースや記事で使われている統計情報を解釈する

6.8.2 確率の報告書を解釈する

#### 6.9 試算と暗算を利用する

6.9.1 簡略計算を利用する

6.9.2 答えを推測する

### 【7. 学ぶことを学ぶ】

#### 7.1 目標を達成するうえで効果的な組織能力と時間管理能力を特定する、あるいは実践する

7.1.1 個人の目標、教育上の目標、そして職場の目標を特定し、優先順位をつける（4.4.5 参照）

7.1.2 作業を特定して優先順位をつける、また効率の良いスケジュールを設定して従うことのを含む、目標を達成するうえで組織的なアプローチを示す

以下 7.1.4まで

#### 7.2 思考力を働かせる能力を示す

7.2.1 関連情報を特定し、言い換える

7.2.2 構成要素と一部／全体の因果関係の特定を含む、状況、記述、あるいは一連の過程を分析する

以下 7.2.7まで

#### 7.3 問題解決能力を働かせる能力を示す

7.3.1 問題と考えられる原因を特定する

7.3.2 特定した問題への解決策を考案し、実行する

以下 7.3.4 まで

#### 7.4 学習能力を示す

7.4.1 効果的な学習用ストラテジーを特定する、あるいは活用する

7.4.2 ノートを取る、あるいは要約や概要を書く

以下 7.4.9 まで

#### 7.5 効果的な個人的管理の側面と、それに対するアプローチを理解する

7.5.1 個人の価値、資質、関心、能力、そして適性を特定する

7.5.2 前向きな態度や自己イメージ、また自尊心を育てるためのストラテジーを特定する、あるいは利用する

以下 7.5.7 まで

### 【8. 自立した生活】

#### 8.1 セルフケアのスキルを実践する

8.1.1 衛生と身だしなみのスキルを認識する、そして／またはそれを示す（3.5.5 参照）

8.1.2 身支度するスキルを認識する、そして／またはそれを示す

以下 8.1.4 まで

#### 8.2 ホームケアのスキルを実践する

8.2.1 食事や軽食の支度をする作業と行動を認識する、そして／またはそれを示す（1.1.1、3.5.2 参照）

8.2.2 食器洗いや食事の片づけの行動を認識する、そして／またはそれを示す（3.5.5 参照）

以下 8.2.6 まで

#### 8.3 自立を維持し地域社会への融合達成を援助するための支援手段を利用する

8.3.1 目標を達成するうえで支援を提供できる家の中にいる人（例：家族、友人、介護人）を特定し、協力して行動する

8.3.2 目標を達成するうえで支援を提供できる地域社会の中にいる人（例：隣人、福祉サービス機関やリクリエーション施設のひと）を特定し、協力して行動する

## 資料 II.3

### オランダのシラバス

#### ＜移民等対象の市民統合テスト出題のためのシラバス＞

資料 II.3 は、移民等を対象とした市民統合テスト出題のためのシラバス「統合の最終達成目標 (Eindtermen inburgering)」である。これは、「オランダ語の達成目標 (Eindtermen Nederlandse taal)」と「オランダ社会に関する知識の達成目標 (Eindtermen kennis van de Nederlandse samenleving)」からなる。

##### 【著作権に関して】

1. 「統合の最終達成目標」の日本語訳を本報告書に掲載することについては、VROMに了解を得ている。尚、翻訳に関する責任は国立国語研究所に帰属する。
2. 本資料の無断転用はご遠慮ください。

## 「オランダ語の達成目標」

### <市民生活分野>

分野：市役所など

#### CP1：個人情報の変更の届出

##### テーマ

- 出生
- 結婚／離婚
- 死亡
- 住民登録
- 引越

##### 一般的目標

受験者は市の役割について理解し、適切な形で対処できる。

受験者は市が個人情報を保有していなければならないことを理解し、自身の情報を登録することができる。

受験者はその個人情報の変更を適切な方法で市に届け出ることができる。

##### 不可欠な行動

#### CH1：市役所に住民登録をする

- 目標：
  - 1. 受験者は市に住民登録をしたいと言うことができる。
  - 2. 受験者は個人情報に関する質問に答えることができる。
  - 3. 受験者は申請用紙を読み、署名することができる。
  - 4. 受験者は登録に関する説明書きを理解することができる。
- 場所：市役所
- ロールプレイ参加者：受験者および市役所の職員
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する
  - 言語活動：根拠を述べる、理由を述べる、質問をする、質問に答える、依頼をする
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、申込用紙
  - 言語活動：情報を提供する、質問に答える

#### CH2：出生届を提出する

- 目標：
  - 1. 受験者は、子供が生まれたことと出生届を提出しに来たことを言うことができる。
  - 2. 受験者は個人情報に関する質問に答えることができる。
  - 3. 受験者は、出生届に関する説明書きを理解することができる。
- 場所：市役所
- ロールプレイ参加者：受験者および市役所の職員
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：根拠を述べる、理由を述べる、質問をする、質問に答える、依頼をする

#### CH3：身分の変更に関する届出をする

- 目標：
  - 1. 受験者は、登録されている身分の何に変更があったのか、または変更されねばならないかを伝えることができる。

2. 受験者は個人情報に関する質問に答えることができる。

- 場所：市役所
- ロールプレイ参加者：受験者および市役所の職員
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する
  - 言語活動：根拠を述べる、理由を述べる、質問をする、質問に答える、依頼をする
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、申込用紙；手紙
  - 言語活動：情報を提供する、質問に答える、依頼をする

## CP2：書類申請やその他の各種手続き

<b>テーマ</b>
•帰化 •パスポート •運転免許証 •納税者番号 •住民票抄本
<b>全般的目標</b>
受験者は適切な方法で（公的な）書類やその他の用件を、市役所などにおいて申請することができる。
<b>不可欠な行動</b>
<b>CH1：書類を申請する</b>
○ 目標： 1. 受験者は住民票抄本、パスポート、運転免許証などが申請できる。 2. 受験者は個人情報に関する質問に答えることができる。 3. 書類の申請に関する情報について理解することができる。
○場所：市役所 ○ロールプレイ参加者：受験者および市役所の職員
○技能：会話 • 二次技能：物事を手配する • 言語活動：根拠／理由を述べる、質問をする、質問に答える、依頼をする
○ 技能：読解 • 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
<b>CH2：帰化申請に必要な書類を提出する</b>
○ 目標： 1. 受験者は帰化を希望していると言うことができる。 2. 受験者は個人情報に関する質問に答えることができる。 3. 受験者は帰化に関する説明書きを請求でき、それを理解することができる。
○ 場所：市役所 ○ ロールプレイ参加者：受験者および市役所の職員
○ 技能：読解 • 二次技能：指向的に読む、情報を得るために読む
○ 技能：会話 • 二次技能：物事を手配する • 言語活動：根拠を述べる、理由を述べる、質問をする、質問に答える、依頼をする
○ 技能：筆記 • 二次技能：メモ、通知、申込用紙 • 言語活動：情報を提供する、質問に答える、依頼をする

### CP3：警察に届出をする

<b>テーマ</b>
•強盗 •盜難 •家宅侵入 •暴力 •貴重品の紛失
<b>全般的目標</b>
受験者は適切な方法で警察署において届出を提出することができる。
<b>不可欠な行動</b>
CH1：盜難，遺失，家宅侵入，強盗，暴力などの被害届を提出する
○ 目標：
1. 受験者は自身に何があったかを言うことができる。 2. 受験者は個人情報および所有物に関する質問に答えることができる。 3. 受験者は調書が理解でき、同意の署名をすることができる。
○場所：警察署
○ロールプレイ参加者：受験者および警察官
○技能：読解
• 二次技能：情報を得るために読む；指向的に読む
○技能：会話
• 二次技能：物事を手配する • 言語活動：説明する，情報を提供する，情報を求める
○技能：筆記
• 二次技能：メモ，通知，書式 • 言語活動：情報を提供する，質問に答える，依頼をする

## 分野：支払い

### CP4：銀行における各種手続き

#### テーマ

- 銀行口座の使用を停止させる
- 銀行口座を開設する
- 現金を引き出す
- 銀行振込用紙を使って振込をする

#### 全般的目標

受験者は適切な方法で銀行における各種手続きを手配することができる。

受験者は銀行口座を開設、使用することができる。

受験者は銀行または郵便局で現金を引き出すことができる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：銀行口座を開設する

- 目標：
  - 1. 受験者は銀行口座を開設したいということを言うことができる。
  - 2. 受験者は自身の個人情報を伝えることができる。
  - 3. 受験者は契約書を読むことができる。
  - 4. 受験者は申込用紙を記入することができる。
- 場所：銀行
- ロールプレイ参加者：受験者および銀行員
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する
  - 言語活動：質問をする、質問に答える、依頼をする
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：情報を提供する、質問に答える、依頼をする、許可を与える

##### CH2：銀行員との口座の使用の停止に関する会話

- 目標：
  - 1. 受験者はキャッシュカードの使用を停止したいと言うことができる。
  - 2. 受験者は自身の個人情報および口座情報を伝えることができる。
  - 3. 受験者はキャッシュカードの使用の停止に関する情報を読むことができる。
- 場所：銀行
  - ロールプレイ参加者：受験者および銀行員
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む；指向的に読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する
  - 言語活動：根拠を述べる、理由を述べる、質問をする、質問に答える、依頼をする

##### CH3：銀行で現金の引き出しをする

- 目標：
  - 1. 受験者は銀行またはATM機から現金を引き出すことができる。
- 場所：銀行
- ロールプレイ参加者：受験者

- 技能：読解
  - 二次技能：指示を読む；情報を得るために読む

#### CH4：振込手続きをする

- 目標：
  - 1. 受験者は振込用紙に記入することができる。
  - 2. 受験者は口座の入出金明細書を読むことができる。
- 場所：自宅
- ロールプレイ参加者：受験者
- 技能：読解
  - 二次技能：指示を読む；指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ，通知，書式
  - 言語活動：情報を提供する，質問に答える，依頼をする，許可を与える

#### CH5：銀行で自動引落の手続きをする

- 目標：
  - 1. 受験者は自動振込申込用紙に記入することができる。
  - 2. 受験者は自動振込みについての会話をすることができます。
- 場所：銀行
- ロールプレイ参加者：受験者および銀行員
- 技能：読解
  - 二次技能：指示を読む；指向的に読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する
  - 言語活動：質問をする，情報を提供する，依頼をする
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ，通知，書式
  - 言語活動：情報を提供する，質問に答える，依頼をする，許可を与える

## 分野： 保険

### CP5：保険の契約

<b>テーマ</b>
• 死亡 • 契約証書 • 損害 • 保険金 • 交通 • 損害賠償責任 • 疾病
<b>全般的目標</b> 受験者はオランダにおいて重要な保険について知っており、それを利用することができる。
<b>不可欠な行動</b>
<b>CH1：様々な保険についての情報を収集する</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は保険に関する情報を収集することができる。</li><li>2. 受験者は保険に関する情報、また保険が提供するものについて理解することができる。</li></ol></li><li>○ 場所：自宅</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者および保険会社の社員</li><li>○ 技能：聴解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：通知や指示を聞く</li></ul></li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む</li></ul></li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：物事を手配する；情報交換をする</li><li>• 言語活動：情報を求める、情報を提供する、質問に答える、依頼をする</li></ul></li></ul>
<b>CH2：保険の契約をする</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は保険会社に申し込みをすることができる（健康保険、損害賠償責任、住宅、旅行、自動車など）</li><li>2. 受験者は申込用紙に記入することができる。</li><li>3. 受験者は保険会社からの手紙を読むことができる。</li></ol></li><li>○ 場所：自宅</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む</li></ul></li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：物事を手配する；情報交換をする</li><li>• 言語活動：情報を求める、情報を提供する、質問に答える、依頼をする</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ、通知、書式</li><li>• 言語活動：情報を提供する、質問に答える、依頼をする、許可を与える</li></ul></li></ul>
<b>CH3：保険の請求をする</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者はいつ保険金の請求ができるかを知っている。</li><li>2. 受験者は保険会社のサポートを求めることができる。</li><li>3. 受験者は損害報告や保険金請求に関する用紙に記入することができる。</li><li>4. 受験者は損害に関する説明を口頭で行うことができる。</li></ol></li></ul>

- 場所：自宅
- ロールプレイ参加者：受験者および保険会社の社員
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する
  - 言語活動：情報を提供する，描写する，感情を表現する，説明する，証言をする，依頼をする
- 技能：筆記
  - 二次技能：手紙；メモ，通知，申込用紙
  - 言語活動：情報を提供する，質問に答える，依頼をする

## 分野： 住居

### CP6：住居を借りる／引越しする

<p>テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• ある地域／町における住宅の供給</li><li>• 賃貸</li><li>• 借主の権利と義務</li><li>• 緊急（最優先）</li><li>• 引越し</li><li>• 住宅局、不動産屋</li><li>• 賃貸住宅入居申し込み者の順番待ちリスト</li></ul>
<p>全般的目標</p> <p>受験者は適切な方法で、特定の地域の住居供給に関する情報を集めることができる。</p> <p>受験者は適切な方法で、住宅局を通して賃貸住宅を借りることができます。</p> <p>受験者は適切な方法で、引越しについて知人等に知らせることができます。</p>
<p>不可欠な行動</p> <p>CH1：公営住宅新聞を読み、希望を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は公営住宅新聞を読むことができる。</li><li>2. 受験者は公営住宅新聞の申込書に記入することができる。</li><li>3. 受験者は電話の自動音声案内を利用して、特定の住居に対する希望を伝えることができる。</li></ol></li><li>○ 場所：自宅</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者</li><li>○ 技能：聴解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：通知や指示を聞く、テレビ・ビデオや録音された音声を聞く</li></ul></li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：情報を得るために読む；指向的に読む；指示を読む</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ、通知、書式</li><li>• 言語活動：情報を提供する、質問に答える、依頼をする</li></ul></li></ul> <p>CH2：住宅局に出向いて話をする</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は質問や問題点について話をすることができる。</li><li>2. 受験者は住宅局での手続きの進め方について理解することができる。</li></ol></li><li>○ 場所：住宅局</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者および住宅局の職員</li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：物事を手配する；情報交換をする</li><li>• 言語活動：強く要求する、拒否する、根拠を述べる、理由を述べる、意見を述べる、説得する、依頼をする、希望を述べる</li></ul></li></ul> <p>CH3：引越し通知の説明を読み、用紙に記入する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は引越し通知の説明を読むことができる。</li><li>2. 受験者は引越し通知の用紙に記入することができる。</li></ol></li><li>○ 場所：自宅</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：指示を読む；情報を得るために読む</li></ul></li></ul>

- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ，通知，書式
  - 言語活動：情報を提供する；質問に答える，依頼をする

#### CH4： 家賃を支払う

- 目標：
  1. 受験者は銀行振込用紙を読むことができる。
  2. 受験者は銀行振込用紙に記入することができる。
- 場所：自宅
- ロールプレイ参加者：受験者
- 技能：読み解き
  - 二次技能：指向的に読む
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ，通知，書式

#### CH5： 市役所に地方税を納める

- 目標：
  1. 受験者は銀行振込用紙を読むことができる。
  2. 受験者は銀行振込用紙に記入することができる。
  3. 受験者は説明を読むことができる（パンフレットなど）。
  4. 受験者は請求書に関する質問をすることができる。
- 場所：自宅
- ロールプレイ参加者：受験者および市役所の職員
- 技能：読み解き
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する
  - 言語活動：情報を求める，情報を提供する，苦情を述べる，説得する
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ，通知，申込用紙；手紙
  - 言語活動：情報を提供する，質問に答える，依頼をする，許可を与える

## CP7：ガス、水道、電気、電話

<p>テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 使用開始</li><li>• メーターおよびその数値</li><li>• 使用</li><li>• 住居内およびその周辺の安全</li></ul>
<p>一般的目標</p> <p>受験者は適切な方法でガス、水道、電気の使用開始および中止の手続きができる。</p> <p>受験者は安全にガス、水道、電気を使用することができる。</p>
<p>不可欠な行動</p>
<p>CH1：メーターの数値を記録し、供給会社に通知する（電話での番号選択や自動音声案内を利用した通知も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者はメーターの数値を記録することができる。</li><li>2. 受験者はメーターの数値を供給会社に通知することができる。</li><li>3. 受験者は電話による選択メニューを理解することができる。</li></ol></li><li>○ 場所：自宅</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者</li><li>○ 技能：聴解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：通知や指示を聞く、テレビ・ビデオや録音された音声を聞く</li></ul></li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：情報を得るために読む；指示を読む</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ、通知、書式</li><li>• 言語活動：情報を提供する</li></ul></li></ul>
<p>CH2：ガス、水道、電気料金を支払う</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者はガス、水道、電気料金の請求書が理解できる。</li><li>2. 受験者はガス、水道、電気料金を銀行振込用紙または自動引落によって支払うことができる。</li></ol></li><li>○ 場所：自宅</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：手紙を読む；指向的に読む；情報を得るために読む</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ、通知、書式</li><li>• 言語活動：情報を提供する</li></ul></li></ul>
<p>CH3：年末精算書が理解できる</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は電気・ガス会社から送られてくる年末精算書が理解できる。</li><li>2. 受験者は電気・ガス会社の年末精算書について説明を求める質問をすることができる。</li></ol></li><li>○ 場所：自宅</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者および電気・ガス会社の社員</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：手紙を読む；指向的に読む；情報を得るために読む</li></ul></li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：物事を手配する；情報交換をする</li></ul></li></ul>

- 言語活動：情報を求める、依頼をする、根拠／理由を述べる

#### CH4：ガス・電力会社と話をする

- 目標：
  1. 受験者はガス・電力会社に問い合わせのための電話をすることができる。
  2. 受験者はガス・電力会社に苦情を伝えるための電話をすることができる。
  3. 受験者は電話による選択メニューを利用することができる。
- 場所：自宅
- ロールプレイ参加者：受験者および電気・ガス会社の社員
- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や指示を聞く
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：強く要求する、拒否する、根拠を述べる、理由を述べる、描写する、情報交換をする、苦情を述べる、説明する、証言をする、依頼をする

#### CH5：ガス・電気を安全に使う

- 目標：
  1. 受験者は電気製品やガス器具の取扱説明書が理解できる。
  2. 受験者はガスや電気を安全に使うための情報提供パンフレット、小冊子またはTVコマーシャルが理解できる。
- 場所：自宅
- ロールプレイ参加者：受験者
- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や指示を聞く、テレビ・ビデオや録音された音声を聞く
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む；指示を読む

#### CH6：電話接続の申し込みをする

- 目標：
  1. 受験者は電話接続のための手続きに関する情報を収集することができる。
  2. 受験者は電話接続のための手続きに必要な申込用紙を請求することができます。
  3. 受験者は電話接続のための手続きに必要な申込用紙に記入することができる。
- 場所：自宅、郵便局、電話通信業者の店舗
- ロールプレイ参加者：受験者およびKPN（オランダ電話局）またはその他の通信業者の社員
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：情報を提供する、質問に答える、依頼をする、許可を与える

## CP8：ゴミ・環境

### テーマ

- ゴミの分別
- 危険物
- 回収に関する規則
- エネルギーの節約

### 全般的目標

受験者はゴミ処理に関する規則について理解し、適切な形で対処できる。

### 不可欠な行動

#### CH1：ゴミを分別し、ゴミの収集スケジュールを理解する

- 目標：
  1. 受験者はゴミはどのように分別収集されるかを理解している。
  2. 受験者はゴミの分別に関する情報パンフレットを理解することができる。
  3. 受験者は市のゴミ収集スケジュール表を読むことができる。
- 場所：自宅
- ロールプレイ参加者：受験者
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む；指示を読む

#### CH2：市の環境部と電話で話をする

- 目標：
  1. 受験者は粗大ゴミ回収の予約のための電話をすることができる。
  2. 受験者は電話による選択メニューを理解することができる。
  3. 受験者はゴミを家の外に出すことに関して、口頭で与えられる情報を理解することができる。
- 場所：自宅
- ロールプレイ参加者：受験者および市の環境部の職員
- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や指示を聞く；テレビ・ビデオや録音された音声を聞く
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：情報を求める、情報を提供する、希望を伝える

#### CH3：危険物を認識する

- 目標：
  1. 受験者は家中や周辺にある危険物のラベルを読むことができる。
  2. 受験者は危険物を示すサインを理解することができる。
- 場所：自宅
- ロールプレイ参加者：受験者
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む

#### CH4：ガス・電気を無駄遣いしない

- 目標：
  1. 受験者はガスや電気を無駄遣いしないための情報提供パンフレット、小冊子またはTVコマーシャルが理解できる。
- 場所：自宅
- ロールプレイ参加者：受験者
- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や説明を聞く；テレビ・ビデオや録音された音声を聞く

- 技能：読解
- 二次技能：情報を得るために読む；指示を読む

## 分野： 教育

### CP9：教育

#### テーマ

- 近所や地域センターの講座（育児、語学、音楽、創作、ガーデニング、自転車講習、写真、料理など）
- 外国人定着コースや移民定着法が適用されない移住者向けの定着コース
- 職業訓練のオリエンテーション
- 運転免許証

#### 全般的目標

受験者は適切な方法でオランダの教育に参加する準備ができる、また参加することができる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：各種コース・訓練に関する情報収集をする

- 目標：
  - 1. 受験者は開設されている講座・訓練に関する簡単な情報パンフレットを読み、理解することができる。
  - 2. 受験者は（電話によって）開設されている講座・訓練についての情報を収集することができる。
- 場所：自宅、訓練機関
- ロールプレイ参加者：受験者および訓練機関の職員
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む；指向的に読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を求める、情報を手に入れる、質問をする、質問に答える

##### CH2：講座や訓練に申し込みをする

- 目標：
  - 1. 受験者は（電話で）講座や訓練に申し込みができる。
  - 2. 受験者は講座や訓練の申込用紙に記入することができる。
- 場所：自宅、訓練機関
- ロールプレイ参加者：受験者および訓練機関の職員
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする；物事を手配する
  - 言語活動：情報を提供する
- 技能：筆記
  - 二次技能：手紙；メモ、通知、申込用紙
  - 言語活動：情報を提供する、質問に答える、依頼をする、許可を与える

##### CH3：講座や訓練に参加する

- 目標：
  - 1. 受験者は講座で提供される情報を理解することができる。
  - 2. 受験者は何かが理解できないときにはその旨を告げることができる。
  - 3. 受験者は説明やさらに詳しい解説を要求することができる。
  - 4. 受験者は簡単な内容の文章を読み、理解することができる。
  - 5. 受験者は簡単な文章／課題を書くことができる。
- 場所：学校、教育センター、地域センターなど
- ロールプレイ参加者：受験者、教師、他の受験者
- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や指示を聞く；参加者の一人として聞く；テレビ・ビデオや録音された音声を聞く

- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む、指示を読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を求める、情報を提供する、意見を述べる、説明をする
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：メモをする

## 分野：隣人関係

### CP10：近所

#### テーマ

- 近所の人たち
- 近隣の活動
- 自身について
- 家族構成
- 出身国
- 簡単な会話

#### 一般的目標

受験者は適切な方法で隣人／地域住民と知り合いになることができる。

受験者は適切な方法で隣人／地域住民と日常的なことについて会話をすることができる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：近所の人たちに引越し挨拶をする

- 目標：
  1. 受験者は隣人に對し自己紹介をすることができる。
  2. 受験者は家族構成、出身国などの質問に答えることができる。
  3. 受験者は隣人の家族構成について質問をすることができる。
  4. 受験者はどういった質問が適切・不適切であるかを理解している。
- 場所：受験者の自宅または隣人宅、路上
- ロールプレイ参加者：受験者および隣人または地域住民
- 技能：会話
  - 二次技能：形式ばらない会話をする
  - 言語活動：情報を提供する、体験を言葉で表現する、体験について質問する、比較する

##### CH2：近所の人たちを招待する

- 目標：
  1. 受験者は隣人をお茶やパーティーに招待することができる。
- 場所：受験者の自宅または隣人宅、路上
- ロールプレイ参加者：受験者および隣人または地域住民
- 技能：会話
  - 二次技能：形式ばらない会話をする
  - 言語活動：招待する、提案する、提案に反応する
- 技能：筆記
  - 二次技能：手紙を書く
  - 言語活動：招待する、提案する、提案に反応する、依頼をする

##### CH3：近隣の家庭の出来事に対し適切に対応する

- 目標：
  1. 受験者は出生、死亡、結婚、病気といった近隣の家庭の出来事に対し適切に対応することができる。
- 場所：自宅
- ロールプレイ参加者：受験者および隣人または地域住民
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：形式ばらない会話をする
  - 言語活動：お祝いを述べる、お悔やみを言う、情報を求める、体験を言葉で表現する、体験について質問する、手伝いを申し出る

- 技能：筆記
  - 二次技能：手紙を書く
  - 言語活動：お祝いを述べる、お悔やみを述べる、手伝いを申し出る

#### CH4：近所の人たちに（これから掛ける）迷惑について知らせる

- 目標：
  1. 受験者は近所の人たちにこれから掛けるであろう迷惑な事について知らせることができる。
- 場所：隣人宅、玄関前
- ロールプレイ参加者：受験者および隣人
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を提供する、情報を求める、約束をする、理解を求める
- 技能：筆記
  - 二次技能：手紙を書く
  - 言語活動：情報を提供する、依頼をする

#### CH5：迷惑を軽減するために、近所の人たちと話し合いをする

- 目標：
  1. 受験者は隣人と迷惑な事柄を減らすための話し合いをすることができる。
- 場所：受験者または隣人宅
- ロールプレイ参加者：受験者および隣人
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する
  - 言語活動：情報を提供する、情報を求める、約束をする、理解を求める

#### CH6：迷惑または損害を与えたことについて謝罪する

- 目標：
  1. 受験者は迷惑または損害を与えたことについて謝罪をすることができる。
- 場所：受験者または隣人宅
- ロールプレイ参加者：受験者および隣人
- 技能：会話
  - 二次技能：形式ばらない会話をする
  - 言語活動：出来事について説明する、情報を提供する、謝罪する

## <子育て、健康、教育分野>

### CP1：乳幼児健診センターにて

#### テーマ

- 成長記録手帳
- 言語発達を含めた身体的／知的発達
- 身長測定
- 睡眠
- 遊びと玩具
- 栄養
- 体重測定
- 疾病

#### 全般的目標

受験者は子供の発達に関する情報を理解し、提供することができる。

受験者は子供の発達を見守り、刺激することについて会話することができる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：身長、体重を測定する

- 目標：
  - 1. 受験者は子供の身体的発達について会話することができる。
  - 2. 受験者は子供の体のサイズと体重に基づいて、図表を読み取ることができる。
  - 3. 受験者は成長記録手帳にある情報を読むことができる。
- 場所：乳幼児健診センター
- ロールプレイ参加者：受験者およびセンターの医師または地区看護師
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：形式ばらない会話；情報交換をする
  - 言語活動：質問をする、質問に答える、依頼をする、体験を言葉で表現する

##### CH2：乳幼児健診センターでの、子供の発達に関する朝の情報集会

- 目標：
  - 1. 受験者は子供たちの一般的な発達について理解することができる。
  - 2. 受験者は教育パンフレット（歯磨き、甘いものを食べることについて）を読むことができる。
  - 3. 受験者は乳幼児健診センターの掲示板にある告知を読むことができる。
- 場所：自宅、乳幼児健診センター
- ロールプレイ参加者：受験者、乳幼児健診センターの職員、他の保護者
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：集会や会合に参加する、情報交換をする
  - 言語活動：質問をする、質問に答える

##### CH3：乳幼児健診センター職員と会話をする

- 目標：
  - 1. 受験者は子供の発達について会話することができる。
- 場所：乳幼児健診センター
- ロールプレイ参加者：受験者、乳幼児健診センター医師、地区看護師および／または助手
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：質問をする、質問に答える、情報を求める、情報を提供する、観察したことを言葉で表現する

CH4：乳幼児健診センターに予約をする

- 目標：
  - 1. 受験者は乳幼児健診センターに予約を入れることができる。
  - 2. 受験者は予約を延期することができる。
- 場所：自宅（電話）または乳幼児健診センター
- ロールプレイ参加者：受験者、乳幼児研修センターの職員および／または助手
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：提案に反応する、提案をする、質問をする、情報を提供する

## CP2：プレイルーム

<b>テーマ</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• プレイルームの運営について</li><li>• 言語発達を含めた身体的／知的発達</li><li>• 開所時間</li><li>• 遊び</li></ul>
<b>全般的目標</b>
受験者は適切な方法で託児施設を利用することができます。
<b>不可欠な行動</b>
<b>CH1：プレイルームを見学する</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ul style="list-style-type: none"><li>1. 受験者はプレイルームの規則が理解できる。</li><li>2. 受験者はプレイルームについての情報冊子を読むことができる。</li><li>3. 受験者はプレイルームや託児所についての説明を理解することができる。</li><li>4. 受験者は子供を登録することができる。</li></ul></li><li>○ 場所：プレイルーム</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者およびプレイルームの責任者</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む；指示を読む</li></ul></li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：情報交換をする、物事を手配する</li><li>• 言語活動：質問をする、情報を提供する、情報を求める</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ、通知、書式</li><li>• 言語活動：情報を提供する、質問に答える、依頼をする</li></ul></li></ul>
<b>CH2：他の保護者とプレイルームについての会話をする</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ul style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は保護者活動の案内についての手紙を読むことができる。</li><li>2. 受験者は保護者活動申込用紙に記入することができる。</li><li>3. 受験者は他の保護者と形式ばらない付き合いを始め、関係を維持することができる。</li><li>4. 受験者は保護者活動に参加することができる。</li></ul></li><li>○ 場所：プレイルーム</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者、プレイルームの責任者および他の保護者</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む</li></ul></li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：形式ばらない会話；情報交換をする</li><li>• 言語活動：質問をする、質問に答える、意見を述べる、情報を提供する</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ、通知、書式</li><li>• 言語活動：情報を提供する、質問に答える、依頼をする</li></ul></li></ul>
<b>CH3：子供を送迎する際の会話</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ul style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は専門家と自身の子供に関する情報を交換することができる。</li></ul></li><li>○ 場所：プレイルーム</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者およびプレイルームの責任者</li><li>○ 技能：会話</li></ul>

- 二次技能：情報交換をする
- 言語活動：質問をする、質問に答える、意見を述べる、情報を求める、情報を提供する

#### CH4： プレイルームの責任者と子供の発達についての会話をする

- 目標：
  1. 受験者は専門家と自身の子供に関する情報を交換することができる。
  2. 受験者は幼児成長観察システムから得られる報告書を読むことができる。
- 場所：プレイルーム
- ロールプレイ参加者：受験者およびプレイルームの責任者
- 技能：読み解き
  - 二次技能：情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：質問をする、意見を述べる、情報を提供する・求める、説明をする

### CP3：小学校へ

#### テーマ

- 学校に対する自身の期待および希望
- オランダにおける初等教育の特徴
- 義務教育
- 小学校間の違い

#### 全般的目標

受験者は（初等）教育制度について理解し、適切な形で対処できる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：初等教育の準備をする

- 目標：
  1. 受験者は自身にとって何が学校選択の際に重要なかを言うことができる。
  2. 受験者は（初等）教育に関する情報を理解することができる。
  3. 受験者は小学校の募集パンフレットを理解することができる。
- 場所：小学校
- ロールプレイ参加者：受験者、教師および／または校長
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする、物事を手配する
  - 言語活動：質問をする、質問に答える、説明を求める、提案をする

## CP4：小学校と連絡を取る

### テーマ

- 上級クラス
- 夜間見学日
- 言語発達を含めた身体的／知的発達
- 初級クラス
- 保護者の関与
- 発表会週間
- 成績表
- 遊びながらの学習および言語発達
- 10分程度の保護者面談

### 一般的目標

受験者は教師からの連絡による話し合いで、子供の成長について改まった会話をすることができる。

受験者は学校の保護者活動について、他の保護者と話をすることができる。

受験者は自分から連絡を取り、教師と話し合いをすることができる。

### 不可欠な行動

#### CH1：10分程度の保護者面談に行く

- 目標：
  1. 受験者は10分保護者面談の案内についての手紙を理解することができる。
  2. 受験者は10分保護者面談申込用紙に記入することができる。
  3. 受験者は10分保護者面談の資料として成績表や得点表を理解することができる。
  4. 受験者は子供が学校で受けける科目について話をすることができる。
  5. 受験者は子供の発達や成長について教師と会話をすることができる。
- 場所：小学校
- ロールプレイ参加者：受験者および教師
- 技能：読解
  - 二次技能：手紙を読む；指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：質問をする、質問に答える、説明を求める、意見を述べる
- 技能：筆記
  - 二次技能：手紙；メモ、通知、申込用紙
  - 言語活動：情報を提供する、質問に答える、依頼をする

#### CH2：質問や問題点などについて教師と会話をする

- 目標：
  1. 受験者は子供の担任教師と話し合いの約束をすることができる。
  2. 受験者は質問や問題点などについて子供の担任教師と話し合いをすることができる。
  3. 受験者は子供が学校、教師、友人、クラスなどについてどう感じているかについて話をすることができる。
- 場所：小学校
- ロールプレイ参加者：受験者および教師
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を求める・提供する、質問をする、質問に答える、説明を求める、さらに質問をする、体験について言葉で表現する、感情を述べる、意見を述べる

#### CH3：学校の保護者活動に参加する

- 目標 :
  - 1. 受験者は学校において保護者のために、保護者によって企画される様々な活動についての文書による情報を読むことができる。
  - 2. 受験者は書面による保護者活動参加への呼びかけを理解することができる。
  - 3. 受験者は活動に関する指示を理解することができる。
  - 4. 受験者は保護者会の簡単な報告書や議事録を読むことができる。
  - 5. 受験者は学校が企画する活動について話をすることができる。
- 場所：小学校
- ロールプレイ参加者：受験者、教師、他の保護者
- 技能：読解
  - 二次技能：指示を読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：形式ばらない会話；情報交換をする；物事を手配する
  - 言語活動：指示を理解する、指示を与える、情報を求める、情報を提供する、説明を求める、意見を述べる

#### CH4：学校前での会話

- 目標 :
  - 1. 受験者は他の保護者とコンタクトを取ることができる。
  - 2. 受験者は他の保護者情報交換をすることができる。
- 場所：小学校またはその周辺
- ロールプレイ参加者：受験者および他の保護者
- 技能：会話
  - 二次技能：形式ばらない会話をする
  - 言語活動：自己紹介をする、会話を始める、約束をする、情報を提供する・求める、体験談をやりとりする

## CP5：安全

### テーマ

- 屋外で遊ぶ
- 交通安全
- 水泳

### 全般的目標

受験者は自身の子供の（交通）安全について会話をすることができる。

### 不可欠な行動

#### CH1：（交通）安全についての講習会へ

- 目標：
  1. 受験者は（交通）安全に関する簡単な情報を理解することができる。
  2. 受験者は（交通）安全に関するプレゼンテーションのスライドを理解することができる。
  3. 受験者は（交通）安全に関する質問をすることができる。
  4. 受験者はどこで（交通）安全に関する情報を手に入れられるかを知っている。
  5. 受験者は（交通）安全に関するパンフレットを読むことができる。
- 場所：学校または地域センター、住民センター
- ロールプレイ参加者：受験者、他の保護者、警察官や学校の交通安全調整員といった職業従事者
- 技能：読み解
  - 二次技能：情報を得るために読み
- 技能：会話
  - 二次技能：集会や会合に参加する、情報交換をする
  - 言語活動：情報を理解する、質問をする、説明を求める
- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や説明を聞く、テレビ・ビデオや録音された音声を聞く、その場の参加者の一人として聞く

## CP6：読書と遊び

<b>テーマ</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 本を読む</li><li>• 室内で遊ぶ</li><li>• グループで遊ぶ</li><li>• テレビを見る</li></ul>
<b>全般的目標</b>
受験者は適切な方法で図書館を利用することができる。 受験者は子供が室内で遊ぶことについて他者と会話をすることができる。
<b>不可欠な行動</b>
<b>CH1：図書館を利用する</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ul style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は自身または子供が図書館に登録するにはどうすればいいかがわかる。</li><li>2. 受験者は図書館の規則についておよび図書館で何が行われているかについてに関する情報を理解することができる。</li><li>3. 受験者は図書館の利用カードを見分けることができ、誰のものであるかを読み取ることができる。</li><li>4. 受験者は図書館の掲示板にある告知を読むことができる。</li><li>5. 受験者は図書館のパンフレットを読むことができる（開館時間、費用、案内）。</li><li>6. 受験者は本棚から特定の本を探し出すことができる（アルファベット）。</li><li>7. 受験者は本の表紙にある図書情報を読むことができる（読書レベル、ジャンルをあらわすイラストなど）。</li><li>8. 受験者は図書館の登録申込用紙に記入することができる。</li></ul></li><li>○ 場所：図書館</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者および図書館の職員</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：指示を読む；指向的に読む；情報を得るために読む</li></ul></li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：情報交換をする、物事を手配する</li><li>• 言語活動：質問をする、情報を提供する、質問に答える</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ、通知、書式</li><li>• 言語活動：情報を提供する、質問に答える、依頼をする、許可を与える</li></ul></li></ul>
<b>CH2：室内で遊ぶことについて他の保護者と会話をする</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ul style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は子供が遊んだり見たりする、遊び、本、テレビ番組について会話をすることができます。</li></ul></li><li>○ 場所：受験者の自宅または他の保護者宅</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者および他の保護者</li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：形式ばらない会話をする</li><li>• 言語活動：質問をする、情報を提供する、観察したことを言葉で表現する、意見を述べる</li></ul></li></ul>

## CP7：自由時間

### テーマ

- 課外活動
- 屋外で遊ぶ
- 遊び場
- スポーツをする
- スポーツクラブ

### 一般的的目標

受験者は自由時間の使い方、および組織された課外活動についての会話をすることができます。

### 不可欠な行動

#### CH1：スポーツクラブに登録するための準備

- 目標：
  - 1. 受験者はスポーツクラブの掲示板にある手紙を読むことができる。
  - 2. 受験者はスポーツクラブの看板を理解することができる。
  - 3. 受験者はガイドブックやインターネットでスポーツクラブを探すことができる。
  - 4. 受験者はスポーツクラブのパンフレットを理解することができる。
  - 5. 受験者はスポーツクラブの登録申込用紙に記入することができる。
- 場所：自宅および学校
- ロールプレイ参加者：受験者およびクラブの職員または活動のオーガナイザー
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を要求する、情報を提供する、質問をする
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：書き留める

#### CH2：（スポーツ）クラブとの（電話による）会話および申し込み

- 目標：
  - 1. 受験者は（スポーツ）クラブに問い合わせをすることができる。
  - 2. 受験者は（スポーツ）クラブに関する情報をメモすることができる。
  - 3. 受験者は（スポーツ）クラブに申し込むことができる。
- 場所：自宅および学校
- ロールプレイ参加者：受験者およびクラブの職員
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を求める・提供する、質問をする
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：書き留める

#### CH3：子供同士が一緒に遊ぶ約束を他の保護者とする

- 目標：
  - 1. 受験者は子供同士が一緒に遊ぶための約束を他の保護者とすることができます。
  - 2. 受験者は約束したことや住所情報をメモすることができます。
- 場所：学校、路上、自宅など
- ロールプレイ参加者：友だちの保護者、子供とその友だち、受験者
- 技能：会話
  - 二次技能：形式ばらない会話をする
  - 言語活動：情報を求める、情報を提供する、質問をする、許可を求める、意見を述べる

- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ，通知，書式
  - 言語活動：書き留める

## CP8：中等教育へ

### テーマ

- 選択肢
- 子供の希望
- CITOテスト
- 中等教育（初級中等教育、中級中等教育、大学進学中等教育）

### 全般的目標

受験者は子供の学校の選択について適切な方法で会話をすることができる。

### 不可欠な行動

#### CH1：自分から上級クラスの教師と話をする

- 目標：
  1. 受験者は子供の担任教師と話し合いの約束をすることができる。
  2. 受験者は小学校からもらった中等教育に関するアドバイスについて教師と話をすることができます。
  3. 受験者は初等教育から中等教育への移行プロセスに関する情報を理解することができます。
  4. 受験者は様々な中等教育の形態およびそれが子供の将来にどう影響するかについて会話をすることができる。
  5. 受験者は中等教育について質問をし、中等教育に関する不安を言葉で表現することができます。
- 場所：学校
- ロールプレイ参加者：受験者および上級クラスの教師
- 技能：読解
  - 二次技能：手紙；情報を得るために読む；指示を読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする；物事を手配する
  - 言語活動：情報を要求する、情報を提供する、質問をする

#### CH2：学校主導で、進級に関する話を教師とする

- 目標：
  1. 受験者は（面談や夜間説明会の）案内状を読むことができる。
  2. 受験者はCITOテストの結果を読み、理解することができます。
  3. 受験者は小学校から与えられる子供の中等教育に関するアドバイスを理解することができます。
  4. 受験者は子供の中等教育に関する自身の期待について会話をすることができる。
- 場所：学校
- ロールプレイ参加者：受験者、教師、療育者および／または問題児教育コーディネーター
- 技能：読解
  - 二次技能：手紙；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を求める・提供する、質問をする

#### CH3：他の保護者と学校選択についての会話をする

- 目標：
  1. 受験者は中等教育について他の保護者と話すことができる。
  2. 受験者は学校からのアドバイスや自身の子供の将来の可能性に関して、自身の立場や考え方、期待について他の保護者と話すことができる。
  3. 受験者は中等教育の選択プロセスについて他の保護者と話すことができる。
- 場所：自宅、路上、他の保護者宅、学校前
- ロールプレイ参加者：受験者および他の保護者
- 技能：会話

- 二次技能：形式ばらない会話・情報交換をする
- 言語活動：情報を求める・提供する、質問をする、許可を求める、意見を述べる

## CP9：将来についての話をする

### テーマ

- 労働市場の展望
- 就職の可能性
- 退学
- 大学進学
- 将来の展望
- 仕事に就く

### 全般的目標

受験者は子供の教育と仕事の選択について話をすることができる。

### 不可欠な行動

#### CH1：進路選択についての話をする

- 目標：
  - 1. 受験者は子供の職業選択に関する希望について会話をすることができる。
  - 2. 受験者は子供の職業選択の際の可能性について会話をすることができる。
- 場所：教育機関の合同説明会、職業選択相談所など
- ロールプレイ参加者：受験者および選択アドバイザー
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を求める、情報を与える、質問をする、意見を述べる

#### CH2：進路相談員と話をする

- 目標：
  - 1. 受験者は進路相談員や教育アドバイザーからの面談の案内を理解することができる。
  - 2. 受験者は面談申込用紙に記入することができる。
  - 3. 受験者は情報提供パンフレットを理解することができる。
  - 4. 受験者は具体的な選択肢について情報を求め、理解することができる。
- 場所：自宅、学校または地域教育センター
- ロールプレイ参加者：受験者および進路相談員
- 技能：読解
  - 二次技能：来信；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を要求する、情報を与える、質問をする、助言を求める
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：情報を提供する、質問に答える、依頼をする

#### CH3：継続教育機関や職場を見学する

- 目標：
  - 1. 受験者は継続教育機関や職場に関する情報を理解することができる。
  - 2. 受験者は教育や仕事についての子供の希望および可能性について情報交換をすることができる。
- 場所：地域教育センター、高等職業教育機関、大学または企業
- ロールプレイ参加者：受験者および説明者
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を求める、質問に答える

## CP10：家庭医

<b>テーマ</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 予約を入れる</li><li>• 症状</li><li>• 痛み</li><li>• 処方箋</li><li>• 疾病</li></ul>
<b>全般的目標</b>
受験者は適切な方法で家庭医のサービスを利用することができる。
<b>不可欠な行動</b>
<b>CH1：家庭医と話をする</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ul style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は家庭医との会話の準備をすることができる。</li><li>2. 受験者は症状を言葉で説明することができる。</li><li>3. 受験者は家庭医の指示を理解し、それに従うことができる。</li><li>4. 受験者は家庭医からの手紙（住所変更、診療時間の変更など）を理解することができる。</li></ul></li><li>○ 場所：診療所</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者、助手および家庭医</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：来信を読む；指向的に読む；情報を得るために読む</li></ul></li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：情報交換をする</li><li>• 言語活動：情報を求める、質問をする、説明を求める</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ、通知、書式</li><li>• 言語活動：メモをする</li></ul></li></ul>

## CP11：歯医者

### テーマ

- 適切な食事
- 新しい予約を入れる
- 歯磨き
- 甘いものを賢く食べる
- 子供の歯のケア

### 全般的目標

受験者は歯の手入れについて歯科医と改まった会話をすることができる。

### 不可欠な行動

#### CH1：歯医者に行く準備をする

- 目標：
  1. 受験者は歯医者からの呼出状を読むことができる。
  2. 受験者は予約カードを読むことができる。
  3. 受験者は待合室の掲示板にある簡単な情報を読むことができる。
  4. 受験者は歯の手入れに関する（視覚的素材を含む）パンフレットを読み、理解することができる。
  5. 受験者は歯磨きに関する指示書を読み、理解することができる。
  6. 受験者は予約を入れるために歯医者の電話番号を調べることができます。
  7. 受験者は新規の予約を入れることができます。
- 場所：自宅、歯医者の待合室
- ロールプレイ参加者：受験者、歯科医助手および歯科医
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む；指示を読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を求める・提供する、質問をする

#### CH2：歯医者と話をする

- 目標：
  1. 受験者は歯の手入れについての会話をすることができる。
  2. 受験者は健康な歯の重要性について会話をすることができる。
- 場所：歯科医の診察室
- ロールプレイ参加者：受験者、歯科医助手および歯科医
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を要求する、情報を与える、質問をする

## <就労分野：一般> 分野：職探し

### CP1：仕事を探す

#### テーマ

- 広告を見る
- 職務要件
- 学歴
- 情報収集
- 職業安定所、人材派遣会社、再就職支援会社に登録
- 職歴（履歴書）

#### 一般的目標

受験者は適切な方法で、労働市場から自分に適した職務を（再び）探すことができる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：求職者として登録する

- 目標：
  1. 受験者は職業安定所や人材派遣会社に登録することができる。
  2. 受験者は自分が探している職務について説明することができる。
  3. 受験者は仕事についての希望に関する質問に答えることができる。
  4. 受験者は職歴に関する質問に答えることができる。
  5. 受験者は自分のNT2（第二言語としてのオランダ語試験）のレベルやオランダ語の経験について説明することができる。
  6. 受験者は登録用紙に記入することができる。
- 場所：職業安定所、人材派遣会社
- ロールプレイ参加者：受験者および職業安定所の職員または人材派遣会社の社員
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする；指示を読む
  - 言語活動：根拠を述べる、理由を述べる、描写する、交換する、情報を提供する、情報を求める、特徴を述べる、原因を述べる、説明をする、例を挙げる、希望を伝える、提案をする
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：情報を提供する、質問に答える、描写する、説明をする、例を挙げる

##### CH2：書面で書かれた求人情報を探す

- 目標：
  1. 受験者は新聞、情報冊子やインターネットから企業や職務についての情報を探すことができる。
  2. 受験者は求人情報を読み、理解することができる。
- 場所：職業安定所、人材派遣会社、再就職支援会社
- ロールプレイ参加者：受験者および職業安定所の職員または人材派遣会社の社員、再就職支援会社のアドバイザー
- 技能：読解
  - 二次技能：手紙を読む；指向的に読む；情報を得るために読む

##### CH3：求人に関する情報を求める

- 目標：
  1. 受験者は窓口で求人情報に関する情報を請求することができる。
  2. 受験者は求人情報についての質問に対する答えを理解することができる。
- 場所：職業安定所、人材派遣会社、再就職支援会社
- ロールプレイ参加者：受験者および仲介機関の職員
- 技能：会話

- 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
- 言語活動：根拠を述べる、理由を述べる、描写する、情報を提供する、情報を求める、特徴を述べる、説明を求める、比較する、例を挙げる、希望を伝える、提案をする
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：情報を提供する、質問に答える、希望を伝える、例を挙げる、理由を述べる、描写する

## CP2：求人に応募する

### テーマ

- 学歴
- 仕事に対する動機
- 同僚と一緒に仕事をする
- 職場での役割
- 職歴（履歴書）

### 全般的目標

受験者は適切な方法で求職・採用手続きを準備をすることができる。

受験者は適切な方法で求職・採用手続きを進めることができる。

### 不可欠な行動

#### CH1：求人・採用面接の準備をする

- 目標：
  - 1. 受験者は新聞、情報冊子やインターネット上にある、ある職務または企業についての情報の要点を理解することができる。
  - 2. 受験者は面接の準備として、自分の職歴や職務に対する動機に関するメモを作成することができる。
- 場所：自宅、図書館、職業安定所や再就職支援会社における研修
- ロールプレイ参加者：受験者および知人、職業安定所の職員または再就職支援会社のアドバイザー
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む；指向的に読む；指示を読む
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：メモをする、例を挙げる、情報を求める

#### CH2：電話で求人に応募する

- 目標：
  - 1. 受験者は担当者を電話口に呼び出してもらうことができる。
  - 2. 受験者は電話で自己紹介をすることができる。
  - 3. 受験者は求人応募に関連する一般的な質問を理解することができる。
  - 4. 受験者は職務に関心があることを知らせることができる。
  - 5. 受験者は職歴や動機について説明することができる。
- 場所：自宅、面接トレーニング
- ロールプレイ参加者：受験者、雇用者、人事責任者または訓練者
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：根拠を述べる、理由を述べる、原因を述べる、説明をする、比較する、例を挙げる、希望を伝える、提案をする

#### CH3：エントリーシートに記入する

- 目標：
  - 1. 受験者はエントリーシートに記入することができる。
- 場所：自宅、職場
- ロールプレイ参加者：受験者および必要に応じて知人または同僚
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；指示を読む
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：情報を提供する、質問に答える、希望を伝える、例を挙げる、理由を述べる、描写する

#### CH4：面接通知を読む

- 目標：
    - 1. 受験者は面接通知を読むことができる。
    - 2. 受験者は面接がいつ、どこで行われるのかがわかる。
  - 場所：自宅
  - ロールプレイ参加者：受験者
  - 技能：読解
    - 二次技能：手紙を読む；情報を得るために読む
- #### CH5：求人・採用面接を受ける
- 目標：
    - 1. 受験者は自己紹介をすることができる。
    - 2. 受験者は自分自身に関する質問に答えることができる。
    - 3. 受験者は自分の職歴について説明することができる。
    - 4. 受験者は職務に対する動機を述べることができる。
    - 5. 受験者は自分が作成したリストに基づき質問をすることができる。
    - 6. 受験者は今後のプロセスについて質問することができる。
  - 場所：新しい職場
  - ロールプレイ参加者：受験者、雇用者または人事責任者および／または同僚
  - 技能：会話
    - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
    - 言語活動：根拠を述べる、理由を述べる、描写する、やりとりをする、情報を提供する、情報を求める、心構えを述べる、特徴を述べる、原因を述べる、以前の面接を参考する、説明をする、比較する、例を挙げる、希望を伝える

### CP3：労働契約（給与、勤務時間、手当など）についての会話をする

<b>テーマ</b>
◦ 託児施設 ◦ 経費に関する規則 ◦ 時間外労働 ◦ 試用期間 ◦ 通勤手当 ◦ 給与 ◦ 有給休暇 ◦ 勤務時間
<b>全般的目標</b>
受験者は新規の労働契約（原案）を読み、面接においてそれに関する説明を求めることができる。
<b>不可欠な行動</b>
<b>CH1：労働契約についての話し合いの準備をする</b>
◦ 目標： 1. 受験者は簡単な契約書を理解することができる。 2. 受験者は書面による質問の準備ができる。
◦ 場所：自宅、職場 ◦ ロールプレイ参加者：受験者
◦ 技能：読解 • 二次技能：情報を得るために読む
◦ 技能：筆記 • 二次技能：メモ、通知、書式 • 言語活動：メモをする、質問をする、希望を伝える
<b>CH2：労働条件についての話し合いをする</b>
◦ 目標： 1. 受験者は労働条件に関する質問をすることができる。 2. 受験者は自分の希望を知らせることができる。 3. 受験者は説明を求めることができる。 4. 受験者は労働条件に関する口頭による説明を理解することができる。
◦ 場所：勤務予定の職場 ◦ ロールプレイ参加者：受験者および雇用者または人事責任者
◦ 技能：会話 • 二次技能：物事を手配する；情報交換をする • 言語活動：根拠を述べる、理由を述べる、描写する、情報を提供する、情報を求める、特徴を述べる、原因を述べる、説明をする、比較する、例を挙げる、希望を伝える、提案をする

## 分野：職場にて

### CP4：労働条件（給与、休暇、手当など）についての会話をする

#### テーマ

- 労働時間短縮日
- 教育研修費に対する会社からの援助
- 託児施設
- 通勤手当
- 業務上の経費
- 育児休業
- 時間外労働
- 給与
- 有給休暇
- 医療保険

#### 全般的目標

受験者は休暇や自分の業務に適用される、あるいはその可能性がある規則について話をすることができる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：労働条件についての話し合いの準備をする

- 目標：
  - 1. 受験者は簡潔に作成された労働条件契約書を読むことができる。
  - 2. 受験者は質問を書面にて言葉で示すことができる。
  - 3. 受験者は従業員の権利と義務について同僚に質問することができる。
  - 4. 受験者は権利と義務についての質問に対する答えを理解することができる。
- 場所：自宅、職場
- ロールプレイ参加者：受験者および同僚
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：質問をする、情報を提供する、情報を手に入れる、説明をする、理由を述べる、希望を伝える
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：メモをする、質問に答える、希望を伝える、例を挙げる、理由を述べる、描写する

##### CH2：労働条件についての話し合いをする

- 目標：
  - 1. 受験者は労働条件に関する質問をすることができる。
  - 2. 受験者は自分の希望を知らせることができる。
  - 3. 受験者は労働条件に関する口頭での説明を理解することができる。
  - 4. 受験者は説明を求めることができる。
  - 5. 受験者は自分の状況について説明することができる。
- 場所：新しい職場
- ロールプレイ参加者：受験者および雇用者または人事責任者
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする；物事を手配する
  - 言語活動：根拠を述べる、理由を述べる、描寫する、情報を提供する、情報を求める、特徴を述べる、原因を述べる、説明をする、比較する、例を挙げる、希望を伝える、提案をする

## CP5：人事考課面談

<p><b>テーマ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 日常業務</li><li>• 目標および成果</li><li>• 自分の仕事ぶり</li><li>• 同僚や上司と一緒に仕事をする</li><li>• 今後の業務／役割</li><li>• 仕事に対する満足／不満足度</li></ul>
<p><b>全般的目標</b></p> <p>受験者は適切な方法で、自分の仕事ぶりについて上司との話し合いに参加することができ、またそのための準備をすることができる。</p>
<p><b>不可欠な行動</b></p> <p><b>CH1：人事考課面談の準備をする</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は人事考課面談において話題となる項目について理解することができる。</li><li>2. 受験者は職務内容一覧を読むことができる。</li><li>3. 受験者は自分の仕事ぶりについての私見をリストアップすることができる。</li><li>4. 受験者は自分の仕事ぶりについて質問がある場合は、それをメモすることができる。</li></ol></li><li>○ 場所：自宅、職場</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：情報を得るために読む、指向的に読む</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ、通知、書式</li><li>• 言語活動：メモをする、情報を求める、質間に答える、希望を伝える、例を挙げる、理由を述べる、描写する、説明をする、提案をする</li></ul></li></ul> <p><b>CH2：人事考課面談を受ける</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は仕事および自分の仕事ぶりについて、上司および／または人事担当者と会話をすることができる。</li><li>2. 受験者は自分の業務について情報を与え、質間に答えることができる。</li><li>3. 受験者は自分の質問事柄を、話し合いの際に取り上げることができる。</li></ol></li><li>○ 場所：職場</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者および上司</li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：物事を手配する；情報交換をする</li><li>• 言語活動：根拠を述べる、理由を述べる、描写する、情報を提供する、情報を求める、特徴を述べる、原因を述べる、説明をする、比較する、例を挙げる、希望を伝える、提案をする</li></ul></li></ul>

## CP6：病欠および復帰の連絡

### テーマ

- 治療
- 過度の緊張
- 職場復帰
- 痛み
- 疾病

### 全般的目標

受験者は病気になった際の連絡手続き（および復帰した際の報告）を、適切な方法で行うことができる。  
受験者は適切な方法で産業医と会話をすることができる。

### 不可欠な行動

#### CH1：電話による病欠および復帰の連絡

- 目標：
  - 1. 受験者は自分が病気になったことおよび復帰したことを電話で連絡することができる。
  - 2. 受験者は病欠および復帰の連絡に関する説明書きを理解することができる。
  - 3. 受験者は電話で産業医に予約を入れることができる。
  - 4. 受験者は病欠期間の目安を伝えることができる。
- 場所：自宅
- ロールプレイ参加者：受験者および上司
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：報告をする、情報を与える、理由を述べる

#### CH2：欠勤モニタリング用紙に記入する

- 目標：
  - 1. 受験者は簡単で一般的な欠勤モニタリング用紙を読み、理解することができる。
  - 2. 受験者は簡単で一般的な欠勤モニタリング用紙に記入することができる。
- 場所：自宅、職場
- ロールプレイ参加者：受験者および同僚または上司
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：情報を提供する、理由を述べる、質問に答える、説明をする

#### CH3：産業医と話をする

- 目標：
  - 1. 受験者は自分の病気に関して産業医と会話をすることができる。
  - 2. 受験者は自分の症状について説明することができる。
  - 3. 受験者は自分の過去の愁訴について述べることができます。
  - 4. 受験者は産業医の診断と指示を理解することができます。
  - 5. 受験者は復帰について話をすることができる。
  - 6. 受験者は次の予約を入れることができます。
- 場所：産業医の診療所、自宅
- ロールプレイ参加者：受験者および産業医
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：情報を提供する、情報を受け取る、特徴を述べる、原因を述べる、説明をする、比較する、例を挙げる

## CP7：仕事の打ち合わせ／チームミーティング

### テーマ

- 報告
- 新製品
- シフト
- 役割分担
- 業務

### 全般的目標

受験者は、適切な準備の後、受験者が知っている人物との打ち合わせに参加することができる。  
受験者は、既に知っていて自分に関係のある、業務関連事柄について会話をすることができます。

### 不可欠な行動

#### CH1：仕事の打ち合わせの準備をする

- 目標：
  - 1. 受験者は会議の議事録を読むことができる。
  - 2. 受験者は打ち合わせの議事項目リストを読むことができる。
  - 3. 受験者は予定されている会議の大まかな内容を理解することができる。
  - 4. 受験者は自分の発言の準備として要約メモを作成することができる。
  - 5. 受験者は同僚に説明を求めることができる。
- 場所：自宅、職場
- ロールプレイ参加者：受験者、同僚および上司
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を提供する、情報を手に入れる、質問に答える、質問をする
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：メモをする、情報を提供する、質問に答える

#### CH2：仕事の打ち合わせ

- 目標：
  - 1. 受験者は、自分が知っていて関係のある業務関連事柄に関して、情報を理解することができる。
  - 2. 受験者は、自分が知っていて関係のある業務関連事柄に関して、情報を提供することができる。
  - 3. 受験者は、自分が知っていて関係のある業務関連事柄をもとに、質問をすることができる。
  - 4. 受験者は、自分が知っていて関係のある業務関連事柄をもとに、自分の意見を言葉で表現することができる。
- 場所：職場
- ロールプレイ参加者：受験者、同僚および上司
- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や指示を聞く、参加者の一人として聞く
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする；集会や会合に参加する
  - 言語活動：情報を求める、情報を提供する、意見を述べる、根拠を述べる、理由を述べる

#### CH3：仕事の打ち合わせ中に議事録を作成する

- 目標：
  1. 受験者は仕事の打ち合わせの際に発言された内容について、自分用のメモを作成することができる。
- 場所：職場
- ロールプレイ参加者：受験者
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：メモをする、情報を提供する

## CP8：同僚と打ち合わせをする

### テーマ

- 危険な状況
- 不測の事態
- 役割分担
- 業務の進め方

### 全般的目標

受験者は業務の進め方について同僚と打ち合わせをすることができる。

### 不可欠な行動

#### CH1：職務の分担について同僚と打ち合わせをする

- 目標：
  1. 受験者は何かをして（手伝って）ほしい、または何かを取りに行ってほしいといった依頼を理解することができる。
  2. 受験者は自分が何をしなければならないかがわかる（わからない）旨を告げることができる。
  3. 受験者はある業務を希望している旨を伝えることができる。
  4. 受験者は不明な点を明らかにするために質問をすることができる。
- 場所：職場
- ロールプレイ参加者：受験者および同僚
- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や指示を聞く
- 技能：読解
  - 二次技能：指示を読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：情報を求める、意見を述べる、提案をする、説明を求める、質問に答える

#### CH2：業務の進め方について同僚と打ち合わせをする

- 目標：
  1. 受験者は業務遂行中に同僚から与えられる指示を理解することができる。
  2. 受験者は業務において同僚に指示を与えることができる。
  3. 受験者は不明な点を明らかにするために質問をすることができる。
  4. 受験者は自分が何をしなければならないかがわかる旨を告げることができます。
  5. 受験者は不測の事態について説明し、同僚に知らせることができます。
  6. 受験者は不測の事態を解決するための話し合いをすることができます。
- 場所：職場
- ロールプレイ参加者：受験者および一緒に業務を行う（指示を与える）同僚
- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や指示を聞く
- 技能：読解
  - 二次技能：指示を読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：情報を提供する、情報を求める、指示を与える、意見を述べる、原因を述べる、警告する

## CP9：同僚と会話をする

### テーマ

- 同僚の援助に対してお礼を述べる
- 同僚の家族／友人が亡くなった際にお悔やみを述べる
- 子供が生まれた際にお祝いを述べる
- 同僚の誕生日にお祝いを述べる
- 休暇の予定についての会話
- 病気の同僚の様子を尋ねる
- 新しい同僚に対して自己紹介をする

### 全般的目標

受験者は、人間関係について多少なりとも定型化した、形式ばらない会話を同僚とすることができる。受験者は一般的な希望などについて、やりとりすることができる。

### 不可欠な行動

#### CH1：同僚と形式ばらない会話をする

- 目標：
  - 1. 受験者は新しい同僚に自己紹介をすることができる。
  - 2. 受験者は休憩時間中の簡単な会話に参加することができる。
  - 3. 受験者は同僚に対して手伝いを申し出ることができる。
  - 4. 受験者は手伝ってくれた同僚に対し礼を述べることができる。
  - 5. 受験者は同僚に対しお祝い／お悔やみを述べることができる。
  - 6. 受験者は以前話題になった、同僚の私的な出来事について尋ねることができる。
  - 7. 受験者は自分が不快に思っていることについて言うことができる。
  - 8. 受験者は態度や行動を改めるように、感じよく頼むことができる。
- 場所：職場
- ロールプレイ参加者：受験者および同僚
- 技能：会話
  - 二次技能：形式ばらない会話をする
  - 言語活動：体験したことを述べる、感情を言葉にする、称賛する、喜びを述べる、非難する、情報を提供する

## ＜就労分野：職種別＞ 分野：技術系

### CP1：顧客とのコンタクト

#### テーマ

- 日常的な（短い）会話
- 行わねばならない作業について
- 日用品（ゴミ袋、ほうきなど）の提供を求める

#### 一般的目標

受験者は適切な方法で顧客に応対することができる。

受験者は適切な方法で顧客に情報を提供することができる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：行わねばならない作業について顧客と打ち合わせをする

- 目標：
  1. 受験者は顧客に対し自己紹介をすることができる。
  2. 受験者は顧客の要望を理解することができる。
  3. 受験者は不明な点を明らかにするために質問をすることができる。
  4. 受験者はパンフレットなどの説明書きに基づいて顧客にアドバイスをすることができる。
- 場所：顧客宅
- ロールプレイ参加者：受験者、顧客および必要に応じて同僚
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む；指向的に読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：挨拶をする、情報を求める、質問をする

##### CH2：作業実施中に顧客と打ち合わせをする

- 目標：
  1. 受験者は顧客に対し、自分が何をしているか、およびこれから何が起こるかを話すことができる。
  2. 受験者は顧客が何を望んでいるかを理解し、不明な点を明らかにするために質問をすることができる。
  3. 受験者は顧客宅において日用品（バケツ、ゴミ袋、ほうきなど）の提供を求めることができる。
  4. 受験者はある行為（何かを移動させるなど）への許可を求めることができる。
- 場所：顧客宅
- ロールプレイ参加者：受験者および顧客
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：描写する、情報を提供する、説明をする、依頼をする、許可を求める

##### CH3：作業の終了について顧客と会話をする

- 目標：
  1. 受験者は顧客に対し作業終了書への署名を求めることができる。
  2. 受験者は顧客に別れの挨拶をすることができる。
- 場所：顧客宅
- ロールプレイ参加者：受験者および顧客
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：挨拶をする、描写する、情報を提供する、説明する、依頼をする

#### CH4：書式を使って作業の説明責任を果たす

○目標：目標：ロールプレイ参加者：受験者

1. 受験者は作業に関する書式に記入することができる。
2. 受験者は標準書式に作業時間（必要に応じて開始および終了時刻）を記入することができる。

○場所：顧客宅、職場

○ロールプレイ参加者：受験者

○技能：読解

- 二次技能：指向的に読む

○技能：筆記

- 二次技能：メモ、通知、書式
- 言語活動：描写する、情報を提供する、質問に答える

## CP2：報告する

<p>テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 作業の終了方法</li><li>• 終了した作業</li><li>• 終了後の状況</li><li>• 故障</li></ul>
<p>全般的目標</p> <p>受験者は口頭および書面によって作業報告をすることができる。 受験者は口頭および書面による作業報告を理解することができる。</p>
<p>不可欠な行動</p>
<p>CH1：行なわれた作業について書面で報告する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は標準書式に行なわれた作業を列挙することができる。</li><li>2. 受験者は標準書式や業務日誌に同僚や上司向けのメモをすることができる。</li></ol></li><li>○ 場所：職場</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：指示を読む；指向的に読む</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ，通知，書式</li><li>• 言語活動：情報を提供する，描写をする，依頼をする</li></ul></li></ul>
<p>CH2：継続作業について短いメモや伝言を書く</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は必要に応じてまだ行わねばならない作業は何かを伝えることができる。</li><li>2. 受験者は頻繁に再発する故障について描写することができる。</li><li>3. 受験者はある事柄について考慮，または手配を依頼をすることができる。</li></ol></li><li>○ 場所：職場</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者</li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ，通知，書式</li><li>• 言語活動：情報を提供する，描写をする，依頼をする</li></ul></li></ul>
<p>CH3：行なわれた作業について口頭で報告する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は同僚あるいは上司との会話の中で，行なわれた作業を列挙することができる。</li><li>2. 受験者は必要に応じてまだ行わねばならない作業は何かを伝えることができる。</li><li>3. 受験者は気がついたことや伝言，または（既知の）故障について伝えることができる。</li></ol></li><li>○ 場所：職場</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者および同僚または上司</li><li>○ 技能：話す<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：独白をする</li><li>• 言語活動：描写する，説明をする，例を挙げる</li></ul></li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：物事を手配する；情報交換をする</li><li>• 言語活動：情報を提供する，描写する，説明をする，例を挙げる，警告する</li></ul></li></ul>
<p>CH4：継続作業について口頭で報告する</p>

- 目標：
  1. 受験者は必要に応じてまだ行わねばならない作業は何かを伝えることができる。
  2. 受験者はある事柄について考慮、または手配を依頼をすることができる。
- 場所：職場
- ロールプレイ参加者：受験者および同僚
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：情報を提供する、情報を求める、依頼をする

### CP3：労働安全衛生規則に対処する

#### テーマ

- 物を持ち上げたり、屈む際の一般的な指示
- 化学薬品、洗剤の使用
- 防護用具（耳栓、ガスマスク、手袋、マスク）の使用
- 着用が義務付けられている作業服の使用
- 衛生的、健康、安全に作業するための概要
- 規則および安全に関する指示（火災や避難の際など）

#### 全般的目標

受験者は自分の業務に関係のある労働安全衛生規則を理解し、それに従うことができる。  
受験者は、自分の職場における規則変更の必要性を、話し合えるようにすることができる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：健康的、衛生的かつ安全に仕事をすることに関する文章を読む

- 目標：
  1. 受験者は安全、健康、衛生に関する自分に宛てられた文章を理解することができる。
- 場所：職場
- ロールプレイ参加者：受験者
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む；指示を読む

##### CH2：職場での労働環境について会話する

- 目標：
  1. 受験者は指示や行動、姿勢、服装規則、防護用具の重要性について、実用的な質問をすることができる。
  2. 受験者は自分の症状や必要なことについて上司や労働環境に関する専門家と話すことができる。
  3. 受験者は安全規則について上司や労働環境に関する専門家に質問をすることができる。
  4. 受験者は安全対策、適切な行動および防護用具の使用について（新しい）同僚に簡単に説明することができる。
- 場所：職場
- ロールプレイ参加者：受験者、直属の上司、労働環境に関する専門家および同僚
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む、指示を読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする；物事を手配する
  - 言語活動：助言を求める、例を挙げる、依頼をする、情報を提供する、警告する、指示を与える

##### CH3：安全に関するデモンストレーションや講習を受ける

- 目標：
  1. 受験者は、安全、健康および衛生に関するデモンストレーションや講習で与えられる情報が、自分の業務ならびに具体的な行動に関係するもので、かつ視覚情報で補って作成されたものならば、理解することができる。
  2. 受験者は労働環境に関するデモンストレーションや安全に関する指示について、理解できない場合には質問をすることができる。
  3. 受験者は講習の際に自分の職場の労働環境および衛生に関しての簡単な質問に答えることができる。
- 場所：職場または講習先
- ロールプレイ参加者：受験者、講師および／または同僚
- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や指示を聞く；テレビ・ビデオや録音された音声を聞く

- 技能：読解
  - 二次技能：指示を読む；指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：集会や会合に参加する、情報交換をする
  - 言語活動：質問をする、情報を求める、答える

## CP4：苦情への対応

<b>テーマ</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 仕事中に起きた損害</li><li>• 提供したサービスまたは製品の質が悪い</li><li>• 適切に行われなかつた修理または作業</li><li>• サービス／製品配達の遅延</li><li>• 納品の誤り</li></ul>
<b>全般的目標</b>
受験者は自分の業務に関連する苦情を適切な方法で処理することができる。
<b>不可欠な行動</b>
<b>CH1：自分が行なった作業に関連する苦情について顧客と会話をする</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ul style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は顧客の苦情（の大まかな内容）を理解することができる。</li><li>2. 受験者は適切かつ礼儀正しく顧客に応対することができる。</li><li>3. 受験者はレシートまたは領収書を読み、理解することができる。</li><li>4. 受験者は手続きおよび自分の権限／任務について説明をすることができる。</li><li>5. 受験者は簡単な苦情に対し解決策を提案することができる。</li><li>6. 受験者は複雑な苦情の処理を同僚に回すことができる。</li><li>7. 受験者は同僚が提案する解決策を理解することができる。</li><li>8. 受験者は問題解決に関する約束事項を言葉で説明することができる。</li><li>9. 受験者は苦情内容をレシート、領収書または標準書式にメモすることができる。</li></ul></li><li>○ 場所：顧客宅</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者および顧客</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：情報を得るために読む；指示を読む</li></ul></li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：情報交換をする；物事を手配する</li><li>• 言語活動：説明をする、情報を理解する、情報を提供する、指示を与える、説明をする、謝罪をする</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ、通知、書式</li><li>• 言語活動：情報を提供する、質問に答える、説明をする</li></ul></li></ul>

## CP5：作業に関する指示を理解する

### テーマ

- 機械、装置、製品の使用方法
- 新しい任務や作業に関する説明

### 全般的目標

受験者は機械、装置、書式に関する説明を理解し、それに従うことができる。

受験者は新しい任務や作業に関する説明を理解し、それに従うことができる。

### 不可欠な行動

#### CH1：口頭による機械や装置の使い方の指示に従う

- 目標：
  1. 受験者は作業や機械についての（視覚情報で補われた）指示（デモンストレーション）を理解することができる。
  2. 受験者は指示に関して質問をすることができる。
  3. 受験者は自分の質問に対する回答を理解することができる。
- 場所：職場
- ロールプレイ参加者：受験者、同僚、上司および／または外部講師
- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や指示を聞く；テレビ・ビデオや録音された音声を聞く
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする；形式ばらない会話をする
  - 言語活動：質問をする

#### CH2：指示を読む

- 目標：
  1. 受験者は装置や機械の使い方に関する自分に宛てられた指示書きを理解することができます。
- 場所：職場
- ロールプレイ参加者：受験者
- 技能：読解
  - 二次技能：指示を読む；情報を得るために読む

#### CH3：作業に関する指示書きについて質問をし、説明を求める

- 目標：
  1. 受験者は業務に関する指示書きについて上司に質問をすることができる。
  2. 受験者は理解の確認のため、指示内容を自分の言葉で再現することができる。
- 場所：職場
- ロールプレイ参加者：受験者、同僚および／または直属の上司
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：助言を求める、情報を求める

## 分野：商業及びサービス業系

### CP1：顧客とのコンタクト

#### テーマ

- 製品またはサービスの有無
- 製品またはサービスの利用
- 品質
- 価格
- 書面による製品情報
- 製品の所在地

#### 全般的目標

受験者は適切な方法で顧客に応対することができる。

受験者は適切な方法で顧客に情報を提供することができる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：顧客とコンタクトを取る

- 目標：
  1. 受験者は自分が何か顧客の手伝いができるかどうか顧客に尋ねることができる。
  2. 受験者は顧客が手助けを求めていることを理解してそれに応じる、または顧客に少しの間待つことができるかどうか尋ねることができます。
  3. 受験者は顧客を待たせたことに対し詫びることができます。
- 場所：店頭、事務所、顧客宅
- ロールプレイ参加者：受験者および顧客
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：援助を申し出る、謝罪をする、情報を提供する、描写する

##### CH2：製品やサービスの有無について会話をする

- 目標：
  1. 受験者はある製品やサービスに関する問い合わせを理解することができます。
  2. 受験者はある製品やサービスに関する説明書きを検索することができます。
  3. 受験者はある製品やサービスが提供できる旨を伝えることができます。
  4. 受験者はある製品やサービスを提供できない理由を伝えることができます。
  5. 受験者は製品がどこに陳列されているか／どうすれば手に入るか／どうすればその要求を満たすことができるかを説明することができます。
  6. 受験者は自分には分からることを伝えることができます。
  7. 受験者は同僚の援助を求めるることができます。
- 場所：店頭、事務所、顧客宅
- ロールプレイ参加者：受験者、顧客および必要に応じて同僚
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む；情報を得るために読む
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：情報を提供する、情報を求める、理由を述べる、描写する、謝罪する
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：情報を提供する、情報を求める、説明する

##### CH3：製品やサービスの品質、価格または使用方法について会話をする

- 目標：
  1. 受験者は製品やサービスの品質、価格または使用方法に関する簡単な質問を理解することができます。
  2. 受験者は製品やサービスの品質、価格または使用方法に関する簡単な質問に答えることができます。
  3. 受験者は自分には分からることを伝えることができます。

- 4. 受験者は質問について調べる、または同僚に尋ねてみることを伝えることができる。
- 5. 受験者は製品やサービスの品質、価格または利用方法に関する簡単な質問を同僚にすることができます。

- 場所：店頭、事務所、顧客宅
- ロールプレイ参加者：受験者、顧客および必要に応じて同僚
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を提供する、情報を求める、説明する

#### CH4：説明書きを検索する

- 目標：
  - 1. 受験者はパンフレット、広告や製品ガイド／概要、製品ラベルから情報を検索することができる。
  - 2. 受験者は顧客に提供できる説明書きを示すことができる。
  - 3. 受験者はある製品やサービスに関する説明書きを検索することができる。
- 場所：店頭、事務所、顧客宅
- ロールプレイ参加者：受験者、顧客および必要に応じて同僚
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む；指向的に読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：情報を提供する、情報を求める、説明する

## CP2：報告する

<p>テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 处理済の仕事</li><li>◦ 注文</li><li>◦ 終了した業務</li><li>◦ 郵便／ファックス</li><li>◦ 故障</li><li>◦ 在庫リスト</li></ul>
<p>全般的目標</p> <p>受験者は口頭および書面によって業務報告をすることができる。</p> <p>受験者は口頭および書面による業務報告を理解することができる。</p>
<p>不可欠な行動</p>
<p>CH1：行なわれた業務について書面で報告する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は標準書式、日誌や概要リストに行なわれた業務を列挙することができる。</li><li>2. 受験者は標準書式や日誌に同僚、上司やその他の専門家宛ての必要なコメントや伝言をメモすることができる。</li><li>3. 受験者は、例えば故障や障害、注文に関して何が既に行なわれたか、キーワードを用いて同僚に書面で指示を与えることができる。</li></ol></li><li>◦ 場所：店頭、事務所、顧客宅</li><li>◦ ロールプレイ参加者：受験者、一緒に勤務する同僚、上司またはその他の職業的関係者</li><li>◦ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 二次技能：指示を読む；指向的に読む</li></ul></li><li>◦ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 二次技能：来信；メモ、通知および申込用紙</li><li>◦ 言語活動：情報を提供する、質問に答える、説明をする</li></ul></li></ul>
<p>CH2：継続業務について短いメモや伝言を書く</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者はどの業務をまだ行なわねばならないかについて、同僚宛のメモを作成することができる。</li><li>2. 受験者は業務日誌や書式に記入することができる。</li></ol></li><li>◦ 場所：職場</li><li>◦ ロールプレイ参加者：受験者、同僚および／またはサービス業者</li><li>◦ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 二次技能：来信；メモ、通知および申込用紙</li><li>◦ 言語活動：依頼をする、情報を与える、説明をする</li></ul></li></ul>
<p>CH3：行なわれた業務について口頭で報告する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は仕事の打ち合わせまたは同僚との打ち合わせにおいて、行なわれた業務を列挙することができる。</li><li>2. 受験者は必要なコメントや伝言を同僚、上司やその他の専門家に口頭で伝えることができる。</li><li>3. 受験者は同僚、上司やその他の専門家からの業務に関連した反応や伝言を理解することができる。</li></ol></li><li>◦ 場所：職場</li><li>◦ ロールプレイ参加者：受験者、同僚および／または上司</li><li>◦ 技能：話す<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 二次技能：独白をする</li><li>◦ 言語活動：説明をする、描写する、例を挙げる</li></ul></li></ul>

- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする；集会や会合に参加する
  - 言語活動：情報を提供する、説明をする、描写する、例を挙げる

CH4：継続業務について口頭で報告する

- 目標：
  1. 受験者は必要に応じてどの業務をまだ行わねばならないかを伝えることができる。
  2. 受験者はある事柄について考慮する、または購入することなどを依頼をすることができる。
- 場所：店頭、事務所、顧客宅
- ロールプレイ参加者：受験者、同僚、上司、納品業者および／または顧客
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：情報を提供する、説明をする、描写する、例を挙げる、助言を与える

### CP3：労働安全衛生規則に対処する

#### テーマ

- 労働環境に関する一般的な指示
- 衛生的および健康的な作業の概要
- 規則および安全に関する指示（火災や避難の際など）
- 職場の規則 コンピュータの使用

#### 全般的目標

受験者は自分の業務に関係のある労働安全衛生規則を理解し、それに従うことができる。

受験者は、自分の職場における規則変更の必要性について、話し合えるようにすることができる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：健康的、衛生的かつ安全に仕事をすることに関する文章を読む

- 目標：
  1. 受験者は事務所や店における安全、健康、衛生に関する自分に宛てられた文章を理解することができる。
- 場所：店頭、事務所、顧客宅
- ロールプレイ参加者：受験者、同僚および上司
- 技能：読解
  - 二次技能：指示を読む；指向的に読む；情報を得るために読む

##### CH2：自分の職場での労働環境について会話をする

- 目標：
  1. 受験者は指示や行動、姿勢、服装規則、防護用具、家具、職場環境などの重要性について実用的な質問をすることができる。
  2. 受験者は自分の症状や必要なことについて上司や労働環境に関する専門家と話すことができる。
  3. 受験者は安全規則について上司や同僚に質問をすることができる。
  4. 受験者は安全対策、適切な行動および防護用具の使用について（新しい）同僚に簡単に説明することができる。
- 場所：職場
- ロールプレイ参加者：受験者および直属の上司
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む；指示を読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする；物事を手配する
  - 言語活動：情報を求める、助言を求める、依頼をする、情報を提供する、警告する、指示を与える

##### CH3：安全に関するデモンストレーションや講習を受ける

- 目標：
  1. 受験者は、安全、健康および衛生に関するデモンストレーションや講習で与えられる情報が、自分の業務ならびに具体的な行動に関係するもので、かつ視覚情報で補って作成されたものならば、理解することができる。
  2. 受験者は労働環境に関するデモンストレーションや安全に関する指示について、質問をすることができる。
  3. 受験者は自分の職場の労働安全衛生規則または安全に関する指示について、簡単な質問に答えることができる。
- 場所：職場または講習先
- ロールプレイ参加者：受験者、講師および必要に応じて第三者
- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や指示を聞く、テレビ・ビデオや録音された音声を聞く
- 技能：読解

- 二次技能：指示を読む；指向的に読む
- 技能：会話
  - 二次技能：集会や会合に参加する、情報交換をする
  - 言語活動：質問をする、情報を求める、回答する

## CP4：苦情への対応

### テーマ

- 提供したサービスまたは製品の質が悪い
- 製品配達／サービス提供の遅延
- 納品の誤り

### 全般的目標

受験者は苦情を適切な方法で処理することができる。

### 不可欠な行動

#### CH1：自分が行なった業務に関連する苦情について顧客と会話をする

- 目標：
  1. 受験者は顧客の苦情（の大きな内容）を理解することができる。
  2. 受験者は適切かつ礼儀正しく顧客に応対することができる。
  3. 受験者はレシートまたは領収書を読み、理解することができる。
  4. 受験者は手続きおよび自分の権限または任務について説明することができる。
  5. 受験者は簡単な苦情に対し解決策を提案することができる。
  6. 受験者は複雑な苦情の処理を同僚に回すことができる。
  7. 受験者は同僚が提案する解決策を理解することができる。
  8. 受験者は問題解決に関する約束事項を言葉で説明することができる。
  9. 受験者は苦情内容をレシート、領収書または標準書式にメモすることができる。
- 場所：店頭、事務所、顧客宅
- ロールプレイ参加者：受験者および顧客
- 技能：読解
  - 二次技能：情報を得るために読む；指示を読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする；物事を手配する
  - 言語活動：説明をする、情報を提供する、情報を求める、指示を与える、説明をする、謝罪をする
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：質問に答える、説明をする、情報を提供する

## CP5：業務に関する指示を理解する

<p><b>テーマ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 機械、装置または製品の使用方法</li><li>◦ 新しい任務や業務に関する説明</li></ul>
<p><b>全般的目標</b></p> <p>受験者は機械、装置や書式に関する説明を理解し、それに従うことができる。 受験者は新しい任務や業務に関する説明を理解し、それに従うことができる。</p>
<p><b>不可欠な行動</b></p>
<p><b>CH1：口頭による機械や装置の使い方の指示に従う</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は業務や機械についての視覚情報で補われた指示またはデモンストレーションを理解することができる。</li><li>2. 受験者は指示に関して質問をすることができる。</li><li>3. 受験者は指示に関する質問に対する回答を理解することができる。</li></ol></li><li>◦ 場所：職場</li><li>◦ ロールプレイ参加者：受験者、同僚または上司および／または外部講師</li><li>◦ 技能：聴解<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 二次技能：通知や指示を聞く；テレビ・ビデオや録音された音声を聞く</li></ul></li><li>◦ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 二次技能：情報交換をする；形式ばらない会話をする</li><li>◦ 言語活動：質問をする、説明を求める、補足を求める</li></ul></li></ul>
<p><b>CH2：指示を読む</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は装置や機械の使い方に関する自分に宛てられた指示書きを理解することができる。</li></ol></li><li>◦ 場所：職場</li><li>◦ ロールプレイ参加者：受験者</li><li>◦ 技能：読み解<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 二次技能：指示を読む；情報を得るために読む</li></ul></li></ul>
<p><b>CH3：業務に関する指示書きについて質問をし、説明を求める</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は業務に関する指示書きについて上司に質問をすることができる。</li><li>2. 受験者は理解の確認のため、指示内容を自分の言葉で再現することができる。</li></ol></li><li>◦ 場所：職場</li><li>◦ ロールプレイ参加者：受験者、直属の上司および／または同僚</li><li>◦ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>◦ 二次技能：情報交換をする</li><li>◦ 言語活動：助言を求める、説明を求める、情報を求める、より詳しい説明を求める</li></ul></li></ul>

## 分野：保健医療および福祉系

### CP1：利用者とのコンタクト

#### テーマ

- 施設への訪問者を迎える
- 訪問者に道順を説明する
- 行動に関する指示
- 不審な事柄を記録し、報告する
- 医療受給者に指示を与える
- シグナルを受け止める
- 役割分担

#### 全般的目標

受験者は適切な方法で利用者に応対し、情報を与えることができる。

受験者は適切な方法で医療受給者、クライエント、患者と話し合いをすることができる。

受験者は適切な方法で施設への訪問者を迎えることができる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：医療受給者、クライエント、訪問者や患者と会話をする

- 目標：
  - 1. 受験者は日常会話を始め、終わらせることができる。
  - 2. 受験者は医療受給者、子供、患者やクライエントの日常生活に関して質問をすることができる。
  - 3. 受験者は不明な点を明らかにするために質問をすることができる。
  - 4. 受験者はシグナルを受け止め、日常行動の変化を識別し、それについて上司、保護者、同僚に報告することができる。
- 場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅
- ロールプレイ参加者：受験者、患者または医療受給者、上司、保護者または同僚
- 技能：会話
  - 二次技能：形式ばらない会話；情報交換をする
  - 言語活動：質問をする、意見を述べる、助言をする、説明をする、報告をする

##### CH2：医療受給者、クライエント、訪問者や患者に指示や説明を与える

- 目標：
  - 1. 受験者は医療受給者、子供、患者やクライエントに対し、他の人物から託された指示を伝えることができる。
  - 2. 受験者は不明な点を明らかにするための質問に対し、実施する業務に関連するものであれば答えることができる。
  - 3. 受験者は不測の事態や出来事を描写し、同僚や上司に報告することができる。
  - 4. 受験者は不測の事態に対する可能な解決策について、その場で話し合いをすることができる。
- 場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅
- ロールプレイ参加者：受験者、患者、クライエント、医療受給者または子供
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：描写する、情報を提供する、説明する

##### CH3：業務について医療受給者やクライエントと会話をする

- 目標：
  - 1. 受験者は業務の実施に関して提案をすることができる。
  - 2. 受験者は利用者の依頼を理解することができます。
  - 3. 受験者は利用者の依頼を丁重に断ることができます。
  - 4. 受験者は断る理由を説明することができます。
  - 5. 受験者は利用者と約束をすることができます。
- 場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅
- ロールプレイ参加者：受験者および医療受給者またはクライエント

- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：提案をする，断る，説明をする，情報を提供する，情報を求める

CH4：施設への訪問者を迎える、施設に関する情報を提供する

- 目標：
  1. 受験者は訪問者に見学案内をすることができ、何がどこで行われるか説明することができます。
  2. 受験者はシフト表、スケジュール表、通知などから、施設での各種活動、名前、時間、場所や電話番号を調べることができます。
  3. 受験者はアクティビティ、開所時間、事務所の業務時間などに関する簡単な質問に答えることができる。
  4. 受験者はいつ、どこでより詳しい情報を手に入れることができるかを伝えることができる。
  5. 受験者は訪問者の名前その他の情報をメモし、後日連絡が行く旨を伝えることができる。
  6. 受験者は訪問者を送り出し、別れの挨拶をすることができる。
- 場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅
- ロールプレイ参加者：受験者および訪問者
- 技能：読解
  - 二次技能：指向的に読む
- 技能：会話
  - 二次技能：情報交換をする
  - 言語活動：挨拶をする、回答する、情報を提供する
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：メモをする、情報を提供する

## CP2：報告する

<p><b>テーマ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 業務の終了方法</li><li>• 提供された介護支援</li><li>• 終了した業務</li><li>• 身の回りの世話</li><li>• 終了後の状況</li><li>• 実施されたゲームやその他アクティビティ</li></ul>
<p><b>一般的目標</b></p> <p>受験者は口頭および書面によって業務報告をすることができる。</p> <p>受験者は口頭および書面による業務報告を理解することができる。</p>
<p><b>不可欠な行動</b></p>
<p><b>CH1：行なわれた業務について書面で報告する</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は標準書式、日誌や概要リストに、行なわれた業務をキーワードを用いて列挙することができる。</li><li>2. 受験者は標準書式や日誌に同僚、上司その他の専門家宛ての必要なコメントや伝言をメモすることができる。</li><li>3. 受験者は、医療受給者、その家族や他の人たちのため、自分の業務に引き続き何が行われねばならないかについて、キーワードによる指示書きを作成することができる。</li></ol></li><li>○ 場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者、一緒に勤務している同僚、上司、医療受給者、クライエント、医療受給者の家族またはその他関係する専門家</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：指向的に読む</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ、通知および書式</li><li>• 言語活動：描写する、情報を提供する、質問に答える、依頼をする</li></ul></li></ul>
<p><b>CH2：継続業務について短いメモや伝言を書く</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者はある事柄を考慮するため、あるいはどの業務がまだ行われねばならないかについて、同僚宛てのメモを作成することができる。</li><li>2. 受験者は医療受給者、子供やクライエントの家族、または責任者宛てに短い標準的な手紙を書くことができる。</li></ol></li><li>○ 場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者および医療受給者、クライエント、保護者またはその他関係する専門家</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：指示を読む</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：手紙を書く</li><li>• 言語活動：描写する、情報を提供する、依頼をする</li></ul></li></ul>
<p><b>CH3：行なわれた業務について口頭で報告する</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は仕事の打ち合わせまたは同僚との打ち合わせにおいて、行なわれた業務を列挙することができる。</li><li>2. 受験者は必要なコメントや伝言を同僚、上司その他の専門家に口頭で伝えることができる。</li><li>3. 受験者は、医療受給者、その家族や他の人たちに対し、自分の業務に引き続き何が行われねばならないかについて伝えることができる。</li></ol></li><li>○ 場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅</li></ul>

- ロールプレイ参加者：受験者、一緒に勤務する同僚、上司、医療受給者、クライエント、保護者またはその他関係する専門家
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする；集会や会合に参加する
  - 言語活動：情報を提供する、説明をする、描写する、例を挙げる、助言を与える

#### CH4：継続業務について口頭で報告する

- 目標：
  1. 受験者は必要に応じてどの業務をまだ行わねばならないかを伝えることができる。
  2. 受験者はある事柄について考慮する、または購入することなどを依頼をすることができる。
  3. 受験者は医療受給者またはクライエントが今後のアクティビティについて他の人と相談しなければいけないということを報告することができる。
- 場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅
- ロールプレイ参加者：受験者および医療受給者、クライエント、保護者またはその他関係する専門家
- 技能：会話
  - 二次技能：物事を手配する；情報交換をする
  - 言語活動：情報を提供する、説明をする、描写する、例を挙げる、助言を与える

### CP3：労働安全衛生規則に対処する

#### テーマ

- 物を持ち上げたり、届む際の一般的な指示
- 化学薬品の使用
- 洗剤の使用
- 健康および衛生
- 衛生的および健康的な業務の概要
- 規則および安全に関する指示（火災や避難の際など）

#### 全般的目標

受験者は自分の業務に関係のある労働安全衛生規則を理解し、それに従うことができる。  
受験者は、自分の職場における何らかの変更の必要性を、話し合えるようにすることができる。

#### 不可欠な行動

##### CH1：健康的、衛生的かつ安全に仕事をすることに関する文章を読む

- 目標：
  1. 受験者は安全、健康および衛生に関する指示を理解することができる。
  2. 受験者は自分の行動、および医療受給者、患者、子供や訪問者の行動に関する指示を理解することができる。
- 場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅、自宅
- ロールプレイ参加者：受験者
- 技能：読み解き
- 二次技能：指示を読む；指向的に読む；情報を得るために読む

##### CH2：自分の職場の労働環境について会話をする

- 目標：
  1. 受験者は指示や、届んだり物を持ち上げることに関する規則、服装規則、防護用具、補助器具などの重要性について、実用的な質問をすることができる。
  2. 受験者は自分の症状や必要なこと、例外事項について上司や労働環境に関する専門家と話すことができる。
  3. 受験者は衛生、労働安全衛生規則や安全規則について同僚や上司に質問をすることができる。
  4. 受験者は安全対策、適切な行動および防護用具の使用について（新しい）同僚に簡単に説明することができる。
- 場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅
- ロールプレイ参加者：受験者、直属の上司、労働環境に関する専門家および同僚
- 技能：読み解き
- 二次技能：情報を得るために読む；指示を読む
- 技能：会話
- 二次技能：情報交換をする；物事を手配する
- 言語活動：助言を求める、例を挙げる、依頼をする、情報を提供する、警告する、指示を与える

##### CH3：安全に関するデモンストレーションや講習を受ける

- 目標：
  1. 受験者は、安全および健康に関するデモンストレーションや講習で与えられる情報が、自分の業務ならびに具体的な行動に関係するもので、かつ視覚情報で補つて作成されたものならば、理解することができる。
  2. 受験者は労働環境のデモンストレーションや安全に関する指示について質問をすることができる。
  3. 受験者は自分の業務の労働安全衛生規則、安全に関する指示、および衛生に関しての簡単な質問に答えることができる。
- 場所：職場または講習先
- ロールプレイ参加者：受験者、講師および必要に応じて他の受講者または同僚

- 技能：聴解
  - 二次技能：通知や指示を聞く；テレビ・ラジオや録音された音声を聞く
- 技能：読解
  - 二次技能：指示を読む
- 技能：会話
  - 二次技能：集会や会合に参加する、情報交換をする
  - 言語活動：質問をする、情報を求める、回答する
- 技能：筆記
  - 二次技能：メモ、通知、書式
  - 言語活動：質問をする、情報を求める、回答する；依頼をする

## CP4：苦情への対応

<b>テーマ</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>• 仕事中に起きた損害</li><li>• その他の、または追加の医療の必要性</li><li>• 人、施設または仕事上の何かについての苦情</li><li>• 提供したサービス、医療の質が悪い</li><li>• 約束事が守られていない</li><li>• サービス、医療の遅延</li></ul>
<b>全般的目標</b>
受験者は苦情を適切な方法で処理することができる。
<b>不可欠な行動</b>
CH1：自分が行なった業務に関連する苦情について利用者と会話をする
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は医療受給者、クライエントまたは保護者の苦情（の大まかな内容）を理解することができる。</li><li>2. 受験者は適切かつ礼儀正しく医療受給者、クライエントまたは保護者に応対することができる。</li><li>3. 受験者は提供された医療について同僚が記入した書式、簡単な報告書またはメモを理解することができる。</li><li>4. 受験者は手続きおよび自分の権限または任務について説明をすることができる。</li><li>5. 受験者は簡単な苦情に対し解決策を提案することができる。</li><li>6. 受験者は複雑な苦情の処理を同僚に回すことができる。</li><li>7. 受験者は同僚が提案する解決策を理解することができる。</li><li>8. 受験者は問題の解決に関する約束事項を言葉で説明することができる。</li><li>9. 受験者は苦情内容を標準書式または業務日誌にメモすることができる。</li></ol></li><li>○ 場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅</li><li>○ ロールプレイ参加者：受験者およびクライエントまたは医療受給者</li><li>○ 技能：読解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：情報を得るために読む；指示を読む</li></ul></li><li>○ 技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：情報交換をする；物事を手配する</li><li>• 言語活動：説明をする、情報を理解する、情報を提供する、指示を与える、説明をする、謝罪をする</li></ul></li><li>○ 技能：筆記<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：メモ、通知、書式</li><li>• 言語活動：情報を提供する、質問に答える、説明をする</li></ul></li></ul>

## CP5:業務に関する指示を理解する

<p>テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 機械、装置、製品の使用方法</li><li>• 新しい任務や業務に関する説明</li></ul>
<p>全般的目標</p> <p>受験者は機械、装置や書式に関する説明を理解し、それに従うことができる。</p> <p>受験者は新しい任務や業務に関する説明を理解し、それに従うことができる。</p>
<p>不可欠な行動</p>
<p>CH1：口頭による業務や装置の使い方の指示に従う</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は業務や機械についての視覚情報で補われた指示またはデモンストレーションを理解することができる。</li><li>2. 受験者は指示に関して質問をすることができる。</li><li>3. 受験者は指示に関する質問に対する回答を理解することができる。</li></ol></li><li>◦場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅</li><li>◦ロールプレイ参加者：受験者、同僚、上司および外部講師</li><li>◦技能：聴解<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：通知や指示を聞く；テレビ・ビデオや録音された音声を聞く</li></ul></li><li>◦技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：情報交換をする；形式ばらない会話をする</li><li>• 言語活動：質問をする、説明を求める、助言を求める</li></ul></li></ul>
<p>CH2：指示を読む</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は業務や装置の使い方に関する自分に宛てられた指示書きを理解することができます。</li></ol></li><li>◦場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅</li><li>◦ロールプレイ参加者：受験者</li><li>◦技能：読み解き<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：指示を読む；指向的に読む；情報を得るために読む</li></ul></li></ul>
<p>CH3：業務に関する指示書きについて質問をし、説明を求める</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦目標：<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受験者は業務に関する指示書きについて上司に質問をすることができる。</li><li>2. 受験者は理解の確認のため、指示内容を自分の言葉で再現することができる。</li></ol></li><li>◦場所：施設、クライエントや医療受給者の自宅</li><li>◦ロールプレイ参加者：受験者および直属の上司または同僚</li><li>◦技能：会話<ul style="list-style-type: none"><li>• 二次技能：情報交換をする</li><li>• 言語活動：助言を求める、情報を求める</li></ul></li></ul>

## 「オランダ社会に関する知識の達成目標」

### 1. 仕事と収入

オランダ社会に定着しようとする外国人は、求職し、仕事を続け、自活する準備ができている。

不可欠な行動	不可欠な知識	成功行動の指標
1.1 迅速かつ効果的に (新しい) 仕事を探す	1.1.1 雇用・収入センター (CWI) が求職者に提供しているサービスを知っている。	失業した時点ですぐにCWIに連絡を取り、登録／申し込みを行う。  自分のスタート地点に見合った職業教育を希望する場合にCWIと相談する。
	1.1.2 被雇用者保険給付期間 (UWV) が失業者や就業不能者に提供しているサービスを知っている。	失業あるいは就業不能の一環として給付金を申請する際、手続きに従って対応する。
	1.1.3 仕事を見つけるための、他の仲介団体 (CWI以外) を知っている。	失業した時点で、例えば人材派遣会社などの他の仲介団体に登録する。
	1.1.4 オランダで求人を見つける方法を知っている。	自分の人脈や情報源に照会して求人を探す（新聞、インターネット、CWI合同説明会、自分の人脈など）。
	1.1.5 自分の資格やキャリアの可能性に関して、労働市場の関連産業部門に見識がある。	労働市場でのチャンスに影響を及ぼす要因について考慮する（予備教育、職歴、労働可能時間、労働意欲、居住地、オランダ語の知識）。
	1.1.6 オランダの労働市場に対応できるように、自分の学歴や職歴の評価を確定する、あるいは査定してもらう方法を知っている。	過去に取得した学位または職歴の評価を照合する（外国学位評価<IDW>の申請もしくは既得能力認定<EVC>の手続き）。
	1.1.7 職業教育を受けるにあたってどういった手続きを踏まねばならないかを知っている。	自分自身にとっての職業教育の重要性を説明する。  教育機関で入学申し込みをする。
	1.1.8 求職者に対して雇用者がどのような能力要件を提示しうるか知っている。	オランダ語の語学力に不足がある場合には、適した講習に申し込む。

		求職技能が不十分である場合には訓練の機会を探す。
		資格が不十分である場合には、それを補うのに適した職業教育の機会がないか調べる。 「生涯学習」の一環で努力することの重要性を説明する。
1.2 労働組合に積極的に参加する	1.2.1 雇用者が被雇用者に対してどういった一般要件を提示するかを知っている。	同僚と一緒に働く。 自主的に働き、イニシアチブを示す。 自己実現と専門的知識（技術）の向上に努める。
	1.2.2 どういう形態の従業員参加が重要であるかを知っている。	従業員参加の各種形態における、自分の役割の有用性を理解する（作業部会、協議会、労働組合、社員厚生会など）。
	1.2.3 同僚との付き合いの重要性を認識している。	従業員参加の重要性を説明する。 同僚や上司と適切な方法で付き合う。
	1.2.4 雇用契約から、被雇用者にどのような規則や義務事項が発生するかを知っている。	業務を遂行する際には就業規則に従う（労働安全衛生、環境、休暇、疾病など）。
	1.2.5 どの保険料と税金を被雇用者が支払わねばならないか、またどういった目的のものであるか大筋において知っている。	各種労働契約（0時間契約、人材派遣会社経由、仮雇用契約、正規雇用契約、復帰措置）に、権利と義務を規定することの有用性を認識する。
		控除される被雇用者負担保険料および税金と、一般社会保障準備金とを関連づける。
		なぜ給与からの控除が必要であるのかを説明する。
		税金申告または税金還付の書式に記入する際に、助けを見出すことができる。 必要に応じて、自分で補完的な（年金）保険を手配する。
	1.2.6 オランダにおける労働組合の役割を理解している。	オランダにおける労働組合運動の重要性について説明する（出身国もしくは他の国と比較する）。
	1.2.7 CAOの内容となぜCAOが重要であるかを知っている。	CAOの重要性と内容について説明する。

1.3 労働市場の（隠れた）差別に対処する	1.3.1 差別を受けた場合の法的権利と手続きについて知っている。	雇用者と差別の疑いについて話し合う。 差別を受けた場合に法的権利に訴える。
	1.3.2 様々な形態の（隠れた）差別に対して自己防衛を高める戦略を心得ている。	差別を打破するための各種戦略を用いる。
1.4 自分の会社を設立する準備を始める	1.4.1 商工会議所の役割を知っている。	商工会議所に登録する。
	1.4.2 特定の産業部門で起業するためには、特定の学位が重要になることを知っている。	(補完的な) 講習に申し込む。
	1.4.3 自分の会社の資金調達に関する要件を知っている。	事業計画を作成するための情報を提供する。 自分の会社の資金調達を手配する。

## 2. マナー、価値観や規範

オランダ社会に定着しようとする外国人は、オランダのマナー、価値観や規範に対応することができる。また、人とその意見とを区別することができる。すなわち他人は尊重するが、意見に対する批判と人に対する尊重とが両立できることを示す。

不可欠な行動	不可欠な知識	成功行動の指標
2.1 オランダの各種マナーを解釈し、適用する	2.1.1 マナー、価値観、規範が、文化、地域、社会階級によって異なることを知っている。	暗黙の社交上のルールについて情報を得る（観察する、助言を求める、確認や訂正を求めるなど）。 社会的に受け入れられる方法で共通点や相違点に対応する。 自分と異なる経験をもった国民のマナー、規範、価値観について知ろうとする。
	2.1.2 オランダ人は非常に率直に意見を述べることがあるが、人の気分を害したり無礼をする意図があるわけではないことを知っている。	率直に述べられた反応や批判を個人攻撃と受け止めない。 面と向かって述べられた意見や直接的な質問の仕方に、すぐに気分を害して反応しない。
	2.1.3 私生活と仕事において、人付き合いがどのように行われるかを知っている。	人付き合いで誰かを訪問する場合、相手が望むのであれば予め約束をする。 した約束は守るか、または適切なタイミングでキャンセルをする。
	2.1.4 最もよくある場面（店や待合室、窓口、近所のパーティに参加する）で、通常の行動規則がどのようなものであるかを知っている。	番号札を取る、ショッピングカートを取る、列に並ぶ、自分の順番が来るのを待つ。 そうするべきであるか、または適切である場合、ちょっとした贈り物を持参する。
2.2 奇妙な、あるいは母国とのそれとは対立する習慣、価値観、規範に対応する	2.2.1 家庭内も含めて男女の関係が平等であることを知っている。	女性を平等に扱い、オランダの一般的な規範に従う。
	2.2.2 オランダでは、同じ性別同士を含む（未婚での）同居が受け入れられていることを知っている。	結婚とは異なる同居形態で暮らす人たちに迷惑をかけない。

	2.2.3 オランダの重要な祝日と、その宗教的あるいは歴史的な趣旨／背景を知っている。	これらのお祭りを祝う場合、学校や近所、職場でどうするべきか情報を得る。  重要な宗教的、政治的祝日（クリスマス、復活祭、ラマダン、砂糖祭り、シンタク拉斯、女王誕生日、5月4日と5日など）を祝うこと、またお祭りに付随する習慣の背景について他の人を尊重する。
2.3 社会的ネットワークに参加する	2.3.1 文化クラブやスポーツクラブの目的と習慣を理解している。	なぜクラブの会員になることが重要なのかを説明することが出来る。  クラブの会員に何が求められるかについて情報を得る。
2.4 日常的な人付き合いを始め、維持する	2.4.1 隣人や知人の家庭の重要行事（結婚、出産、試験合格など）におけるオランダの習慣を知っている。	家庭の重要な行事において、隣人や知人と適切な方法で連絡を取る（カードを贈る、お祝いを述べる、ちょっとしたプレゼントを贈るなど）。
	2.4.2 迷惑に対処することができる。	他人から受けた迷惑について、話し合いで持てるようにする。  自分が迷惑をかけるおそれがある場合には、適切な対策を取る（例えば、自宅でパーティを開くとき隣人に断りを入れる）。

### 3. 住まい

オランダ社会に定着しようとする外国人は、適した住居を見つけて（ガス、電気、水道などの）公共サービスを手配できる。また、住まいの安全性と環境や清潔な生活環境に配慮する。

不可欠な行動	不可欠な知識	成功行動の指標
3.1 適した住居を手配する	3.1.1 住居を手に入れるための情報を、どこでどのように見つけることができるか知っている。	借家を探す場合、適切な機関に連絡を取る。 公営住宅新聞やウェブサイトを参照する。 家族の状況や自分の収入に適した住宅の希望を明確に説明する。 家探しまたは引越しを希望する場合、適切な機関に登録する。 規定の手続きにおける手順に従う。 賃貸手当の申請に関する規則に従う。
	3.1.2 住宅の購入／売却に関する手続きを理解している。	不動産屋のサービスを必要に応じて利用する。 銀行もしくは住宅ローン仲介業者のもとで情報を得る。 住宅ローンを組む場合、自分の融資限度額を見積もる。 利息控除の可能性について説明する。 公証人役場で住宅ローンと売渡証書を発効させる。
3.2 自宅における公共サービスと通信手段を手配し、利用する	3.2.1 どのように申し込みを手配せねばならないか知っている。  3.2.2 光熱費の年末清算書がどのように構成されているか知っている。	エネルギーの供給を手配する。 電話やケーブル接続を手配する。  光熱費の年末清算書の要点を理解する。
	3.2.3 ガス、電気、水道をいかに安全かつ無駄なく使わねばならないか知っている。	ガス、電気、水道の使用に関する安全規則に従って行動する。  ガス、電気、水道を無駄なく使用することで、環境と費用を節約する。
	3.2.4 障害発生時に誰に連絡を取らねばならないかを知っている。	障害を認識して適切に対処する（例えば、近所の停電や自宅内のガス漏れを識別できる）。

3.3 保険に賢く対応する	3.3.1 どの保険が賃借人または家主にとって重要であるかを知っている（例えば、損害賠償保険、家財保険、火災保険）。	住居に関する最も一般的な保険を契約する。  「住宅」保険の重要性を説明する。
	3.3.2 損害を報告する方法を知っている。	損害を報告し、損害内容を正確に定義する。
3.4 居住環境の装飾や維持管理に関する習慣に対応する	3.4.1 ゴミの収集と分別に関する規則を知っている。	ゴミの収集と分別に関する規則を適用する。
	3.4.2 オランダ人が清潔な周囲と環境を重視していることを知っている。	庭と周囲を清潔に保つ。  一般的な環境規則に従う。
	3.4.3 オランダでは家と庭の外観が重視されることを知っている。	住居の外観が整っているように配慮する。  指定された場所にゴミを保管する。

#### 4. 健康と保健医療

オランダ社会に定着しようとする外国人は、オランダの保健医療制度の規則に従い、保健医療を利用することができます。

不可欠な行動	不可欠な知識	成功行動の指標
4.1 自分の健康状態と生活様式を考慮して賢い選択をする	4.1.1 運動と健康的な食品が、健康に大きく貢献することを知っている。	健康を維持するためスポーツをし、体を動かし、健康的な食生活をする。
4.2 一次保健医療（家庭医）を利用する	4.2.1 家庭医の見つけ方を知っている。	家庭医の選択に関して自分の保険会社に相談する。 家庭医のもとに登録を申し込み。
		患者の自己紹介面談のために予約を入れる。
	4.2.2 どういった症状で家庭医を訪ねることができるか、あるいは訪ねなければならないかを知っている。	家庭医の任務と責務の範疇にある愁訴に関して予約を入れる。
	4.2.3 オランダの医師の一般的な指示方法を知っている。	回復促進に役立つ行動をする。 薬の処方が控えめに行われることを理解する。
4.3 二次保健医療を利用する	4.3.1 家庭医が専門医療に紹介してくれるのを知っている。	医療的問題がある場合には、まず家庭医のところへ行く。 専門医を訪ねるときには紹介状を携行する。 病院の規則や慣習を遵守する。
		初回通院時には、まず登録カードを作成してもらう。
		提供されるサービスの種類の例を挙げる。 介護審査センター（CIZ: Centrum Indicatiestelling Zorg）に介護の予約を申し込み。
	4.3.2 患者がいつ自宅介護サービスを求める権利を持っているかを知っている。	心理的問題がある場合には、まず家庭医に連絡を取る。
	4.3.3 家庭医に、社会心理方面の介護サービスや社会福祉事業団体に紹介してもらえることを知っている。	

4.4 薬局を利用する	4.4.1 医薬品の大半は、処方箋の提示がなければ入手できないことを知っている。	家庭医もしくは専門医を介して処方箋を入手する。
		ドラッグストアや薬局で購入できる、処方箋を必要としない医薬品を、医師の診療を受けずに入手する。
		医薬品代の払い戻しを申請する際に適切な規則を適用する。
4.5 歯科医を利用する	4.5.1 定期的に歯科医に通うのが一般的であることを知っている。	歯科医を選ぶ。 検診や治療のため定期的に歯科医に通う。
4.6 医学的緊急事態に対応する	4.6.1 緊急時には112番に電話せねばならないことを知っている。	緊急事態には救急番号に電話する。
	4.6.2 夜間および週末救急サービスがどのように手配されるかを知っている。	夜間や週末に緊急の医学的問題が発生した場合は、当直の家庭医詰め所に連絡を取る。
4.7 妊娠や出産、乳幼児に関する専門介護を利用する	4.7.1 母親学級や助産婦介助の申し込みをどこでしたらよいか知っている。	助産婦に申し込みをするか、または医療的介入を必要とする場合に婦人科医を紹介してもらう。 産科指導の例を挙げる。 適切なタイミングで、いずれかの事務所に産褥ヘルパーの申し込みをする。
	4.7.2 どのサービス団体が乳幼児健診センターを開設しているか知っている。	乳幼児健診センター訪問の呼出に反応する。 乳幼児健診センターが提供するサービスの例を挙げる。 乳幼児の発育を報告する。 「成長記録手帳」から子供の発育に関する情報を取り出す。
4.8 医療保険に入り、利用する	4.8.1 医療保険の加入が義務付けられていることや、医療保険が基本プランから成り立っているため、補完的な保険の追加が可能であることを知っている。	医療保険会社を選ぶ。 基本プランの構成要素と、補完的な保険に加入しなければならない要素を挙げる。
	4.8.2 医療費をどのように申告しなければならないかを知っている。	規定の方法で申告する。

4.9 老人や慢性疾患患者、 障害者の介護を利用 したり、手配する	4.9.1 最も重要な介護サービスの種類を知っている。	提供されうる介護の種類（自宅介護、 外来介護、収容介護）を説明する。
	4.9.2 患者介護が自宅でどのように支援されうるかを知っている。	CIZに連絡を取る。
	4.9.3 自宅での介護が不十分な場合にどうすれば良いか分かっている。	自宅介護サービスや専門機関のサービスを利用できるという状況を認識する。 適切な機関に連絡を取る。
	4.9.4 施設収容手続きを始める際にどこで助言が得られるかを知っている。	適切な機関に連絡を取る。

## 5. 歴史と地理

オランダ社会に定着しようとする外国人は、オランダの歴史と地理を知ることで、オランダとオランダ社会に関与することができる。

不可欠な行動	不可欠な知識	成功行動の指標
5.1 オランダの歴史について知識を深める	5.1.1 黄金時代／富、植民地化政策、海運、治水に関してオランダの歴史を知っている。	オランダの歴史の最も重要な時代とその特徴について説明する。
	5.1.2 オランダの歴史において特定の時代に何が生まれたか、そのうち現代においても姿を留めているものが何であるかを知っている。	歴史が現代のオランダにもたらした影響を説明する（港、航海術、建造物、教会、文化的な少数派、治水設備、運河）。
5.2 オランダにとって微妙な関係や出来事を扱う	5.2.1 第二次世界大戦中のオランダの歴史と、それがオランダの日常生活に及ぼす影響について理解している。	反ユダヤ主義的な発言に関して、オランダが敏感であることに理解を示す。 5月4日と5日の式典および習慣を尊重する。
	5.2.2 自分の出身国がオランダの歴史に果たした役割を理解している。	自分の国とオランダの歴史的、経済的、文化的つながりについて説明する。
	5.2.3 第二次世界大戦中、西欧の解放において米国、カナダ、英国が果たした役割を理解している。	オランダと西欧が、米国、カナダ、英国と結びつきを持っていることに理解を示す。 実際の協力体制（北大西洋条約機構（NAVO:Noord-Atlantische Verdragsorganisatie）、歐州連合（EU:Europese Unie））について説明する。
5.3 オランダの地理学的知識を日常生活で活用する	5.3.1 州ならびに最も重要な場所の位置と名前を知っている。	州ならびに最も重要な場所の位置を説明する。
	5.3.2 様々な馴染みのある場所や州同士の大まかな距離を知っている。	オランダ国内の場所同士の距離と移動時間（列車／車）を見積もる（例えば、通勤や通学、身内を訪問するため）。
	5.3.3 各地域の経済的特徴を理解している。	各地域と各地域の経済的特徴との関係について説明する（首都圏が特に重要）。 居住地の選択と特定の産業部門における就職の可能性とを組み合わせる。

5.4 (70年代以降) オランダで受け入れられている自由な概念に対応する	5.4.1 法律の下に男女が平等であることを知っている。	オランダにおいて一般的な規範に従って女性を平等に扱う。
	5.4.2 少女ならびに女性が自立した生活を確立するように求められていることを知っている。	女性の自決権を認める。 女性が自身の進学やキャリアに投資することを尊重する。
	5.4.3 同性愛者である旨を公表することが禁止されていないことを知っている。	子供やパートナーの進学やキャリアが、その妨げにはならない。 同性愛者であることを公に告白した人に迷惑をかけない。
	5.4.4 一部の男女の特定の服装行動をふしだら、または他者を誘惑するものと見なしてはいけないことを知っている。	自分の見解として不適切な服装をしている人に迷惑をかけない。

## 6. 各種機関

オランダ社会に定着しようとする外国人は、地方自治体や税務署、警察、そして社会福祉や法律扶助機関のサービス内容を知っている。

また、事態が起こった際に、法律支援センターや社会福祉事業センターで情報や助けを求めることができる。

不可欠な行動	不可欠な知識	成功行動の指標
6.1 自治体が市民に提供するサービスを利用する	6.1.1 住民基本台帳 (GBA: Gemeentelijke Basis Administratie, 旧戸籍簿) への変更をどのように届け出なければならないかを知っている。  6.1.2 パスポートや運転免許証の申請や更新手続きを知っている。  6.1.3 滞在許可証の取得や帰化に関する規則を知っている。  6.1.4 どの市税を納めなければならぬかを知っている。  6.1.5 市町村が交付する、自分に最も関係ある許可の存在とその申請について知っている。	出生、結婚、離婚、死亡、転居、移住の際に変更を届け出る。  適切な機関に申し入れる。  適切な機関で適切な情報を見つける。 手続きに従って対応する。 帰化のメリットとデメリットを説明する。  市税を納める。  許可を申請または取得する場合は手続きに従う。
6.2 税金申告や税金還付、特別手当（医療手当、託児所手当、住宅手当）の申請に対応する	6.2.1 各住民が固有の住民番号を持つことを知っている。  6.2.2 月ごとおよび年ごとに収入の明細を受け取ることを知っている。  6.2.3 場合によって税金を納めなければならないこと、またその一方で税金の払い戻しを受けられる場合があることも知っている。	規定の場面において固有の住民番号を使う。  給与明細または給付金明細、年次所得表の要点をいくつか解説する。 なぜ年次所得表を複数年にわたって保管しなければならないかを説明する。  税金申告をする。  なぜ税金が（追加）納入、あるいは還付されねばならないかを説明する。

		納税に関して便宜を求める（分割払い／減額／免除）。
6.2.4 税務署が、医療費や住宅費、託児所費用などに対する補償給付も行っていることを知っている。		手当や補償を申請する。
6.3 警察が提供するサービスと指示に対応する	6.3.1 オランダにいる14歳以上の人全てに、身分証明書の携帯義務が課せられていることを知っている。	所轄当局に求められた際には身分証明書を提示する。
	6.3.2 警察が市民に対して担う役割にどのようなものがあるかを知っている。	盜難や紛失の届出を行う。 迷惑や（交通）事故、暴力沙汰に際して警察の助けを要請する。 (交通) 警察の指示に従う。
6.4 法律支援（市民相談課）と社会福祉を利用する	6.4.1 政府から不当な扱いを受けたことに対してどのように抗議できるかを知っている。	適切な機関の支援を受けて、苦情を提出する。 苦情提出の結果を予測する。
	6.4.2 オランダでは、信仰や性別、人種、性的傾向を理由とした差別が禁止されていることを知っている。	適切な機関の支援を受けて、苦情を提出する。 苦情提出の結果を予測する。 適切に行動することで、自らが苦情の対象になるのを防ぐ。
	6.4.3 法律支援を受けるには、弁護士や司法窓口に問い合わせればよいことを知っている。	規定の手続きに沿って対応する。 自分の所得状況に相応した自己負担分を支払う。
	6.4.4 社会福祉事業／未成年者保護サービスがいずれの場合に支援を提供できるか知っている。	助けを求める場合として考えられる例を挙げる。 助けを求める場合には、まず家庭医に知らせる。

## 7. 国家組織と法治国家

オランダ社会に定着しようとする外国人は、オランダの国家組織を知ることで、オランダとオランダ社会に関与することが出来る。

不可欠な行動	不可欠な知識	成功行動の指標
7.1 日常的事柄においてオランダ憲法を履行する	7.1.1 「言論の自由」が意味するところを知っている。	自分とは異なる見解をもった人も尊重する。 自分の見解を述べるときに主張し過ぎない（限度を心得ている）。 他の人に対して「限度」に達していることを知らせる（但し落ち着いて対応する）。
	7.1.2 「信仰の自由」ならびに「平等な待遇／差別禁止」の意味するところを知っている。	他の宗教を信仰している人を尊重する。 宗教や生活信条、政治的傾向、人種、性別、その他どのような根拠にも関係なく、全ての人を平等に待遇する。 他の人が宗教、生活信条、政治的傾向、人種や性別の分野で、馴染みのない、あるいは望ましくない方法で行動している場合でも、その人たちに迷惑をかけない。
	7.1.3 「参政権／民主主義」の意味するところ、ならびに投票の重要性を知っている。	選挙権と被選挙権の重要性を述べる。 投票が行われる状況を説明する（地方議会、州議会、下院、欧州議会、治水委員会の選挙、国民投票）。 帰化していない住民が、いつ、どの選挙に参加することができるかを説明する。 オランダで最も重要な政党について説明する。 集めた情報に基づき、選挙公約の要点について自分の立場を明らかにする。 参政権を利用する。
	7.1.4 王室の立場と役割を理解している。	女王の立場と社会的地位を説明する（立憲君主国）。

7.2 オランダの各統治レベルの責務について知識を深める	7.2.1 王国政府に立法の策定ならびに整備の責任があることを知っている。	王国政府が国民に対して担っている最も重要な役割と責任について説明する。
	7.2.2 州政府の主要任務が、地域開発計画と環境の分野にあることを知っている。	州政府が市民に対して担っている最も重要な役割と責任について説明する。
	7.2.3 オランダ政府の一部が、欧州の政治や規則の制定に専念していることを知っている。	欧州政府が欧州市民に対して担っている最も重要な役割と責任について説明する。
	7.2.4 オランダの国家組織における最も重要な事柄を知っている。	議会制（政府、上院および下院、国会開会日）ならびに複数政党制（政党名、各党の傾向）の要点を述べる。
	7.2.5 オランダでは権力が3つの要素に分配されていることを知っている（立法、行政および司法権）。	オランダの3つの権利を分離する重要性を説明する。
7.3 教会（宗教）と国家の分離に対応する	7.3.1 国家の法律が宗教や伝統の規範よりも上位にあることを知っている。	まず第一に国家の制定する法律や規則を適用する。
	7.3.2 司法が独立していることを知っている。	裁判官の判決を受け入れる。
7.4 法律と規則を適用する	7.4.1 中絶、安楽死、同性愛、性的傾向に関する法律や規則を知っている。	中絶、安楽死、同性愛、性的傾向の分野において、馴染みのない、あるいは望ましくない行動を取る人に、少なくとも中立的に反応する。 逸脱した見解を持つ人たちも尊重する。
	7.4.2 あらゆる暴力が法の下で処罰の対象になることを知っている（家庭内暴力、復讐、子供を叩く、女児の割礼、路上での暴力行為など）。	暴力沙汰を警察もしくは特定の苦情センターに通報する。
		他人の身体の保全を尊重する。

## 8. 教育と育児

オランダ社会に定着しようとする外国人は、オランダの教育制度を知っており、オランダの知識経済における教育の重要性を認識している。また、自分の子供に教育を受けさせ、保護者に求められる役割を認識している。

不可欠な行動	不可欠な知識	成功行動の指標
8.1 オランダの教育制度を自分と自分の子供のために利用する	8.1.1 就学前教育から最終教育まで、教育制度の構造を理解している。	一連の学校の種類について説明する。 入学基準に従う。
	8.1.2 オランダには教育の自由があることを知っている。	教育制度に縦割り構造が存在する理由を述べることができる。
	8.1.3 5歳から18歳の子供には義務教育があることを知っている。	自分の子供の通学を監視する。 学校の規定した休暇時期に従う。
	8.1.4 障害を持つ生徒のための教育施設があることを知っている。	該当する場合、身体や精神的障害を持った子供、学習や行動に問題がある子供のために用意された特殊教育の機会を利用する。 紹介手続きの際には積極的な姿勢を示し、規定の手順に従う。
8.2 自分の未成年の子供の品行に責任を負う	8.2.1 15歳未満の子供の（不）品行に関しては、その両親に法的責任があることを知っている。	自分の子供の品行を監視する。
	8.2.2 学校が両親の関与を想定していることを知っている。	子供の発達に関して教師と相談する。 両親の関与が想定されている場合に反応する（通信、ボランティアをする）。
	8.2.3 育児支援の機会が存在することを知っている。	支援の必要性を認識する。 各種機関を当たってみる。
8.3 託児所やプレイルームを利用する	8.3.1 プレイルームや託児団体をどこで見つけることができるか知っている。	託児団体で情報を入手する。
	8.3.2 子供の預け方を知っている。	託児所やプレイルームに子供を登録する。
	8.3.3 補償規定の利用の仕方を知っている。	補償を申請する（対象集団に属している場合）。

8.4 教育費や教育補助金、 学生融資に対処する	8.4.1 教育費が特に授業料、保護者負担、教育設備費から成り立っていることを知っている。	各種教育費について説明する。
	8.4.2 どの場合に学校での費用の補償を申請するか知っている。	規定の手続きに従って費用の補償を申請する。
	8.4.3 どの場合に独立行政機関、情報管理グループ（IBG）で申請するかを知っている。	規定の手続きに従って、IBGで学生融資の申請をする。

## ■報告書の入手方法

本報告書を含め、本調査研究に関わる以下の報告書は、国立国語研究所のサイトよりダウンロードすることができます。

1. 国立国語研究所日本語教育基盤情報センター学習項目グループ（2008）『国立国語研究所 内部報告書 平成19年度成果普及セミナー報告書「生活者にとって必要な『ことば』を考える」』.
2. 国立国語研究所日本語教育基盤情報センター学習項目グループ（2009）『国立国語研究所 内部報告書 日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発－中間報告書－』.
3. 国立国語研究所（2009）『国立国語研究所報告 128 日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発－報告書－』. <本報告書>

[http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo\\_syllabus/seika/](http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo_syllabus/seika/)

■編集・執筆

日本語教育基盤情報センター 学習項目グループ

グループ長 金田智子（編集・執筆）

研究員 福永由佳（編集・執筆）

非常勤研究員 黒瀬桂子（執筆）平成19年4月より平成21年3月まで研究補佐員＜常勤＞

非常勤研究員 武田聰子（執筆）

非常勤研究員 谷 啓子（執筆）

非常勤研究員 矢部まゆみ（執筆）

■刊行物検討委員会

柳沢好昭（委員長：国立国語研究所日本語教育基盤情報センター長）

田中牧郎（国立国語研究所研究開発部門言語問題グループ長）

井上文子（国立国語研究所情報資料部門資料整備グループ長）

金田智子（国立国語研究所日本語教育基盤情報センター学習項目グループ長）

■協力

中山健一 岩浅梨絵 片見円香 笠井淳子 大石有香

国立国語研究所報告 128

日本語教育における学習項目一覧と  
段階的目標基準の開発：報告書

---

平成21年9月25日

編集・執筆 日本語教育基盤情報センター 学習項目グループ

発 行 者 独立行政法人 国立国語研究所

〒190-8561 東京都立川市緑町10番地の2

電話 042(540)4300(代表)

---